

久留米市
ひとり親家庭実態調査結果
(平成28年11月1日現在)

平成29年3月

久留米市

はじめに

近年、少子化や核家族化、価値観の多様化が進み、貧困の世代間連鎖が社会的な問題として取り上げられています。このような中で、ひとり親家庭の親は仕事と子育てをひとりで担っており、経済的な面でも生活環境の面でも厳しさが増しています。こうした社会環境において、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備することは、喫緊かつ重要な課題となっています。

この「ひとり親家庭実態調査」は、福岡県が5年ごとに「母子家庭」「父子家庭」の生活実態等を把握し、今後のひとり親家庭等福祉施策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、実施してきました。平成23年度の前回調査からは、久留米市の中核市への移行に伴い、久留米市単独の調査として実施しております。

前回の調査以降、母子家庭だけでなく父子家庭への支援も拡充されてきました。今回の調査結果を踏まえて、支援を必要とする全てのひとり親家庭に確実に支援が届くよう、福祉施策の更なる充実を図っていきたいと考えております。

終わりに、この調査の実施にあたりまして、調査にお答えいただきました皆さまをはじめ、関係機関各位に深く感謝申し上げます。

平成29年3月

久留米市長 檜原 利則

目次

I 調査の概要

1. 調査の目的	1
2. 調査の方法、手順	1
3. 実施主体、調査実施機関、報告書の監修	1
4. 調査票の回収結果	2
5. 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計	2
6. 集計結果利用上の注意	2
7. 調査対象世帯の定義	3
8. 住民基本台帳の抽出条件	3

II 調査結果の概要

1. 世帯数と子どもの数の動向	5
2. 世帯の状況	7
3. ひとり親家庭になった当時の状況	8
4. 仕事の状況	12
5. 住宅の状況	16
6. 生計の状況	17
7. 健康状態	18
8. 子どもの状況	19
9. 生活状況	22
10. 行政機関に対する要望	26

III 調査結果

第1章 母子家庭

1. 母子家庭の世帯数と子どもの数の動向	27
(1) 全国の母子家庭の世帯数	27
(2) 久留米市の母子家庭の世帯数	28
(3) 子どもの数	28
2. 世帯の状況	29
(1) 母親の年齢	29
(2) 20歳未満の子どもの就学・就労状況	30
(3) 20歳未満の子ども以外の同居家族	31
(4) 世帯人員	32
3. 母子家庭になった当時の状況	33
(1) 母子家庭になってからの経過年数	33
(2) 母子家庭になった理由	34
(3) 離婚した夫との養育費の取り決め	35
(ア) 養育費についての相談相手	35

(イ) 養育費の取り決め状況	37
(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由	39
(4) 離婚した夫からの養育費の受給状況	40
(5) 離婚した夫との面会交流の取り決め	42
(6) 離婚した夫との面会交流の実施状況	43
(7) 母子家庭になった当時困ったこと	44
(8) 当時の母子福祉施策の認知経路	45
4. 仕事の状況	46
(1) 母子家庭になった当時の仕事の状況	46
(ア) 母子家庭になった当時の仕事の有無	46
(イ) 母子家庭になった当時の就業形態	47
(ウ) 母子家庭になったことによる転職・退職の有無とその理由	48
(2) 現在の仕事の状況	50
(ア) 現在の仕事の有無	50
(イ) 現在の就業形態	51
(ウ) 現在の仕事の内容（職種）	52
(エ) 求職の方法	53
(オ) 勤続年数	54
(カ) 1日の労働時間	55
(キ) 仕事による月収（手取り額）	59
(ク) 仕事上の不安や不満、悩み	61
(ケ) 現在の仕事の継続意向	63
(コ) 就業していない理由	64
(サ) 今後の就業意向	65
(3) 資格や技術の保有状況と今後取得したい資格や技術	68
(ア) 現在持っている資格や技術	68
(イ) 現在役に立っている資格や技術	70
(ウ) 今後取得したい資格や技術	71
(エ) 現在持っている、役に立っている、今後取得したい資格や技術の比較	72
(オ) 学歴	73
5. 住宅の状況	74
(1) 現在の住宅に住むようになった時期と前住地	74
(2) 住居形態	76
(3) 1か月の家賃（借家の場合）	77
(4) 住宅に関する不満、悩み	78
(5) 現在の住居に対する今後の居住意向	80
(6) 公営住宅への入居希望	81
6. 生計の状況	82
(1) 主たる収入源	82
(2) 従たる収入源	83
(3) 世帯の年間税込み収入	84
(4) 課税状況	86
(5) 家計の状態	87
(6) 現在不足している費用	89

7. 健康状態	90
(1) 母親の健康状態.....	90
(2) 母親が病気の時の本人の身の回りの世話.....	91
(3) 子どもが病気の時の身の回りの世話.....	92
(4) 医療保険.....	93
8. 子どもの状況	94
(1) 子どもとの団らんの機会.....	94
(2) 子どもについての悩み.....	96
(3) 未就学児の世話.....	98
(4) 小学生の世話.....	99
(5) 子どもがひとりになる時間.....	100
(6) 子どもがひとりになる時間に利用したい支援.....	102
(7) 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費.....	104
(8) 子どもの進学についての考え.....	105
9. 生活状況	106
(1) 近所づきあいの程度.....	106
(2) 生きがい.....	107
(3) 生活上の不安や悩み.....	109
(4) 困った時の相談相手.....	111
(5) 家事の担当.....	113
(6) 今後行いたい家族レクリエーション.....	116
(7) 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況.....	118
(8) 結婚の意思.....	122
10. 子ども・子育て支援に関する施策・制度	123
(1) 子どもについての困りごと.....	123
(2) 充実してほしい久留米市の施策.....	125
11. 公的機関や制度の周知と利用及び要望事項	126
(1) 公的機関や制度の周知と利用状況.....	126
(ア) 「利用したことがある」公的機関や制度.....	126
(イ) 「知っているが利用したことがない」公的機関や制度.....	128
(ウ) 「知らない」公的機関や制度.....	130
(2) 今後「利用したい」公的機関や制度.....	132
(3) 行政機関に対する要望.....	134

第2章 父子家庭

1. 父子家庭の世帯数と子どもの数の動向	137
(1) 全国の父子家庭の世帯数.....	137
(2) 久留米市の父子家庭の世帯数.....	138
(3) 子どもの数.....	138
2. 世帯の状況	139
(1) 父親の年齢.....	139
(2) 20歳未満の子どもの就学・就労状況.....	140
(3) 20歳未満の子ども以外の同居家族.....	141
(4) 世帯人員.....	142

3. 父子家庭になった当時の状況	143
(1) 父子家庭になってからの経過年数.....	143
(2) 父子家庭になった理由.....	144
(3) 離婚した妻との養育費の取り決め.....	145
(ア) 養育費についての相談相手.....	145
(イ) 養育費の取り決め状況.....	146
(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由.....	147
(4) 離婚した妻からの養育費の受給状況.....	148
(5) 離婚した妻との面会交流の取り決め.....	150
(6) 離婚した妻との面会交流の実施状況.....	151
(7) 父子家庭になった当時困ったこと.....	152
(8) 当時の父子福祉施策の認知経路.....	153
4. 仕事の状況	154
(1) 父子家庭になった当時の仕事の状況.....	154
(ア) 父子家庭になった当時の仕事の有無.....	154
(イ) 父子家庭になった当時の就業形態.....	155
(ウ) 父子家庭になったことによる転職・退職の有無とその理由.....	156
(2) 現在の仕事の状況.....	158
(ア) 現在の仕事の有無.....	158
(イ) 現在の就業形態.....	159
(ウ) 現在の仕事の内容（職種）.....	160
(エ) 求職の方法.....	161
(オ) 勤続年数.....	162
(カ) 1日の労働時間.....	163
(キ) 仕事による月収（手取り額）.....	167
(ク) 仕事上の不安や不満、悩み.....	169
(ケ) 現在の仕事の継続意向.....	171
(コ) 就業していない理由.....	172
(サ) 今後の就業意向.....	173
(3) 資格や技術の保有状況と今後取得したい資格や技術.....	176
(ア) 現在持っている資格や技術.....	176
(イ) 今後取得したい資格や技術.....	177
(ウ) 学歴.....	178
5. 住宅の状況	179
(1) 現在の住宅に住むようになった時期と前住地.....	179
(2) 住居形態.....	181
(3) 1か月の家賃（借家の場合）.....	182
(4) 住宅に関する不満、悩み.....	184
(5) 現在の住居に対する今後の居住意向.....	186
(6) 公営住宅への入居希望.....	187
6. 生計の状況	188
(1) 主たる収入源.....	188
(2) 従たる収入源.....	189
(3) 世帯の年間税込み収入.....	190

(4) 課税状況	192
(5) 家計の状態	193
(6) 現在不足している費用	195
7. 健康状態	196
(1) 父親の健康状態	196
(2) 父親が病気の時の本人の身の回りの世話	197
(3) 子どもが病気の時の身の回りの世話	198
(4) 医療保険	199
8. 子どもの状況	200
(1) 子どもとの団らんの機会	200
(2) 子どもについての悩み	202
(3) 未就学児の世話	204
(4) 小学生の世話	205
(5) 子どもがひとりになる時間	206
(6) 子どもがひとりになる時間に利用したい支援	208
(7) 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費	210
(8) 子どもの進学についての考え	211
9. 生活状況	212
(1) 近所づきあいの程度	212
(2) 生きがい	213
(3) 生活上の不安や悩み	215
(4) 困った時の相談相手	217
(5) 家事の担当	219
(6) 今後行いたい家族レクリエーション	222
(7) 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況	224
(8) 結婚の意思	228
10. 子ども・子育て支援に関する施策・制度	229
(1) 子どもについての困りごと	229
(2) 充実してほしい久留米市の施策	231
11. 公的機関や制度の周知と利用及び要望事項	232
(1) 公的機関や制度の周知と利用状況	232
(ア) 「利用したことがある」公的機関や制度	232
(イ) 「知っているが利用したことがない」公的機関や制度	234
(ウ) 「知らない」公的機関や制度	236
(2) 今後「利用したい」公的機関や制度	238
(3) 行政機関に対する要望	240

IV 参考資料

使用した調査票	243
---------	-----

I 調査の概要

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、久留米市内における「母子家庭」「父子家庭」の日常生活の状況や要望を把握し、今後の福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の方法、手順

(1) 調査対象世帯

住民基本台帳から「母子家庭」「父子家庭」と推測される世帯。

(2) 配布数

母子家庭	550 世帯		
父子家庭	270 世帯	合計	820 世帯

(3) 標本抽出方法

平成 28 年 8 月 1 日現在の住民基本台帳で「母子家庭」「父子家庭」と推測される世帯を抽出し、その中から調査対象世帯を無作為に抽出した。

(4) 調査票の配布、回収

調査票の配布、回収ともに郵送法とした。

(5) 主な調査項目

主な調査項目は次の通りとした。

①母子家庭

世帯の状況、母子家庭になった当時の状況、養育費の状況、面会交流の状況、職業の状況、住宅の状況、生計の状況、健康の状況、子どもの状況、生活状況、福祉施策等の周知と今後の利用希望及び市への要望等

②父子家庭

世帯の状況、父子家庭になった当時の状況、養育費の状況、面会交流の状況、職業の状況、住宅の状況、生計の状況、健康の状況、子どもの状況、生活状況、福祉施策等の周知と今後の利用希望及び市への要望等

(6) 調査基準日と調査期間

平成 28 年 11 月 1 日を基準日として、平成 28 年 10 月 25 日から 11 月 15 日までに調査票の配布・回収を行った。

3. 実施主体、調査実施機関、報告書の監修

実施主体：久留米市子ども未来部家庭子ども相談課

調査実施機関：西日本新聞社 お客さまセンター 調査・マーケティンググループ

報告書の監修：NPO法人 福岡ジェンダー研究所 研究員 武藤桐子

4. 調査票の回収結果

調査票は、母子家庭では 550 世帯に配布した。回収票は 278 票で、このうち該当世帯で有効回答が 213 票、有効回収率は 38.7%である。

父子家庭では 270 世帯に配布した。回収票は 106 世帯で、このうち該当世帯で有効回答が 86 票、有効回収率は 31.9%である。

図表 I-1 調査票の回収結果(母子家庭、父子家庭)

	実数(票)		構成比(%)	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
配布	550	270	100.0	100.0
回収	278	106	50.5	39.3
該当世帯	214	87	38.9	32.2
調査完了	213	86	38.7	31.9
記入不完全	1	1	0.2	0.4
非該当世帯	64	19	11.6	7.0
宛先不明	—	—	—	—
未回収	272	164	49.5	60.7

5. 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

久留米市における調査対象世帯数は、調査結果から「母子家庭」3,256 世帯、「父子家庭」501 世帯と推測される。

図表 I-2 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

久留米市 総世帯数	調査世帯数(世帯)		出現率(%)	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
131,794	3,256	501	2.47	0.38

※総世帯数は、平成 28 年 11 月 1 日現在の推計世帯数による。(久留米市調べ)

※出現率は、久留米市の母子家庭、父子家庭の推計世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

6. 集計結果利用上の注意

- (1) 集計結果は原則として標本数を基数にした百分比(%)で表示している。それ以外のときはそれぞれ単位を明記している。
- (2) 端数処理をしていないので、推計値、構成比などの表面上の計が若干合わないことがある。
- (3) 「—」は調査項目にあるが該当する数値のないもの、「…」あるいは「*」は調査項目にないもの、または数値不詳のもの、「0.0」は単位未満のものを示している。
- (4) 設問によっては前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して行った設問もある。この場合の回答者は設問回答の該当者のみである。
- (5) 図中に示す「N」は、比率算出上の基数となる標本数を示している。
- (6) 文中の選択肢の表記は「 」で行い、選択肢のうち、二つ以上のものを合計して表す場合は『 』とした。

7. 調査対象世帯の定義

(1) 母子家庭

夫と死別または離婚し、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭。また、母子以外に同居家族があったとしても、下記の条件を満たせば母子家庭としている。

- ① 夫の生死が明らかでない方
- ② 夫から遺棄されている方
- ③ 夫が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ④ 夫が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
- ⑤ 夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- ⑥ 婚姻によらないで母となった人で現に婚姻をしていない方

(2) 父子家庭

妻と死別または離婚し、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭。また、父子以外に同居家族があったとしても、下記の条件を満たせば父子家庭としている。

- ① 妻の生死が明らかでない方
- ② 妻から遺棄されている方
- ③ 妻が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ④ 妻が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
- ⑤ 妻が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- ⑥ 婚姻によらないで父となった人で現に婚姻をしていない方

8. 住民基本台帳の抽出条件

(1) 母子家庭の抽出条件

- ① 世帯主が配偶者（未届を含む。以下同じ。）のない女性で、配偶者のない20歳未満の子と同居している家庭
- ② 世帯主が配偶者のいない20歳未満の者で、配偶者のない母と同居している家庭
- ③ 世帯主と次の者が同居している家庭（続柄はすべて世帯主との続柄）
ア、配偶者のいない子（女性）と、配偶者のいない20歳未満の子の子イ、配偶者のいない姉妹と、配偶者のいない20歳未満の当該姉妹の子

(2) 父子家庭の抽出条件

- ① 世帯主が配偶者（未届を含む。以下同じ。）のない男性で、配偶者のない20歳未満の子と同居している家庭
- ② 世帯主が配偶者のいない20歳未満の者で、配偶者のない父と同居している家庭
- ③ 世帯主と次の者が同居している家庭（続柄はすべて世帯主との続柄）
ア、配偶者のいない子（男性）と、配偶者のいない20歳未満の子の子イ、配偶者のいない兄弟と、配偶者のいない20歳未満の当該兄弟の子

Ⅱ 調査結果の概要

Ⅱ. 調査結果の概要

1. 世帯数と子どもの数の動向

(1) 世帯数の動向

久留米市の平成28年11月1日現在の母子家庭等の世帯数は、母子家庭が3,256世帯、父子家庭が501世帯と推測され、合わせて3,757世帯である。

久留米市の総世帯数(131,794世帯)に占める割合(出現率)は、母子家庭が2.47%、父子家庭が0.38%であり、合わせて2.85%となっている。

平成23年調査(以下、前回調査という)と比較すると、母子家庭は682世帯、父子家庭は66世帯減少している。

図表Ⅱ-1 母子家庭等の世帯数と出現率

	総計		母子家庭		父子家庭	
	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
平成28年	3,757	2.85	3,256	2.47	501	0.38
平成23年	4,505	3.67	3,938	3.21	567	0.46
増減数(世帯)	-748	—	-682	—	-66	—
増減率(%)	-16.6	—	-17.3	—	-11.6	—

※出現率は、久留米市の母子家庭、父子家庭の推測世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

(2) 理由別世帯数の動向

理由別の世帯数をみると、母子家庭は離婚などの「生別」によるものが2,644世帯と最も多く、81.2%を占めている。「死別」は520世帯(16.0%)となっている。父子家庭でも離婚などの「生別」が最も多く385世帯(76.8%)、「死別」は99世帯(19.8%)となっているが、母子家庭と比べて「生別」の割合が低くなっている。

前回調査と比較すると、母子家庭は「生別」が6.8ポイント減少し、「死別」が4.6ポイント増加しているのに対し、父子家庭では「生別」が4.7ポイント増加し、「死別」は6.1ポイント減少している。

図表Ⅱ-2 母子家庭、父子家庭の理由別世帯数

	母子家庭				父子家庭			
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明
平成28年	3,256	520	2,644	92	501	99	385	17
構成比(%)	100.0	16.0	81.2	2.8	100.0	19.8	76.8	3.5
平成23年	3,938	449	3,465	24	567	147	409	11
構成比(%)	100.0	11.4	88.0	0.6	100.0	25.9	72.1	1.9
増減数	-682	71	-821	68	-66	-48	-24	6
増減率(%)	-17.3	15.8	-23.7	283.3	-11.6	-32.6	-6.0	54.5

(3) 子どもの数

母子家庭等の20歳未満の子どもの数は、母子家庭が4,251人、父子家庭が784人、合わせて5,035人と推測される。

就学状況別にみると、母子家庭、父子家庭のいずれも、子どもの年齢とともに出現率も上昇しており、最も出現率が高いのは母子家庭における義務教育後の出現率(20.67%)である。

推計世帯一世帯当りの子どもの数は、母子家庭が1.31人、父子家庭が1.56人となっている。

図表Ⅱ-3 母子家庭等の子どもの数と出現率

	総計		母子家庭		父子家庭	
	人員 (人)	出現率 (%)	人員 (人)	出現率 (%)	人員 (人)	出現率 (%)
計	5,035	8.88	4,251	7.50	784	1.38
未就学児	161	0.83	137	0.71	24	0.12
小学生	965	5.00	795	4.70	170	1.01
中学生	1,124	12.81	902	10.28	222	2.53
義務教育終了後の子ども	2,785	23.81	2,417	20.67	368	3.15

※出現率算定の基礎となる児童・生徒数は、平成28年5月1日現在。(県教育委員会)

※児童・生徒数以外の子どもの数は、平成28年5月1日現在の推計人口。

2. 世帯の状況

(1) 母親、父親の年齢

母子家庭の母親の年齢は「45～49歳」が40.4%と最も高く、次いで「40～44歳」が22.1%、「50～54歳」が16.0%、「35～39歳」が9.9%となっている。

父子家庭の父親の年齢は、「40～44歳」が32.6%と最も高く、次いで「45～49歳」と「50～54歳」が同率で20.9%、「35～39歳」が11.6%となっている。

図表Ⅱ-4 母親、父親の年齢

(%)

	標本数	19歳以下	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳以上	無回答
母子家庭	213	-	-	-	4.2	9.9	22.1	40.4	16.0	6.1	0.5	0.9
父子家庭	86	-	-	-	-	11.6	32.6	20.9	20.9	10.5	3.5	-

(2) 世帯人員

世帯人員は、母子家庭は「2人」の37.1%が最も高く、次いで「3人」が35.2%で続き、平均世帯人員は3.0人である。父子家庭では「3人」の32.6%が最も高く、次いで「2人」の26.7%と続いているが、「4人」「5人」の割合は母子家庭よりも高く、平均世帯人員は3.3人となっている。

図表Ⅱ-5 世帯人員

(%)

	標本数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	無回答	(平均)
母子家庭	213	0.5	37.1	35.2	17.4	7.0	1.4	1.4	-	3.0
父子家庭	86	1.2	26.7	32.6	25.6	10.5	3.5	-	-	3.3

(3) 同居家族

母親と20歳未満の子どものみの母子家庭は59.2%で、他に同居家族のいる母子家庭は40.3%となっている。これに対して、父親と20歳未満の子どものみの父子家庭は50.0%、他に同居家族のいる父子家庭は48.8%で、母子家庭に比べて同居家族のいる割合が高い。

図表Ⅱ-6 20歳未満の子ども以外の同居家族(複数回答)

(%)

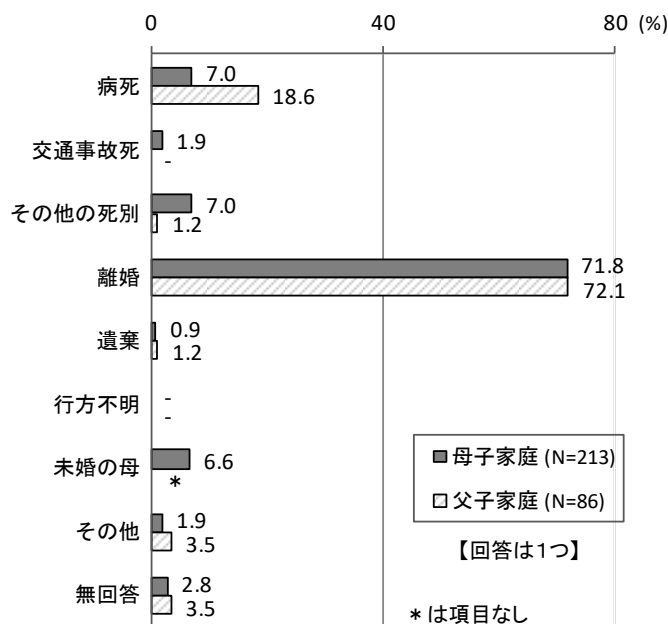
	標本数	母子のみ・父子のみ	20歳以上の子ども	父	母	義父・義母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
母子家庭	213	59.2	22.1	8.9	17.8	0.5	2.3	1.9	1.9	0.5
父子家庭	86	50.0	14.0	12.8	29.1	1.2	3.5	2.3	1.2	1.2

3. ひとり親家庭になった当時の状況

(1) ひとり親家庭になった理由

母子家庭になった理由は、「離婚」が71.8%で最も高く、『離婚以外の生別』の9.4%と合わせて『生別』が81.2%を占めており、「病死」「交通事故死」「その他の死別」を合わせた『死別』は15.9%となっている。父子家庭でも、「離婚」(72.1%)と『離婚以外の生別』の4.7%を合わせた『生別』が76.8%と高くなっている。『死別』は19.8%で、母子家庭に比べると高く、特に「病死」が母子家庭の7.0%に対して、父子家庭では18.6%となっている。

図表Ⅱ-7 ひとり親家庭になった理由

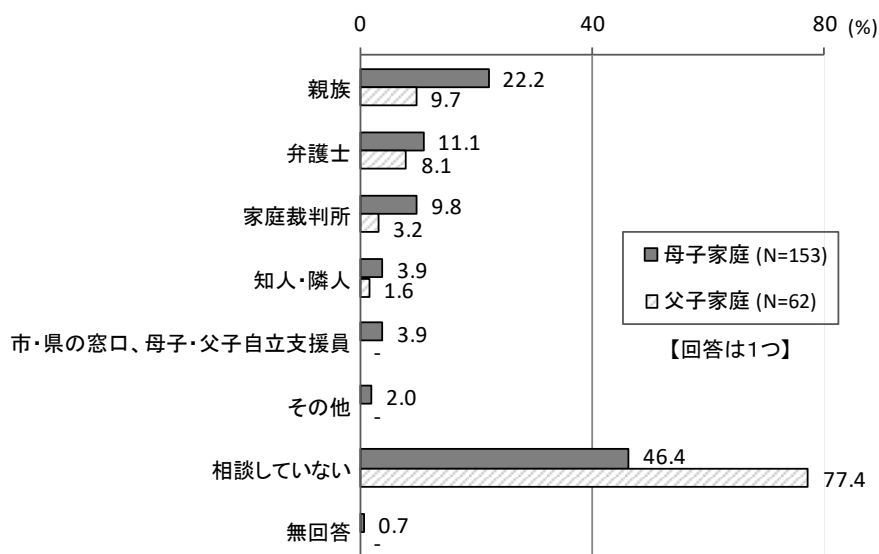


(2) 離婚した元配偶者との子どもの養育費の取り決め、受給状況

(ア) 養育費についての相談者

子どもの養育費についての相談相手は、母子家庭、父子家庭ともに「親族」(母子家庭22.2%、父子家庭9.7%)、「弁護士」(母子家庭11.1%、父子家庭8.1%)の順となっている。「相談していない」が母子家庭、父子家庭ともに最も高く、父子家庭では77.4%を占めている。

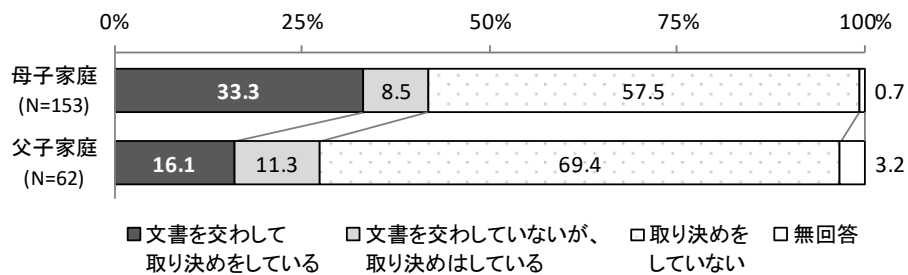
図表Ⅱ-8 養育費についての相談者



(イ) 養育費の取り決め状況

子どもの養育費について「文書を交わして取り決めをしている」は母子家庭では 33.3%、父子家庭では 16.1%、「文書は交わしていないが、取り決めはしている」は母子家庭では 8.5%、父子家庭では 11.3%となっている。母子家庭では約 4 割が『取り決めをしている』のに対して父子家庭では 3 割弱にとどまり、「取り決めをしていない」(69.4%) が約 7 割を占めている。

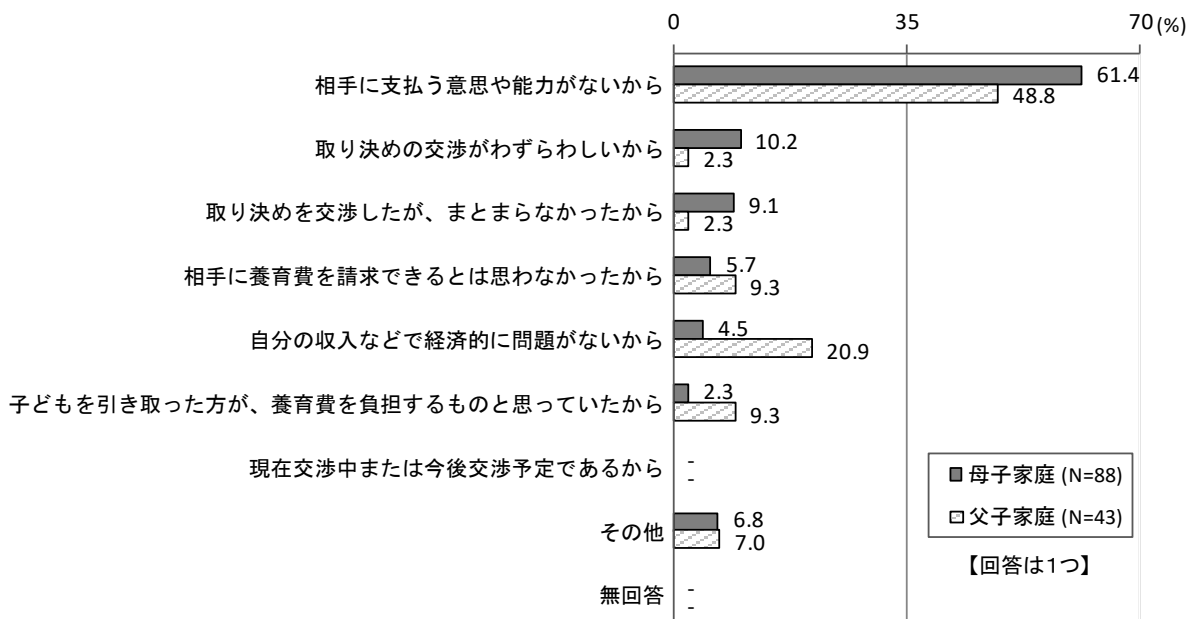
図表Ⅱ-9 養育費の取り決め状況



(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由

養育費の取り決めをしていない理由としては、母子家庭では「相手に支払う意思や能力がないから」が 61.4%と最も高く、次いで「取り決めの交渉がわずらわしいから」が 10.2%で続いている。父子家庭でも「相手に支払う意思や能力がないから」が 48.8%と最も高くなっているが、次いで「自分の収入などで経済的に問題ないから」が 20.9%と高くなっており、母子家庭 (4.5%) を 16.4 ポイント上回っている。

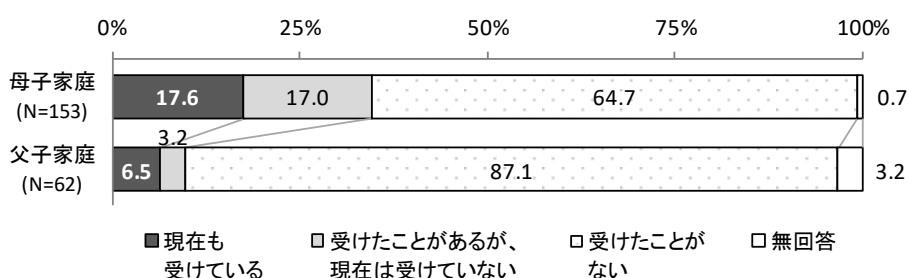
図表Ⅱ-10 養育費の取り決めをしていない理由



(エ) 養育費の受給状況

現在の養育費の受給については、「現在も受けている」が母子家庭では 17.6%、父子家庭では 6.5%、「受けたことがあるが、現在は受けていない」が母子家庭では 17.0%、父子家庭では 3.2%となっており、養育費の受給経験は母子家庭の 34.6%に対して父子家庭では 9.7%となり、母子家庭の方が多し。「受けたことがない」とする割合は母子家庭で 64.7%、父子家庭で 87.1%となっている。また、養育費の月平均額を推計すると母子家庭では 32,989 円、父子家庭では 13,583 円となり、母子家庭のほうが 19,406 円高くなっている。

図表Ⅱ－11 養育費の受給状況

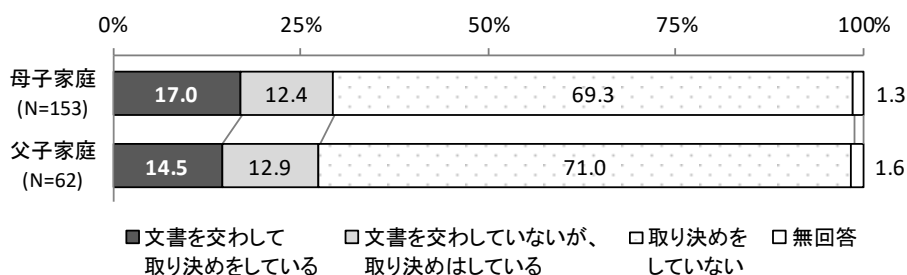


(3) 面会交流の取り決め、実施状況

(ア) 面会交流の取り決め

離婚した元配偶者との面会交流の取り決めについては、「文書を交わして取り決めをしている」は母子家庭では 17.0%、父子家庭では 14.5%となっている。また、「文書を交わしていないが取り決めはしている」は母子家庭では 12.4%、父子家庭では 12.9%となっており、母子家庭、父子家庭とも『取り決めをしている』（母子家庭 29.4%、父子家庭 27.4%）は3割弱にとどまっている。

図表Ⅱ－12 面会交流の取り決め

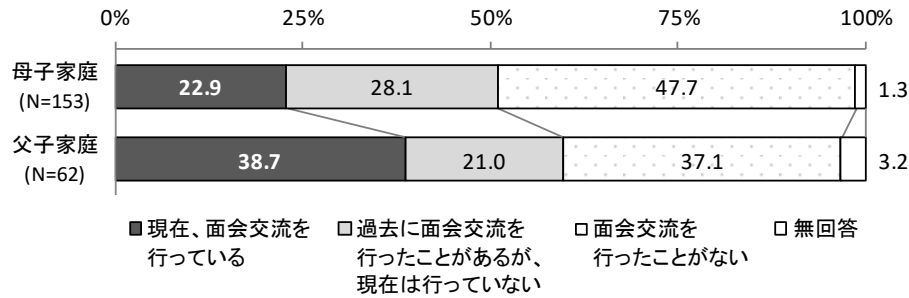


(イ) 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況については、「現在、面会交流を行っている」が母子家庭では 22.9% であるのに対し、父子家庭では 38.7% と父子家庭の方が 15.8 ポイント高い。

面会交流の取り決めをしている割合（母子家庭 29.4%、父子家庭 27.4%）からみると、実際の面会交流経験は、母子家庭 51.0%、父子家庭 59.7% と 5 割を超えており、取り決めはなくても、面会交流が行われていることがうかがえる。

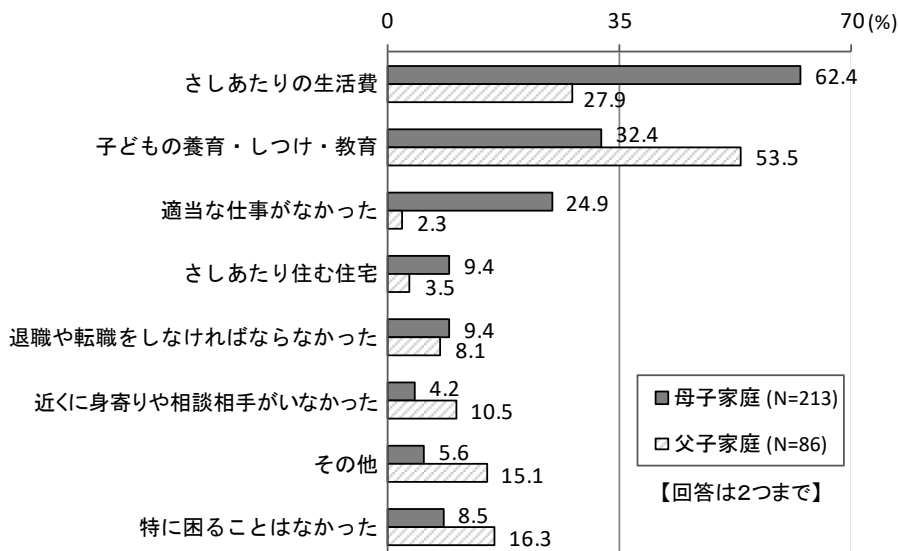
図表Ⅱ-13 面会交流の実施状況



(4) ひとり親家庭になった当時困ったこと

母子家庭及び父子家庭になった当時困ったことは、母子家庭では「さしあたりの生活費」が 62.4% で圧倒的に高く、次いで「子どもの養育・しつけ・教育」が 32.4%、「適当な仕事になかった」が 24.9% で続いている。父子家庭では「子どもの養育・しつけ・教育」が 53.5% で最も高く、次いで「さしあたりの生活費」が 27.9% で続き、「特に困ることはなかった」も 16.3% と高くなっている。

図表Ⅱ-14 ひとり親家庭になった当時困ったこと(複数回答)

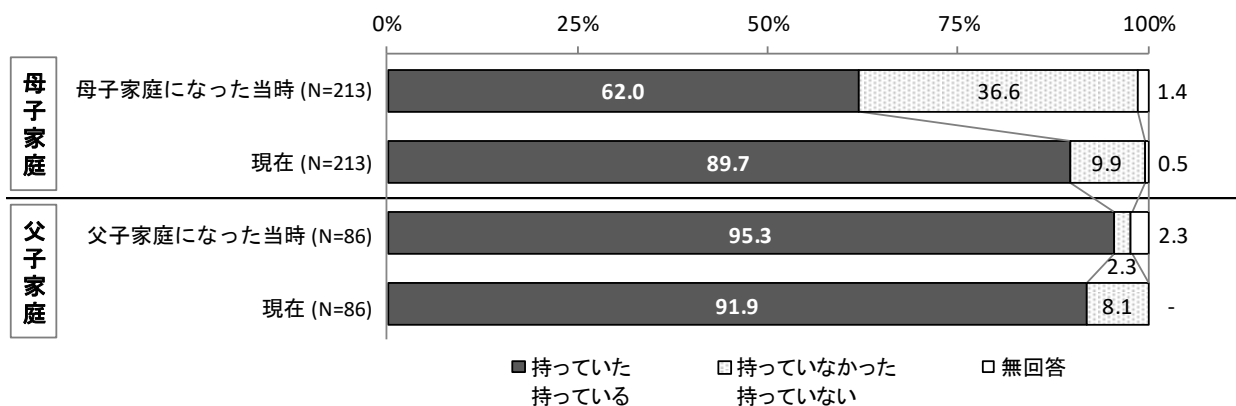


4. 仕事の状況

(1) 仕事の有無と就業状況

母子家庭、父子家庭になった当時仕事を持っていた人は、母子家庭の母親で62.0%、父子家庭の父親で95.3%となっている。現在の有業率（仕事を持つ人の割合）は、母子家庭の母親で89.7%、父子家庭の父親で91.9%となっている。母子家庭では母子家庭になってから就業率が高くなっている。

図表Ⅱ－15 母子家庭、父子家庭の当時の仕事の有無と現在の就業状況

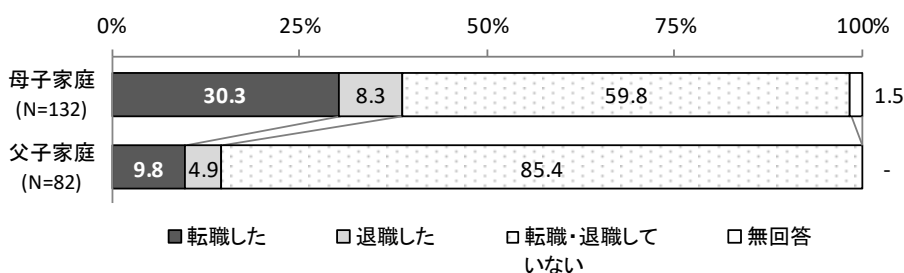


(2) 転職・退職の有無と理由

(ア) 転職・退職の有無

母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職の経験をみると、母子家庭では「転職した」が30.3%、「退職した」も8.3%で、転職または退職の経験は4割近い。父子家庭では、「転職した」が9.8%、「退職した」が4.9%で、転職または退職の経験は14.7%となり、母子家庭に比べて少ない。

図表Ⅱ－16 母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職経験の有無

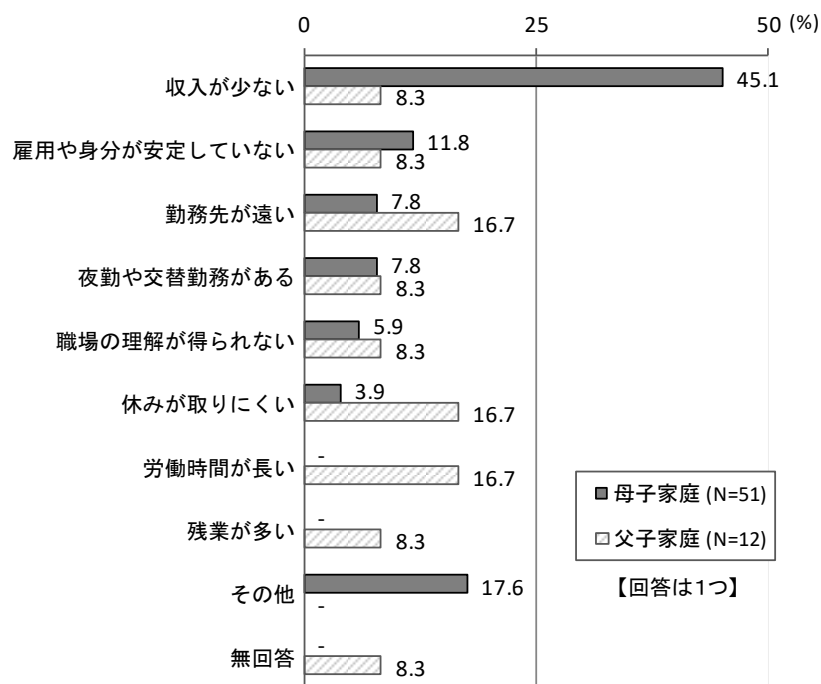


(イ) 転職・退職の理由

転職または退職した理由は、母子家庭では「収入が少ない」が45.1%と約半数を占めており、他の理由に比べて特に高い。次いで「雇用や身分が安定していない」が11.8%となっているが、その他の理由は1割未満である。

父子家庭では「勤務先が遠い」「休みが取りにくい」「労働時間が長い」(16.7%)が同率で上位となっており、多様な理由があげられている。

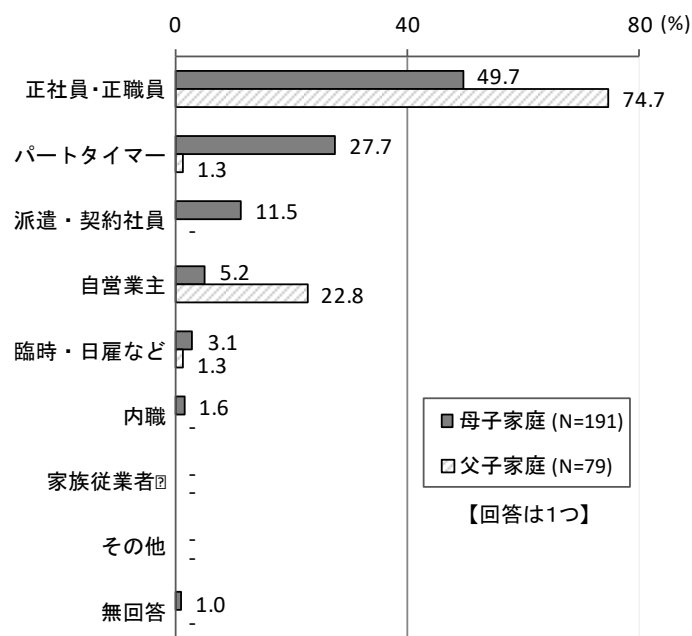
図表Ⅱ－17 転職・退職の理由



(3) 現在の就業形態

現在就業している人の就業形態は、母子家庭では「正社員・正職員」が49.7%と約5割であるのに対して、父子家庭では「正社員・正職員」は74.7%と4分の3を占めている。一方、母子家庭では「パートタイマー」(27.7%)や「派遣・契約社員」(11.5%)等の非正規雇用による就業が約4割となっている。

図表Ⅱ－18 就業形態



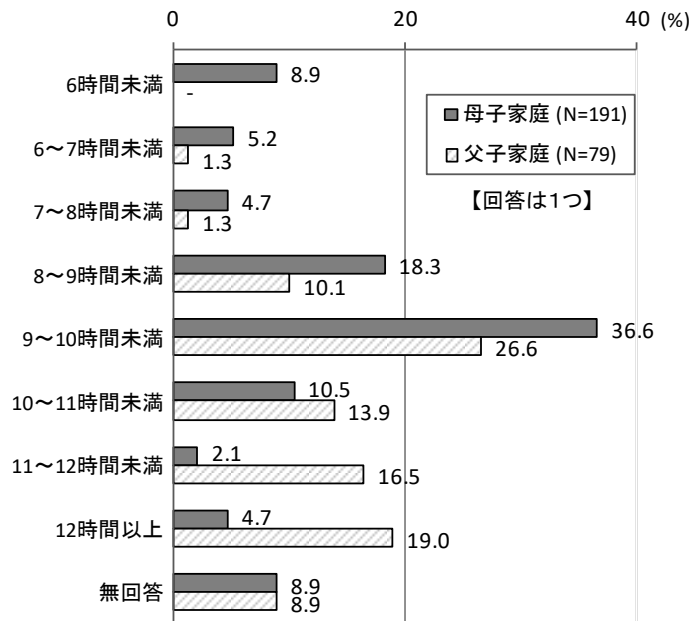
※非正規雇用とは、期間を定めた短期契約で職員を雇う雇用形態で、パート・アルバイトや派遣・契約社員等をいう。

(4) 1日の労働時間

1日の労働時間は、母子家庭では「9～10時間未満」が36.6%で最も高く、次いで「8～9時間未満」が18.3%で続いており、1日8～10時間程度の労働時間で就業している場合が5割を超えている。

父子家庭でも、「9～10時間未満」が26.6%で最も高くなっているが、次いで「12時間以上」が19.0%、「11～12時間未満」が16.5%、「10～11時間未満」が13.9%で、『10時間以上』が約5割と母子家庭に比べると長時間労働となっている。

図表Ⅱ－19 1日の労働時間



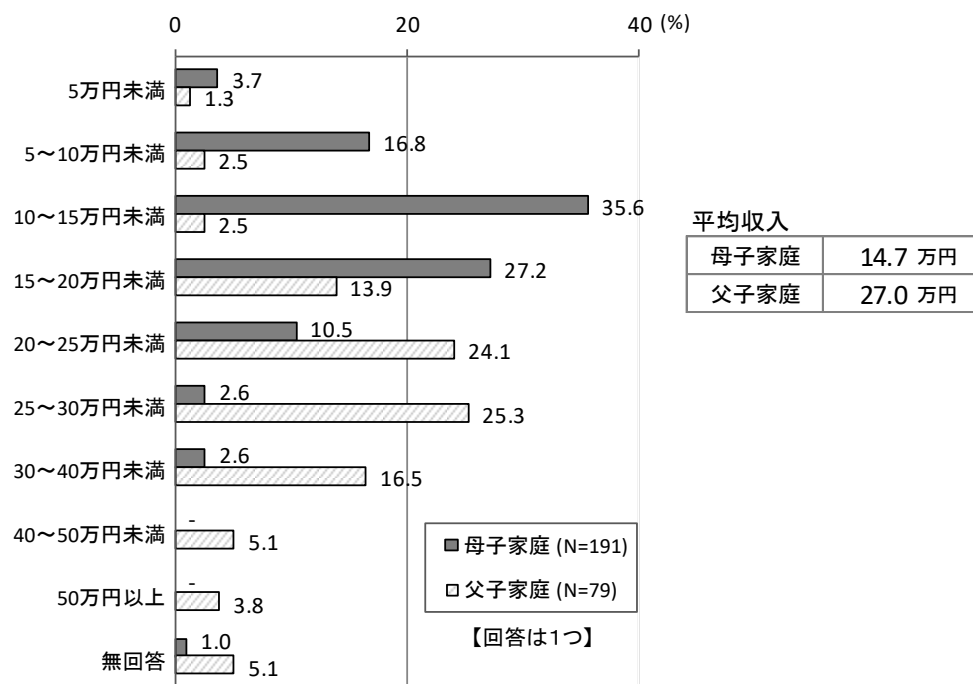
(5) 仕事による収入（手取り額）

仕事による1か月の収入（手取り額）は、母子家庭では「10～15万円未満」（35.6%）が最も多く、以下「15～20万円未満」（27.2%）、「5～10万円未満」（16.8%）となっており、15万円未満が56.1%と5割を超えている。前回調査（平成23年）では15万円未満層の割合は59.8%で、4ポイントほど減少している。

父子家庭では「25～30万円未満」（25.3%）が最も多く、以下「20～25万円未満」（24.1%）、「30～40万円未満」（16.5%）となっており、20～40万円未満が65.9%を占めている。父子家庭での15万円未満層は6.3%で、前回調査（平成23年）20.4%と比べて14ポイントほど減少している。

1か月あたりの平均手取り収入額は、母子家庭が14.7万円（前回調査14.5万円）、父子家庭が27.0万円（前回調査22.2万円）で、前回調査に比べて母子家庭、父子家庭ともに平均手取り収入額は増加したものの母子家庭と父子家庭の差額は12.3万円（前回調査7.7万円）で、さらに拡大している。

図表Ⅱ-20 仕事による月収(手取り額)



※収入の平均額は「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円など、それぞれ中間値をとり、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

5. 住宅の状況

(1) 住居形態

現在の住居形態は、母子家庭では「家族名義の持ち家」(29.6%)が最も高く、以下「民間借家・アパートなど」(28.2%)、「自分名義の持ち家」(23.0%)と続いている。

父子家庭では、「自分名義の持ち家」が46.5%、「家族名義の持ち家」が22.1%と(自分や家族を含めて)持ち家に住んでいる人が約7割を占めている。「民間借家・アパートなど」は17.4%で、「県営住宅・市営住宅」(5.8%)の割合は、母子家庭よりも9.2ポイント低い。

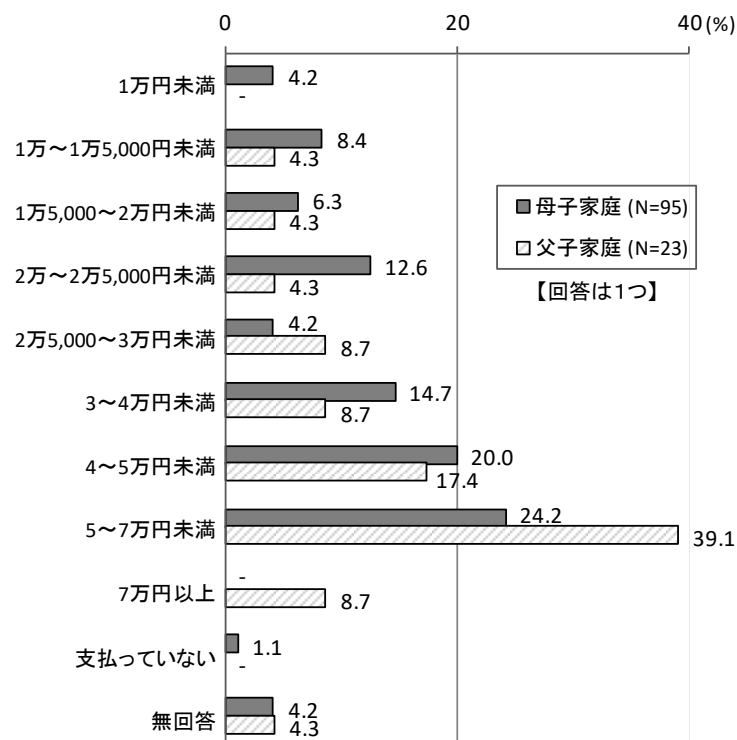
図表Ⅱ-21 住居形態

		(%)										
	標本数	自分名義の持ち家	家族名義の持ち家	同居せきなどの家に	宅県営住宅・市営住宅	公社(旧公団)の賃貸住宅	UR(旧公団)・ト	民間借家・アパートなど	公舎・寮・官舎・社	(母子生活支援施設)	その他	無回答
母子家庭	213	23.0	29.6	-	15.0	-	28.2	0.9	-	0.5	2.8	
父子家庭	86	46.5	22.1	-	5.8	1.2	17.4	1.2	...	1.2	4.7	

(2) 1か月の家賃

『借家』の場合の1か月の家賃としては、母子家庭、父子家庭ともに「5～7万円未満」が最も高くなっているが、父子家庭では39.1%と母子家庭より14.9ポイント高い。1か月の家賃平均額をみると、母子家庭は約3万7,000円、父子家庭は約4万7,000円となっている。

図表Ⅱ-22 1か月の家賃

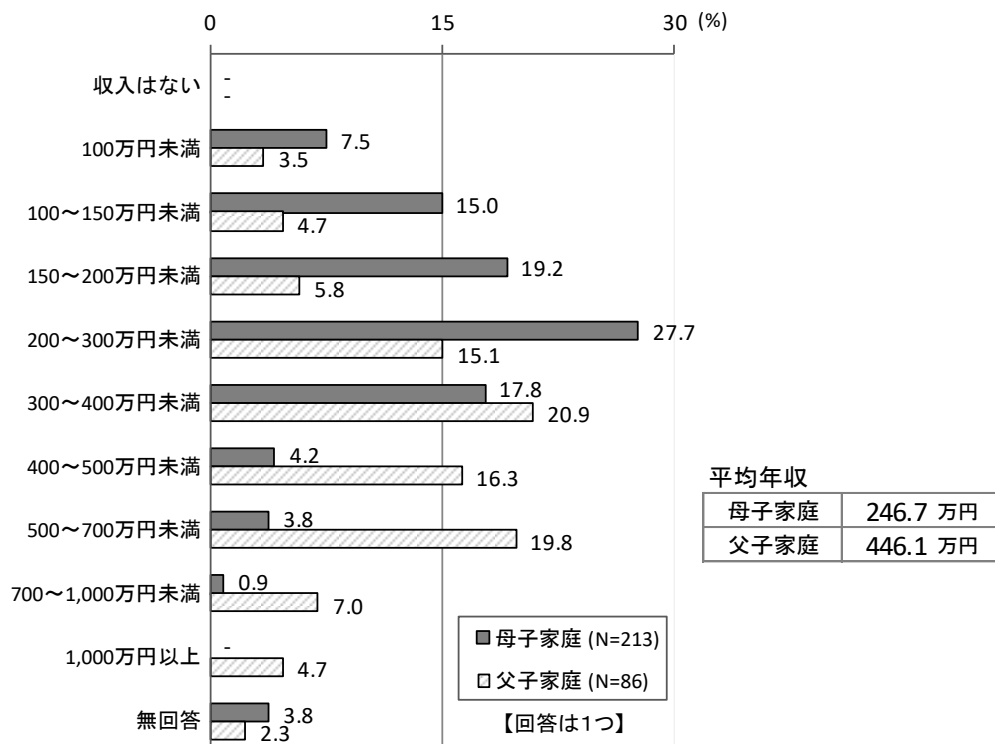


6. 生計の状況

(1) 世帯の年間税込み収入

世帯の年間税込み収入は、母子家庭では「200～300万円未満」(27.7%)が最も高く、1世帯平均年収は246.7万円と推計される。父子家庭では「300～400万円未満」(20.9%)が最も高く、これに「500～700万円未満」(19.8%)「400～500万円未満」(16.3%)が続いている。1世帯平均年収は446.1万円と推計される。税込み年収が200万円未満の割合をみると、母子家庭の41.7%に対して父子家庭では14.0%と母子家庭との収入の差が大きい。

図表Ⅱ-23 世帯の年間税込み収入



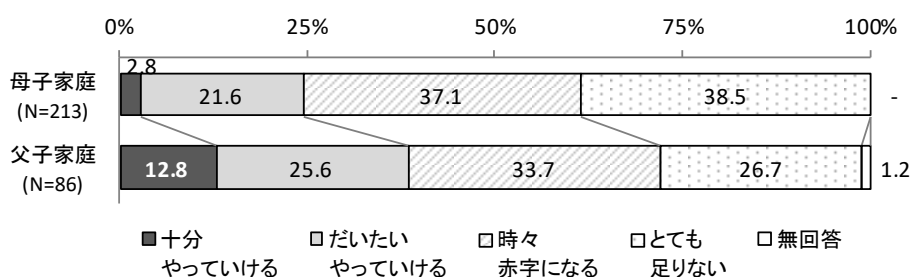
※年間税込み収入の平均額は「100万円未満」は50万円、「100～150万円」は125万円など、それぞれ中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、「収入はない」と無回答を除いた標本数で算出した。

(2) 家計の状態

世帯の家計の状態では、「十分やっつけていける」「だいたいやっつけていける」を合わせた『やっつけていける』は、母子家庭24.4%、父子家庭38.4%となっている。

母子家庭では「とても足りない」が4割近くを占め、世帯年収が父子家庭より低いこともあり、父子家庭に比べて生計が逼迫していると感じている人が多い。

図表Ⅱ-24 家計の状態

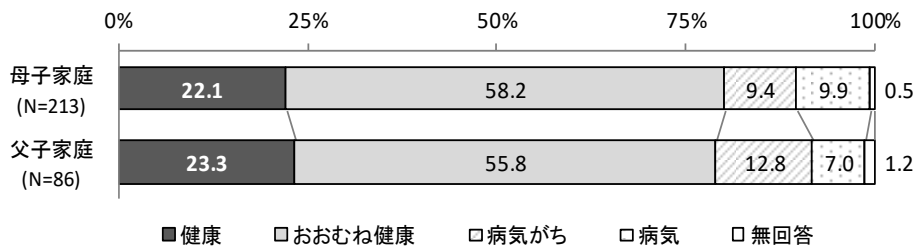


7. 健康状態

(1) 健康状態

母親、父親の健康状態として、「健康」と「おおむね健康」を合わせると、母子家庭で80.3%、父子家庭で79.1%が『健康』と回答している。反対に「病気がち」と「病気」を合わせた割合は母子家庭では19.3%、父子家庭は19.8%と同程度である。

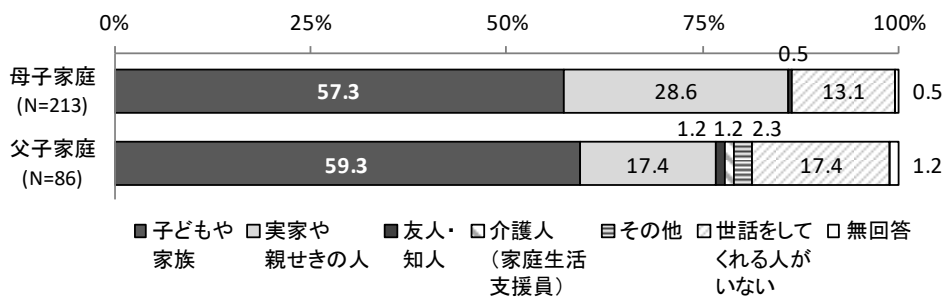
図表Ⅱ-25 健康状態



(2) 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話

母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話については、母子家庭、父子家庭ともに「子どもや家族」が5割を超えて最も多く、次いで「実家や親せきの人」が母子家庭28.6%、父子家庭17.4%で続いている。一方「世話をしてくれる人がいない」は母子家庭13.1%、父子家庭17.4%となっている。

図表Ⅱ-26 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話



* 母子家庭には、「介護人(家庭生活支援員)」「その他」の数値はない。

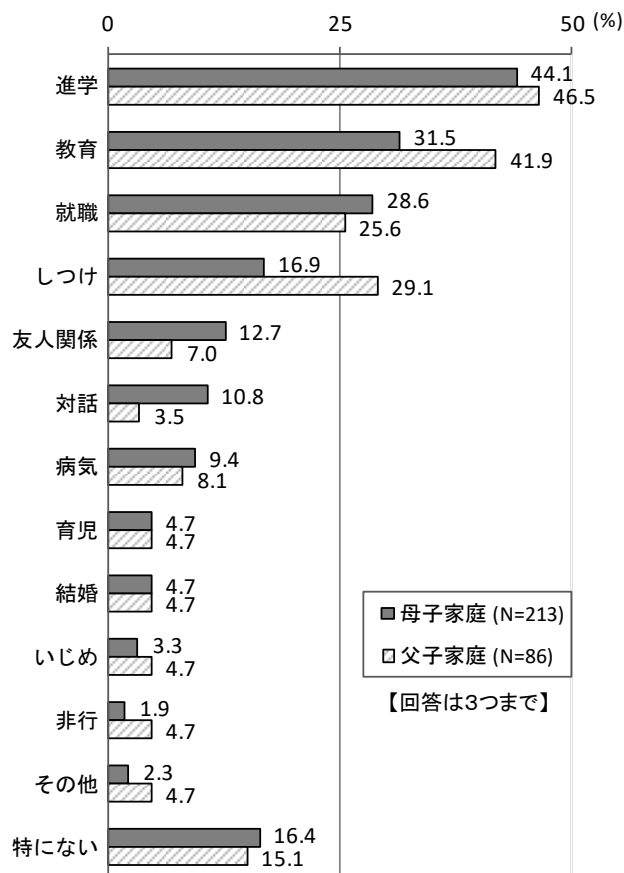
8. 子どもの状況

(1) 子どもについての悩み

子どもについての悩みでは、母子家庭では「進学」が4割を超えて最も高く、これに「教育」と「就職」が3割近くで続いている。

父子家庭では「進学」と「教育」が4割を超えて高く、次いで「しつけ」が29.1%となり、母子家庭に比べて12.2ポイント高くなっている。「しつけ」は「進学」や「教育」とともに父子家庭での悩みとなっている。

図表Ⅱ-27 子どもについての悩み(複数回答)



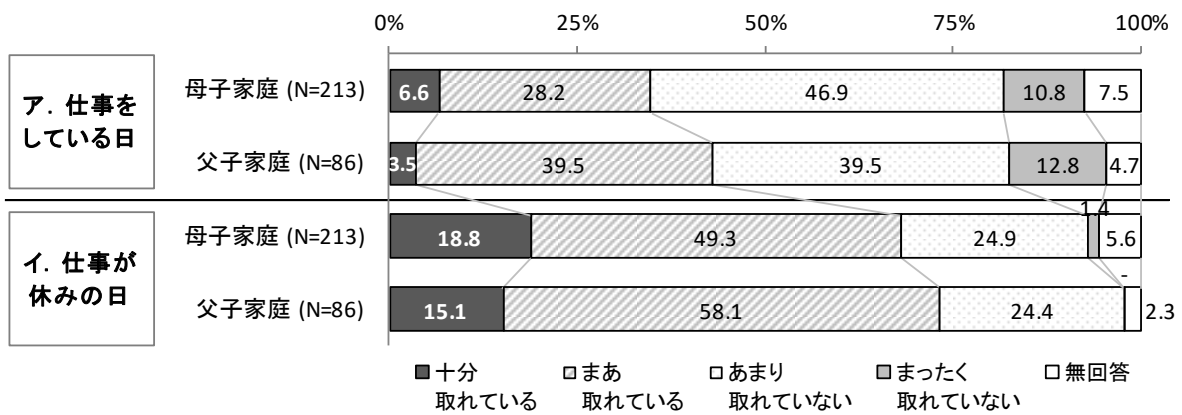
(2) 子どもとの団らんの機会

子どもとの団らんの機会が『取れている』（「十分取れている」「まあ取れている」の合計）割合を、仕事をしている日と仕事が休みの日でみると、仕事をしている日では、母子家庭で34.8%、父子家庭では43.0%となり、父子家庭でやや高くなっている。

仕事が休みの日では、母子家庭で68.1%、父子家庭で73.2%と、仕事の日に比べるとかなり『取れている』割合は高くなる。

仕事が休みの日であっても子どもとの団らんの時間が『取れていない』（「あまり取れていない」「まったく取れていない」の合計）は、母子家庭で26.3%、父子家庭で24.4%と一定の割合でいる。

図表Ⅱ-28 子どもとの団らんの機会

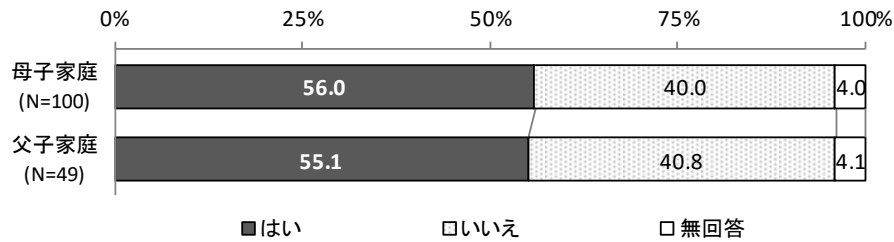


(3) 小学生・中学生の子どもがひとりになる時間の有無

(ア) 子どもがひとりになる時間の有無

学校が終わったあとに、小学生・中学生の子どもがひとりになる時間の有無については、「はい（有）」は母子家庭で 56.0%、父子家庭で 55.1%と、子どもがひとりになる時間があると回答している割合は5割を超えている。

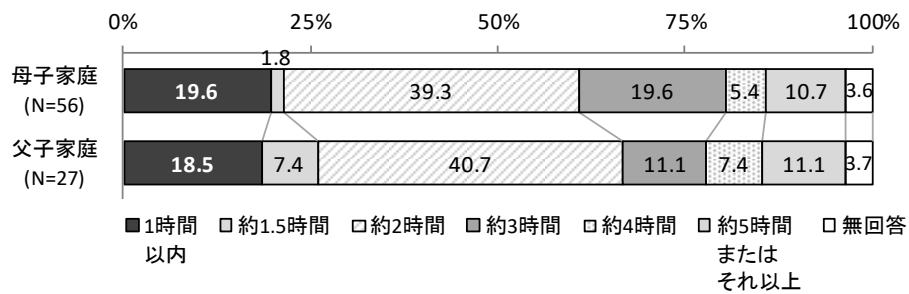
図表Ⅱ-29 小学生・中学生の子どもがひとりになる時間の有無



(イ) 子どもがひとりになる時間

学校が終わったあとに、小学生・中学生の子どもがひとりになる時間については、「約2時間」が母子家庭（39.3%）、父子家庭（40.7%）で最も高く、『2時間まで』では母子家庭は60.7%、父子家庭は66.6%と約6割を占めている。父子家庭では『約4時間以上』も18.5%で、母子家庭（16.1%）に比べて高い。

図表Ⅱ-30 小学生・中学生の子どもがひとりになる時間

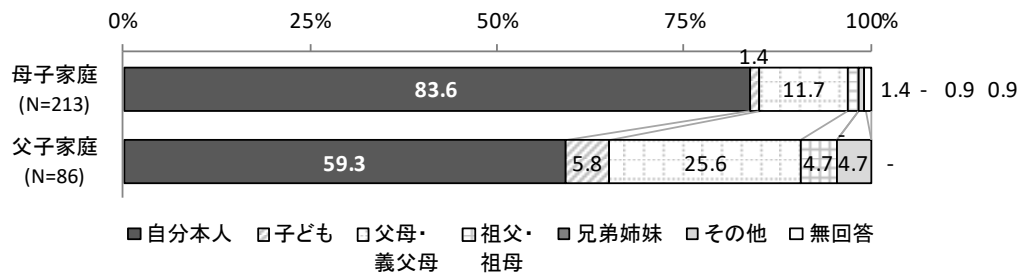


9. 生活状況

(1) 家事の担当

日常の炊事、掃除、洗濯などの家事を主に担当しているのは、母子家庭では「自分本人」(83.6%)が約8割を占めている。父子家庭では「自分本人」(59.3%)が6割近い。母子家庭より父や母との同居の割合が高いことから、「父母・義父母」の割合も25.6%と高くなっている。

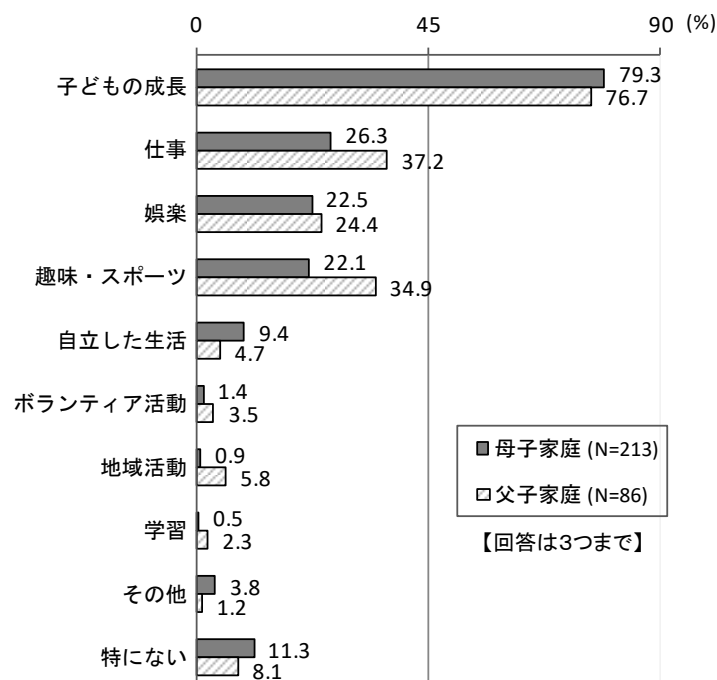
図表Ⅱ-31 家事の担当



(2) 生きがい

毎日の生活で生きがいを感じることは、母子家庭、父子家庭とも「子どもの成長」が最も高く、母子家庭で79.3%、父子家庭で76.7%となっている。母子家庭では、次いで「仕事」(26.3%)、「娯楽」(22.5%)が高く、父子家庭では「仕事」(37.2%)「趣味・スポーツ」(34.9%)が高くなっている。母子家庭に比べると、父子家庭の方が「趣味・スポーツ」「仕事」に生きがいを感じる人の割合が高い。

図表Ⅱ-32 生きがいの内容(複数回答)

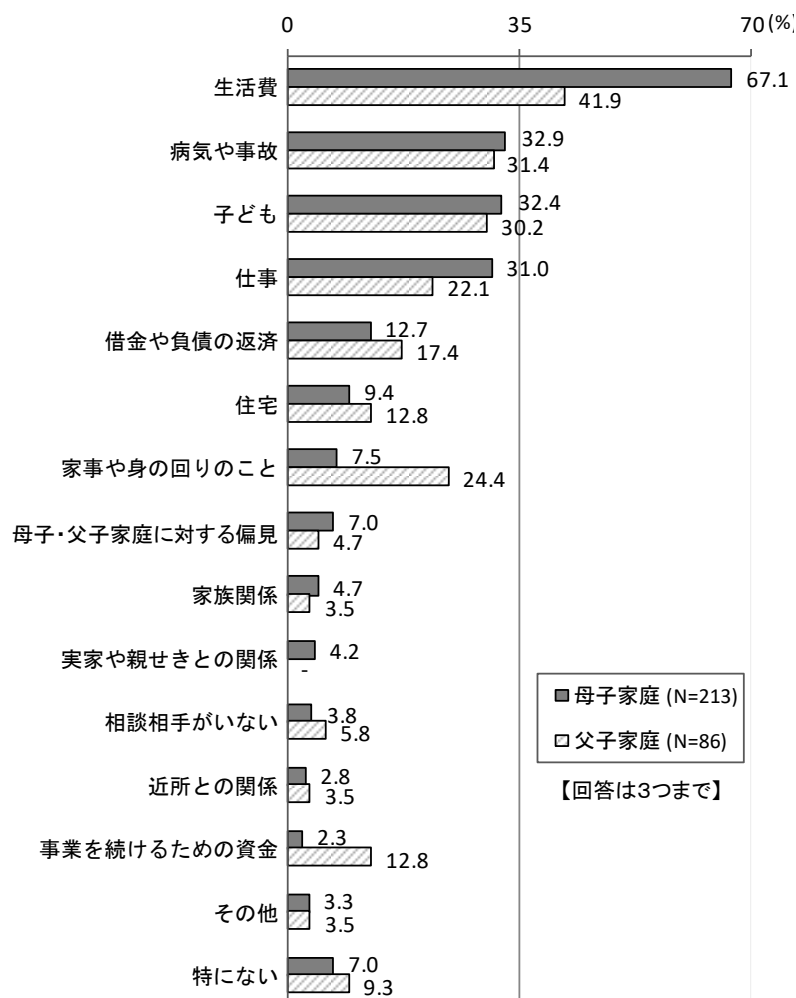


(3) 生活上の不安や悩み

生活上の不安や悩みでは母子家庭、父子家庭ともに「生活費」が最も高く、特に母子家庭では約7割(67.1%)があげており、父子家庭(41.9%)に比べて生活上での大きな不安要素となっている。次いで「病気や事故」(母子家庭 32.9%、父子家庭 31.4%)、「子ども」(母子家庭 32.4%、父子家庭 30.2%)の順になっている。

父子家庭では「家事や身の回りのこと」(24.4%)が母子家庭(7.5%)に比べて16.9ポイント高くなっている。

図表Ⅱ-33 生活上の不安や悩み(複数回答)



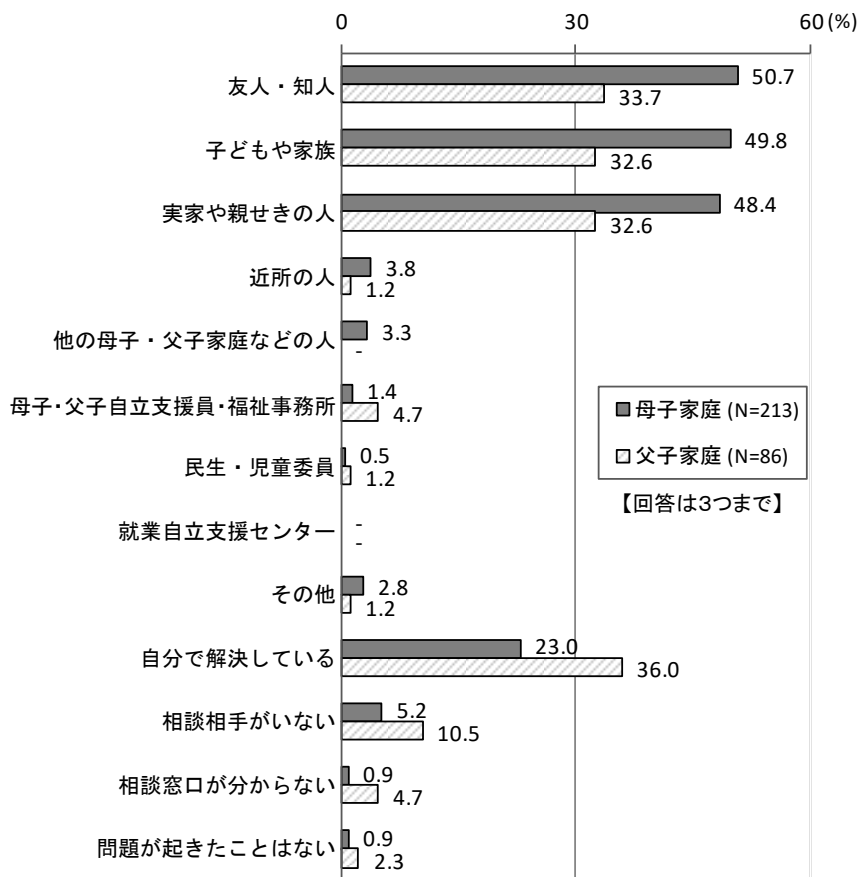
(4) 困った時の相談相手

困った時の相談相手としては、母子家庭では「友人・知人」(50.7%)が半数を超えて高く、次いで「子どもや家族」(49.8%)「実家や親せきの人」(48.4%)が主な相談相手となっている。

父子家庭では、相談相手としては「友人・知人」(33.7%)「子どもや家族」(32.6%)「実家や親せきの人」(32.6%)が3割を超えて高くなっているが、「自分で解決している」(36.0%)も同様に3割を超えている。

母子家庭では「友人・知人」が父子家庭に比べて17ポイント高く、父子家庭では「自分で解決している」が母子家庭に比べて13ポイント高いなど違いがみられる。父子家庭では、「相談相手がない」「相談窓口が分からない」も母子家庭に比べて高く、困った時に相談していない状況も推察される。

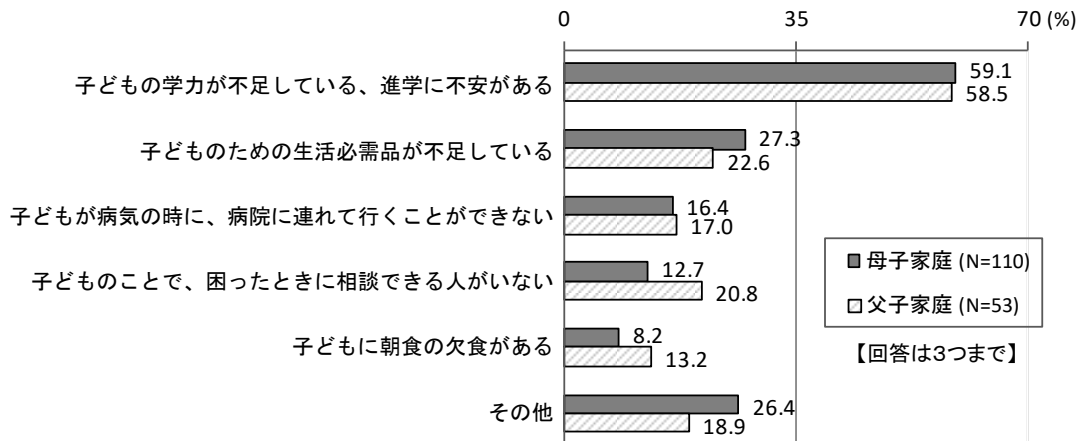
図表Ⅱ-34 困った時の相談相手(複数回答)



(5) 子どもについての困りごと

子どもについての困りごとについては、母子家庭で51.6%、父子家庭で61.6%が「ある」と回答しているが、困りごとの内容としては、母子家庭、父子家庭ともに「子どもの学力が不足している、進学に不安がある」が最も高く、6割近くになっている。次いで母子家庭では「子どものための生活必需品が不足している」が高く、父子家庭では母子家庭に比べて「子どものことで、困ったときに相談できる人がいない」が高くなっている。

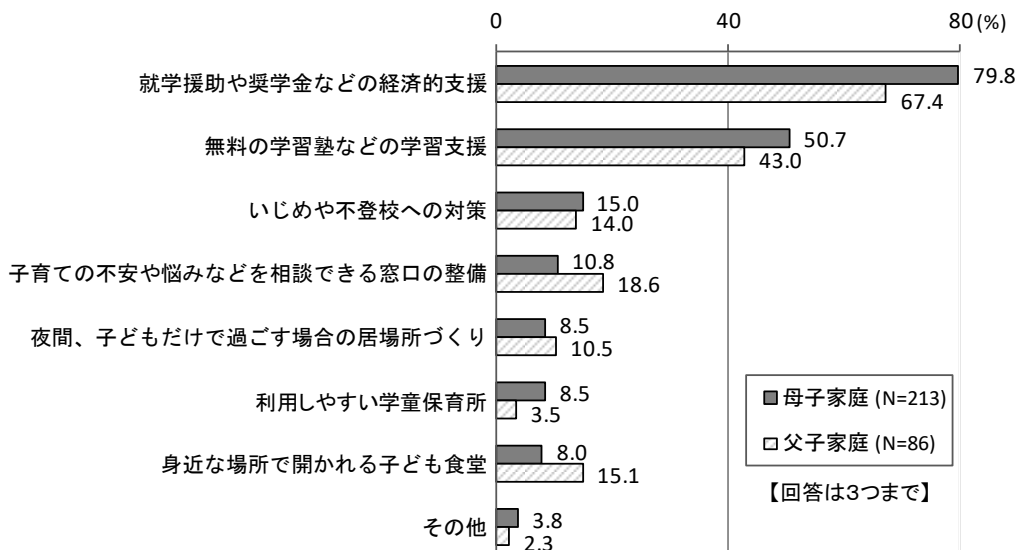
図表Ⅱ-35 子どもについての困りごと(複数回答)



(6) 充実してほしい久留米市の施策

子どものために充実してほしい久留米市の施策は、母子家庭、父子家庭ともに「就学援助や奨学金などの経済的支援」が最も高くなっているが、母子家庭では79.8%と父子家庭の67.4%より12.4ポイント高くなっている。父子家庭では「子育ての不安や悩みなどを相談できる窓口の整備」「身近な場所で開かれる子ども食堂」が母子家庭より高くなっている。

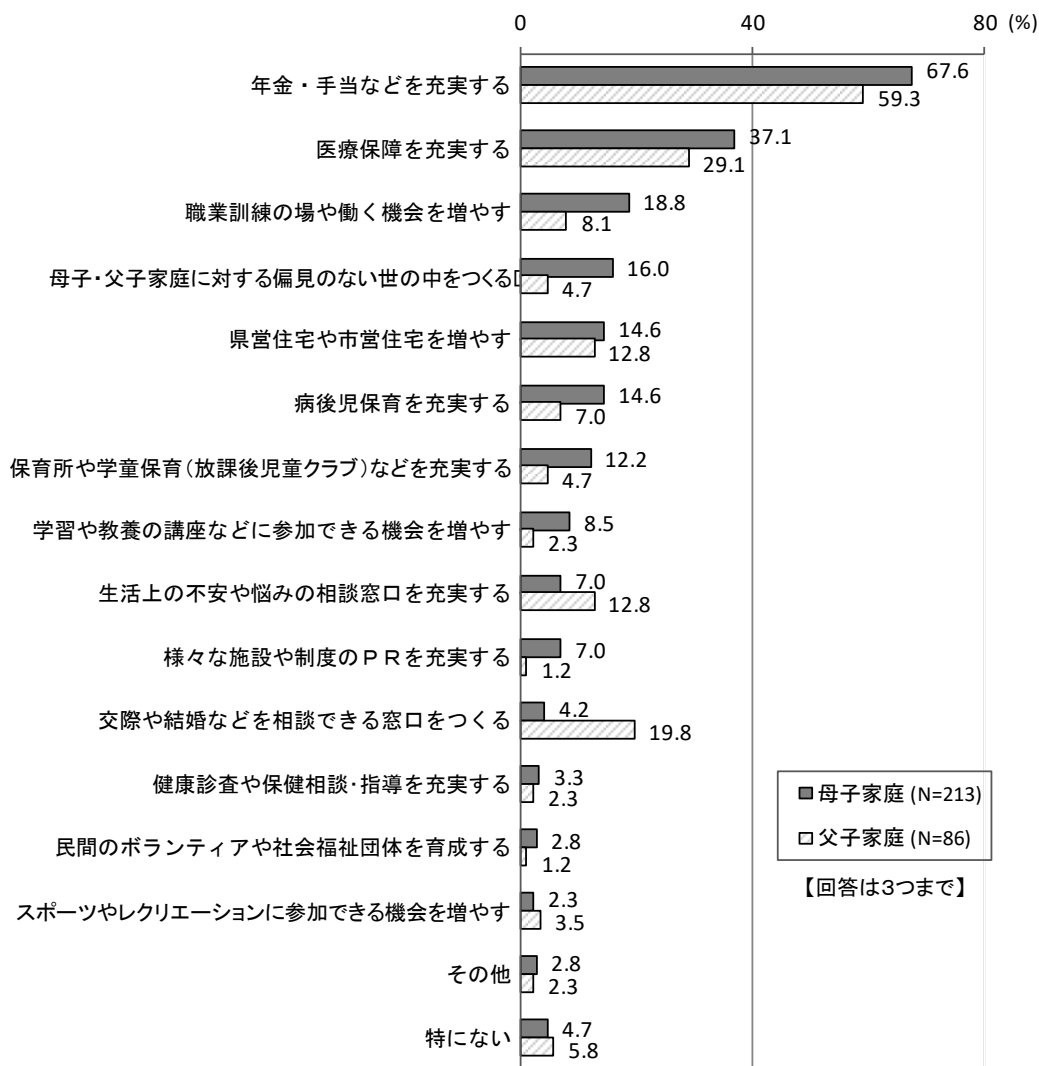
図表Ⅱ-36 充実してほしい久留米市の施策(複数回答)



10. 行政機関に対する要望

国や県・市など行政機関に対する要望としては、母子家庭、父子家庭ともに「年金・手当などを充実する」が最も高く、母子家庭で67.6%、父子家庭で59.3%となっている。母子家庭では、これに「医療保障を充実する」(37.1%)、「職業訓練の場や働く機会を増やす」(18.8%) 「母子家庭に対する偏見のない世の中をつくる」(16.0%)等の要望があげられている。父子家庭でも「医療保障を充実する」(29.1%)が続いているが、「交際や結婚などを相談できる窓口をつくる」は19.8%と母子家庭に比べて15.6ポイント高くなっている。

図表Ⅱ-37 行政機関に対する要望(複数回答)



III 調查結果

第1章 母子家庭

第1章 母子家庭

1. 母子家庭の世帯数と子どもの数の動向

(1) 全国の母子家庭の世帯数

ひとり親家庭の調査結果として「平成23年度全国母子世帯等調査（平成23年11月1日現在）」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）にひとり親になった理由別構成比が公表されている。

これによると、母子家庭になった理由では「死別」が7.5%、「生別」が92.5%で、「生別」の中では「離婚」が全体の80.8%を占めている。

昭和53年からの推移をみると、「死別」は一貫して減少、「生別」は増加し続けており、平成23年調査では「生別」の割合が9割を超えている。

図表Ⅲ-1-1 全国の理由別母子家庭の世帯数

		総数	死別	生別			
				計	離婚	未婚の母	その他
構成比（%）	平成23年	100.0	7.5	92.5	80.8	7.8	3.9
	平成18年	100.0	9.7	89.6	79.7	6.7	3.1
	平成15年	100.0	12.0	87.8	79.9	5.8	2.2
	平成10年	100.0	18.7	79.9	68.4	7.3	4.2
	平成5年	100.0	24.6	73.2	64.3	4.7	4.2
	昭和63年	100.0	29.7	70.3	62.3	3.6	4.4
	昭和58年	100.0	36.1	63.9	49.1	5.3	9.5
	昭和53年	100.0	49.9	50.1	37.9	4.8	7.4
世帯数（世帯）	平成23年	-	-	-	-	-	-
	平成18年	-	-	-	-	-	-
	平成15年	1,225,400	147,200	1,076,400	978,500	70,500	27,300
	平成10年	954,900	178,800	763,100	653,600	69,300	40,200
	平成5年	789,900	194,500	578,400	507,600	37,500	33,400
	昭和63年	849,200	252,300	596,900	529,100	30,400	37,300
	昭和58年	718,100	259,300	458,700	352,500	38,300	67,900
	昭和53年	633,700	316,100	317,500	240,100	30,300	47,100
増減数（世帯）	平成23年	-	-	-	-	-	-
	平成18年	-	-	-	-	-	-
	平成15年	270,500	-31,600	313,300	324,900	1,200	-12,900
	平成10年	165,000	-15,700	184,700	146,000	31,800	6,800
	平成5年	-59,300	-57,800	-18,500	-21,500	7,100	-3,900
	昭和63年	131,100	-7,000	138,200	176,600	-7,900	-30,600
	昭和58年	84,400	-56,800	141,200	112,400	8,000	20,800
	昭和53年	-	-	-	-	-	-
増減率（%）	平成23年	-	-	-	-	-	-
	平成18年	-	-	-	-	-	-
	平成15年	28.3	-17.7	41.1	49.7	1.7	-32.1
	平成10年	20.9	-8.1	31.9	28.8	84.8	20.4
	平成5年	-7.0	-22.9	-3.1	-4.1	23.4	-10.5
	昭和63年	18.3	-2.7	30.1	50.1	-20.6	-45.1
	昭和58年	13.3	-18.0	44.5	46.8	26.4	44.2
	昭和53年	-	-	-	-	-	-

注1) 全国母子世帯等調査結果(厚生労働省)。総数は不詳を含む数値。

注2) 平成15年の「その他」の世帯数には「遺棄」「行方不明」を含む。

注3) 構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため100%にならない場合がある。

注4) 構成比は平成23年度、世帯数及び増減数は平成15年度までの公表。

(2) 久留米市の母子家庭の世帯数

久留米市の平成28年11月1日現在での母子家庭は3,256世帯と推測される。久留米市の総世帯数(131,794世帯)に占める割合(出現率)は2.47%となっている。

母子家庭になった理由についてみると、「生別」が2,644世帯(92.5%)であるのに対して、「死別」は520世帯(5.6%)となっている。「生別」の内訳は「離婚」が2,338世帯(71.8%)、「その他」が306世帯(9.4%)と離婚の占める割合が高い。

平成23年の前回調査と比較すると、母子家庭の世帯数は682世帯減少し、増減率は-17.3%となっている。母子家庭となった理由では、「離婚」が減少し、「死別」が増加している。

図表Ⅲ-1-2 久留米市の原因別母子家庭の世帯数(推計)

		総数	死別	生別			不明
				計	離婚	その他	
世帯数 (世帯)	平成28年	3,256	520	2,644	2,338	306	92
	平成23年	3,938	449	3,465	3,135	330	24
構成比 (%)	平成28年	100.0	5.6	92.5	71.8	9.4	2.8
	平成23年	100.0	11.4	88.0	79.6	8.4	0.6
出現率 (%)	平成28年	2.47	0.39	2.01	1.77	0.23	0.07
	平成23年	3.21	0.37	2.82	2.55	0.27	0.02
増減数(世帯)		-682	71	-821	-797	-24	68
増減率(%)		-17.3	15.8	-23.7	-25.4	-7.3	283.3

注1) 出現率算定の基礎となる総世帯数は平成28年11月1日現在。

注2) 構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため100%にならない場合がある。

(3) 子どもの数

母子家庭の20歳未満の子どもの数は4,251人と推測される。その構成をみると「義務教育終了後の子ども」が56.9%で最も多く、「中学生」(21.2%)、小学生(18.7%)、未就学児(3.2%)の順で多くなっている。

母子家庭における子どもの年齢階層別の出現率は「義務教育終了後の子ども」が20.67%と最も多く、次いで「中学生」(10.28%)、「小学生」(4.70%)、「未就学児」(0.71%)となっている。

図表Ⅲ-1-3 久留米市母子家庭の子どもの数、構成比及び出現率(推計)

		総数	未就学児	小学生		中学生	義務教育 終了後の 子ども
				小学 1~3年生	小学 4~6年生		
人員 (人)	平成28年	4,251	137	795		902	2,417
	平成23年	8,073	864	1,311	1,638	1,877	2,383
構成比 (%)	平成28年	100.0	3.2	18.7		21.2	56.9
	平成23年	100.0	10.7	16.2	20.3	23.3	29.5
出現率 (%)	平成28年	7.50	0.71	4.70		10.28	20.67
	平成23年	18.79	23.83	15.40	18.21	20.13	19.07

注1) 出現率算定の基礎となる児童・生徒数は、平成28年5月1日現在(県教育委員会)

注2) 児童・生徒数以外の子ども数は、平成28年5月1日現在の推計人口(県調査統計課)

注3) 構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため100%にならない場合がある。

2. 世帯の状況

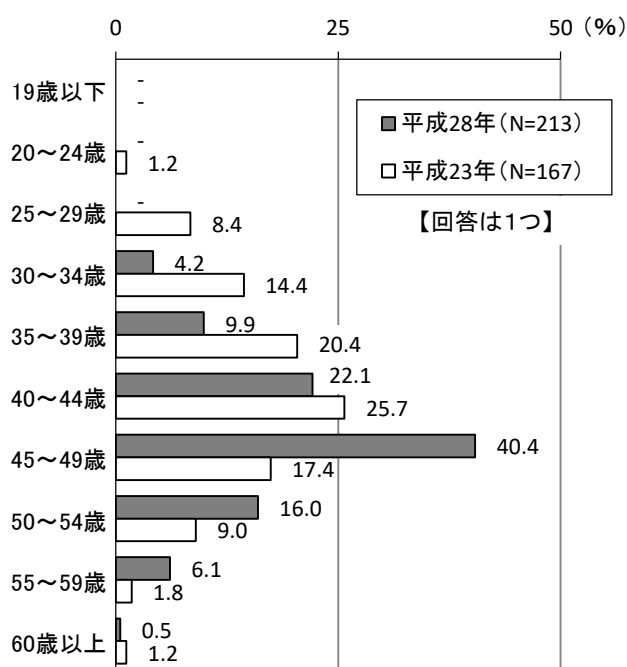
(1) 母親の年齢

問1 あなたの年齢は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

母子家庭の母親の年齢は、「45～49歳」が40.4%で最も高く、「40～44歳」が22.1%、「50～54歳」が16.0%と続いている。前回調査に比べ、45歳以上の割合が高くなっている。

母子家庭になった理由別でみると、離婚の人では40歳代の割合が、死別の人では45歳以上の割合が高くなっている。

図表Ⅲ-1-4 母親の年齢



図表Ⅲ-1-5 母親の年齢

		標本数	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	無回答
全体		213 100.0	-	-	-	9 4.2	21 9.9	47 22.1	86 40.4	34 16.0	13 6.1	1 0.5	2 0.9
時系列	平成23年	167	-	1.2	8.4	14.4	20.4	25.7	17.4	9.0	1.8	1.2	0.6
理由別	死別	34	-	-	-	-	2.9	5.9	50.0	20.6	17.6	-	2.9
	離婚	153	-	-	-	5.9	11.1	24.8	39.9	13.1	3.9	0.7	0.7
	その他の生別	20	-	-	-	-	10.0	25.0	30.0	30.0	5.0	-	-
	無回答	6	-	-	-	-	16.7	33.3	33.3	16.7	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	0.3	1.7	5.2	14.9	20.4	26.8	19.3	8.8	1.7	0.3	0.5
	北九州市	1,291	0.2	2.5	6.7	12.6	16.8	24.8	22.3	10.6	2.2	0.6	0.5
	福岡市	1,141	0.1	1.9	5.3	10.0	16.5	28.3	22.9	10.3	3.7	0.5	0.5
	父子家庭	86	-	-	-	-	11.6	32.6	20.9	20.9	10.5	3.5	-

(2) 20歳未満の子どもの就学・就労状況

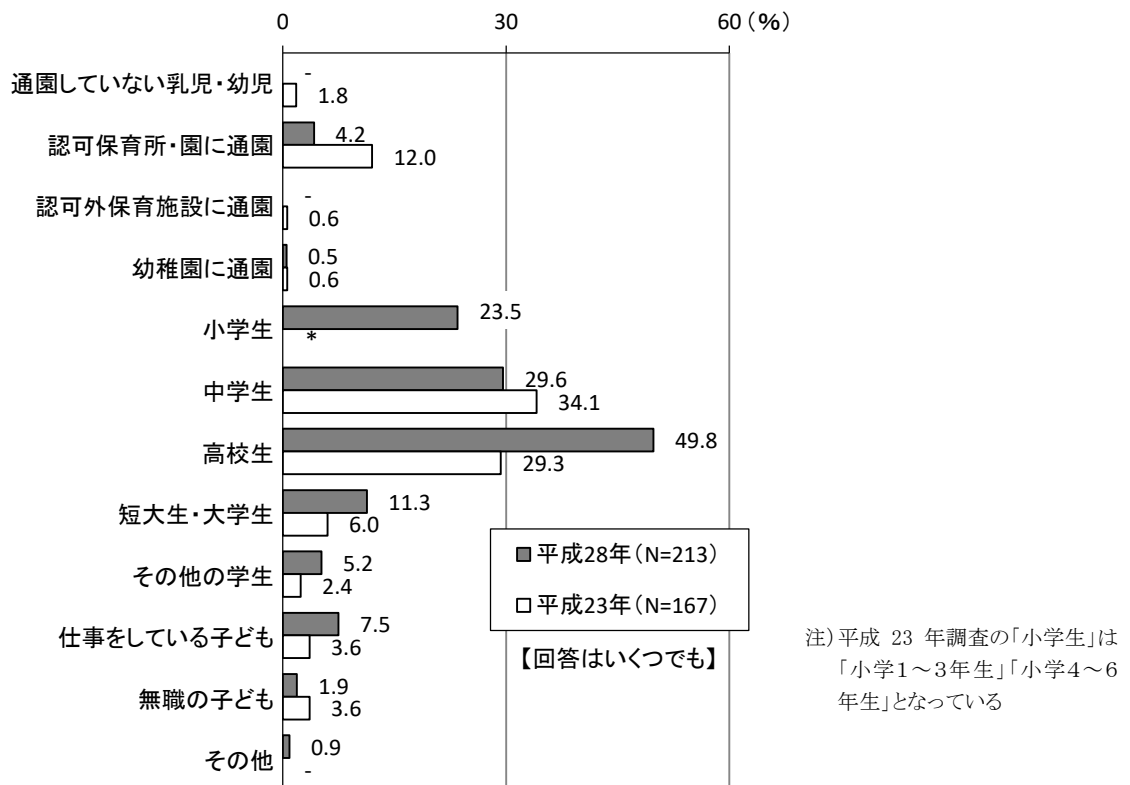
問3-1 あなたのお子さん(20歳未満)の生年月を記入し、就学・就労状況のあてはまる番号1つに○印をつけてください。

※就職、進学などで別居しているお子さんも、20歳未満であれば記入してください。

20歳未満の子どものいる世帯の就学・就労状況は、「高校生」のいる世帯が49.8%、「中学生」のいる世帯が29.6%、「小学生」のいる世帯が23.5%となっており、就学前では「認可保育所・園に通園」の子どものいる世帯は4.5%、「幼稚園に通園」は0.5%である。

前回調査と比べると、母親の年齢層が高くなったためか、子どもの年齢層も全体的に上昇している。

図表Ⅲ-1-6 20歳未満の子どもの就学・就労状況 [複数回答]



図表Ⅲ-1-7 20歳未満の子どもの就学・就労状況 [複数回答]

	標本数	乳通園して いない	に認可 保育所・園	に認可 外 保育施設	幼稚園 に通園	小学生		中学生	高校生	短大生・ 大学生	その 他の 学生	子 ども を し て い る	無 職 の 子 ども	そ の 他	無 回 答	
						3 年 生	4 年 生									
全体	213 100.0	-	9 4.2	-	1 0.5	50 23.5		63 29.6	106 49.8	24 11.3	11 5.2	16 7.5	4 1.9	2 0.9	-	
時系列	平成23年	167	1.8	12.0	0.6	0.6	24.6	29.3	34.1	29.3	6.0	2.4	3.6	3.6	-	1.8
参考	県(三市を除く)	1,512	2.7	17.5	0.7	2.2	41.3		30.2	31.5	3.9	3.4	3.3	1.5	0.5	0.3
	北九州市	1,291	3.3	16.7	0.4	4.0	33.8		29.7	30.9	6.2	4.3	4.0	1.7	0.9	0.1
	福岡市	1,141	3.2	15.8	0.6	2.0	34.6		30.3	31.1	7.0	3.0	4.3	2.2	0.4	0.6
	父子家庭	86	-	2.3	-	2.3	26.7		39.5	50.0	7.0	4.7	5.8	4.7	-	-

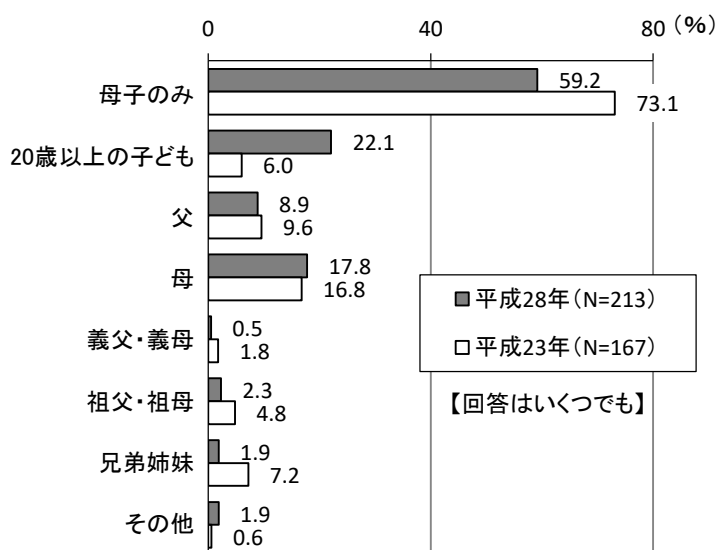
(3) 20歳未満の子ども以外の同居家族

問3 同居の家族はどなたがおられますか。(○印はいくつでも)

20歳未満の子ども以外の同居家族は、「20歳以上の子ども」が22.1%、「母(子どもからは祖母)」が17.8%、「父(子どもからは祖父)」が8.9%となっている。父母との同居の状況は、前回調査から大きな変化はみられない。

「母子のみ(母親と20歳未満の子ども)」の世帯の割合は59.2%と約6割を占めており、前回調査と比べると13.9ポイント減少している。

図表Ⅲ-1-8 20歳未満の子ども以外の同居家族 [複数回答]



図表Ⅲ-1-9 20歳未満の子ども以外の同居家族 [複数回答]

		標本数	母子のみ	20歳以上の子ども	父	母	義父・義母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
全体		213	126	47	19	38	1	5	4	4	1
		100.0	59.2	22.1	8.9	17.8	0.5	2.3	1.9	1.9	0.5
時系列	平成23年	167	73.1	6.0	9.6	16.8	1.8	4.8	7.2	0.6	-
理由別	死別	34	55.9	38.2	5.9	11.8	-	2.9	2.9	2.9	-
	離婚	153	60.1	19.6	9.2	18.3	0.7	2.0	2.0	2.0	0.7
	その他の生別	20	55.0	15.0	15.0	30.0	-	-	-	-	-
	無回答	6	66.7	16.7	-	-	-	16.7	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	64.7	9.3	14.6	24.5	0.1	2.8	5.0	1.5	0.1
	北九州市	1,291	65.1	10.0	13.4	22.1	0.6	2.4	3.7	0.9	0.4
	福岡市	1,141	68.9	10.4	9.3	17.4	0.5	1.7	4.2	1.1	0.5
	父子家庭	86	50.0	14.0	12.8	29.1	1.2	3.5	2.3	1.2	1.2

※父子家庭の母子のみは「父子のみ」の数値

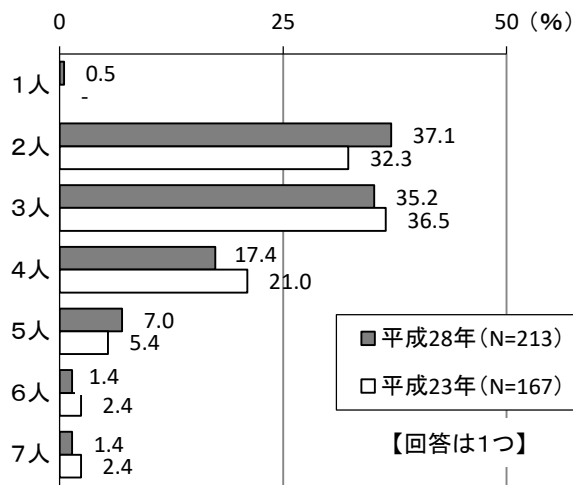
(4) 世帯人員

問2 あなたの世帯の「同居家族数」は、あなたを含め何人ですか。下の に現在の人数をご記入ください。

母子家庭の世帯人員は、「2人」が37.1%で最も高く、次いで「3人」が35.2%となっている。平均世帯人員は3.0人である。

母子のみの世帯についてみると、子どもが1人であることを示す「2人」が62.7%、2人であることを示す「3人」が30.2%で、平均世帯人員は2.5人となっている。

図表Ⅲ－1－10 世帯人員



図表Ⅲ－1－11 世帯人員

		標本数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	無回答	(平均)
全体		213	1	79	75	37	15	3	3	-	3.0
時系列	平成23年	167	-	32.3	36.5	21.0	5.4	2.4	2.4	-	3.2
同居家族別	母子のみ	126	-	62.7	30.2	5.6	1.6	-	-	-	2.5
	20歳以上の子ども	47	-	-	48.9	34.0	10.6	2.1	4.3	-	3.8
	父	19	-	-	5.3	47.4	36.8	10.5	-	-	4.5
	母	38	-	-	31.6	36.8	23.7	5.3	2.6	-	4.1
	その他	13	-	-	15.4	15.4	30.8	15.4	23.1	-	5.2
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	1.0
参考	県(三市を除く)	1,512	-	30.6	33.5	22.6	8.9	3.0	1.2	0.1	3.2
	北九州市	1,291	0.3	34.5	35.9	18.7	7.9	2.1	0.6	-	3.1
	福岡市	1,141	0.4	38.2	38.6	14.2	5.9	1.8	0.7	0.3	3.0
	父子家庭	86	1.2	26.7	32.6	25.6	10.5	3.5	-	-	3.3

※県(三市を除く)、北九州市、福岡市の7人は「7人以上」の数値

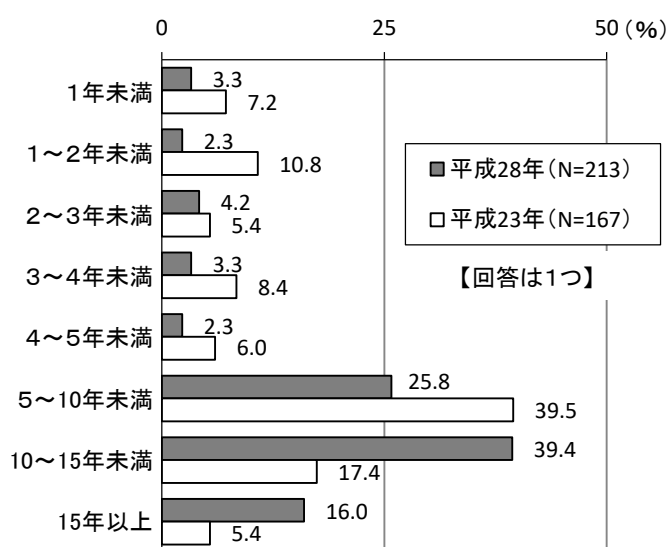
3. 母子家庭になった当時の状況

(1) 母子家庭になってからの経過年数

問4 母子家庭になってから現在まで、何年になりますか。(○印は1つ)

母子家庭になってからの経過年数は、「10～15年未満」が39.4%で最も高く、次いで「5～10年未満」25.8%、「15年以上」16.0%となっている。『10年以上』が55.4%と半数以上を占めており、前回調査と比べて高くなっている。

図表Ⅲ-1-12 母子家庭になってからの経過年数



図表Ⅲ-1-13 母子家庭になってからの経過年数

		標本数	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15年以上	無回答
全体		213	7	5	9	7	5	55	84	34	7
		100.0	3.3	2.3	4.2	3.3	2.3	25.8	39.4	16.0	3.3
時系列	平成23年	167	7.2	10.8	5.4	8.4	6.0	39.5	17.4	5.4	-
参考	県(三市を除く)	1,512	6.0	8.6	6.5	7.6	9.3	29.8	22.9	7.5	1.7
	北九州市	1,291	8.4	8.4	8.3	9.5	7.4	25.6	20.8	10.3	1.3
	福岡市	1,141	6.4	6.9	6.7	9.5	7.9	28.7	23.0	8.9	2.2
	父子家庭	86	10.5	14.0	11.6	11.6	7.0	18.6	19.8	3.5	3.5

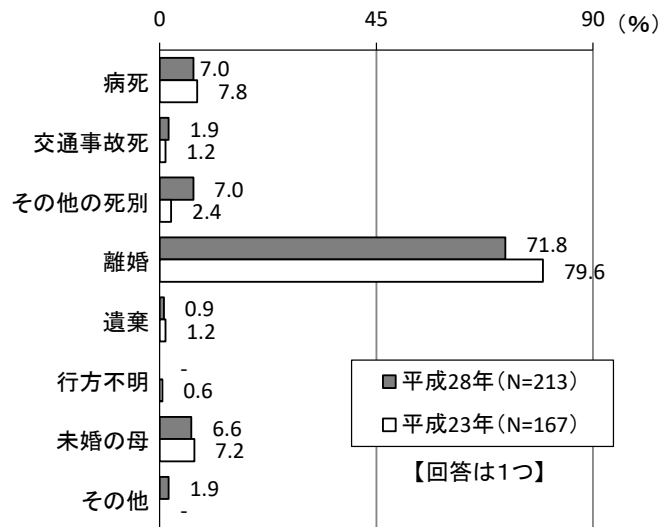
(2) 母子家庭になった理由

問5 母子家庭になった理由は何ですか。(〇印は1つ)

母子家庭になった理由は「離婚」が71.8%で最も高く、また、「病死」「その他の死別」がともに7.0%、「未婚の母」が6.6%となっている。前回調査に比べ、離婚が減少し、「その他の死別」がやや増加している。

年齢別にみると、45～49歳では「その他の死別」(11.6%)が、50歳以上では「病死」(16.7%)と「その他の死別」(8.3%)が他の年代に比べて高くなっている。

図表Ⅲ－1－14 母子家庭になった理由



図表Ⅲ－1－15 母子家庭になった理由

		標本数	病死	交通事故死	その他の死別	離婚	遺棄	行方不明	未婚の母	その他	無回答
全体		213	15	4	15	153	2	-	14	4	6
時系列 平成23年		167	7.8	1.2	2.4	79.6	1.2	0.6	7.2	-	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
	35～39歳	21	4.8	-	-	81.0	-	-	9.5	-	4.8
	40～44歳	47	2.1	-	2.1	80.9	-	-	8.5	2.1	4.3
	45～49歳	86	5.8	2.3	11.6	70.9	1.2	-	4.7	1.2	2.3
	50歳以上	48	16.7	2.1	8.3	56.3	2.1	-	8.3	4.2	2.1
	無回答	2	-	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	3.0	0.5	0.7	86.2	-	0.3	7.5	0.3	1.5
	北九州市	1,291	4.3	0.3	0.8	83.2	0.4	0.3	7.7	1.5	1.5
	福岡市	1,141	4.3	0.2	0.9	80.5	0.1	0.3	10.1	2.1	1.7
	父子家庭	86	18.6	-	1.2	72.1	1.2	-	...	3.5	3.5

(3) 離婚した夫との養育費の取り決め

問5-1 (離婚を母子家庭になった理由と答えた方に) あなたの離別した夫との子どもの養育費の受給の取り決めについておたずねします。

(ア) 養育費についての相談相手

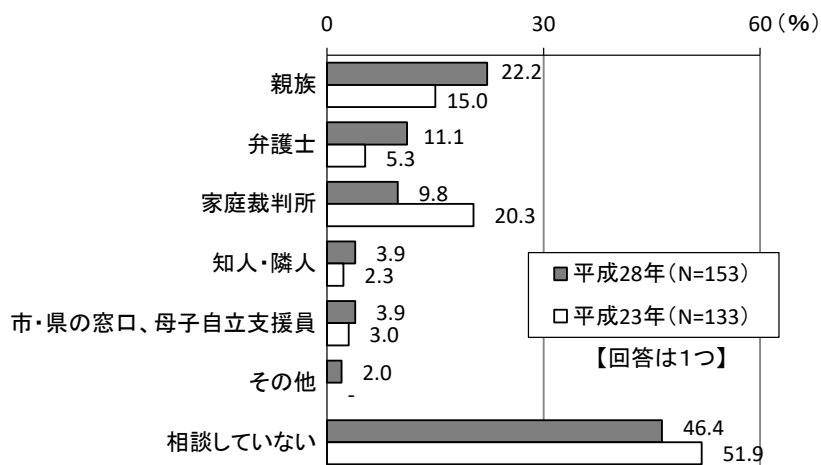
ア. あなたは、離婚の際またはその後、養育費のことで、だれか(どこか)に相談しましたか。(〇印は1つ)

母子家庭となった理由が離婚と回答した人に、離婚した際に子どもの養育費について相談したかたずねたところ、「相談していない」が46.4%で最も高い。相談先では「親族」が22.2%、「弁護士」が11.1%、「家庭裁判所」が9.8%と続いている。

前回調査と比べると、「相談していない」が5ポイントほど低くなっている。また、相談先としては「家庭裁判所」が減少し、「親族」「弁護士」がやや増加している。

年齢別では、「相談していない」が30～34歳、35～39歳および45～49歳で高く、40～44歳と50歳以上では低い。

図表Ⅲ-1-16 養育費についての相談相手



図表Ⅲ－１－１７ 養育費についての相談相手

(%)

		標本数	親族	知人・隣人	市・県 自立・支援員 の窓口、 母子	弁護士	家庭裁判所	その他	相談していない	無回答
全体		153 100.0	34 22.2	6 3.9	6 3.9	17 11.1	15 9.8	3 2.0	71 46.4	1 0.7
時系列	平成23年	133	15.0	2.3	3.0	5.3	20.3	-	51.9	2.3
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	22.2	-	-	11.1	11.1	-	55.6	-
	35～39歳	17	17.6	5.9	5.9	5.9	5.9	-	58.8	-
	40～44歳	38	31.6	5.3	2.6	18.4	5.3	-	36.8	-
	45～49歳	61	18.0	1.6	3.3	4.9	13.1	3.3	54.1	1.6
	50歳以上	27	18.5	7.4	7.4	18.5	11.1	3.7	33.3	-
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,304	20.7	3.4	2.6	8.6	15.0	1.7	47.2	0.8
	北九州市	1,074	21.3	2.6	2.3	9.8	14.9	1.4	47.0	0.7
	福岡市	918	18.3	3.6	2.1	10.5	17.6	2.0	45.5	0.4
	父子家庭	62	9.7	1.6	-	8.1	3.2	-	77.4	-

(イ) 養育費の取り決め状況

イ. 養育費の受給の取り決めの状況について、あてはまるものを選んでください。
(○印は1つ)

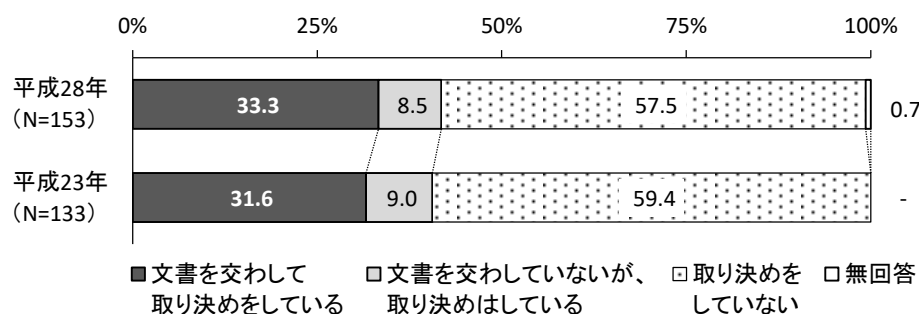
子どもの養育費についての取り決めについては、「取り決めをしていない」が 57.5%で最も高く、「文書を交わして取り決めをしている」(33.3%)は3割程度で、「文書を交わしていないが、取り決めはしている」(8.5%)を合わせた『取り決めをしている』は41.8%となっている。

前回調査から大きな変化はみられない。

年齢別でみると、50歳以上では文書での取り決めをしている人が約半数に上るが、35～39歳では文書での取り決めをしている人は2割に満たず、取り決めをしていない人が8割を超えている。

母子家庭になってからの経過年数別でみると、10年以上の人では文書を交わさず取り決めをしている人がやや高くなっている。

図表Ⅲ－1－18 養育費についての取り決め状況



図表Ⅲ－１－１９ 養育費についての取り決め状況

(%)

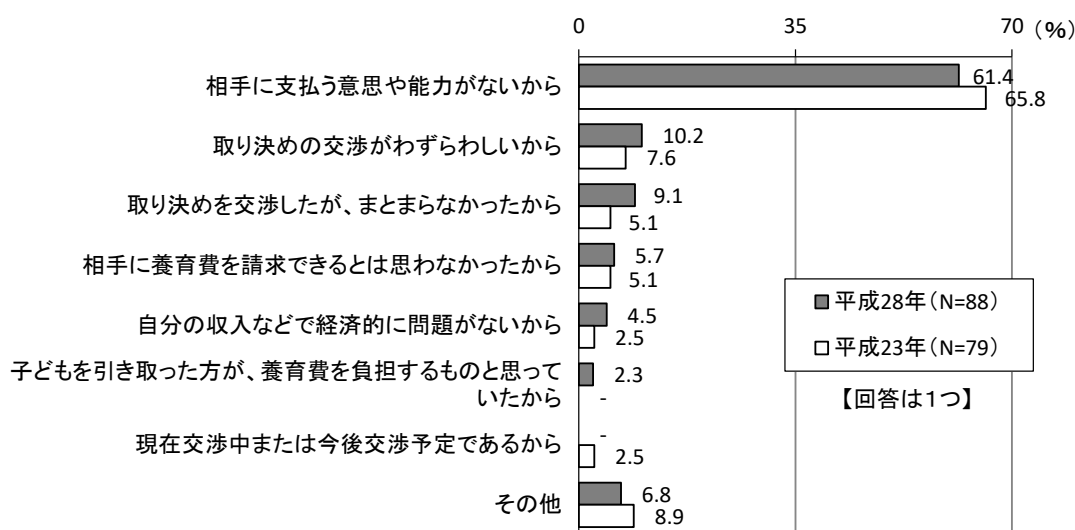
		標 本 数	して文 て取書 いりを る決交 めわ をし	て取て文 いりい書 る決なを めいが はがわ し、し	て取 いり ない 決め をし	無 回 答
全 体		153 100.0	51 33.3	13 8.5	88 57.5	1 0.7
時系列	平成23年	133	31.6	9.0	59.4	-
年 齢 別	29歳以下	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	33.3	11.1	55.6	-
	35～39歳	17	17.6	-	82.4	-
	40～44歳	38	31.6	10.5	57.9	-
	45～49歳	61	32.8	8.2	57.4	1.6
	50歳以上	27	48.1	11.1	40.7	-
	無回答	1	-	-	100.0	-
か母 ら子 の家 庭に 経過 にな って 年数 別	1年未満	4	50.0	25.0	25.0	-
	1～2年未満	3	66.7	-	33.3	-
	2～3年未満	3	33.3	-	66.7	-
	3～4年未満	5	40.0	-	60.0	-
	4～5年未満	4	50.0	25.0	25.0	-
	5～10年未満	39	35.9	2.6	61.5	-
	10～15年未満	70	32.9	10.0	57.1	-
	15年以上	22	22.7	13.6	63.6	-
無回答	3	-	-	66.7	33.3	
参 考	県(三市を除く)	1,304	31.7	12.3	53.8	2.1
	北九州市	1,074	29.9	13.6	55.3	1.2
	福岡市	918	31.3	14.7	52.3	1.7
	父子家庭	62	16.1	11.3	69.4	3.2

(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由

問5-1-1 (養育費の取り決めをしていないと答えた方に) 養育費の受給の取り決めをしていない理由は何ですか。次の中から最もあてはまるものを選んでください。(〇印は1つ)

養育費の取り決めをしていない理由についてしてみると、「相手に支払う意思や能力がないから」が61.4%で、この理由に集中しており、他の理由は10%以下と低い。

図表Ⅲ-1-20 養育費の取り決めをしてない理由



図表Ⅲ-1-21 養育費の取り決めをしてない理由

		標本数	に自 分の 収入 など で 経済 的	わ り し り い 決 め の 交 渉 が わ ず ら	が 相 手 に 支 払 う 意 思 や 能 力	る 相 手 に 思 わ な か っ た か ら で き	の が 子 ど も を 引 き 取 っ た 方 も	ま と ま ら な か っ た か ら が	現 在 交 渉 中 ま た は 今 後 交	そ の 他	無 回 答
全体		88 100.0	4 4.5	9 10.2	54 61.4	5 5.7	2 2.3	8 9.1	- -	6 6.8	- -
時系列	平成23年	79	2.5	7.6	65.8	5.1	-	5.1	2.5	8.9	2.5
参考	県(三市を除く)	702	2.8	12.4	56.4	6.1	1.9	10.7	1.4	7.8	0.4
	北九州市	594	2.2	13.3	59.6	5.1	1.2	9.9	1.0	7.1	0.7
	福岡市	480	2.9	10.0	58.5	4.2	2.1	14.2	1.9	5.4	0.8
	父子家庭	43	20.9	2.3	48.8	9.3	9.3	2.3	-	7.0	-

(4) 離婚した夫からの養育費の受給状況

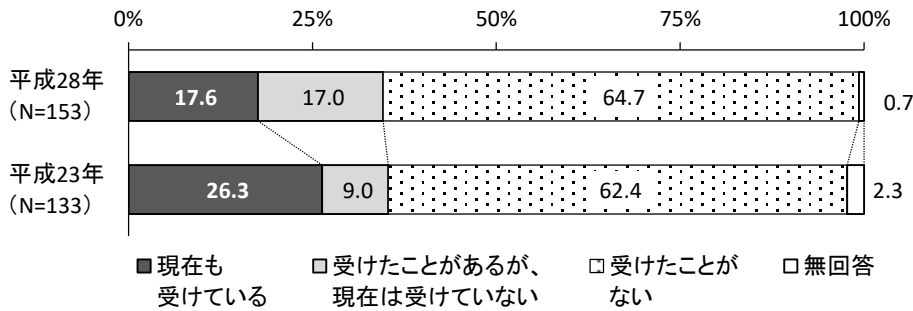
問5-2 (離婚を母子家庭になった理由と答えた方に) あなたの離別した夫からの養育費の受給の状況について、あてはまるものを選んでください。(○印は1つ)

離婚した夫からの養育費の受給状況についてみると、「現在も受けている」は17.6%にとどまり、「受けたことがあるが、現在は受けていない」が17.0%で、両者を合わせた『受給経験』は34.6%となっている。一方「受けたことがない」は64.7%となっている。

前回調査に比べると「現在も受けている」が約9ポイント減少している。

母子家庭になってからの経過年数別では、経過年数が長い人ほど「現在も受けている」が低くなる傾向がみられる。

図表Ⅲ-1-22 離婚した夫からの養育費の受給状況



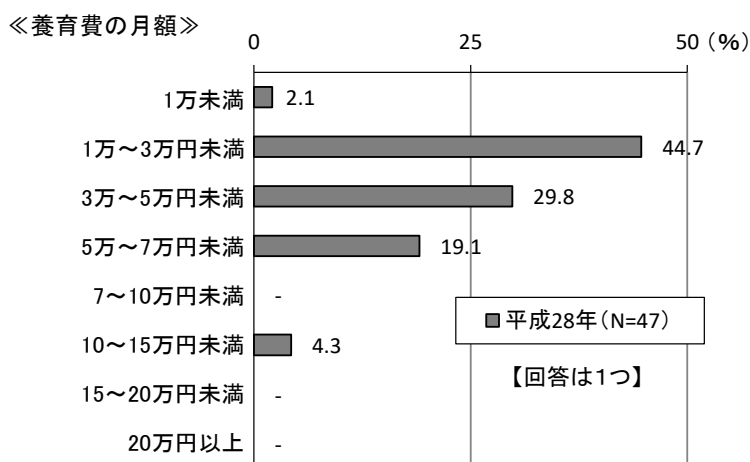
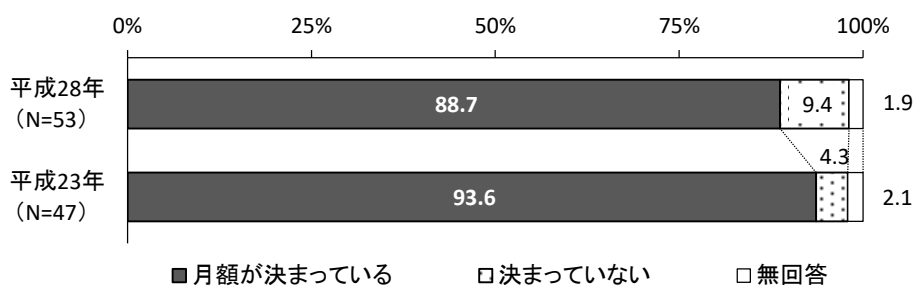
図表Ⅲ-1-23 離婚した夫からの養育費の受給状況 (%)

		標本数	現在も受けている	受けたことがあるが、現在は受けていない	受けたことがない	無回答
全体		153	27	26	99	1
		100.0	17.6	17.0	64.7	0.7
時系列	平成23年	133	26.3	9.0	62.4	2.3
か 母 ら 子 家 庭 の 経 過 に な っ て 別 居 な る 年 数 別	1年未満	4	50.0	-	50.0	-
	1~2年未満	3	33.3	33.3	33.3	-
	2~3年未満	3	-	-	100.0	-
	3~4年未満	5	40.0	-	60.0	-
	4~5年未満	4	-	-	100.0	-
	5~10年未満	39	25.6	23.1	51.3	-
	10~15年未満	70	15.7	17.1	65.7	1.4
	15年以上	22	-	18.2	81.8	-
	無回答	3	33.3	-	66.7	-
取 り 決 め の 状 況 別	文書を交わして取り決めている	51	45.1	25.5	27.5	2.0
	文書を交わしていないが、取り決めている	13	23.1	53.8	23.1	-
	取り決めているがしていない	88	1.1	6.8	92.0	-
	無回答	1	-	-	100.0	-
参 考	県(三市を除く)	1,304	23.8	16.3	58.7	1.2
	北九州市	1,074	23.7	16.3	59.1	0.8
	福岡市	918	23.2	16.8	58.8	1.2
	父子家庭	62	6.5	3.2	87.1	3.2

問5-2-1 (受けている、または受けたことがあると答えた方に) 養育費の額はどれくらいでしたか。下の に金額をご記入ください。

養育費の受給を受けている、または受けたことがある人の、養育費の額についてたずねたところ、「月額が決まっている」が 88.7%と9割近くを占めている。月額が決まっている場合の養育費の平均額は 32,989 円である。前回調査に比べ、「決まっている」が約5ポイント減少し、平均額も約 15,000 円減額となっている。

図表Ⅲ-1-24 養育費の額



図表Ⅲ-1-25 養育費の額

		標本数	い 月 額 が 決 ま っ て	決 ま っ て い な い	無 回 答	平均 (円)
全体		53	47	5	1	32,989
		100.0	88.7	9.4	1.9	
時系列	平成23年	47	93.6	4.3	2.1	48,045
参考	県(三市を除く)	523	85.7	12.2	2.1	38,821
	北九州市	430	87.4	10.9	1.6	42,755
	福岡市	367	85.3	12.3	2.5	42,243
	父子家庭	6	100.0	-	-	13,583

※養育費の平均月額「現在も受けている」と「受けたことがあるが、現在は受けていない」人のうち、月額が決まっている人の金額で算出している。

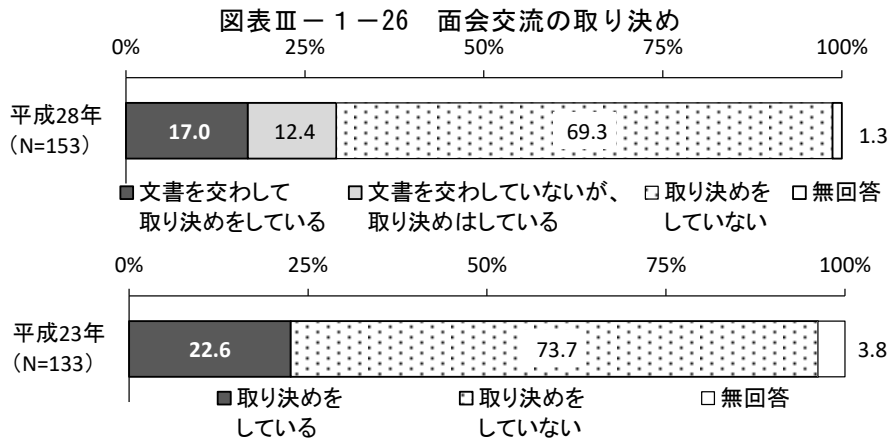
(5) 離婚した夫との面会交流の取り決め

問5-3 (離婚を母子家庭になった理由と答えた方に) あなたの離別した夫と面会交流の取り決めについて、あてはまるものを選んでください。(〇印は1つ)

※面会交流とは、「離婚又は別居により子どもと離れて暮らしている父母が、定期的に子どもと会うなどの交流をすること」を言います。

離婚した夫との面会交流の取り決めについては、「文書を交わして取り決めをしている」が17.0%、「文書は交わしていないが、取り決めはしている」が12.4%で、両者を合わせた『取り決めをしている』割合は29.4%である。一方「取り決めをしていない」が69.3%となっている。面会交流について『取り決めをしている』割合は、前回調査よりやや増加している。

母子家庭になってからの経過年数別では、経過年数が長い人ほど取り決めをしていない割合が高くなる傾向がみられる。



図表Ⅲ-1-27 面会交流の取り決め

		標本数	取り決めを交わしてしている (%)	文書は交わしていないが、取り決めはしている (%)	取り決めをしていない (%)	無回答 (%)
全体		153	17.0	12.4	69.3	1.3
時系列	平成23年	133	22.6	73.7	3.8	
母子家庭の経過年数別	1年未満	4	50.0	25.0	25.0	-
	1~2年未満	3	33.3	66.7	-	-
	2~3年未満	3	33.3	-	33.3	33.3
	3~4年未満	5	40.0	-	60.0	-
	4~5年未満	4	25.0	25.0	50.0	-
	5~10年未満	39	15.4	15.4	69.2	-
	10~15年未満	70	17.1	11.4	70.0	1.4
	15年以上	22	4.5	4.5	90.9	-
	無回答	3	-	-	100.0	-
状況別の養育費の取り決め	文書を交わして取り決めをしている	51	41.2	15.7	41.2	2.0
	文書は交わしていないが、取り決めはしている	13	-	53.8	46.2	-
	取り決めをしていない	88	5.7	4.5	88.6	1.1
	無回答	1	-	-	100.0	-
参考	県(三市を除く)	1,304	17.5	12.4	67.5	2.6
	北九州市	1,074	19.8	11.4	66.7	2.1
	福岡市	918	17.4	10.3	71.0	1.2
	父子家庭	62	14.5	12.9	71.0	1.6

※平成23年は「取り決めをしている」の数値

(6) 離婚した夫との面会交流の実施状況

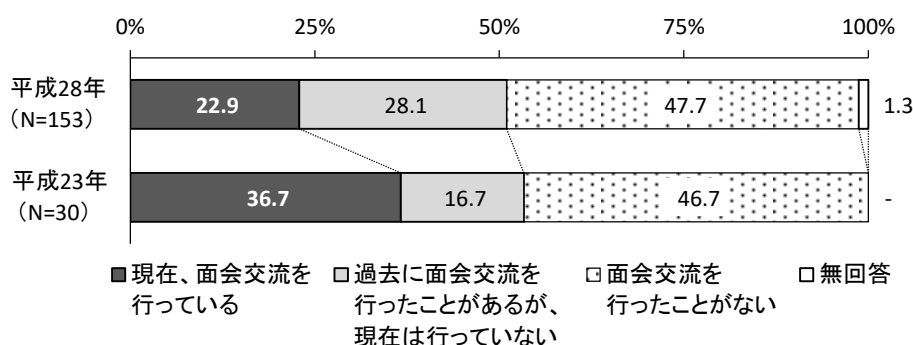
問5-4 (離婚を母子家庭になった理由と答えた方に) 面会交流の実施状況について、あてはまるものを選んでください。(○印は1つ)

面会交流の実施状況をみると、「現在、面会交流を行っている」が22.9%、「過去に面会交流を行ったことがあるが現在は行っていない」が28.1%、「面会交流を行ったことがない」が47.7%となっている。

前回調査に比べ、「現在、面会交流を行っている」が減少し、「過去に面会交流を行ったことがあるが現在は行っていない」が増加している。

母子家庭になってからの経過年数別でみると、経過年数が短い人で「現在、面会交流を行っている」が高くなる傾向がみられる。

図表Ⅲ-1-28 面会交流の実施状況



図表Ⅲ-1-29 面会交流の実施状況

		標本数	を現在、面会交流している	行あを過 つる行去 てがっ に、た面 い、な現 い、在と はが流	た面 こ会 と交 が流 がな を行 っ	無回答
全体		153	35	43	73	2
		100.0	22.9	28.1	47.7	1.3
時系列	平成23年	30	36.7	16.7	46.7	-
か母 ら子 の 家 庭 に 過 な な 数 別	1年未満	4	75.0	-	25.0	-
	1~2年未満	3	100.0	-	-	-
	2~3年未満	3	33.3	-	33.3	33.3
	3~4年未満	5	-	40.0	60.0	-
	4~5年未満	4	50.0	25.0	25.0	-
	5~10年未満	39	28.2	35.9	35.9	-
	10~15年未満	70	17.1	30.0	51.4	1.4
	15年以上	22	9.1	22.7	68.2	-
状況別	文書を交わして取り決めている	51	41.2	15.7	41.2	2.0
	文書を交わしていないが、取り決めている	13	-	53.8	46.2	-
	取り決めている	88	5.7	4.5	88.6	1.1
	無回答	1	-	-	100.0	-
参考	県(三市を除く)	1,304	28.8	24.4	44.2	2.6
	北九州市	1,074	28.0	24.8	44.8	2.4
	福岡市	918	31.9	23.0	43.1	2.0
	父子家庭	62	38.7	21.0	37.1	3.2

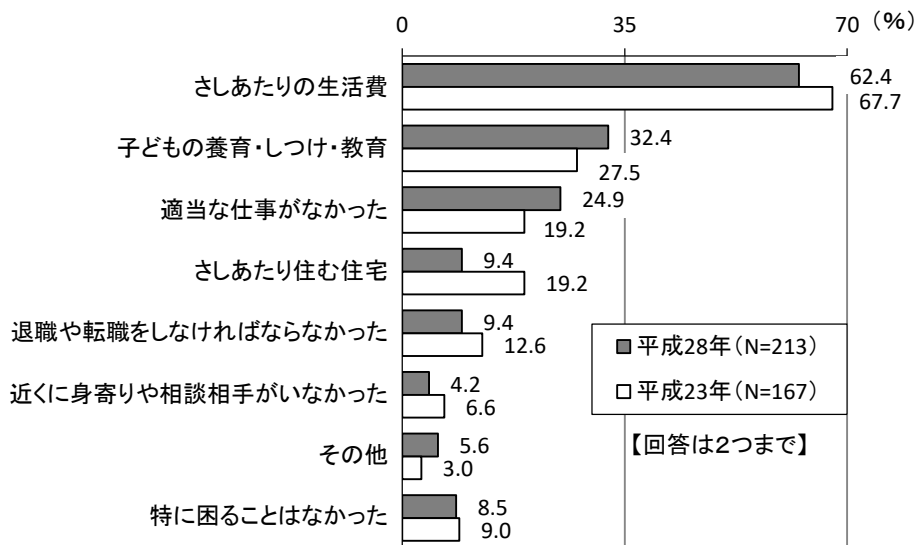
(7) 母子家庭になった当時困ったこと

問6 あなたは母子家庭になった当時、どんなことでお困りでしたか。(〇印は2つまで)

母子家庭になった当時困ったことは、「さしあたりの生活費」が62.4%で最も高く、「子どもの養育・しつけ・教育」が32.4%、「適当な仕事がなかった」が24.9%と続いている。「特に困ることはなかった」は8.5%と低い。

母子家庭になった理由別では、「さしあたりの生活費」は離婚の場合7割を超えて高く、死別では4割弱と比較的低くなっている。

図表Ⅲ-1-30 母子家庭になった当時困ったこと [複数回答]



図表Ⅲ-1-31 母子家庭になった当時困ったこと [複数回答]

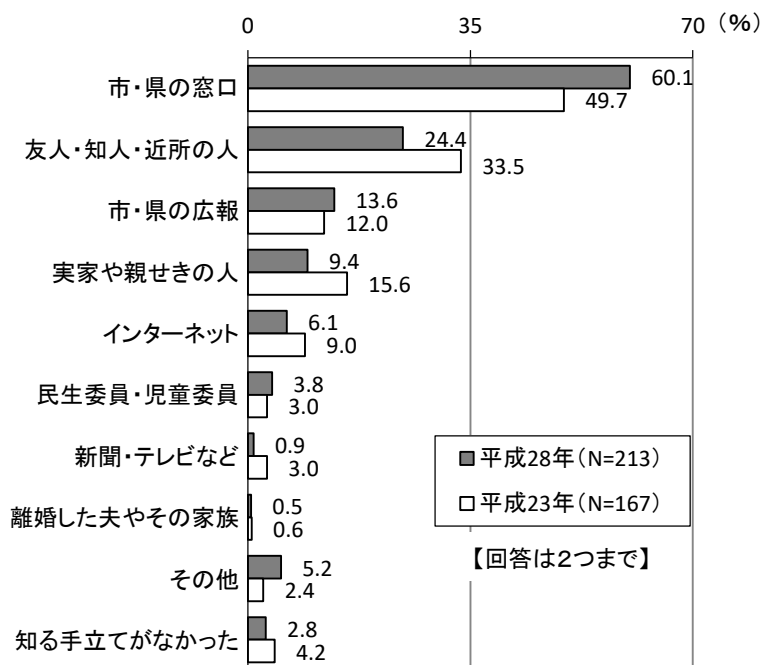
		標本数	さしあたりの生活費	子どもの養育・しつけ・教育	さしあたり住む住宅	適当な仕事なかった	退職や転職しなければならなかった	近くに身寄りや相談相手がなかった	その他	特に困ることはなかった	無回答
全体		213	133	69	20	53	20	9	12	18	11
		100.0	62.4	32.4	9.4	24.9	9.4	4.2	5.6	8.5	5.2
時系列	平成23年	167	67.7	27.5	19.2	19.2	12.6	6.6	3.0	9.0	0.6
理由別	死別	34	38.2	41.2	2.9	23.5	-	5.9	5.9	20.6	2.9
	離婚	153	71.2	33.3	12.4	26.1	10.5	4.6	6.5	5.9	-
	その他の生別	20	50.0	20.0	-	25.0	15.0	-	-	10.0	30.0
	無回答	6	16.7	-	-	-	16.7	-	-	-	66.7
有仕当無事時別の	持っていた	132	62.1	37.9	9.1	14.4	11.4	3.8	6.8	10.6	3.0
	持っていなかった	78	64.1	23.1	9.0	43.6	6.4	5.1	3.8	5.1	7.7
	無回答	3	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	33.3
参考	県(三市を除く)	1,512	68.3	31.7	14.4	18.1	10.2	4.2	4.1	9.2	3.4
	北九州市	1,291	61.9	27.4	15.7	19.0	10.3	6.0	4.9	10.3	3.6
	福岡市	1,141	64.1	29.4	19.0	16.9	11.2	6.9	3.2	9.1	4.4
	父子家庭	86	27.9	53.5	3.5	2.3	8.1	10.5	15.1	16.3	7.0

(8) 当時の母子福祉施策の認知経路

問7 母子家庭になった当時、児童扶養手当などの母子福祉施策を、どのような方法で知りましたか。(〇印は2つまで)

母子家庭になった当時、児童扶養手当等の母子福祉施策をどのように知ったかは、「市・県の窓口」が60.1%で目立って高く、次いで「友人・知人・近所の人」が24.4%、「市・県の広報」が13.6%、「実家や親せきの人」が9.4%となっており、市や県の窓口と身近な人が主な情報源となっている。前回調査に比べ、「友人・知人・近所の人」が減少し、「市・県の窓口」が増加している。

図表Ⅲ-1-32 当時の母子福祉施策の認知経路 [複数回答]



図表Ⅲ-1-33 当時の母子福祉施策の認知経路 [複数回答]

		標本数	市・県の広報	市・県の窓口	民生委員・児童委員	実家や親せきの人	離婚した夫やその家族	友人・知人・近所の人	新聞・テレビなど	インターネット	その他	知る手立てがなかった	無回答
全体		213	29	128	8	20	1	52	2	13	11	6	5
		100.0	13.6	60.1	3.8	9.4	0.5	24.4	0.9	6.1	5.2	2.8	2.3
時系列	平成23年	167	12.0	49.7	3.0	15.6	0.6	33.5	3.0	9.0	2.4	4.2	1.8
有仕当無事時別の	持っていた	132	16.7	59.8	3.8	7.6	-	25.0	1.5	6.1	6.1	1.5	2.3
	持っていなかった	78	9.0	61.5	3.8	11.5	1.3	24.4	-	6.4	2.6	5.1	1.3
	無回答	3	-	33.3	-	33.3	-	-	-	-	33.3	-	33.3
参考	県(三市を除く)	1,512	11.3	55.6	1.7	14.6	0.5	27.4	0.6	10.6	3.0	1.8	2.6
	北九州市	1,291	9.2	50.5	1.3	16.0	0.7	30.4	0.9	10.0	2.5	3.0	3.0
	福岡市	1,141	11.5	46.7	2.1	14.5	0.8	25.4	1.3	16.0	2.6	3.1	2.1
	父子家庭	86	12.8	17.4	-	5.8	-	15.1	2.3	7.0	2.3	40.7	4.7

4. 仕事の状況

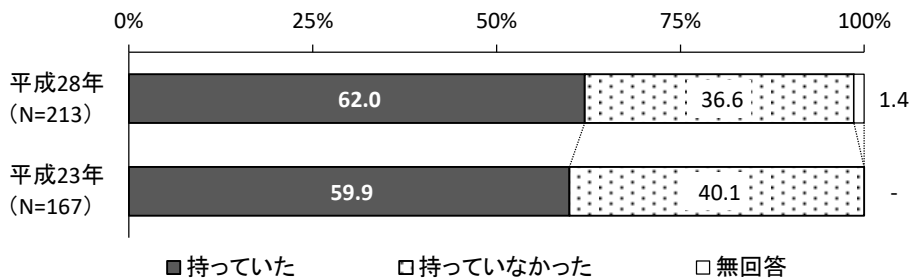
(1) 母子家庭になった当時の仕事の状況

(ア) 母子家庭になった当時の仕事の有無

問8 母子家庭になった当時、あなたは何か仕事を持っていましたか。(○印は1つ)

母子家庭になった当時の仕事の有無は、仕事を「持っていた」が62.0%、「持っていなかった」36.6%で、約3分の1の人が母子家庭になった際に仕事を持っていなかった。

図表Ⅲ－１－34 母子家庭になったときに仕事の有無



図表Ⅲ－１－35 母子家庭になったときに仕事の有無

		標本数	持っていた (%)	持っていなかった (%)	無回答 (%)
全体		213	62.0	36.6	1.4
時系列	平成23年	167	59.9	40.1	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-
	30～34歳	9	44.4	55.6	-
	35～39歳	21	71.4	23.8	4.8
	40～44歳	47	57.4	40.4	2.1
	45～49歳	86	59.3	39.5	1.2
	50歳以上	48	68.8	31.3	-
	無回答	2	100.0	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	58.0	39.9	2.1
	北九州市	1,291	60.0	38.1	1.9
	福岡市	1,141	59.7	38.9	1.4
	父子家庭	86	95.3	2.3	2.3

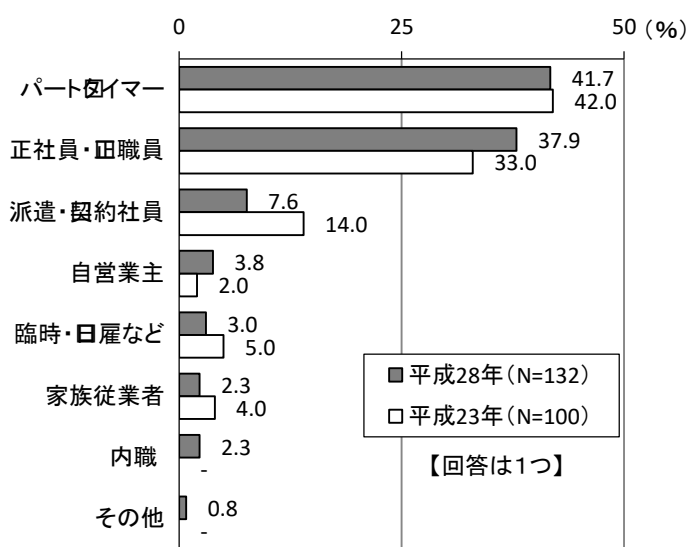
(イ) 母子家庭になった当時の就業形態

問8-1 (持っていたと答えた方に) あなたの仕事は、次の中のどれにあてはまりますか。(〇印は1つ)

母子家庭になった当時仕事を持っていた人の就業形態は、「パートタイマー」が41.7%、「正社員・正職員」が37.9%、「派遣・契約社員」が7.6%と続いている。前回調査に比べ、「派遣・契約社員」が減少し、「正社員・正職員」がやや増加している。

年齢別にみると、40～44歳と45～49歳で「正社員・正職員」がやや高くなっている。

図表Ⅲ-1-36 母子家庭になった当時の就業形態



図表Ⅲ-1-37 母子家庭になった当時の就業形態

		標本数	自営業主	家族従業者	正社員・正職員	派遣・契約社員	パート・アルバイト	臨時・日雇など	内職	その他	無回答
全体		132 100.0	5 3.8	3 2.3	50 37.9	10 7.6	55 41.7	4 3.0	3 2.3	1 0.8	1 0.8
時系列	平成23年	100	2.0	4.0	33.0	14.0	42.0	5.0	-	-	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	4	25.0	-	25.0	-	50.0	-	-	-	-
	35～39歳	15	-	-	20.0	20.0	40.0	20.0	-	-	-
	40～44歳	27	-	-	48.1	3.7	40.7	-	3.7	-	3.7
	45～49歳	51	2.0	5.9	43.1	7.8	33.3	2.0	3.9	2.0	-
	50歳以上	33	9.1	-	33.3	6.1	51.5	-	-	-	-
	無回答	2	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	877	2.4	1.8	36.4	8.6	47.1	2.7	0.5	0.1	0.5
	北九州市	774	2.6	1.8	37.3	8.9	45.5	2.1	0.3	0.4	1.2
	福岡市	681	4.8	2.2	29.8	10.1	48.9	2.2	0.3	0.3	1.3
	父子家庭	82	18.3	1.2	76.8	-	-	3.7	-	-	-

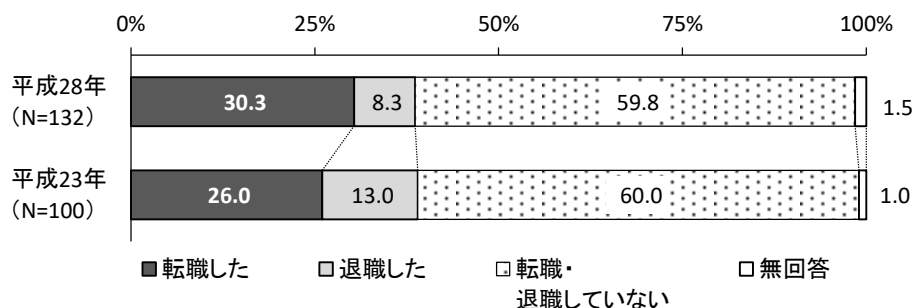
(ウ) 母子家庭になったことによる転職・退職の有無とその理由

問8-2 (持っていたと答えた方に) あなたは母子家庭になったことを契機として転職又は退職をしましたか。(〇印は1つ)

母子家庭になったことで転職や退職したかについては、「転職・退職していない」が59.8%と最も高いが、「転職した」が30.3%、「退職した」が8.3%となっており、4割弱の人が母子家庭になったことをきっかけに転職・退職している。

年齢別でみると、35～39歳と40～44歳で転職または退職した人が5割を超えている。

図表Ⅲ-1-38 母子家庭になったことによる転職・退職の有無



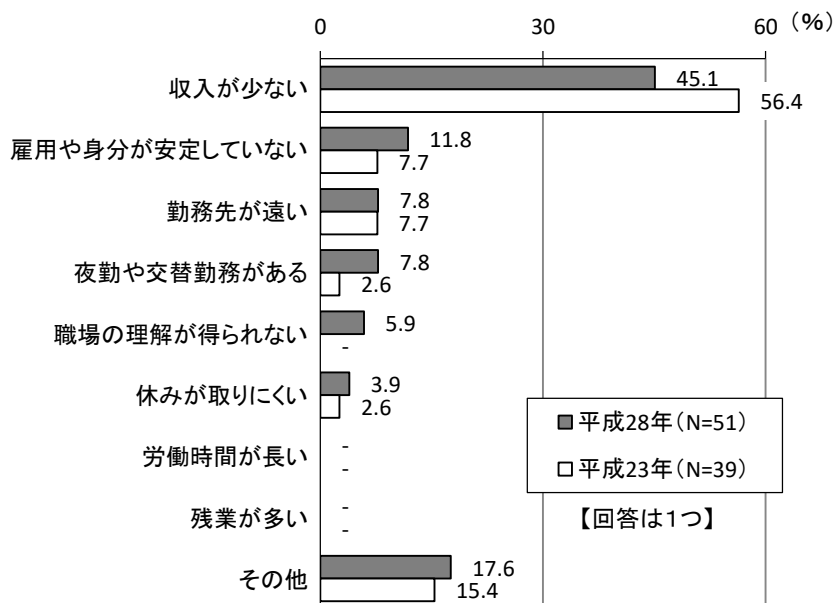
図表Ⅲ-1-39 母子家庭になったことによる転職・退職の有無

		標本数	転職した	退職した	な退職 ない職職 し・ てい	無回答
全体		132 100.0	40 30.3	11 8.3	79 59.8	2 1.5
時系列	平成23年	100	26.0	13.0	60.0	1.0
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-
	30～34歳	4	-	-	75.0	25.0
	35～39歳	15	40.0	13.3	46.7	-
	40～44歳	27	40.7	11.1	44.4	3.7
	45～49歳	51	29.4	5.9	64.7	-
	50歳以上	33	24.2	6.1	69.7	-
	無回答	2	-	50.0	50.0	-
参考	県(三市を除く)	877	30.3	9.6	59.7	0.3
	北九州市	774	31.4	9.2	57.9	1.6
	福岡市	681	30.7	11.6	56.5	1.2
	父子家庭	82	9.8	4.9	85.4	-

問8-2-1（転職した又は退職したと答えた方に）理由のうちあてはまるものを選んでください。（〇印は1つ）

母子家庭になったことで転職・退職した理由は、「収入が少ない」が45.1%で目立って高くなっている。

図表Ⅲ-1-40 母子家庭になったことによる転職・退職した理由



図表Ⅲ-1-41 母子家庭になったことによる転職・退職した理由

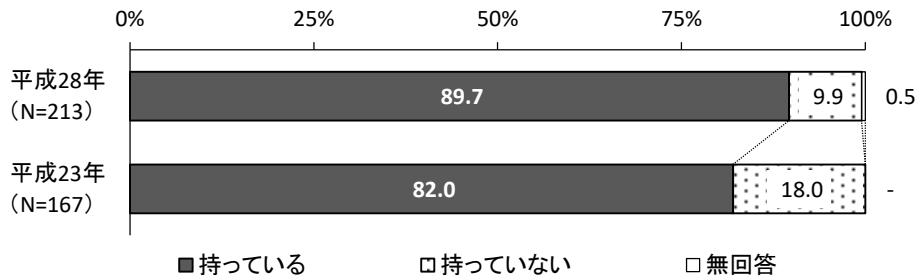
		標本数	勤務先が遠い	労働時間が長い	夜勤や交替勤務がある	残業が多い	休みが取りにくい	収入が少ない	雇用や身分が安定していない	職場の理解が得られない	その他	無回答
全体		51 100.0	4 7.8	-	4 7.8	-	2 3.9	23 45.1	6 11.8	3 5.9	9 17.6	-
時系列	平成23年	39	7.7	-	2.6	-	2.6	56.4	7.7	-	15.4	7.7
参考	県(三市を除く)	350	12.0	2.9	4.0	2.3	6.3	50.9	5.4	1.7	13.4	1.1
	北九州市	314	10.8	4.5	5.4	1.9	4.8	46.8	8.0	3.5	14.0	0.3
	福岡市	288	12.2	6.6	2.1	0.3	7.3	49.3	5.9	3.5	11.1	1.7
	父子家庭	12	16.7	16.7	8.3	8.3	16.7	8.3	8.3	8.3	-	8.3

(2) 現在の仕事の状況
 (ア) 現在の仕事の有無

問9 現在、あなたは仕事を持っていますか。(〇印は1つ)

現在、仕事を「持っている」人の割合は89.7%で、母子家庭になった当時仕事を「持っていた」(62.0%)割合に比べて、母子家庭になった後に仕事を持った人が多いことが分かる。前回調査に比べ、仕事を持っている人の割合が約8ポイント増加している。

図表Ⅲ-1-42 現在の仕事の有無



図表Ⅲ-1-43 現在の仕事の有無

		標本数	持っている (%)	持っていない (%)	無回答 (%)
全体		213	89.7	9.9	0.5
時系列	平成23年	167	82.0	18.0	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-
	30～34歳	9	100.0	-	-
	35～39歳	21	95.2	4.8	-
	40～44歳	47	93.6	4.3	2.1
	45～49歳	86	88.4	11.6	-
	50歳以上	48	85.4	14.6	-
	無回答	2	50.0	50.0	-
参考	県(三市を除く)	1,512	88.4	11.4	0.2
	北九州市	1,291	87.9	11.9	0.2
	福岡市	1,141	86.8	12.9	0.4
	父子家庭	86	91.9	8.1	-

(イ) 現在の就業形態

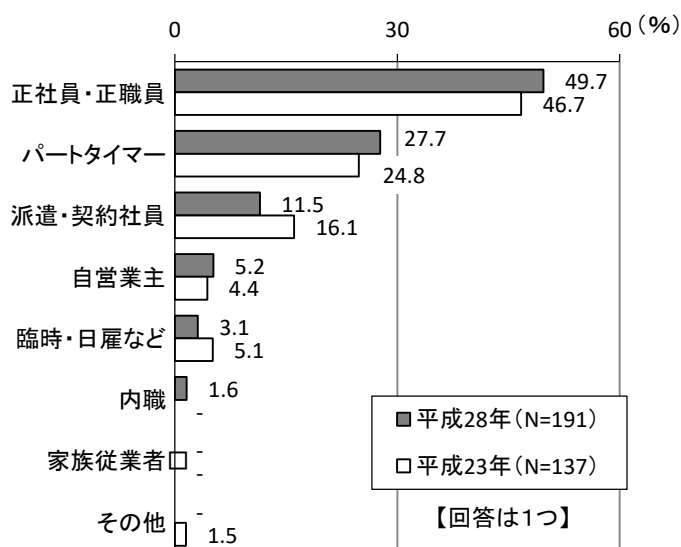
問9-1 あなたの仕事は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

現在、仕事を持っている人の就業形態は、「正社員・正職員」が49.7%、「パートタイマー」が27.7%、「派遣・契約社員」が11.5%となっており、「正社員・正職員」が最も高いものの、パートタイマーや派遣・契約社員、臨時日雇いなどの非正規雇用の割合も4割を超えている。

前回調査に比べ、「派遣・契約社員」がやや減少している。

年齢別では、45～49歳で「正社員・正職員」が約6割と高い。

図表Ⅲ-1-44 現在の就業形態



図表Ⅲ-1-45 現在の就業形態

		標本数	自営業主	家族従業者 □	正社員・正職員	派遣・契約社員	パートタイマー	臨時・日雇いなど	内職	その他	無回答
全体		191 100.0	10 5.2	- -	95 49.7	22 11.5	53 27.7	6 3.1	3 1.6	- -	2 1.0
時系列	平成23年	137	4.4	-	46.7	16.1	24.8	5.1	-	1.5	1.5
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	11.1	-	22.2	11.1	44.4	11.1	-	-	-
	35～39歳	20	10.0	-	40.0	20.0	30.0	-	-	-	-
	40～44歳	44	4.5	-	45.5	18.2	22.7	4.5	2.3	-	2.3
	45～49歳	76	3.9	-	60.5	5.3	22.4	3.9	2.6	-	1.3
	50歳以上	41	4.9	-	43.9	12.2	39.0	-	-	-	-
	無回答	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,337	2.7	1.0	44.7	12.6	33.1	3.1	0.2	0.3	2.4
	北九州市	1,135	2.0	1.1	47.0	12.0	32.8	1.7	0.1	0.4	3.0
	福岡市	990	5.5	1.0	39.1	15.1	35.3	1.7	0.3	0.6	1.5
	父子家庭	79	22.8	-	74.7	-	1.3	1.3	-	-	-

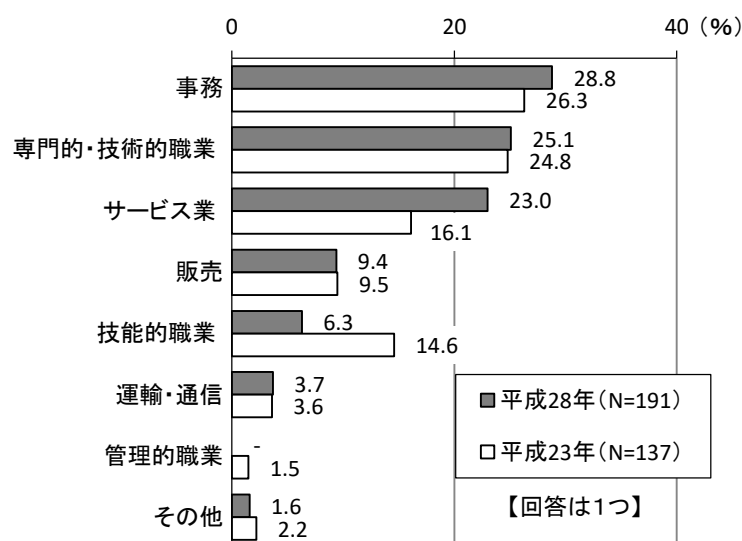
(ウ) 現在の仕事の内容（職種）

問9-2 仕事の内容（職種）は、次の中のどれにあてはまりますか。（○印は1つ）

現在の仕事の内容（職種）は、「事務」が28.8%で最も高く、「専門的・技術的職業」が25.1%、「サービス業」が23.0%と続いている。

前回調査に比べ、「技能的職業」が減少し、「サービス業」が増加している。

図表Ⅲ-1-46 現在の仕事の内容（職種）



図表Ⅲ-1-47 現在の仕事の内容（職種）

		標本数	専門的・技術的職業	管理的職業	事務	販売	運輸・通信	技能的職業	サービス業	その他	無回答
全体		191	48	-	55	18	7	12	44	3	4
		100.0	25.1	-	28.8	9.4	3.7	6.3	23.0	1.6	2.1
時系列	平成23年	137	24.8	1.5	26.3	9.5	3.6	14.6	16.1	2.2	1.5
参考	県(三市を除く)	1,337	25.5	0.4	23.9	9.4	2.6	9.9	23.0	2.7	2.5
	北九州市	1,135	27.7	0.4	26.2	9.1	1.9	7.4	22.7	1.6	3.1
	福岡市	990	22.8	1.8	28.5	10.6	2.9	5.4	24.1	1.7	2.1
	父子家庭	79	12.7	8.9	7.6	8.9	11.4	38.0	8.9	1.3	2.5

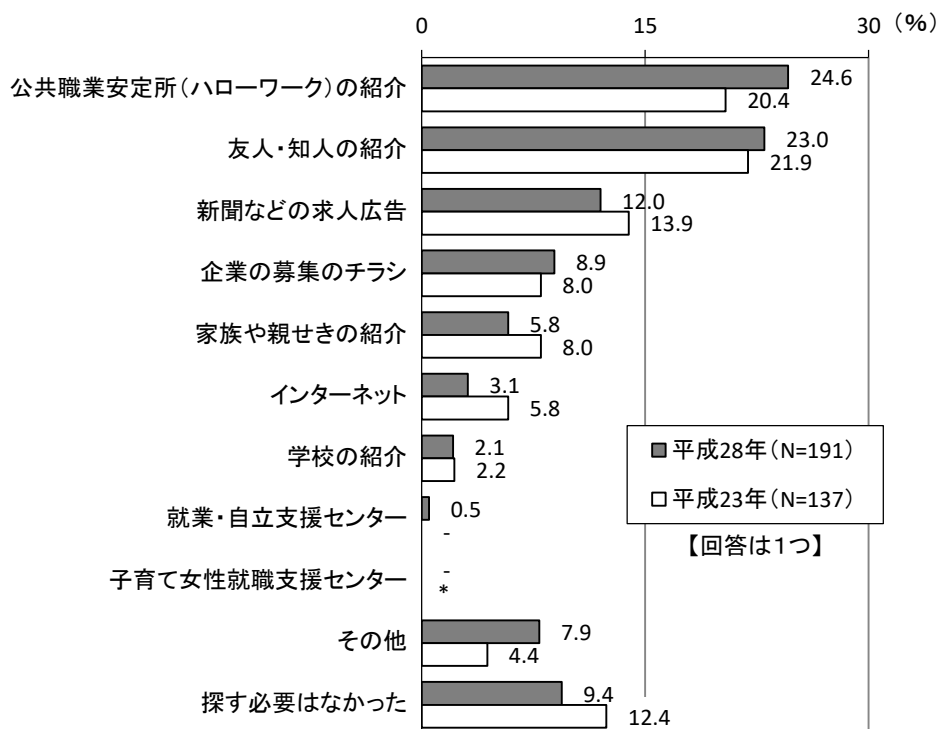
(エ) 求職の方法

問9-3 いまの仕事は、主にどんな方法で探しましたか。(〇印は1つ)

求職の方法としては、「公共職業安定所(ハローワーク)」(24.6%)「友人・知人の紹介」(23.0%)が2割を超えており、次いで「新聞などの求人広告」(12.0%)が続いている。

年齢別では、「公共職業安定所(ハローワーク)」は年代が低い層ほど高く、「新聞などの求人広告」は年齢が高い層で高くなる。また、「友人・知人の紹介」は40~44歳で高い。

図表Ⅲ-1-48 求職の方法



*は平成23年にはない項目

図表Ⅲ-1-49 求職の方法

(%)

	標本数	公共職業安定所(ハローワーク)の紹介	就業・自立支援センター	子育て女性就職支援センター	友人・知人の紹介	家族や親せきの紹介	学校の紹介	新聞などの求人広告	企業の募集のチラシ	インターネット	その他	探す必要はなかった	無回答
全体	191	47	1	-	44	11	4	23	17	6	15	18	5
時系列	100.0	24.6	0.5	-	23.0	5.8	2.1	12.0	8.9	3.1	7.9	9.4	2.6
平成23年	137	20.4	-	...	21.9	8.0	2.2	13.9	8.0	5.8	4.4	12.4	2.9
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	9	55.6	-	11.1	-	-	-	-	22.2	11.1	-	-
	35~39歳	20	35.0	-	20.0	10.0	5.0	5.0	5.0	10.0	-	10.0	-
	40~44歳	44	29.5	-	29.5	2.3	2.3	4.5	6.8	4.5	6.8	11.4	2.3
	45~49歳	76	21.1	1.3	-	22.4	10.5	1.3	11.8	9.2	10.5	7.9	3.9
	50歳以上	41	14.6	-	-	19.5	-	2.4	26.8	14.6	-	7.3	12.2
無回答	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	1,337	26.1	0.6	0.3	21.2	5.9	3.1	11.7	6.8	7.0	7.3	2.8
	北九州市	1,135	19.5	0.4	0.2	21.4	6.9	3.9	11.4	6.1	7.2	6.4	9.8
	福岡市	990	20.9	0.9	0.1	20.4	4.6	1.2	13.3	7.2	10.4	8.5	10.2
	父子家庭	79	13.9	-	...	17.7	8.9	15.2	7.6	1.3	-	5.1	27.8

※平成23年の「ひとり親家庭支援センター」は、「就業・自立支援センター」の項目。

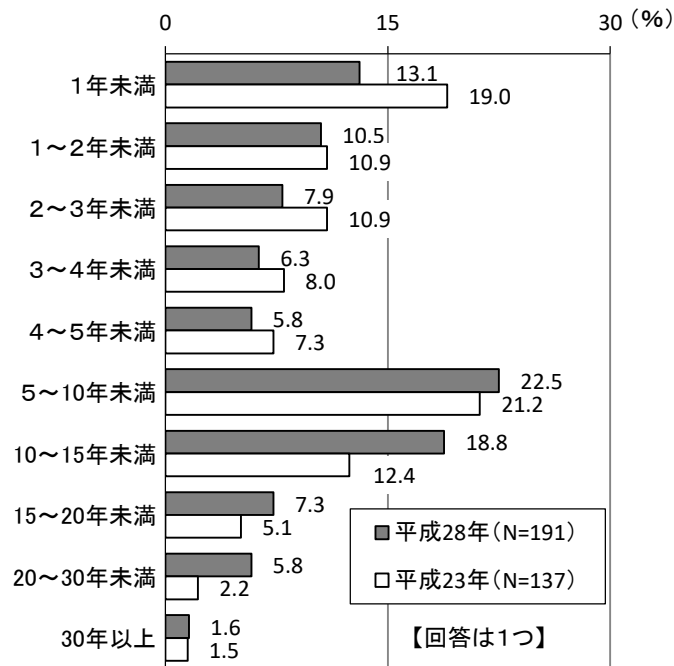
(オ) 勤続年数

問9-4 あなたは、いまの勤務先に勤めはじめて（自営、農業などの方はいまの仕事をはじめて）何年くらいになりますか。（○印は1つ）

現在の仕事の勤続年数は、「5～10年未満」が22.5%、「10～15年未満」が18.8%となっており、『5年未満』が4割を超えている。前回調査に比べ、「1年未満」が減少し、「10～15年未満」がやや増加している。

就業形態別にみると、正社員・正職員の人で勤続年数が長い傾向がみられる。

図表Ⅲ-1-50 勤続年数



図表Ⅲ-1-51 勤続年数

(%)

		標本数	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～30年未満	30年以上	無回答
全体		191	25	20	15	12	11	43	36	14	11	3	1
		100.0	13.1	10.5	7.9	6.3	5.8	22.5	18.8	7.3	5.8	1.6	0.5
時系列	平成23年	137	19.0	10.9	10.9	8.0	7.3	21.2	12.4	5.1	2.2	1.5	1.5
就業形態別	自営業主	10	20.0	10.0	-	10.0	10.0	20.0	20.0	10.0	-	-	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	11.6	5.3	7.4	4.2	1.1	28.4	23.2	8.4	8.4	2.1	-
	派遣・契約社員	22	18.2	9.1	18.2	18.2	9.1	13.6	9.1	-	4.5	-	-
	パートタイマー	53	11.3	18.9	7.5	5.7	11.3	20.8	13.2	7.5	1.9	-	1.9
	臨時・日雇など	6	33.3	33.3	-	-	16.7	-	16.7	-	-	-	-
	内職	3	-	-	-	-	-	-	33.3	33.3	-	33.3	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	2	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	50.0	-	-
参考	県(三市を除く)	1,337	18.7	12.1	9.1	8.5	9.1	20.7	12.0	4.8	3.1	0.1	1.9
	北九州市	1,135	16.8	12.2	10.0	7.8	5.6	21.9	11.9	5.0	5.6	1.2	1.9
	福岡市	990	16.8	12.6	9.0	8.6	8.3	23.4	11.8	3.6	3.9	0.4	1.5
	父子家庭	79	1.3	1.3	1.3	1.3	3.8	10.1	15.2	16.5	35.4	8.9	5.1

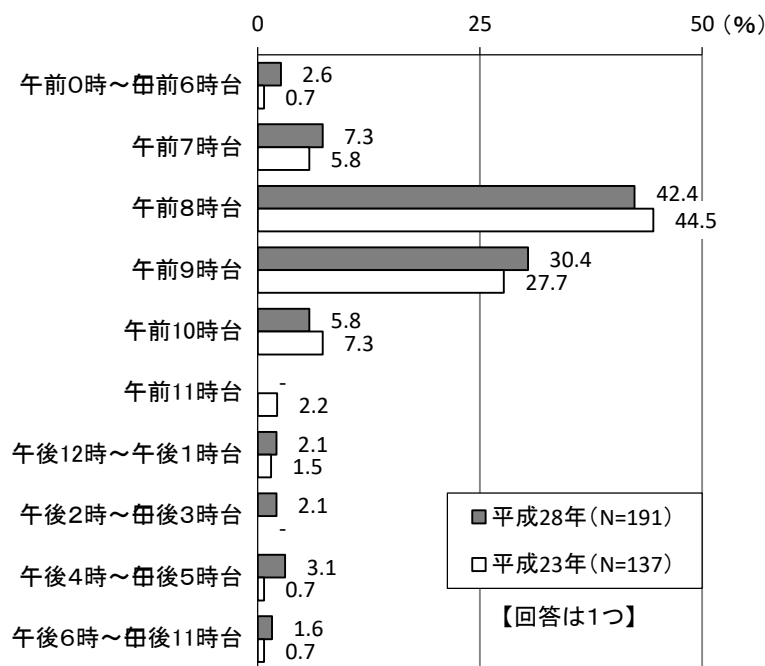
(カ) 1日の労働時間

問9-5 あなたのふだんの勤務時間(残業を含む)はどのようになっていますか。また、仕事が終わって帰宅するのは何時ごろですか。午前・午後いずれかを○印で囲み、に時刻をご記入ください。日によって時間が異なる場合は、多い時間を記入してください。

現在仕事を持っている人の就業時間について、まず始業時刻をみると、「午前8時台」が42.4%、「午前9時台」が30.4%で、午前8時台から9時台が7割超に上る。前回調査と大きな差はみられない。

就業形態別では、正社員・正職員は「午前8時台」から「午前9時台」が約8割を占めるが、その他の就業形態では数値がやや分散している。

図表Ⅲ-1-52 始業時刻



図表Ⅲ－１－５３ 始業時刻

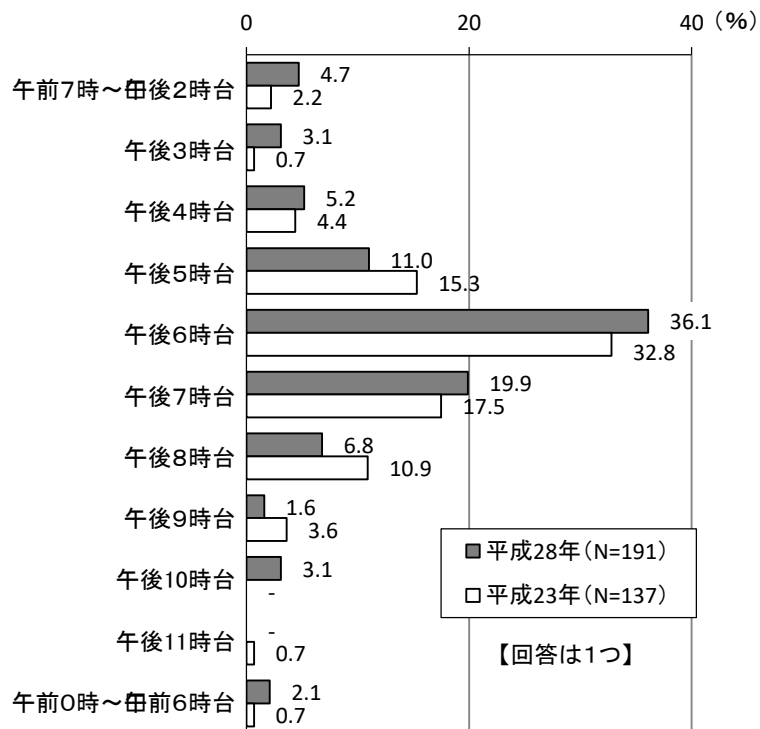
(%)

		標本数	午前0時～午前6時台	午前7時台	午前8時台	午前9時台	午前10時台	午前11時台	午後12時～午後1時台	午後2時～午後3時台	午後4時～午後5時台	午後6時～午後11時台	無回答
全体		191 100.0	5 2.6	14 7.3	81 42.4	58 30.4	11 5.8	-	4 2.1	4 2.1	6 3.1	3 1.6	5 2.6
時系列	平成23年	137	0.7	5.8	44.5	27.7	7.3	2.2	1.5	-	0.7	0.7	8.8
就業形態別	自営業主	10	10.0	-	20.0	40.0	10.0	-	-	-	10.0	10.0	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	2.1	8.4	51.6	29.5	3.2	-	1.1	-	2.1	-	2.1
	派遣・契約社員	22	9.1	9.1	50.0	13.6	4.5	-	-	-	4.5	4.5	4.5
	パートタイマー	53	-	5.7	32.1	37.7	7.5	-	5.7	5.7	3.8	-	1.9
	臨時・日雇など	6	-	16.7	16.7	33.3	16.7	-	-	-	-	16.7	-
	内職	3	-	-	-	-	33.3	-	-	33.3	-	-	33.3
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	2	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,337	1.0	4.2	50.3	29.6	6.1	1.5	1.9	0.7	0.8	0.9	3.0
	北九州市	1,135	1.1	5.7	46.3	30.4	7.8	1.2	1.7	0.4	0.7	1.4	3.3
	福岡市	990	1.3	3.9	36.4	39.1	10.3	1.6	1.8	1.0	0.5	0.9	3.1
	父子家庭	79	7.6	12.7	54.4	15.2	-	-	-	-	2.5	-	7.6

次に、帰宅時刻をみると、「午後6時台」が36.1%で最も高く、次いで「午後7時台」が19.9%、「午後5時台」が11.0%で続いている。

就業形態別にみると、正社員・正職員では帰宅時刻がやや遅い傾向がみられる。

図表Ⅲ－1－56 帰宅時刻



図表Ⅲ－1－57 帰宅時刻

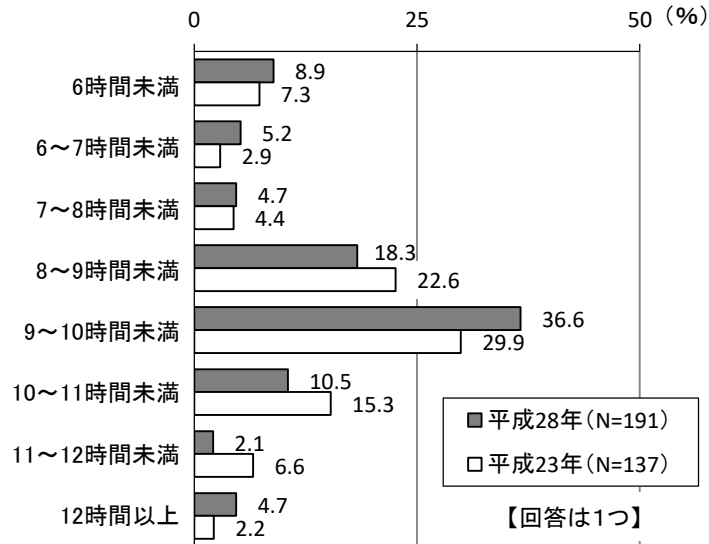
(%)

	標本数	午前7時～午後2時台	午後3時台	午後4時台	午後5時台	午後6時台	午後7時台	午後8時台	午後9時台	午後10時台	午後11時台	午前0時～午前6時台	無回答	
全体	191	9	6	10	21	69	38	13	3	6	-	4	12	
時系列	100.0	4.7	3.1	5.2	11.0	36.1	19.9	6.8	1.6	3.1	-	2.1	6.3	
平成23年	137	2.2	0.7	4.4	15.3	32.8	17.5	10.9	3.6	-	0.7	0.7	10.9	
就業形態別	自営業主	10	10.0	-	10.0	10.0	30.0	-	10.0	-	10.0	-	10.0	10.0
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	2.1	2.1	-	8.4	38.9	27.4	11.6	1.1	3.2	-	1.1	4.2
	派遣・契約社員	22	4.5	4.5	4.5	13.6	31.8	18.2	4.5	-	4.5	-	4.5	9.1
	パートタイマー	53	9.4	3.8	15.1	13.2	35.8	11.3	-	3.8	1.9	-	-	5.7
	臨時・日雇など	6	-	16.7	-	16.7	33.3	16.7	-	-	-	-	16.7	-
	内職	3	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	66.7
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無回答	2	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	1,337	2.8	2.0	4.3	20.8	36.6	17.1	7.3	2.4	1.0	0.3	0.7	4.6
	北九州市	1,135	3.1	1.9	5.7	17.2	34.8	20.1	7.4	1.8	1.5	0.2	1.1	5.3
	福岡市	990	2.5	2.0	4.3	14.3	33.6	22.0	7.4	4.6	2.1	0.5	1.3	5.2
	父子家庭	79	-	1.3	-	10.1	17.7	29.1	17.7	8.9	1.3	-	6.3	7.6

1日当たりの労働時間は、「9～10時間」が36.6%で最も高く、次いで「8～9時間」が18.3%、「10～11時間」が10.5%となっており、1日8時間以上働く人が7割強に上る。前回調査に比べ、「9～10時間」がやや高くなっている。

就業形態別では、正社員・正職員と派遣・契約社員で労働時間が長い傾向がみられる。

図表Ⅲ－1－54 1日の労働時間



図表Ⅲ－1－55 1日の労働時間

		標本数	6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9～10時間未満	10～11時間未満	11～12時間未満	12時間以上	無回答
全体		191	17	10	9	35	70	20	4	9	17
時系列 平成23年		137	7.3	2.9	4.4	22.6	29.9	15.3	6.6	2.2	8.8
就業形態別	自営業主	10	10.0	20.0	10.0	-	30.0	10.0	-	20.0	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	1.1	2.1	3.2	14.7	49.5	14.7	3.2	5.3	6.3
	派遣・契約社員	22	-	4.5	-	18.2	40.9	13.6	4.5	9.1	9.1
	パートタイマー	53	22.6	9.4	9.4	26.4	15.1	3.8	-	-	13.2
	臨時・日雇など	6	33.3	-	-	33.3	16.7	-	-	-	16.7
	内職	3	33.3	-	-	-	33.3	-	-	-	33.3
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	2	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,337	6.7	3.9	7.5	29.6	31.6	9.8	3.4	2.9	4.6
	北九州市	1,135	7.2	5.6	7.9	29.6	27.0	11.0	4.3	1.9	5.4
	福岡市	990	6.8	5.6	8.6	25.9	28.4	11.1	4.1	3.9	5.7
	父子家庭	79	-	1.3	1.3	10.1	26.6	13.9	16.5	19.0	8.9

(キ) 仕事による月収（手取り額）

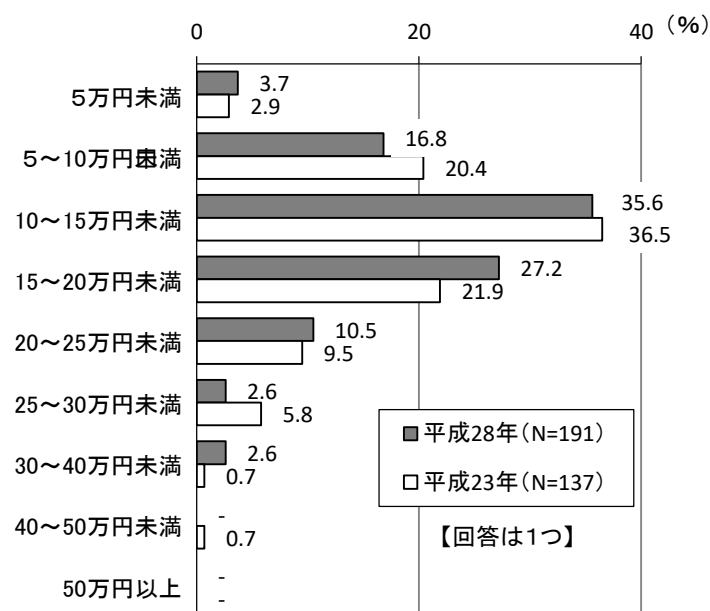
問9-6 あなたの仕事による収入は、平均すると1か月に手取りでどのくらいになりますか。賞与（ボーナス）など臨時的に支給されるものは除きます。（○印は1つ）

仕事による1か月の収入（手取り額）は、「10～15万円未満」が35.6%で最も高く、次いで「15～20万円未満」が27.2%、「5～10万円未満」が16.8%となっており、仕事による1か月の収入（手取り額）が『20万円未満』の割合が83.3%に上っている。1か月の平均収入（手取り額）は、147,000円となっている。

前回調査と比べると、「5～10万円未満」がやや減少し、「15～20万円未満」が増加しており、平均月収（手取り額）は14万7千円である。

就業形態別でみると、パートタイマーでは『15万円未満』が9割以上を占めている。正社員・正職員では『15万円以上』の割合が高くなるが、一方で正社員・正職員でも『15万円未満』が約3割に上っている。

図表Ⅲ-1-58 仕事による月収（手取り額）



図表Ⅲ－１－５９ 仕事による月収（手取り額）

(%)

		標本数	5万円未満	5 ～ 10万円未満	10 ～ 15万円未満	15 ～ 20万円未満	20 ～ 25万円未満	25 ～ 30万円未満	30 ～ 40万円未満	40 ～ 50万円未満	50万円以上	無回答	平均手取り収入額 (万円)推計
全体		191 100.0	7 3.7	32 16.8	68 35.6	52 27.2	20 10.5	5 2.6	5 2.6	-	-	2 1.0	14.7
時系列	平成23年	137	2.9	20.4	36.5	21.9	9.5	5.8	0.7	0.7	-	1.5	14.5
就業 形態 別	自営業主	10	10.0	20.0	40.0	-	10.0	20.0	-	-	-	-	14.5
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	1.1	3.2	26.3	42.1	18.9	2.1	5.3	-	-	1.1	17.8
	派遣・契約社員	22	-	9.1	54.5	27.3	4.5	4.5	-	-	-	-	14.5
	パートタイマー	53	3.8	41.5	47.2	5.7	-	-	-	-	-	1.9	10.3
	臨時・日雇など	6	33.3	-	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	10.8
	内職	3	33.3	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	5.8
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	2	-	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	-	12.5
参考	県(三市を除く)	1,337	2.4	19.5	35.3	25.6	10.5	2.8	1.3	0.3	0.1	2.1	14.5
	北九州市	1,135	2.4	19.6	32.8	25.2	8.9	4.8	3.3	-	0.4	2.6	15.1
	福岡市	990	3.5	18.2	31.2	26.2	10.6	3.7	3.3	0.9	0.9	1.4	15.7
	父子家庭	79	1.3	2.5	2.5	13.9	24.1	25.3	16.5	5.1	3.8	5.1	27.0

※平均手取り収入額の推計は、「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円などとそれぞれ中間値を取り、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

(ク) 仕事上の不安や不満、悩み

問9-7 あなたは、いまの仕事続ける上で、不安や不満、悩みなどがありますか。

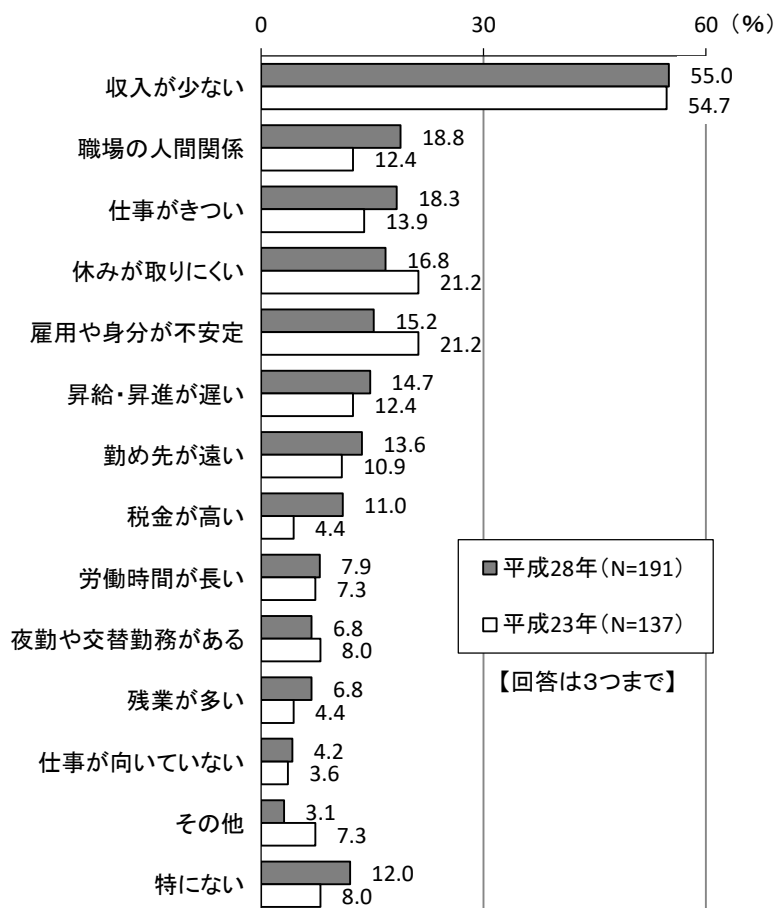
(○印は3つまで)

今の仕事続ける上での不安や不満、悩みでは、「収入が少ない」が55.0%で最も高い。次いで「職場の人間関係」(18.8%)、「仕事がきつい」(18.3%)が2割弱で続いている。

前回調査に比べ、「休みが取りにくい」「雇用や身分が不安定」がやや減少しているが、「職場の人間関係」「仕事がきつい」などは増加している。

就業形態別でみると、正社員・正職員では「昇給・昇進が遅い」「職場の人間関係」「税金が高い」が、派遣・契約社員では「雇用や身分が不安定」「収入が少ない」「仕事がきつい」が、パートタイマーでは「休みが取りにくい」「職場の人間関係」がそれぞれ相対的に高くなっている。

図表Ⅲ-1-60 仕事上の不安や不満、悩み [複数回答]



図表Ⅲ－１－61 仕事上の不安や不満、悩み〔複数回答〕

(%)

		標本数	勤め先が遠い	労働時間が長い	夜勤や交替勤務がある	残業が多い	休みが取りにくい	収入がが少ない	税金が高い	雇用や身分が不安定	昇給・昇進が遅い	仕事に向いていない	仕事がかきつい	職場の人間関係	その他	特にない	無回答
全体		191 100.0	26 13.6	15 7.9	13 6.8	13 6.8	32 16.8	105 55.0	21 11.0	29 15.2	28 14.7	8 4.2	35 18.3	36 18.8	6 3.1	23 12.0	1 0.5
時系列	平成23年	137	10.9	7.3	8.0	4.4	21.2	54.7	4.4	21.2	12.4	3.6	13.9	12.4	7.3	8.0	2.9
就業 形態別	自営業主	10	10.0	20.0	-	-	10.0	70.0	20.0	-	-	-	-	-	-	20.0	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	17.9	9.5	12.6	8.4	13.7	52.6	14.7	5.3	22.1	4.2	21.1	22.1	2.1	12.6	-
	派遣・契約社員	22	18.2	13.6	4.5	18.2	13.6	63.6	4.5	31.8	13.6	9.1	27.3	9.1	-	9.1	-
	パートタイマー	53	5.7	1.9	-	-	26.4	56.6	7.5	22.6	5.7	1.9	15.1	24.5	5.7	9.4	1.9
	臨時・日雇など	6	16.7	-	-	-	16.7	16.7	-	66.7	16.7	16.7	16.7	-	-	16.7	-
	内職	3	-	-	-	-	-	66.7	-	33.3	-	-	-	-	-	33.3	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	2	-	-	-	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-
参考	県(三市を除く)	1,337	10.5	7.7	7.4	6.7	19.7	55.9	9.4	17.6	13.3	4.0	14.7	13.7	6.7	11.5	2.3
	北九州市	1,135	8.5	8.0	7.3	7.4	19.8	50.7	9.1	15.9	13.3	2.9	15.9	14.6	4.2	13.7	2.5
	福岡市	990	8.7	7.7	5.4	7.6	20.5	55.1	9.2	18.7	12.0	3.2	15.3	12.3	5.9	12.5	1.7
	父子家庭	79	6.3	10.1	10.1	10.1	22.8	36.7	19.0	10.1	10.1	2.5	8.9	8.9	6.3	17.7	5.1

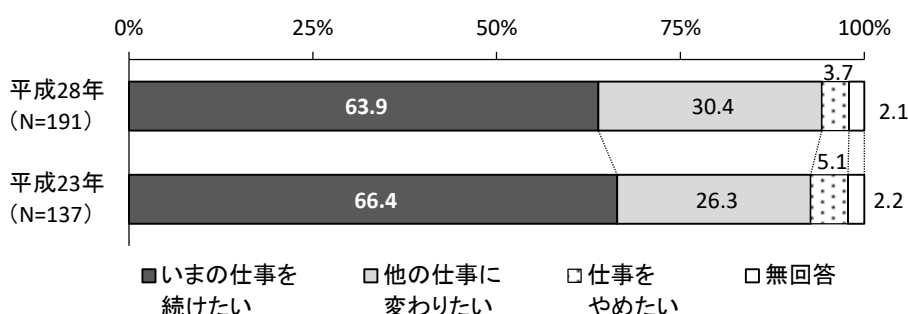
(ケ) 現在の仕事の継続意向

問9-8 あなたは、いまの仕事を今後も続けたいと思いますか。(〇印は1つ)

現在の仕事の継続意向をみると、「いまの仕事を続けたい」が63.9%と最も高く、6割以上の人が現在の仕事を続けたいと考えている。一方「他の仕事に変わりたい」が30.4%、「仕事をやめたい」が3.7%となっており、転職したい人も約3割に上っている。

就業形態別にみると、正社員・正職員では「いまの仕事を続けたい」が高く、派遣・契約社員とパートタイマーでは「他の仕事に変わりたい」がやや高くなっている。

図表Ⅲ-1-62 現在の仕事の継続意向



図表Ⅲ-1-63 現在の仕事の継続意向

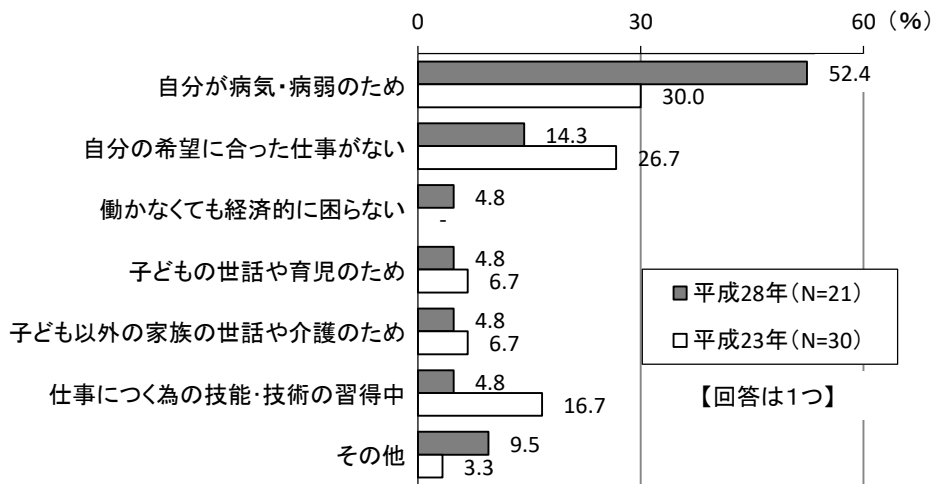
		標本数	をい 続ま けの た仕 い事	変他 わの り仕 た事 いに	た仕 い事 をや め	無 回 答
全体		191 100.0	122 63.9	58 30.4	7 3.7	4 2.1
時系列	平成23年	137	66.4	26.3	5.1	2.2
就業 形態 別	自営業主	10	90.0	-	-	10.0
	家族従業者□	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	65.3	27.4	6.3	1.1
	派遣・契約社員	22	59.1	36.4	-	4.5
	パートタイマー	53	58.5	37.7	1.9	1.9
	臨時・日雇など	6	50.0	50.0	-	-
	内職	3	100.0	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	無回答	2	50.0	50.0	-	-
参考	県(三市を除く)	1,337	61.6	31.5	3.7	3.2
	北九州市	1,135	63.3	29.2	4.6	2.9
	福岡市	990	62.9	30.2	4.7	2.1
	父子家庭	79	75.9	17.7	1.3	5.1

(コ) 就業していない理由

問9-9 あなたが、いま仕事を持っていないのは主にどんな理由からですか。(〇印は1つ)

現在仕事を持っていない人の、就業していない理由は、「自分が病気・病弱のため」が 52.4%で最も高く、次いで「自分の希望に合った仕事がない」が 14.3%となっている。
前回調査に比べ、「自分が病気・病弱のため」が大幅に増加している。

図表Ⅲ-1-64 就業していない理由



図表Ⅲ-1-65 就業していない理由

		標本数	働かなくなっても困らない	自分が病気・病弱のため	子どもの世話や育児のため	家族の世話や介護のため	自分の希望に合った仕事がない	技能・技術の習得中	その他	無回答
全体		21	1	11	1	1	3	1	2	1
		100.0	4.8	52.4	4.8	4.8	14.3	4.8	9.5	4.8
時系列	平成23年	30	-	30.0	6.7	6.7	26.7	16.7	3.3	10.0
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	40～44歳	2	-	50.0	-	-	-	50.0	-	-
	45～49歳	10	10.0	70.0	-	-	10.0	-	10.0	-
	50歳以上	7	-	42.9	14.3	14.3	14.3	-	-	14.3
	無回答	1	-	-	-	-	100.0	-	-	-
参考	県(三市を除く)	172	2.9	39.0	13.4	6.4	11.6	15.7	7.0	4.1
	北九州市	154	1.9	40.3	16.2	6.5	10.4	10.4	12.3	1.9
	福岡市	147	1.4	49.0	19.0	4.8	9.5	4.8	7.5	4.1
	父子家庭	7	-	71.4	28.6	-	-	-	-	-

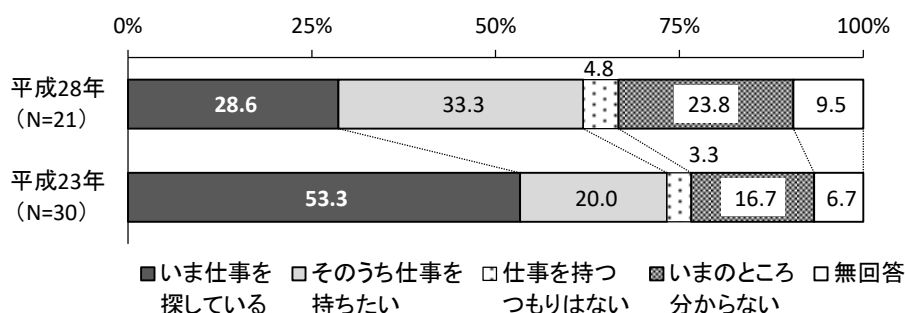
(サ) 今後の就業意向

問9-10 あなたは今後、仕事を持ちたいと思いますか。(〇印は1つ)

現在仕事を持っていない人の、今後の就業意向としては、「そのうち仕事を持ちたい」が33.3%で最も高く、「いま仕事を探している」が28.6%を合わせて、現在仕事を持っていない人の6割以上が今後就業したいと考えている。「仕事を持つつもりはない」は4.8%と少ない。

前回調査に比べて、「いま仕事を探している」が減少し、「そのうち仕事を持ちたい」「いまのところ分からない」が増加しているが、本人の病気等のために仕事を持っていない人が前回より増加したためと考えられる。

図表Ⅲ-1-66 今後の就業意向



図表Ⅲ-1-67 今後の就業意向

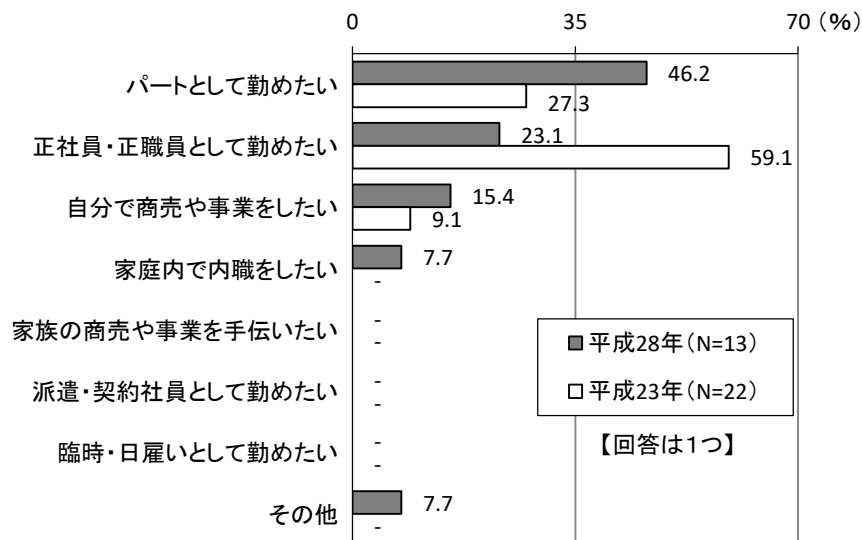
		標本数	探いましまて仕事を	い事をの持ちちちた仕	いつ仕事を持ちなつ	いろいろまのらとなこ	無回答
全体		21 100.0	6 28.6	7 33.3	1 4.8	5 23.8	2 9.5
時系列	平成23年	30	53.3	20.0	3.3	16.7	6.7
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	-	-	-	-	-	-
	35~39歳	1	100.0	-	-	-	-
	40~44歳	2	50.0	50.0	-	-	-
	45~49歳	10	30.0	20.0	-	40.0	10.0
	50歳以上	7	-	57.1	14.3	14.3	14.3
	無回答	1	100.0	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	172	39.0	34.3	3.5	17.4	5.8
	北九州市	154	32.5	47.4	0.6	16.9	2.6
	福岡市	147	32.0	40.8	1.4	23.1	2.7
	父子家庭	7	57.1	42.9	-	-	-

問9-10-1（仕事を探している、仕事を持ちたいと答えた方に）では、どんな仕事を持ちたいと思いますか。（〇印は1つ）

現在仕事を持っていないが就業意向がある人が希望する仕事としては、「パートとして勤めたい」が46.2%、「正社員、正職員として勤めたい」が23.1%、「自分で商売や事業をしたい」が15.4%などとなっている。

前回調査と比べると、「正社員、正職員として勤めたい」が大幅に減少し、「パートとして勤めたい」が増加している。

図表Ⅲ-1-68 希望する就業形態



図表Ⅲ-1-69 希望する就業形態

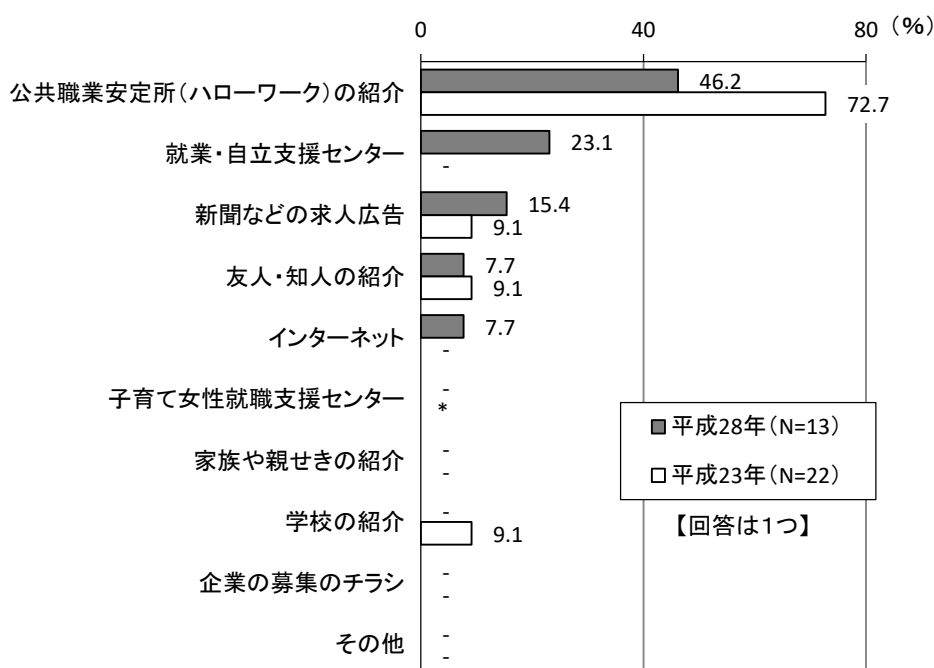
		標本数	を自分で商売や事業	を家族の商売や事業	して社勤め・正職員と	して派遣勤め・契約社員と	たいパートとして勤め	て臨時・日雇いとし	た家庭内で内職をし	その他	無回答
全体		13	2	-	3	-	6	-	1	1	-
		100.0	15.4	-	23.1	-	46.2	-	7.7	7.7	-
時系列	平成23年	22	9.1	-	59.1	-	27.3	-	-	-	4.5
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
	40～44歳	2	-	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-
	45～49歳	5	-	-	20.0	-	80.0	-	-	-	-
	50歳以上	4	25.0	-	-	-	50.0	-	25.0	-	-
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	126	6.3	-	43.7	1.6	42.9	-	2.4	0.8	2.4
	北九州市	123	5.7	-	43.1	3.3	37.4	1.6	7.3	0.8	0.8
	福岡市	107	7.5	-	31.8	3.7	37.4	0.9	8.4	2.8	7.5
	父子家庭	7	-	-	71.4	14.3	14.3	-	-	-	-

問9-10-2（仕事を探している、仕事を持ちたいと答えた方に）主にどのような方法で仕事を探しますか。（○印は1つ）

また、現在仕事を持っていないが就業意向がある人の求職方法は、「公共職業安定所（ハローワーク）の紹介」が46.2%で最も高く、次いで「就業・自立支援センター」が23.1%、「新聞などの求人広告」15.4%となっている。

前回調査に比べると、「公共職業安定所（ハローワーク）の紹介」が大幅に減少し、「就業・自立支援センター」が増加している。

図表Ⅲ-1-70 仕事を探す方法



*は平成23年にはない項目

図表Ⅲ-1-71 仕事を探す方法

(%)

	標本数	公共職業安定所(ハローワーク)の紹介	就業・自立支援センター	子育て女性就職支援センター	友人・知人の紹介	家族や親せきの紹介	学校の紹介	新聞などの求人広告	企業の募集のチラシ	インターネット	その他	無回答	
全体	13	6	3	-	1	-	-	2	-	1	-	-	
	100.0	46.2	23.1	-	7.7	-	-	15.4	-	7.7	-	-	
時系列	平成23年	22	72.7	-	9.1	-	9.1	9.1	-	-	-	-	
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	35～39歳	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	40～44歳	2	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	
	45～49歳	5	60.0	20.0	-	-	-	-	-	20.0	-	-	
	50歳以上	4	-	50.0	-	25.0	-	25.0	-	-	-	-	
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	126	43.7	4.0	2.4	4.0	1.6	4.8	11.9	5.6	16.7	4.8	0.8
	北九州市	123	36.6	2.4	1.6	6.5	-	4.1	14.6	5.7	13.8	4.9	0.8
	福岡市	107	39.3	5.6	1.9	5.6	0.9	-	7.5	4.7	22.4	8.4	3.7
	父子家庭	7	28.6	-	...	28.6	-	-	-	-	42.9	-	-

(3) 資格や技術の保有状況と今後取得したい資格や技術

(ア) 現在持っている資格や技術

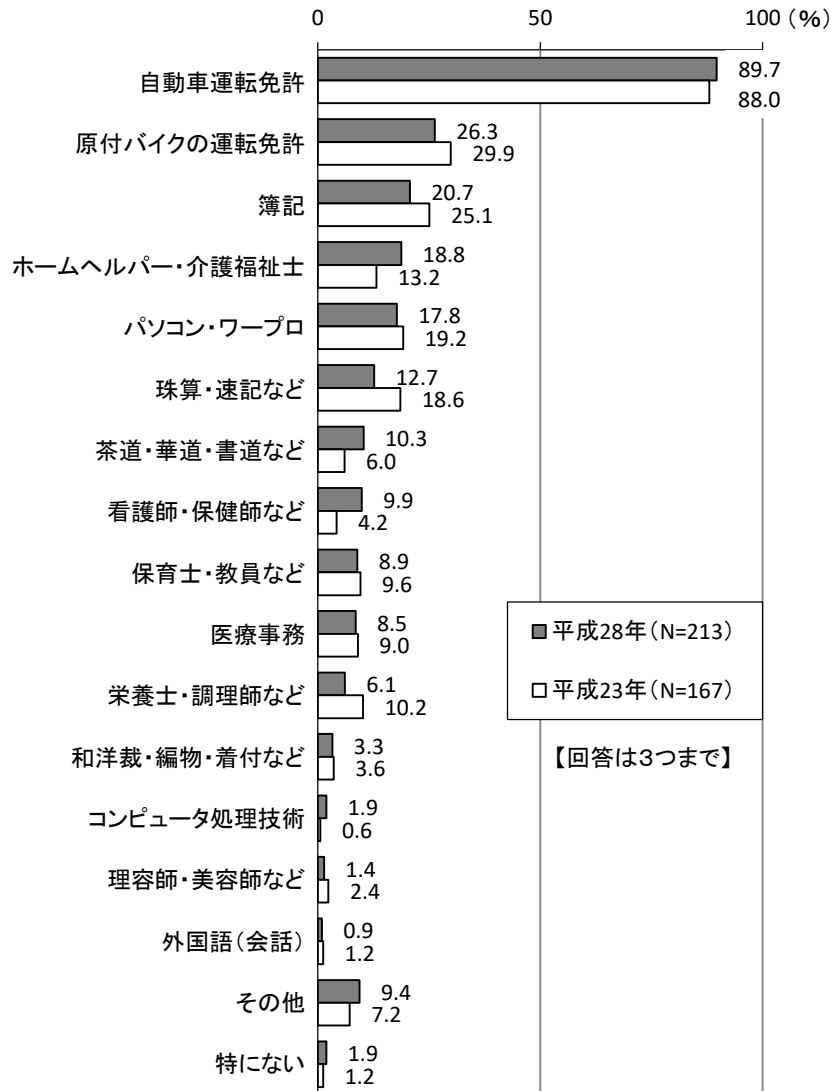
問 10 あなたはいま、どんな資格や技術を持っていますか。そのなかで、現在の仕事に役立っているものはありますか。また、今後新たに取得したい資格や技術はありますか。

(○印はそれぞれ3つまで)

現在持っている資格や技術は、「自動車運転免許」が 89.7%で最も高く、次いで「原付バイクの運転免許」が 26.3%、「簿記」が 20.7%、「ホームヘルパー・介護福祉士」が 18.8%、「パソコン・ワープロ」が 17.8%で上 5 位の項目となっている。

前回調査と比べると、上位項目に大きな変化はみられない。

図表Ⅲ－1－72 現在持っている資格や技術 [複数回答]



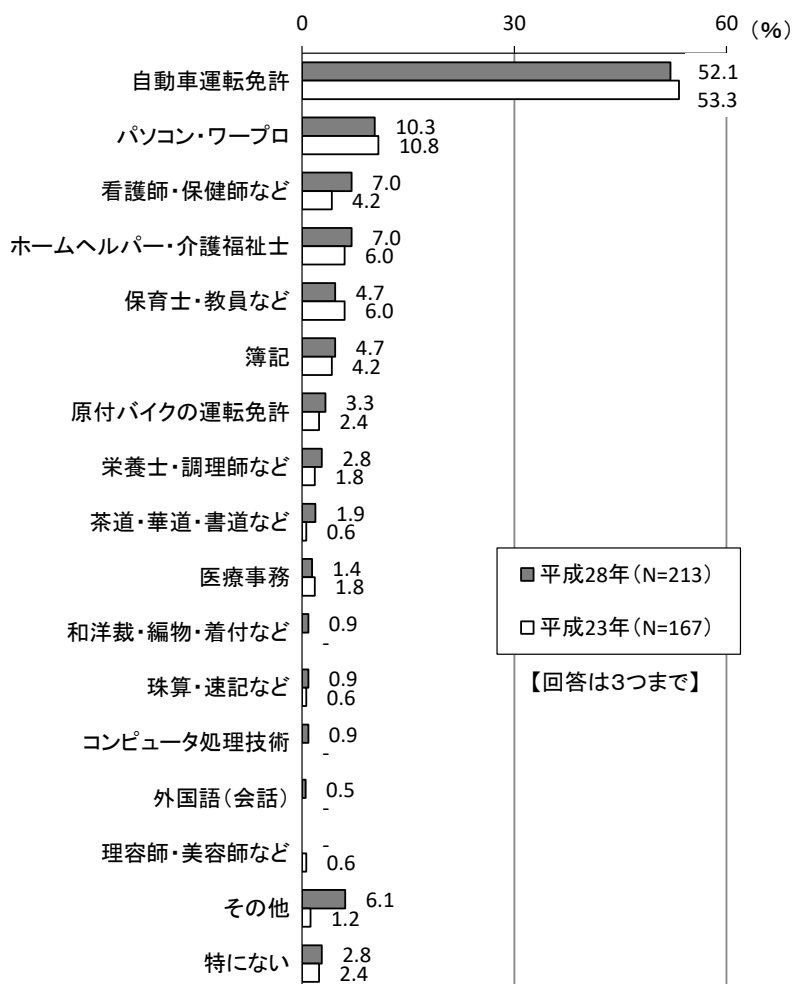
図表Ⅲ－１－73 現在持っている資格や技術〔複数回答〕

		(%)																				
		標本数	自動車運転免許	原付バイクの運転	栄養士・調理師など	保育士・教員など	看護師・保健師など	医療事務	美容師・美容師など	和洋裁・編物・着付など	茶道・華道・書道など	簿記	珠算・速記など	パソコン・ワープロ	技術	コンピュータ処理	外国語(会話)	介護福祉士	ホームヘルパー	その他	特になし	無回答
全体		213 100.0	191 89.7	56 26.3	13 6.1	19 8.9	21 9.9	18 8.5	3 1.4	7 3.3	22 10.3	44 20.7	27 12.7	38 17.8	4 1.9	2 0.9	40 18.8	20 9.4	4 1.9	4 1.9	6 2.8	
時系列	平成23年	167	88.0	29.9	10.2	9.6	4.2	9.0	2.4	3.6	6.0	25.1	18.6	19.2	0.6	1.2	13.2	7.2	1.2	6.0		
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30～34歳	9	100.0	44.4	-	22.2	22.2	-	-	11.1	11.1	22.2	11.1	44.4	22.2	-	11.1	11.1	-	-	-	
	35～39歳	21	95.2	28.6	4.8	9.5	14.3	9.5	-	-	14.3	23.8	4.8	28.6	-	-	23.8	4.8	-	-	-	
	40～44歳	47	87.2	23.4	4.3	10.6	14.9	6.4	2.1	-	12.8	17.0	8.5	17.0	-	-	19.1	6.4	-	-	4.3	
	45～49歳	86	87.2	29.1	8.1	5.8	8.1	8.1	1.2	5.8	7.0	22.1	15.1	17.4	2.3	2.3	17.4	10.5	3.5	2.3		
	50歳以上	48	91.7	18.8	6.3	10.4	4.2	12.5	2.1	2.1	12.5	20.8	16.7	10.4	-	-	18.8	10.4	2.1	4.2		
	無回答	2	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	-	-		
参考	県(三市を除く)	1,512	87.6	30.1	5.5	6.0	12.4	8.2	2.8	2.4	4.6	20.4	10.6	21.0	3.8	2.9	17.2	7.2	2.6	4.6		
	北九州市	1,291	83.2	19.9	5.3	7.6	12.2	9.5	1.5	1.5	4.7	23.1	14.2	20.1	4.6	2.8	16.3	6.8	2.6	6.9		
	福岡市	1,141	82.4	27.5	4.3	7.4	7.5	7.9	2.1	2.8	5.7	19.9	9.6	20.7	4.5	6.1	13.0	8.9	4.9	5.1		

(イ) 現在役に立っている資格や技術

持っている資格や技術のうち、現在の仕事に役立っているものは、「自動車運転免許」が52.1%で最も高く、次いで「パソコン・ワープロ」が10.3%、「看護師・保健師など」「ホームヘルパー・介護福祉士」がともに7.0%などとなっている。前回調査と比べても大きな変化はみられない。

図表Ⅲ-1-74 現在役に立っている資格や技術 [複数回答]



図表Ⅲ-1-75 現在役に立っている資格や技術 [複数回答]

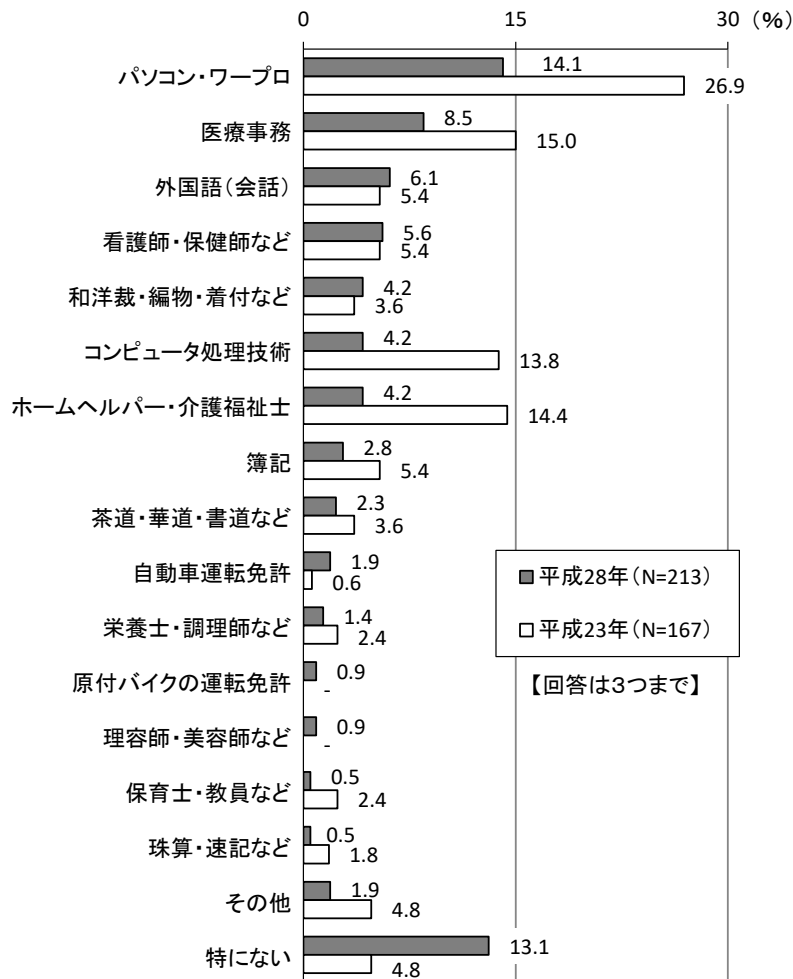
		標本数	自動車運転免許	原付バイクの運転	ど栄養士・調理師など	保育士・教員など	ど看護師・保健師など	医療事務	ど理容師・美容師など	和洋裁・編物・着付など	茶道・華道・書道など	簿記	珠算・速記など	パソコン・ワープロ	技術	コンピュータ処理	外国語(会話)	介護福祉士	ホームヘルパー	その他	特になし	無回答
全体		213 100.0	111 52.1	7 3.3	6 2.8	10 4.7	15 7.0	3 1.4	-	2 0.9	4 1.9	10 4.7	2 0.9	22 10.3	2 0.9	22 10.3	1 0.5	15 7.0	13 6.1	6 2.8	70 32.9	
時系列	平成23年	167	53.3	2.4	1.8	6.0	4.2	1.8	0.6	-	0.6	4.2	0.6	10.8	-	-	-	6.0	1.2	2.4	35.3	
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	88.9	11.1	-	11.1	22.2	-	-	-	-	-	-	22.2	11.1	-	-	-	11.1	-	-	-
	35～39歳	21	61.9	4.8	4.8	4.8	9.5	-	-	-	-	-	-	19.0	-	-	-	4.8	-	4.8	19.0	
	40～44歳	47	57.4	4.3	2.1	6.4	12.8	-	-	-	6.4	6.4	-	12.8	-	-	-	8.5	6.4	2.1	29.8	
	45～49歳	86	44.2	1.2	3.5	3.5	4.7	2.3	-	2.3	1.2	5.8	2.3	7.0	1.2	1.2	7.0	5.8	3.5	37.2		
	50歳以上	48	50.0	2.1	2.1	4.2	2.1	2.1	-	-	-	4.2	-	8.3	-	-	-	8.3	6.3	2.1	39.6	
	無回答	2	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	50.0	
参考	県(三市を除く)	1,512	51.5	1.9	2.4	2.6	10.2	2.2	1.2	0.8	0.7	4.4	1.5	10.4	1.1	1.3	7.9	4.0	2.7	36.0		
	北九州市	1,291	45.5	0.7	2.1	3.9	9.4	2.6	0.9	0.2	0.8	4.5	1.6	10.5	2.2	0.9	7.5	3.3	3.1	38.7		
	福岡市	1,141	33.9	2.1	1.4	3.5	6.0	1.9	0.8	0.4	1.0	4.4	1.0	10.9	2.0	2.5	6.4	4.5	4.6	44.6		

(ウ) 今後取得したい資格や技術

今後取得したい資格や技術は、「パソコン・ワープロ」が14.1%で最も高い。次いで「医療事務」(8.5%)、「外国語(会話)」(6.1%)、「看護師・保健師など」(5.6%)が続いているが、いずれも1割以下となっている。

前回調査に比べると、「パソコン・ワープロ」「医療事務」「ホームヘルパー・介護福祉士」「コンピュータ処理技術」が低下し、「特にない」が増加している。

図表Ⅲ-1-76 今後取得したい資格や技術 [複数回答]



図表Ⅲ-1-77 今後取得したい資格や技術 [複数回答]

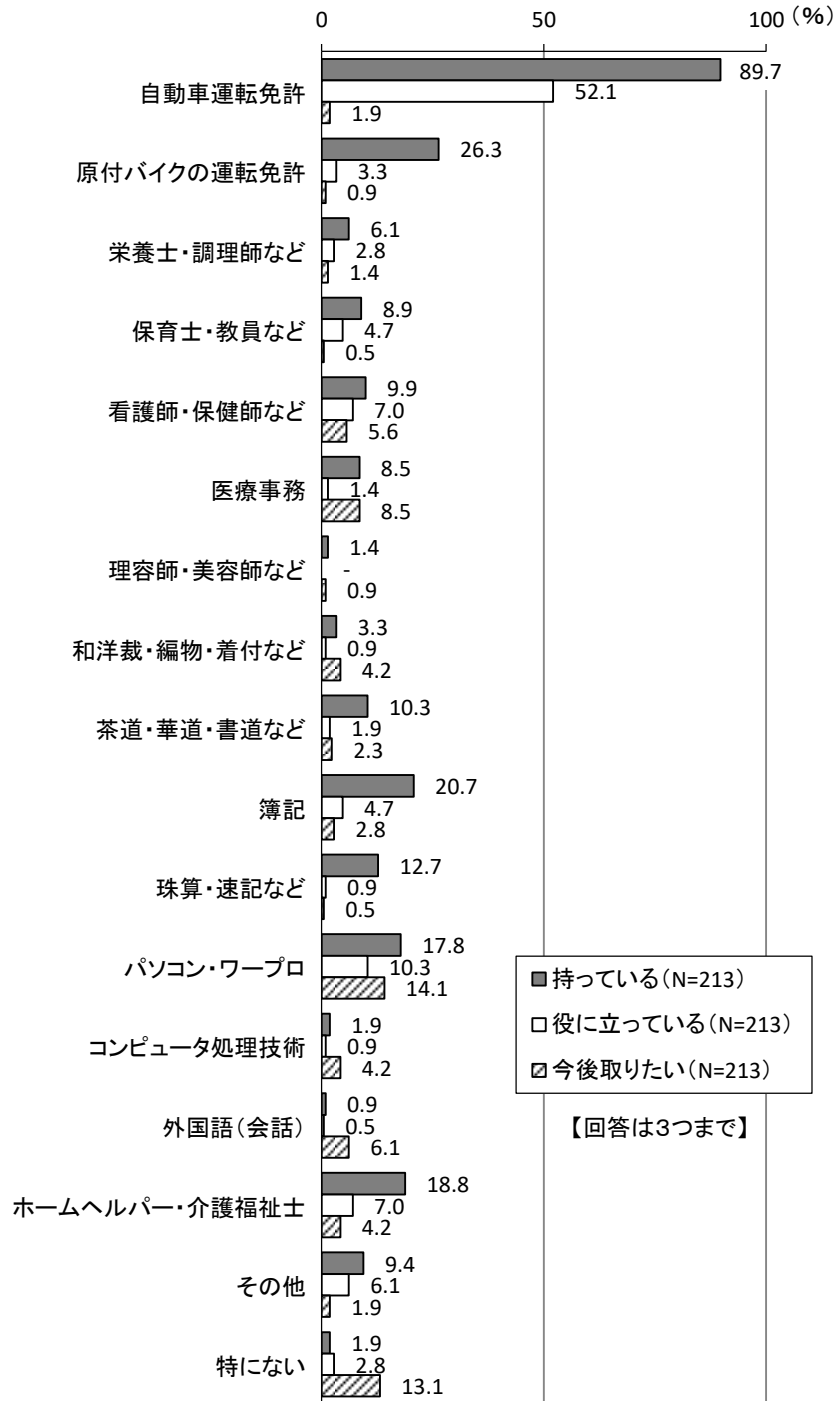
		標本数	自動車運転免許	原付バイクの運転免許	栄養士・調理師など	保育士・教員など	看護師・保健師など	医療事務	理容師・美容師など	付など	和洋裁・編物・着	茶道・華道・書道	簿記	珠算・速記など	パソコン・ワープロ	コンピュータ処理技術	外国語(会話)	ホームヘルパー・介護福祉士	その他	特にない	無回答
全体		213	4	2	3	1	12	18	2	9	5	6	1	30	9	13	9	4	28	102	
時系列		100.0	1.9	0.9	1.4	0.5	5.6	8.5	0.9	4.2	2.3	2.8	0.5	14.1	4.2	6.1	4.2	1.9	13.1	47.9	
平成23年		167	0.6	-	2.4	2.4	5.4	15.0	-	3.6	3.6	5.4	1.8	26.9	13.8	5.4	14.4	4.8	4.8	37.7	
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	9	-	-	-	-	-	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	22.2	-	-	22.2	44.4
	35~39歳	21	4.8	-	9.5	-	9.5	9.5	-	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	14.3	4.8	9.5	-	4.8	14.3	33.3
	40~44歳	47	-	-	-	2.1	10.6	8.5	2.1	6.4	-	6.4	-	6.4	19.1	10.6	2.1	8.5	2.1	6.4	44.7
	45~49歳	86	3.5	2.3	-	-	4.7	10.5	1.2	3.5	4.7	2.3	-	10.5	1.2	4.7	2.3	2.3	12.8	52.3	
参考	50歳以上	48	-	-	2.1	-	2.1	4.2	-	4.2	-	-	-	16.7	2.1	6.3	6.3	-	18.8	50.0	
	無回答	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	50.0	-	-	-	50.0	
	県(三市を除く)	1,512	2.9	0.5	3.9	2.2	5.6	9.7	0.9	2.3	1.2	4.5	0.5	16.0	5.0	7.3	8.1	3.6	8.6	47.8	
	北九州市	1,291	4.4	0.8	4.9	2.6	4.7	8.9	0.4	1.9	2.0	3.0	0.5	15.5	6.2	6.9	6.6	3.3	7.6	50.7	
福岡市	1,141	5.9	1.1	3.2	2.2	3.2	7.2	0.4	2.5	1.8	4.7	0.1	16.7	6.1	9.8	7.7	3.4	8.8	46.5		

(エ) 現在持っている、役に立っている、今後取得したい資格や技術の比較

現在持っている資格や技術では「自動車運転免許」が最も高く、役に立っている資格や技術でも「自動車運転免許」が高くなっている。

「パソコン・ワープロ」は資格や技術を持っている人の半数以上が役に立っていると回答しており、今後の取得意向も高い項目である。「看護師・保健師」も資格や技術を持っている人の半数以上が役に立っていると回答している。

図表Ⅲ－１－78 現在持っている、役に立っている、今後取得したい資格や技術の比較 [複数回答]

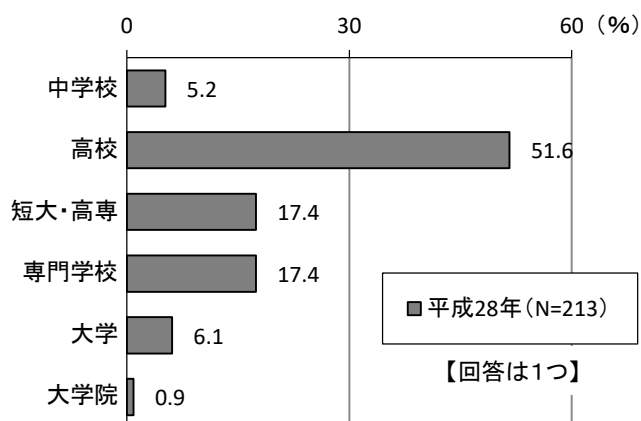


(オ) 学歴

問 11 あなたの最終学歴は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

回答者の最終学歴は、「高校」が 51.6%で最も高く、「短大・高専」「専門学校」がともに 17.4%、「大学が」 6.1%と続いている。

図表Ⅲ－1－79 最終学歴



図表Ⅲ－1－80 最終学歴

		標本数	中学校	高校	短大・高専	専門学校	大学	大学院	無回答
全体		213 100.0	11 5.2	110 51.6	37 17.4	37 17.4	13 6.1	2 0.9	3 1.4
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	11.1	33.3	22.2	33.3	-	-	-
	35～39歳	21	-	61.9	19.0	14.3	4.8	-	-
	40～44歳	47	8.5	40.4	12.8	19.1	10.6	4.3	4.3
	45～49歳	86	2.3	52.3	17.4	22.1	5.8	-	-
	50歳以上	48	6.3	60.4	20.8	6.3	4.2	-	2.1
	無回答	2	50.0	50.0	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	11.2	44.4	14.6	21.0	7.3	0.3	1.3
	北九州市	1,291	12.6	44.1	14.3	18.0	9.1	0.4	1.5
	福岡市	1,141	11.9	38.5	17.5	17.7	11.7	1.2	1.4
	父子家庭	86	9.3	53.5	2.3	10.5	15.1	3.5	5.8

5. 住宅の状況

(1) 現在の住宅に住むようになった時期と前住地

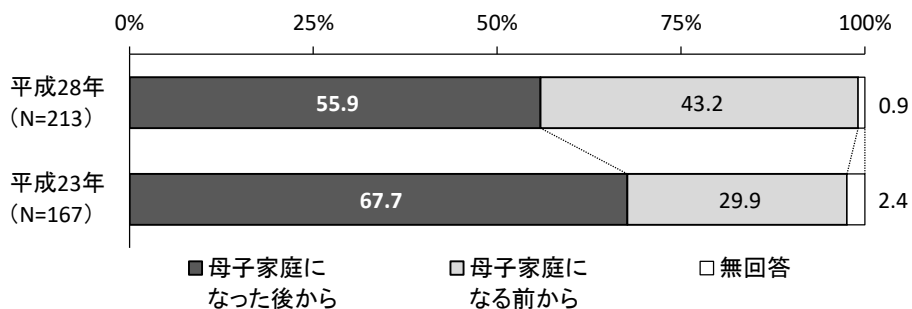
問 12 あなたが、いまの住宅に住みはじめたのはいつ頃からですか。(○印は1つ)

現在の住居に住むようになった時期は、「母子家庭になった後から」が 55.9%、「母子家庭になる前から」が 43.2%となっており、母子家庭になった後で転居をした人がやや多い。

前回調査に比べると、「母子家庭になった後から」が減少し、「母子家庭になる前から」が増加している。

母子家庭になった理由別でみると、死別の場合は「母子家庭になる前から」が7割弱と高くなっている。

図表Ⅲ－1－81 現在の住宅に住むようになった時期



図表Ⅲ－1－82 現在の住宅に住むようになった時期

		標本数	な母 った 子家 庭に 後か ら	る母 前子 か家 庭に な	無 回 答
全体		213 100.0	119 55.9	92 43.2	2 0.9
時系列	平成23年	167	67.7	29.9	2.4
か母 ら子 の家 庭に 経過 にな る年 数別	1年未満	7	14.3	85.7	-
	1～2年未満	5	20.0	80.0	-
	2～3年未満	9	44.4	55.6	-
	3～4年未満	7	28.6	71.4	-
	4～5年未満	5	40.0	60.0	-
	5～10年未満	55	40.0	58.2	1.8
	10～15年未満	84	69.0	31.0	-
	15年以上	34	70.6	29.4	-
	無回答	7	71.4	14.3	14.3
理 由 別	死別	34	32.4	67.6	-
	離婚	153	59.5	39.9	0.7
	その他の生別	20	65.0	35.0	-
	無回答	6	66.7	16.7	16.7
参 考	県(三市を除く)	1,512	68.4	31.0	0.7
	北九州市	1,291	66.6	32.7	0.7
	福岡市	1,141	69.9	29.2	1.0
	父子家庭	86	26.7	69.8	3.5

問 12-1 (母子家庭になった後、いまの住宅に住んでいる方に)いまの住宅に住む前は、どちらに住んでいましたか。久留米市内、市外のいずれかを選び、市外の場合は都道府県名・市町村名を記入してください。(〇印は1つ)

母子家庭になった後に現在の住宅に住むようになった人の前住地は、「久留米市内」が74.8%、「市外」が24.4%で、前回調査から大きな変化はみられない。

「市外」では「八女市」が4人、「福岡市」が3人、「太宰府市」「朝倉市」が各々2人で、福岡地域からの転居が多い。

図表Ⅲ-1-83 前住地

		標本数	福岡地域	筑後地域	久留米市内		筑豊地域	北九州地域	県外	無回答
					久留米市内	久留米市以外				
全体		119 100.0	10 8.4	97 81.5	89 74.8	8 6.7	1 0.8	1 0.8	9 7.6	1 0.8
時系列	平成23年	113	6.2	86.7	72.6	14.2	-	0.9	5.3	0.9

前住地		人数
筑後地域	八女市	4
	大牟田市	1
	柳川市	1
	うきは市	1
	八女郡広川町	1
福岡地域	福岡市	3
	太宰府市	2
	朝倉市	2
	筑紫野市	1
	宗像市	1
	筑紫郡那珂川町	1
筑豊地域	飯塚市	1
北九州地域	北九州市	1
県外	長崎県	2
	千葉県	1
	神奈川県	1
	島根県	1
	広島県	1
	佐賀県	1
	熊本県	1
宮崎県	1	

(2) 住居形態

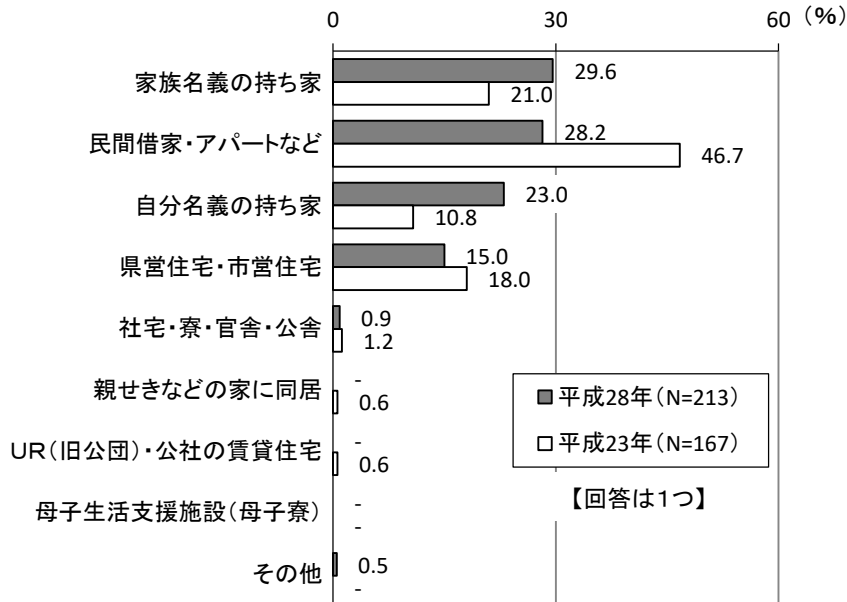
問 13 あなたのいまの住居形態は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

現在の住居の形態は、「家族名義の持ち家」が 29.6%で最も高く、「民間借家・アパートなど」が 28.2%、「自分名義の持ち家」が 23.0%、「県営住宅・市営住宅」が 15.0%と続いている。

前回調査と比べると、「民間借家・アパートなど」が大幅に減少し、「自分名義の持ち家」「家族名義の持ち家」が増加しており、持ち家居住率が高くなっている。

母子家庭になった理由別でみると、死別の場合「自分名義の持ち家」が 55.9%と高く、家族名義の持ち家と合わせた『持ち家』居住率が8割台半ばに上っている。離婚の場合、『持ち家』の割合が減少し、「民間借家・アパートなど」が 33.3%と高くなっている。

図表Ⅲ－1－84 住居形態



図表Ⅲ－1－85 住居形態

		標本数	自分名義の持ち家	家族名義の持ち家	同居親せきなどの家に	県営住宅・市営住宅	UR(旧公団)・会社の賃貸住宅	民間借家・アパートなど	社宅・寮・官舎・公舎	(母子生活支援施設(母子寮))	その他	無回答
全体		213	49	63	-	32	-	60	2	-	1	6
		100.0	23.0	29.6	-	15.0	-	28.2	0.9	-	0.5	2.8
時系列	平成23年	167	10.8	21.0	0.6	18.0	0.6	46.7	1.2	-	-	1.2
理由別	死別	34	55.9	29.4	-	-	-	8.8	-	-	-	5.9
	離婚	153	17.0	30.1	-	17.0	-	33.3	0.7	-	0.7	1.3
	その他の生別	20	20.0	25.0	-	20.0	-	25.0	-	-	-	10.0
	無回答	6	-	33.3	-	33.3	-	16.7	16.7	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	9.3	28.2	0.5	18.5	0.9	39.0	0.7	-	1.3	1.7
	北九州市	1,291	13.2	23.9	0.5	18.7	3.2	37.2	0.6	-	1.2	1.5
	福岡市	1,141	11.2	16.6	-	17.1	5.3	46.0	0.9	0.4	0.9	1.7
	父子家庭	86	46.5	22.1	-	5.8	1.2	17.4	1.2	...	1.2	4.7

(3) 1か月の家賃（借家の場合）

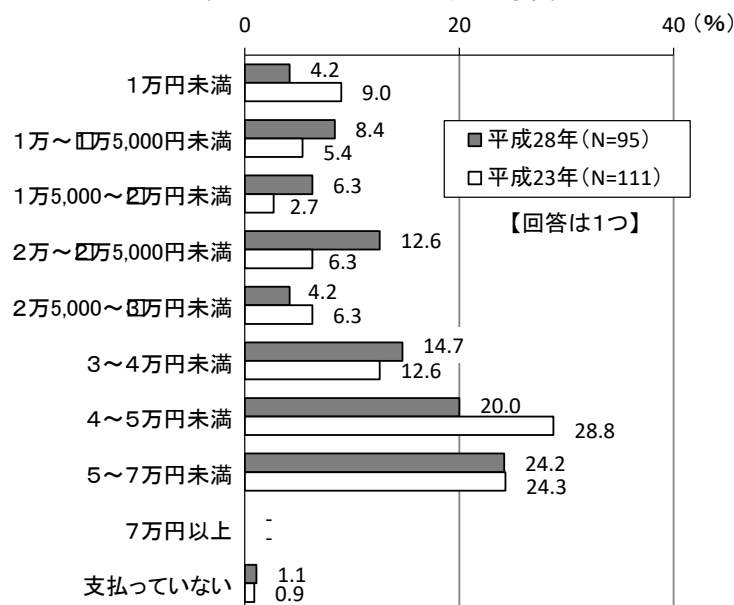
問 13-1（借家と答えた方に）1か月の家賃はどのくらいですか。管理費・共益費、光熱費などは除きます。（○印は1つ）

借家等に居住している人の1か月の家賃は、「5～7万円未満」が24.2%、「4～5万円未満」が20.0%、「3～4万円未満」が14.7%、「2万～2万5,000円未満」が12.6%などとなっている。平均家賃は37,000円である。

前回調査と比べて、前回調査で最も多かった「4～5万円未満」が減少し、「2万～2万5,000円未満」が増加している。平均家賃はほとんど変わっていない。

住居形態別に1か月の平均家賃をみると、民間借家・アパートが46,000円、市営住宅・県営住宅が18,000円であり、民間借家・アパートは市営住宅・県営住宅より28,000円高い。

図表Ⅲ-1-86 1か月の家賃



図表Ⅲ-1-87 1か月の家賃

(%)

	標本数	1万円未満	1万～1万5,000円未満	1.5万～2万円未満	2万～2万5,000円未満	2.5万～3万円未満	3万～4万円未満	4万～5万円未満	5万～7万円未満	7万円以上	支払っていない	無回答	推計平均額(万円)	
		4	8	6	12	4	14	19	23	-	1	4	3.7	
全体	95	4.2	8.4	6.3	12.6	4.2	14.7	20.0	24.2	-	1.1	4.2	3.7	
時系列	平成23年	111	9.0	5.4	2.7	6.3	6.3	12.6	28.8	24.3	-	0.9	3.6	3.8
住居形態別	県営住宅・市営住宅	32	12.5	25.0	18.8	28.1	9.4	3.1	-	-	-	3.1	1.8	
	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	民間借家・アパートなど	60	-	-	-	5.0	1.7	21.7	31.7	36.7	1.7	1.7	4.6	
	社宅・寮・官舎・公舎	2	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	50.0	6.0
	母子生活支援施設(母子寮)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	913	6.0	6.5	7.0	8.1	4.7	11.7	20.3	28.8	2.3	1.4	3.2	3.9
	北九州市	785	3.6	8.3	8.8	7.8	4.2	15.7	18.0	26.2	3.4	0.6	3.4	3.9
	福岡市	805	2.1	2.7	4.8	6.7	4.1	10.2	18.8	31.1	14.7	2.1	2.7	4.7
	父子家庭	23	-	4.3	4.3	4.3	8.7	8.7	17.4	39.1	8.7	-	4.3	4.7

※家賃の平均額の推計は、「1万円未満」は5,000円、「1万～1万5,000円未満」は12,500円などそれぞれの中間値をとり、「7万円以上」は7万円として、「支払っていない」と無回答を除いた標本数により算出した。

(4) 住宅に対する不満、悩み

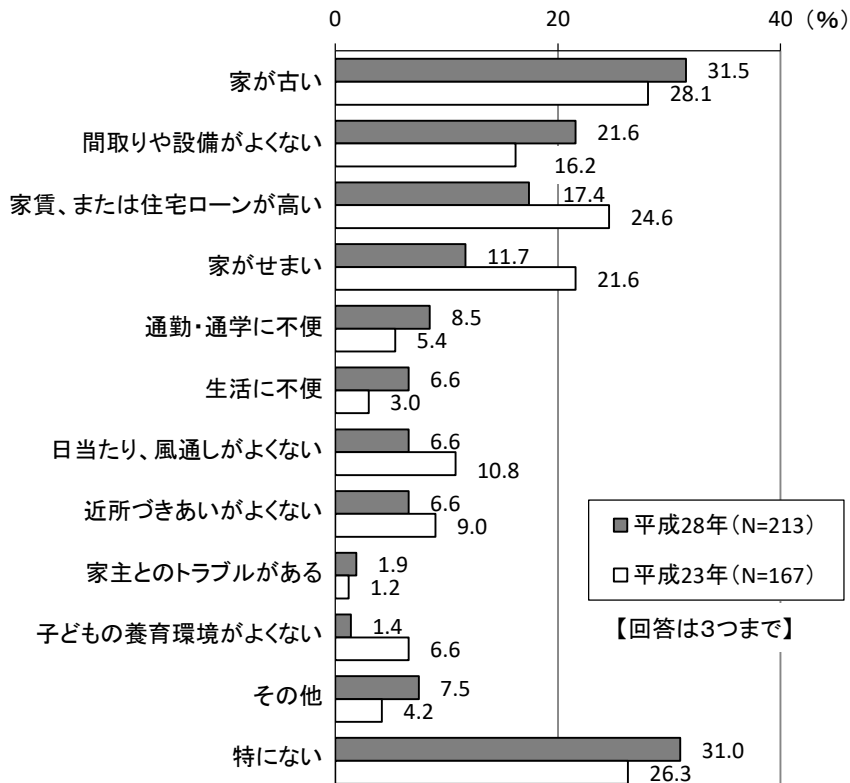
問 14 あなたは、いまの住宅に何か不満、悩みなどがありますか。(○印は3つまで)

現在の住宅に関する不満、悩みは、「家が古い」が31.5%で最も高く、次いで、「間取りや設備がよくない」が21.6%、「家賃、または住宅ローンが高い」が17.4%で続いている。「特にない」は31.0%である。

前回調査に比べると、「間取りや設備がよくない」が増加し、「家賃、または住宅ローンが高い」「家がせまい」などはやや減少している。

住居形態別にみると、県営住宅・市営住宅居住者は「家が古い」が高く、「間取りや設備がよくない」「家がせまい」「近所づきあいがよくない」なども比較的高い。民間借家・アパートなどの居住者では「家賃、または住宅ローンが高い」と「家が古い」「間取りや設備がよくない」が高くなっている。持ち家居住者では「特にない」が4割弱と高く、不満、悩みも県営住宅・市営住宅居住者、民間借家・アパートなどの居住者に比べて低めだが、「通勤・通学に不便」がやや高くなっている。

図表Ⅲ－1－88 住宅に対する不満、悩み〔複数回答〕



図表Ⅲ－1－89 住宅に対する不満、悩み〔複数回答〕

		標本数	家がせまい	家が古い	間取りや設備がよくない	家賃、またはローンが高い	生活に不便	通勤・通学に不便	日当たり、風通しがよくない	近所づきあいがよくない	子どもの養育環境がよくない	家主とのトラブルがある	その他	特にない	無回答
全体		213 100.0	25 11.7	67 31.5	46 21.6	37 17.4	14 6.6	18 8.5	14 6.6	14 6.6	3 1.4	4 1.9	16 7.5	66 31.0	11 5.2
時系列	平成23年	167	21.6	28.1	16.2	24.6	3.0	5.4	10.8	9.0	6.6	1.2	4.2	26.3	3.6
住居形態別	持ち家	112	2.7	25.9	16.1	8.0	6.3	13.4	6.3	3.6	-	2.7	6.3	39.3	6.3
	親せきなどの家に同居	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	県営住宅・市営住宅	32	21.9	43.8	31.3	12.5	12.5	6.3	9.4	15.6	3.1	-	18.8	21.9	-
	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	民間借家・アパートなど	60	23.3	38.3	28.3	36.7	5.0	1.7	5.0	8.3	3.3	1.7	3.3	21.7	1.7
	社宅・寮・官舎・公舎	2	-	50.0	-	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-
	母子生活支援施設(母子寮)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	6	16.7	-	16.7	-	-	-	-	-	-	-	16.7	33.3	50.0
参考	県(三市を除く)	1,512	20.4	31.1	19.0	21.0	5.0	9.1	9.3	4.8	3.6	1.6	5.7	29.4	3.0
	北九州市	1,291	18.4	27.3	17.2	23.4	5.3	6.2	7.6	5.3	2.7	1.5	7.0	32.8	2.8
	福岡市	1,141	21.9	26.6	19.0	25.5	2.8	6.7	8.2	4.9	5.3	0.9	5.3	30.5	2.5
	父子家庭	86	16.3	22.1	15.1	16.3	1.2	4.7	4.7	8.1	2.3	3.5	3.5	34.9	7.0

(5) 現在の住居に対する今後の居住意向

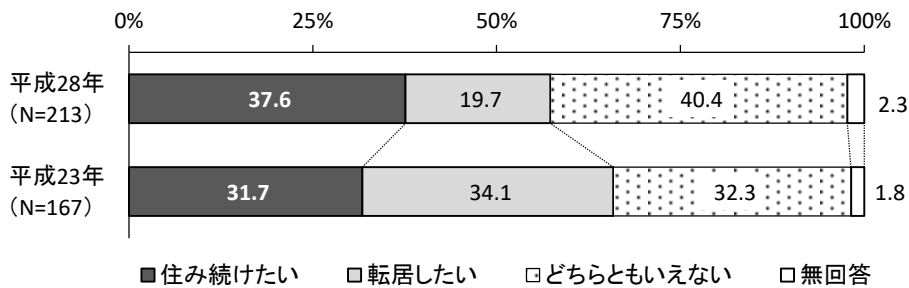
問 15 あなたは、いまの住宅に住み続けたいと思いますか。(○印は1つ)

現在の住居に「住み続けたい」は 37.6%、「転居したい」は 19.7%、「どちらともいえない」は 40.4%となっている。

前回調査と比べると、「転居したい」が大幅に減少し、「住み続けたい」「どちらともいえない」が増加している。

住居形態別にみると、持ち家居住者では「住み続けたい」が 51.8%と高い。県営住宅・市営住宅居住者、民間借家・アパートなどでは「転居したい」が約3割となっている。

図表Ⅲ－１－90 現在の住居に対する今後の居住意向



図表Ⅲ－１－91 現在の住居に対する今後の居住意向

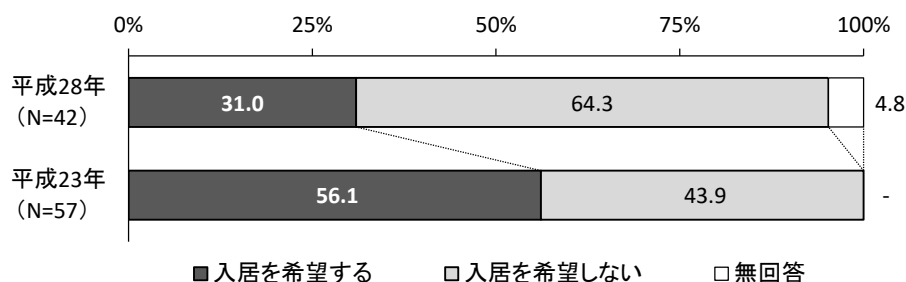
		標本数	い 住 み 続 け た	転 居 し た い	い ど ち ら と も い え な い	無 回 答
全体		213 100.0	80 37.6	42 19.7	86 40.4	5 2.3
時系列	平成23年	167	31.7	34.1	32.3	1.8
住居形態別	持ち家	112	51.8	9.8	36.6	1.8
	親せきなどの家に同居	-	-	-	-	-
	県営住宅・市営住宅	32	21.9	28.1	50.0	-
	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	-	-	-	-	-
	民間借家・アパートなど	60	20.0	33.3	45.0	1.7
	社宅・寮・官舎・公舎	2	-	-	100.0	-
	母子生活支援施設(母子寮)	-	-	-	-	-
その他	1	-	100.0	-	-	
無回答	6	50.0	16.7	-	33.3	
参考	県(三市を除く)	1,512	30.8	29.5	36.5	3.2
	北九州市	1,291	34.5	29.4	33.6	2.6
	福岡市	1,141	35.0	37.0	27.3	0.7
	父子家庭	86	41.9	20.9	33.7	3.5

(6) 公営住宅への入居希望

問 15-1 (転居したいと答えた方に) あなたは、公営住宅(県営住宅・市営住宅)への入居を希望しますか。(○印は1つ)

転居を希望している人の公営住宅への入居希望は、「入居を希望する」が31.0%、「入居を希望しない」が64.3%となっており、前回調査に比べると、「入居を希望する」割合が大きく減少している。

図表Ⅲ-1-92 公営住宅への入居希望



図表Ⅲ-1-93 公営住宅への入居希望

		標本数	入居を希望する (%)	入居を希望しない (%)	無回答 (%)
全体		42	31.0	64.3	4.8
時系列	平成23年	57	56.1	43.9	-
世帯年収別	収入はない	-	-	-	-
	100万円未満	6	66.7	33.3	-
	100～150万円未満	7	28.6	71.4	-
	150～200万円未満	10	40.0	50.0	10.0
	200～300万円未満	13	15.4	76.9	7.7
	300～400万円未満	1	-	100.0	-
	400～500万円未満	2	50.0	50.0	-
	500～700万円未満	1	-	100.0	-
	700～1,000万円未満	1	-	100.0	-
	1,000万円以上	-	-	-	-
	無回答	1	-	100.0	-
参考	県(三市を除く)	446	55.8	42.4	1.8
	北九州市	379	54.4	43.5	2.1
	福岡市	422	51.9	46.0	2.1
	父子家庭	18	61.1	38.9	-

6. 生計の状況

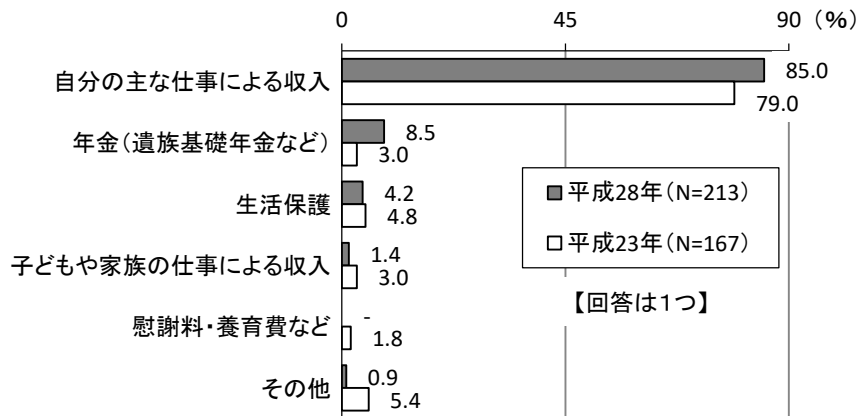
(1) 主たる収入源

問 16 あなたの世帯の生活費は、主に何によってまかなわれていますか。(○印は1つ)

世帯の生活費を主にどの収入によってまかなっているかについては、「自分の主な仕事による収入」が85.0%、「年金（遺族基礎年金など）」が8.5%、「生活保護」が4.2%などとなっており、大半は自身の仕事による収入が主な収入源となっている。前回調査と比べると、「自分の主な仕事による収入」「年金（遺族基礎年金など）」がやや増加している。

母子家庭になった理由別にみると、死別の人では「年金（遺族基礎年金など）」が38.2%と高くなっている。

図表Ⅲ－1－94 主たる収入源



図表Ⅲ－1－95 主たる収入源

		標本数	事自 に分 よる 主 収入 入仕	収の子 入仕ど もに よる 家族	生活 保護	礎年 年金 年金(遺 族基 礎)	費慰 謝な 料 ・ 養 育	そ の 他	無 回 答
全体		213 100.0	181 85.0	3 1.4	9 4.2	18 8.5	- -	2 0.9	- -
時系列	平成23年	167	79.0	3.0	4.8	3.0	1.8	5.4	3.0
同居 家族 別	母子のみ	126	84.9	-	7.1	7.1	-	0.8	-
	20歳以上の子ども	47	83.0	4.3	-	10.6	-	2.1	-
	父	19	89.5	-	-	10.5	-	-	-
	母	38	84.2	5.3	-	10.5	-	-	-
	その他	13	92.3	-	-	7.7	-	-	-
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-	-
理由 別	死別	34	58.8	2.9	-	38.2	-	-	-
	離婚	153	88.9	1.3	5.2	3.3	-	1.3	-
	その他の生別	20	95.0	-	5.0	-	-	-	-
	無回答	6	100.0	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	81.5	4.5	5.0	2.7	1.2	3.0	2.1
	北九州市	1,291	81.7	4.3	4.2	3.8	1.2	2.8	2.1
	福岡市	1,141	81.0	2.3	8.0	3.6	1.7	3.0	0.5
	父子家庭	86	91.9	-	1.2	4.7	-	1.2	1.2

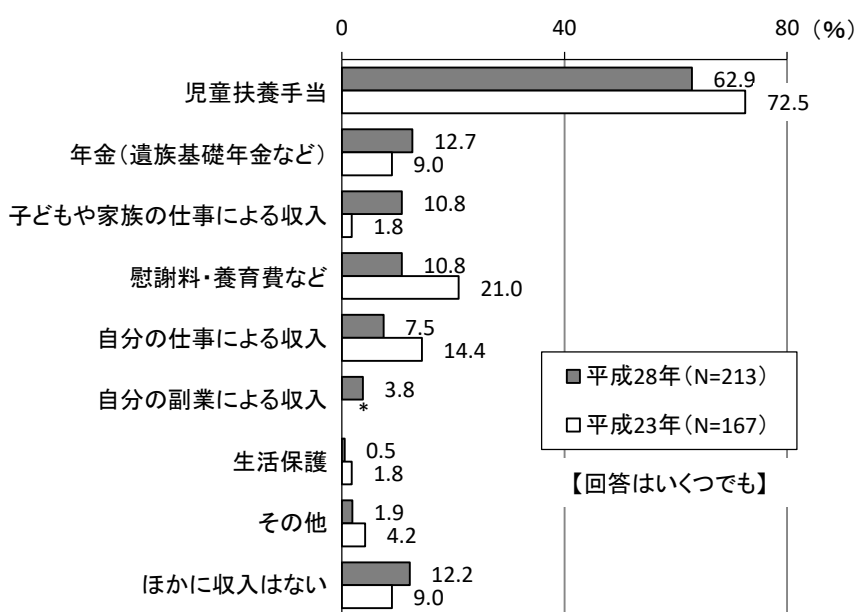
(2) 従たる収入源

問 17 問 16 の収入以外にはどんな収入がありますか。(〇印はいくつでも)

主な収入源以外の収入としては、「児童扶養手当」が 62.9%、「年金（遺族基礎年金など）」が 12.7%、「子どもや家族の仕事による収入」「慰謝料・養育費など」がともに 10.8%などとなっている。また、「ほかに収入はない」が 12.2%みられる。

母子家庭になった理由別では、死別の人では「年金（遺族基礎年金など）」が 55.9%と高く、「児童扶養手当」は 14.7%と低い。離婚の人では「児童扶養手当」が 73.2%と高くなっている。

図表Ⅲ－１－96 従たる収入源 [複数回答]



図表Ⅲ－１－97 従たる収入源 [複数回答]

		標本数	児童扶養手当	自分の仕事による収入	自分の副業による収入	子どもや家族の仕事による収入	生活保護	年金など(遺族基礎)	慰謝料・養育費	その他	ほかに収入はない	無回答
全体		213	134	16	8	23	1	27	23	4	26	11
時系列 平成23年		167	72.5	14.4	...	1.8	1.8	9.0	21.0	4.2	9.0	4.2
理由別	死別	34	14.7	26.5	-	17.6	2.9	55.9	-	-	8.8	5.9
	離婚	153	73.2	4.6	5.2	9.8	-	4.6	14.4	2.0	10.5	5.2
	その他の生別	20	60.0	-	-	10.0	-	5.0	5.0	5.0	35.0	-
	無回答	6	83.3	-	-	-	-	-	-	-	-	16.7
参考	県(三市を除く)	1,512	77.1	7.7	4.4	5.8	1.7	4.0	15.6	2.2	8.0	3.8
	北九州市	1,291	67.4	6.0	3.0	6.3	1.0	3.7	14.5	1.2	12.9	5.8
	福岡市	1,141	67.8	7.4	4.5	6.5	1.8	5.4	14.6	3.9	12.2	3.8
	父子家庭	86	37.2	2.3	3.5	3.5	1.2	7.0	2.3	1.2	36.0	15.1

(3) 世帯の年間税込み収入

問 18 あなたの世帯全員の1年間の収入（児童扶養手当、年金、養育費等も含めて）は、
税込みでどのくらいですか。ただし、生活保護による収入は除きます。（〇印は1つ）

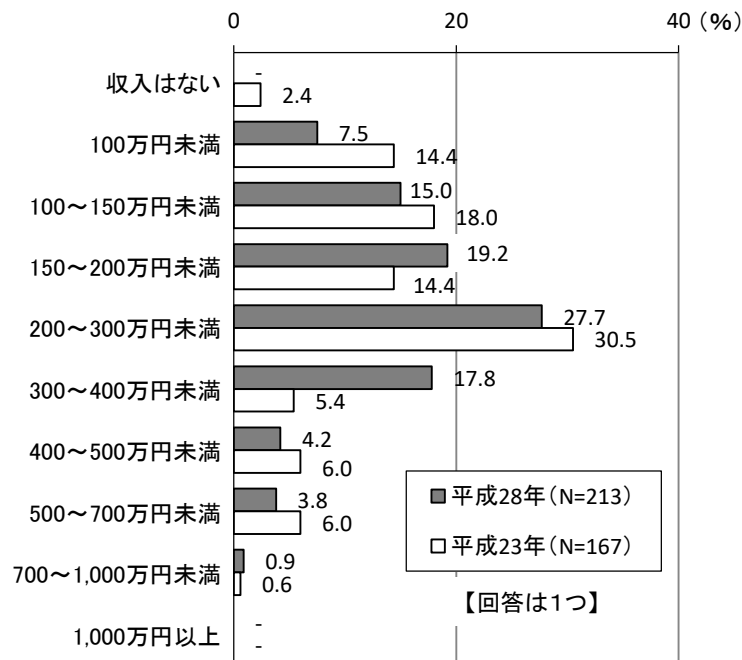
世帯全員の年間税込み収入は、「200～300万円未満」が27.7%で最も高く、「150～200万円未満」が19.2%、「300～400万円未満」が17.8%、「100～150万円未満」が15.0%と続いており、『200万円未満』の割合が4割を超えている。平均年間税込収入は247万円となっている。

前回調査と比べると、「300～400万円未満」が増加し、「100万円未満」が減少している。

母子家庭になった理由別では、死別では平均年間税込収入は282万円であるが、離婚では243万円、その他の生別では253万円と差がみられる。

就業形態別にみると、正社員・正規職員の平均年間税込収入は313万円であるが、派遣・契約社員やパートタイマーでは約200万と110万円ほどの差がある。

図表Ⅲ－1－98 世帯の年間税込み収入



図表Ⅲ－１－99 世帯の年間税込み収入

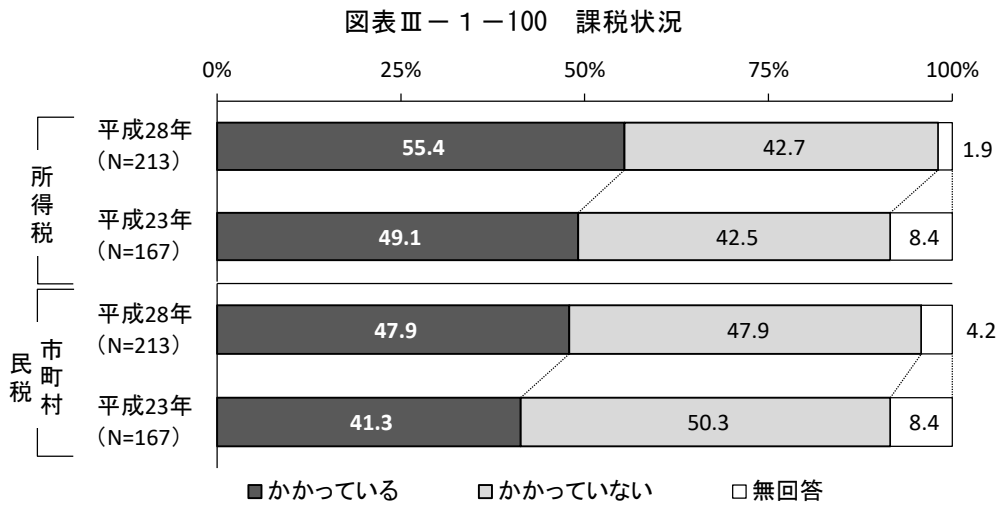
		(%)											(年間収入推計額)	
		標本数	収入はない	100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～700万円未満	700～1000万円未満	1000万円以上	無回答	(年間収入推計額)
全体		213 100.0	- -	16 7.5	32 15.0	41 19.2	59 27.7	38 17.8	9 4.2	8 3.8	2 0.9	- -	8 3.8	247
時系列	平成23年	167	2.4	14.4	18.0	14.4	30.5	5.4	6.0	6.0	0.6	-	2.4	229
理由別	死別	34	-	-	11.8	17.6	29.4	26.5	5.9	5.9	-	-	2.9	282
	離婚	153	-	7.2	16.3	19.0	28.8	16.3	3.3	3.3	1.3	-	4.6	243
	その他の生別	20	-	15.0	5.0	25.0	20.0	20.0	10.0	5.0	-	-	-	253
	無回答	6	-	33.3	33.3	16.7	16.7	-	-	-	-	-	-	129
就業形態別	自営業主	10	-	20.0	40.0	20.0	-	-	10.0	10.0	-	-	-	200
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	-	2.1	5.3	10.5	31.6	32.6	8.4	5.3	2.1	-	2.1	313
	派遣・契約社員	22	-	4.5	18.2	22.7	40.9	4.5	-	-	-	-	9.1	201
	パートタイマー	53	-	1.9	30.2	30.2	24.5	7.5	-	1.9	-	-	3.8	198
	臨時・日雇など	6	-	33.3	16.7	33.3	16.7	-	-	-	-	-	-	138
	内職	3	-	-	-	33.3	33.3	-	-	33.3	-	-	-	342
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	2	-	50.0	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	200	
参考	県(三市を除く)	1,512	0.8	10.4	13.4	18.0	28.8	13.0	5.4	3.2	1.1	0.1	5.8	241
	北九州市	1,291	0.9	9.5	15.5	16.8	27.0	12.1	4.5	5.7	1.2	0.9	6.0	256
	福岡市	1,141	1.3	9.6	16.0	18.1	27.0	12.2	5.2	4.7	1.1	0.9	3.9	251
	父子家庭	86	-	3.5	4.7	5.8	15.1	20.9	16.3	19.8	7.0	4.7	2.3	446

※世帯の年間税込み平均額の推計は、「100万円未満」は50万円、「100～150万円未満」は125万円などそれぞれの中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円として、「収入はない」と無回答を除いた標本数により算出した。

(4) 課税状況

問 19 あなたの所得に所得税や市町村民税はかかっていますか。(○印はそれぞれ1つ)

回答者本人の所得への所得税や市町村民税の課税状況は、所得税については「かかっている」が55.4%、「かかっていない」が42.7%となっている。市町村民税は、「かかっている」「かかっていない」ともに47.9%である。前回調査に比べて、所得税、市町村民税ともに「かかっている」がやや増加している。



図表Ⅲ－1－101 課税状況

(%)

	標本数	所得税			市町村民税			
		かかっている	かかっていない	無回答	かかっている	かかっていない	無回答	
全体	213 100.0	118 55.4	91 42.7	4 1.9	102 47.9	102 47.9	9 4.2	
時系列	平成23年	167	49.1	42.5	8.4	41.3	50.3	8.4
参考	県(三市を除く)	1,512	60.3	33.3	6.3	46.9	46.5	6.6
	北九州市	1,291	59.1	34.5	6.4	47.0	45.3	7.7
	福岡市	1,141	56.4	39.2	4.4	43.8	50.2	6.0
	父子家庭	86	84.9	12.8	2.3	83.7	12.8	3.5

(5) 家計の状態

問 20 あなたの家計の状態は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

家計の状態についてみると、「とても足りない」が 38.5%で最も高く、「時々赤字になる」が 37.1%、「だいたいやっつけいける」が 21.6%、「十分やっつけいける」が 2.8%で、約4分の3の人は家計が苦しい状態であると回答している。

前回調査と比べると、「時々赤字になる」がやや増加したものの、全体としては大きな変化はみられない。

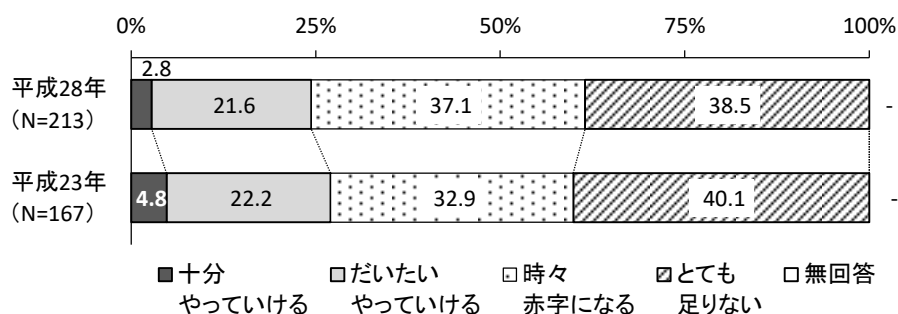
母子家庭になった理由別では、死別では『やっつけいける』が5割弱と比較的高いが、離婚では2割程度にとどまっている。

仕事の有無別では、仕事を持っていない人では「とても足りない」が 57.1%と高い。

就業形態別でみると、正社員・正職員で『やっつけいける』が約3割とやや高いものの、派遣・契約社員やパートタイマーなどでは2割前後となっている。

世帯年収別でみると、100万円未満の世帯では「とても足りない」が6割を超える。100～300万円未満の世帯でも「とても足りない」が4割前後に上り、「時々赤字になる」と合わせると8割前後は家計が苦しいと回答している。

図表Ⅲ－1－102 家計の状態



図表Ⅲ－１－103 家計の状態

(%)

		標本数	け十分 やる やっ てい	てだ い け たい や っ	る時 々 赤 字 に な	いと も 足 り な	無 回 答
全体		213 100.0	6 2.8	46 21.6	79 37.1	82 38.5	- -
時系列	平成23年	167	4.8	22.2	32.9	40.1	-
理由別	死別	34	8.8	38.2	23.5	29.4	-
	離婚	153	1.3	19.0	41.8	37.9	-
	その他の生別	20	5.0	20.0	20.0	55.0	-
	無回答	6	-	-	50.0	50.0	-
有仕 無事 別の	持っている	191	3.1	22.5	37.7	36.6	-
	持っていない	21	-	14.3	28.6	57.1	-
	無回答	1	-	-	100.0	-	-
就業 形態 別	自営業主	10	-	20.0	50.0	30.0	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	5.3	24.2	38.9	31.6	-
	派遣・契約社員	22	4.5	18.2	45.5	31.8	-
	パートタイマー	53	-	18.9	30.2	50.9	-
	臨時・日雇など	6	-	16.7	50.0	33.3	-
	内職	3	-	66.7	33.3	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
世帯 年収 別	収入はない	-	-	-	-	-	-
	100万円未満	16	-	-	37.5	62.5	-
	100～150万円未満	32	-	25.0	34.4	40.6	-
	150～200万円未満	41	-	14.6	36.6	48.8	-
	200～300万円未満	59	1.7	22.0	37.3	39.0	-
	300～400万円未満	38	7.9	28.9	42.1	21.1	-
	400～500万円未満	9	11.1	44.4	11.1	33.3	-
	500～700万円未満	8	12.5	25.0	62.5	-	-
	700～1,000万円未満	2	-	-	100.0	-	-
	1,000万円以上	-	-	-	-	-	-
無回答	8	-	25.0	12.5	62.5	-	
参考	県(三市を除く)	1,512	2.5	18.1	36.0	40.4	2.9
	北九州市	1,291	4.3	21.6	36.2	35.6	2.3
	福岡市	1,141	3.6	20.2	37.4	37.8	1.0
	父子家庭	86	12.8	25.6	33.7	26.7	1.2

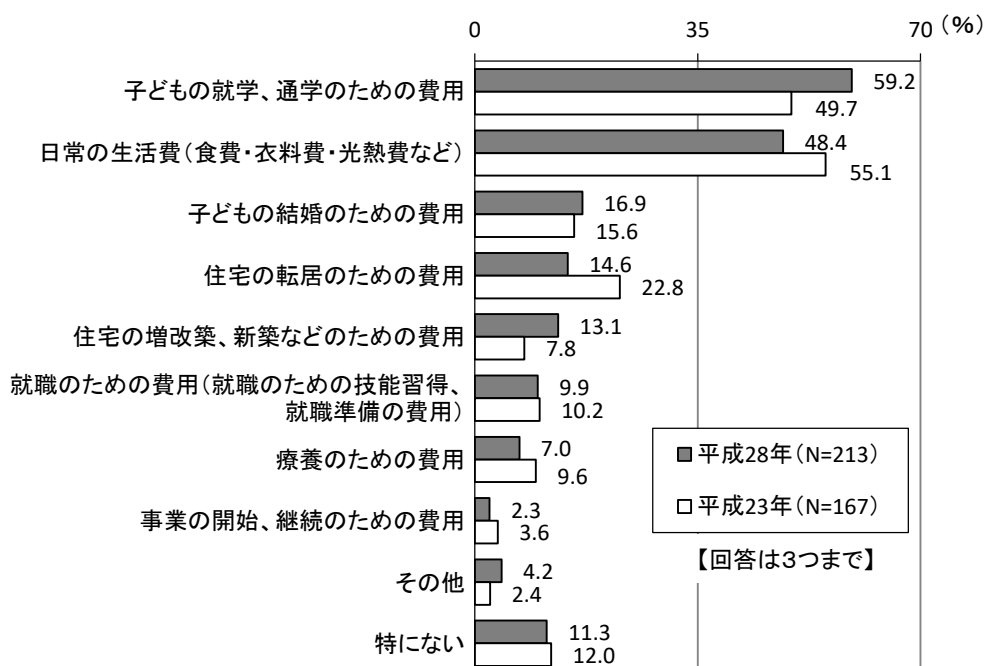
(6) 現在不足している費用

問21 あなたにとって、いま現在、不足している費用はありますか。(○印は3つまで)

現在不足している費用は、「子どもの就学、通学のための費用」が59.2%で最も高く、次に「日常生活費」が48.4%となっており、この2項目が特に高くなっている。その他では「子どもの結婚のための費用」16.9%、「住宅の転居のための費用」14.6%、「住宅の増改築、新築などのための費用」が13.1%などとなっている。

年齢別では、50歳以上の人で「子どもの就学、通学のための費用」がやや高い。

図表Ⅲ-1-104 現在不足している費用



図表Ⅲ-1-105 現在不足している費用

		標本数	日常生活費・光熱費(食費・衣料費・光熱費など)	就職準備のための技能習得(就職のための費用)	事業の開始、継続のための費用	療養のための費用	子どもの就学、通学の費用	子どもの結婚のための費用	住宅の増改築、新築などのための費用	住宅の転居のための費用	その他	特になし	無回答
全体		213	103	21	5	15	126	36	28	31	9	24	4
時系列	平成23年	167	55.1	10.2	3.6	9.6	49.7	15.6	7.8	22.8	2.4	12.0	0.6
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	9	66.7	11.1	-	11.1	44.4	11.1	11.1	33.3	-	-	-
	35~39歳	21	47.6	9.5	4.8	4.8	57.1	9.5	4.8	19.0	9.5	9.5	-
	40~44歳	47	40.4	8.5	4.3	10.6	63.8	17.0	8.5	12.8	4.3	12.8	2.1
	45~49歳	86	45.3	10.5	-	5.8	55.8	15.1	15.1	14.0	3.5	14.0	2.3
	50歳以上	48	58.3	8.3	4.2	6.3	66.7	20.8	18.8	12.5	4.2	8.3	2.1
	無回答	2	50.0	50.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	56.7	8.6	2.2	5.3	54.4	12.4	9.3	18.5	5.4	9.7	3.4
	北九州市	1,291	51.9	9.8	1.7	5.3	51.0	13.4	8.4	20.1	4.8	12.1	3.3
	福岡市	1,141	52.2	11.4	3.6	6.7	53.1	14.5	6.8	22.3	4.3	10.6	2.9
	父子家庭	86	39.5	2.3	7.0	1.2	47.7	16.3	19.8	8.1	2.3	25.6	2.3

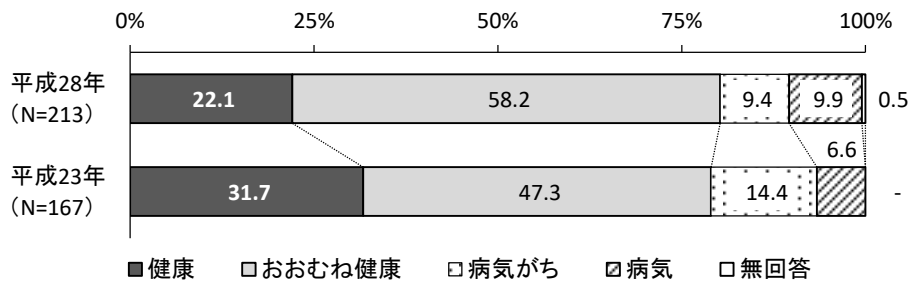
7. 健康状態

(1) 母親の健康状態

問 22 あなたの健康状態は、いかがですか。(○印は1つ)

母親の健康状態については、「健康」が 22.1%、「おおむね健康」が 58.2%で、約 8 割は『健康』と回答しているが、「病気がち」9.4%、「病気」9.9%で、健康状態がよくないとする人も 2 割程度を占めている。前回調査より、「健康」とする人の割合が低下している。

図表Ⅲ－1－106 母親の健康状態



図表Ⅲ－1－107 母親の健康状態

		標本数	健康	健康 おおむね	病気がち	病気	無回答
全体		213	47	124	20	21	1
		100.0	22.1	58.2	9.4	9.9	0.5
時系列	平成23年	167	31.7	47.3	14.4	6.6	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	33.3	55.6	11.1	-	-
	35～39歳	21	33.3	52.4	14.3	-	-
	40～44歳	47	19.1	55.3	12.8	12.8	-
	45～49歳	86	23.3	54.7	8.1	14.0	-
	50歳以上	48	16.7	68.8	6.3	6.3	2.1
	無回答	2	-	100.0	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	30.9	48.9	11.6	6.6	2.0
	北九州市	1,291	31.2	45.4	13.9	7.7	1.8
	福岡市	1,141	29.8	47.1	13.7	8.9	0.5
	父子家庭	86	23.3	55.8	12.8	7.0	1.2

(2) 母親が病気の時の本人の身の回りの世話

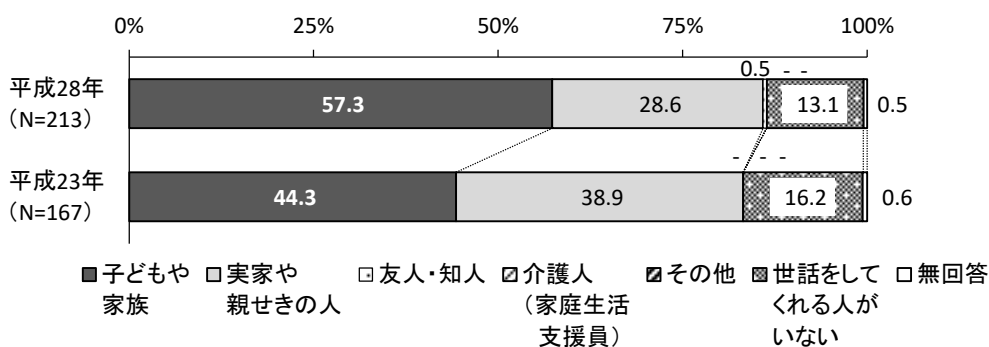
問 23 もしも、あなたが重い病気にかかったり、入院した場合、あなたの身の回りの世話は、主にどなたがしますか。(○印は1つ)

母親が重い病気にかかったりした場合の母親の身の回りの世話は、「子どもや家族」が57.3%、「実家や親せきの人」が28.6%で、家族・親族が中心である。また、「世話をしてくれる人がいない」が13.1%となっている。

前回調査と比べると、「子どもや家族」が増加し、「実家や親せきの人」が減少している。

同居家族別にみると、母子のみでの家庭では「子どもや家族」が約4割と低く、「実家や親せきの人」が4割超と高くなっている。

図表Ⅲ－1－108 母親が病気の時の本人の身の回りの世話



図表Ⅲ－1－109 母親が病気の時の本人の身の回りの世話

		標本数	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	介護人 (家庭生活支援員)	その他	世話をしてくれる人がいない	無回答
全体		213	122	61	1	-	-	28	1
		100.0	57.3	28.6	0.5	-	-	13.1	0.5
時系列	平成23年	167	44.3	38.9	-	-	-	16.2	0.6
同居家族別	母子のみ	126	40.5	42.1	0.8	-	-	15.9	0.8
	20歳以上の子ども	47	78.7	12.8	-	-	-	8.5	-
	父	19	78.9	5.3	-	-	-	15.8	-
	母	38	89.5	5.3	-	-	-	5.3	-
	その他	13	100.0	-	-	-	-	-	-
	無回答	1	-	-	-	-	-	100.0	-
参考	県(三市を除く)	1,512	44.8	36.7	1.1	0.2	0.6	14.3	2.3
	北九州市	1,291	44.2	37.3	2.2	0.2	0.2	13.9	2.0
	福岡市	1,141	42.6	34.0	1.5	0.4	0.4	20.3	0.9
	父子家庭	86	59.3	17.4	1.2	1.2	2.3	17.4	1.2

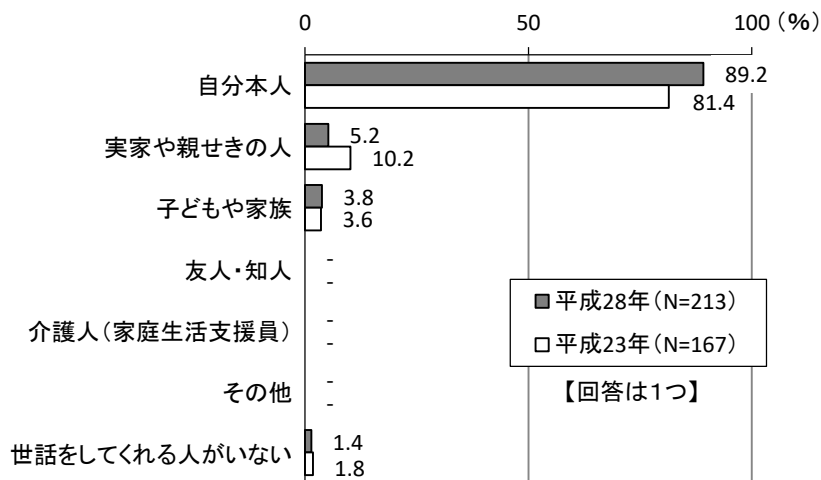
(3) 子どもが病気の時の身の回りの世話

問 24 また、あなたのお子さんが重い病気にかかったり、入院した場合、お子さんの身の回りの世話は、主にどなたがしますか。(〇印は1つ)

子どもが重い病気にかかったりした場合の子どもの身の回りの世話は、「自分本人」が 89.2%と最も高く、ほとんど母親が身の回りの世話をしている。その他「実家や親せきの人」5.2%、「子どもや家族」3.8%となっている。

前回調査と比べると、「実家や親せきの人」がやや減少し、「自分本人」が増加している。

図表Ⅲ－１－110 子どもが病気の時の身の回りの世話



図表Ⅲ－１－111 子どもが病気の時の身の回りの世話

		標本数	自分本人	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	介護人(家庭生活支援員)	その他	世話をしてくれる人がいない	無回答
全体		213	190	8	11	-	-	-	3	1
		100.0	89.2	3.8	5.2	-	-	-	1.4	0.5
時系列	平成23年	167	81.4	3.6	10.2	-	-	-	1.8	3.0
参考	県(三市を除く)	1,512	86.6	4.0	6.1	0.1	-	0.1	1.0	2.1
	北九州市	1,291	87.1	2.6	6.6	0.2	-	0.2	1.5	1.8
	福岡市	1,141	88.2	3.2	5.4	0.1	-	0.1	2.5	0.4
	父子家庭	86	70.9	12.8	8.1	1.2	-	1.2	4.7	1.2

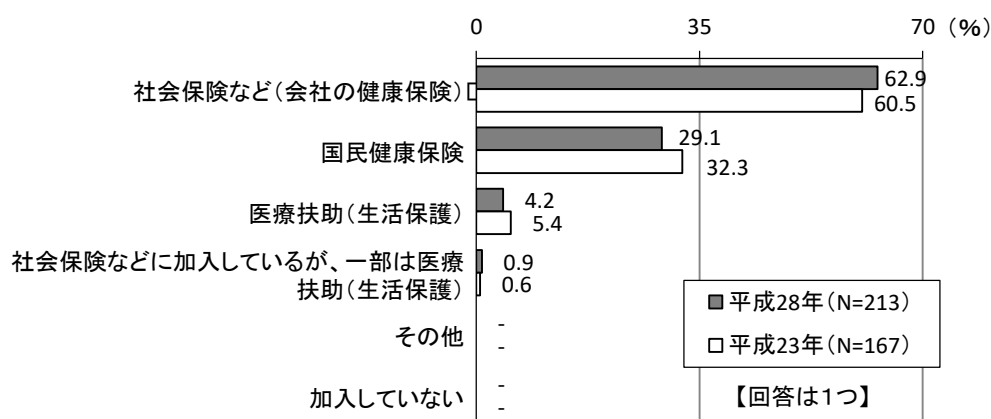
(4) 医療保険

問 25 あなたの医療保険（健康保険証）は、次の中のどれにあてはまりますか。

(○印は1つ)

回答者の医療保険は、「社会保険など（会社の健康保険）」が 62.9%で最も高く、「国民健康保険」が 29.1%、「医療扶助（生活保護）」が 4.2%となっている。前回調査から、それほど大きな変化はみられない。

図表Ⅲ－1－112 医療保険



図表Ⅲ－1－113 医療保険

		標本数	国民健康保険	社会保険など(会社の健康保険)	医療扶助(生活保護)	社会保険などに加入しているが、一部は医療扶助(生活保護)	その他	加入していない	無回答
全体		213	62	134	2	9	-	-	6
		100.0	29.1	62.9	0.9	4.2	-	-	2.8
時系列	平成23年	167	32.3	60.5	0.6	5.4	-	-	1.2
有仕無事別の	持っている	191	25.7	69.6	1.0	1.6	-	-	2.1
	持っていない	21	57.1	4.8	-	28.6	-	-	9.5
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-	-
就業形態別の	自営業主	10	80.0	20.0	-	-	-	-	-
	家族従業員	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	4.2	91.6	2.1	1.1	-	-	1.1
	派遣・契約社員	22	9.1	81.8	-	4.5	-	-	4.5
	パートタイマー	53	52.8	41.5	-	1.9	-	-	3.8
	臨時・日雇など	6	50.0	50.0	-	-	-	-	-
	内職	3	100.0	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	2	50.0	50.0	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	1,512	29.0	62.0	0.8	5.4	0.3	0.4	2.2
	北九州市	1,291	31.1	61.8	0.9	4.3	0.2	0.6	1.2
	福岡市	1,141	31.1	57.3	0.9	8.4	0.4	0.8	1.1
	父子家庭	86	25.6	69.8	-	-	-	2.3	2.3

8. 子どもの状況

(1) 子どもとの団らんの機会

問 26 あなたは、お子さんとの団らんの時間がどのくらい取れていますか。仕事をしている日、仕事が休みの日それぞれについて、あてはまるものを選んでください。
(○印はそれぞれ1つずつ)

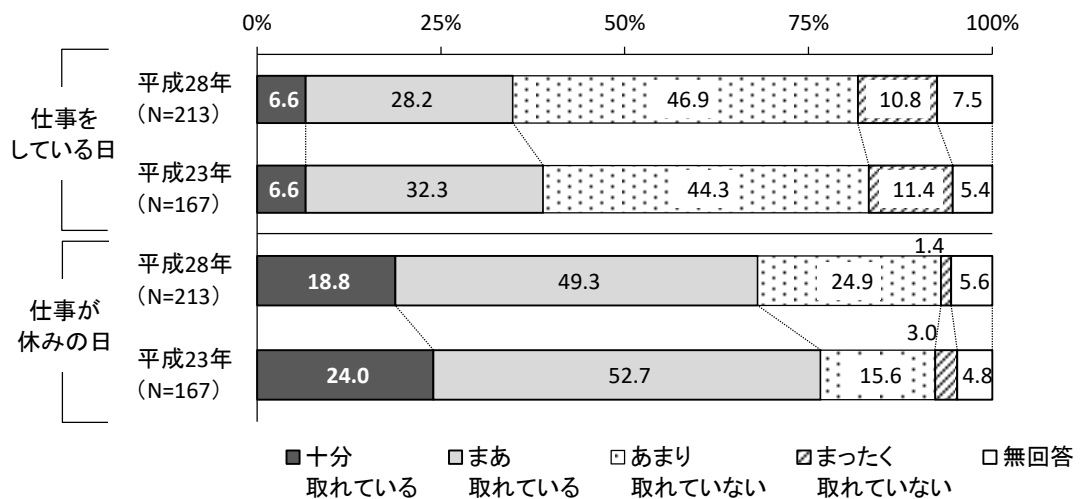
子どもとの団らんの状況については、仕事をしている日の場合、「十分取れている」が 6.6%、「まあ取れている」が 28.2%で、子どもとの団らんの時間が『取れている』とする人は全体の約3分の1にとどまる。「あまり取れていない」は 46.9%、「まったく取れていない」は 10.8%で、『取れていない』とする人は6割近くとなっている。

前回調査と比べても大きな変化はみられない。

仕事が休みの日の場合、「十分取れている」が 18.8%、「まあ取れている」が 49.3%で、7割近くは『取れている』と回答している。「あまり取れていない」が 24.9%、「まったく取れていない」が 1.4%で、休みの日でも団らんの時間が取れていない人が約4分の1みられる。

前回調査と比べると、「十分取れている」がやや減少し、「あまり取れていない」が増加している。

図表Ⅲ－1－114 子どもとの団らんの機会



図表Ⅲ－１－115 子どもとの団らんの機会

		標本数	仕事をしている日					仕事が休みの日				
			十分取れている	まあ取れている	なあまり取れていない	まったく取れていない	無回答	十分取れている	まあ取れている	なあまり取れていない	まったく取れていない	無回答
全体		213 100.0	14 6.6	60 28.2	100 46.9	23 10.8	16 7.5	40 18.8	105 49.3	53 24.9	3 1.4	12 5.6
時系列	平成23年	167	6.6	32.3	44.3	11.4	5.4	24.0	52.7	15.6	3.0	4.8
就業形態別	自営業主	10	20.0	20.0	60.0	-	-	40.0	40.0	20.0	-	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	4.2	30.5	48.4	15.8	1.1	13.7	54.7	29.5	1.1	1.1
	派遣・契約社員	22	9.1	22.7	50.0	13.6	4.5	18.2	68.2	9.1	-	4.5
	パートタイマー	53	7.5	26.4	54.7	7.5	3.8	22.6	37.7	28.3	3.8	7.5
	臨時・日雇など	6	-	66.7	33.3	-	-	33.3	50.0	16.7	-	-
	内職	3	-	100.0	-	-	-	33.3	66.7	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	2	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	6.5	31.5	46.2	8.1	7.7	27.3	48.4	18.5	0.7	5.1
	北九州市	1,291	8.4	32.3	42.8	10.1	6.4	29.5	45.3	19.6	2.2	3.3
	福岡市	1,141	7.4	32.3	43.5	9.5	7.4	25.4	52.5	15.3	1.7	5.1
	父子家庭	86	3.5	39.5	39.5	12.8	4.7	15.1	58.1	24.4	-	2.3

(2) 子どもについての悩み

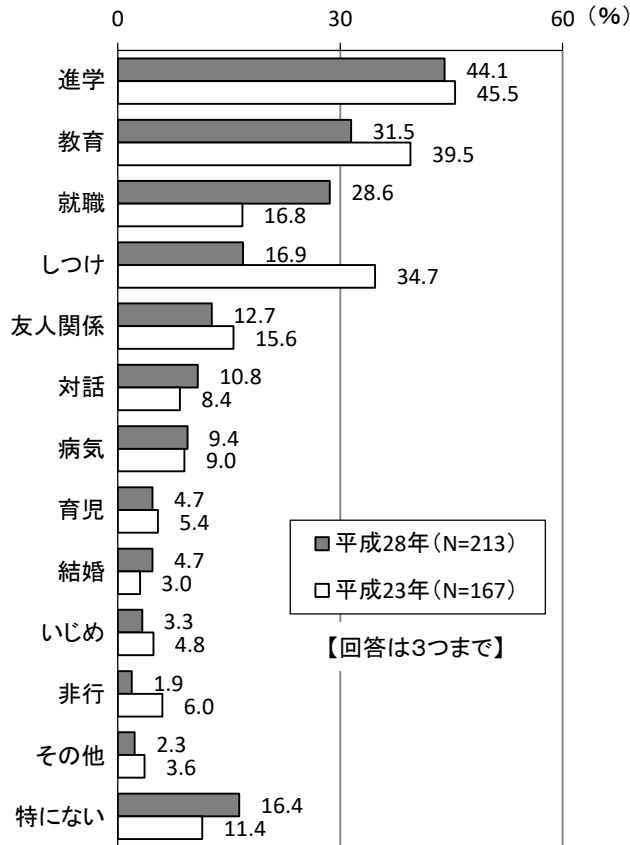
問27 あなたは、お子さんについて何か悩みを持っていますか。(〇印は3つまで)

子どもについての悩みでは、「進学」が44.1%で最も高く、次いで「教育」が31.5%、「就職」が28.6%、「しつけ」が16.9%、「友人関係」が12.7%、「対話」が10.8%などとなっており、教育関係や進路に関することが主な悩みとなっている。

前回調査と比べて「教育」「しつけ」が減少し、「就職」が増加しているが、これは子どもの年齢層が前回よりも上昇した影響が大きいと考えられる。

子どもの状況別では、小学生で「しつけ」「教育」「友人関係」が、中学生で「進学」が、高校生、短大生・大学生で「就職」がそれぞれ高くなっており、子どもの年齢によって悩みの内容が変化している。

図表Ⅲ-1-116 子どもについての悩み [複数回答]



図表Ⅲ-1-117 子どもについての悩み〔複数回答〕

(%)

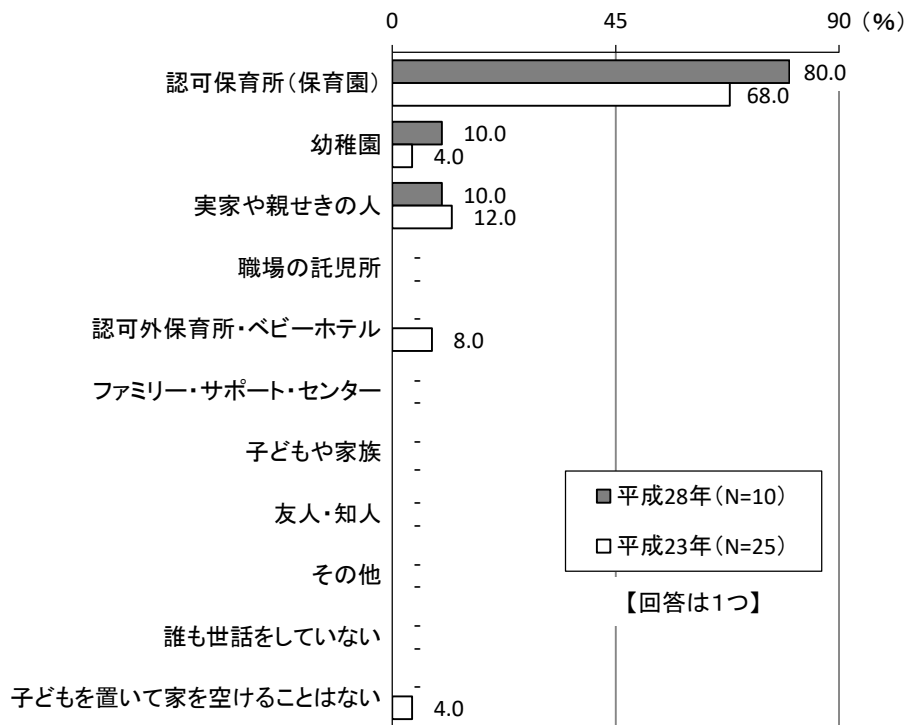
	標本数	育児	しつけ	教育	進学	就職	結婚	病気	対話	友人関係	非行	いじめ	その他	特にない	無回答	
全体	213 100.0	10 4.7	36 16.9	67 31.5	94 44.1	61 28.6	10 4.7	20 9.4	23 10.8	27 12.7	4 1.9	7 3.3	5 2.3	35 16.4	7 3.3	
時系列	平成23年	167	5.4	34.7	39.5	45.5	16.8	3.0	9.0	8.4	15.6	6.0	4.8	3.6	11.4	1.2
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可保育所・園に通園	9	33.3	44.4	44.4	44.4	11.1	-	22.2	-	11.1	-	-	-	11.1	-
	認可外保育施設に通園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園に通園	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
	小学生	50	4.0	30.0	50.0	44.0	6.0	2.0	8.0	14.0	20.0	4.0	2.0	2.0	10.0	2.0
	中学生	63	6.3	19.0	38.1	63.5	19.0	-	6.3	12.7	14.3	1.6	1.6	3.2	11.1	3.2
	高校生	106	3.8	14.2	30.2	50.0	39.6	6.6	8.5	12.3	11.3	1.9	3.8	2.8	13.2	4.7
	短大生・大学生	24	-	8.3	25.0	41.7	45.8	12.5	8.3	4.2	12.5	-	-	4.2	12.5	-
	その他の学生	11	-	-	-	27.3	36.4	-	9.1	9.1	-	9.1	-	-	45.5	-
	仕事をしている子ども	16	6.3	12.5	12.5	12.5	25.0	12.5	12.5	18.8	-	-	6.3	6.3	31.3	-
無職の子ども	4	-	-	25.0	-	50.0	-	-	-	-	25.0	-	-	25.0	-	
その他	2	-	-	-	-	100.0	-	50.0	50.0	50.0	-	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	1,512	12.5	31.5	42.8	43.8	15.7	2.8	9.3	6.7	13.4	1.6	4.8	3.4	13.9	2.8
	北九州市	1,291	11.1	27.9	38.5	40.6	19.4	3.6	11.3	5.3	12.8	2.2	5.0	3.6	17.1	2.0
	福岡市	1,141	12.0	27.0	41.7	43.6	18.8	3.9	11.0	6.1	12.1	1.6	5.4	2.7	17.0	1.3
	父子家庭	86	4.7	29.1	41.9	46.5	25.6	4.7	8.1	3.5	7.0	4.7	4.7	4.7	15.1	2.3

(3) 未就学児の世話

問 28-1 (小学校入学前のお子さんがある方に) あなたが仕事などで家を空けている時、そのお子さんを主に誰が世話をしていますか。(〇印は1つ)

小学校入学前の子どもがいる人で、仕事などでの不在の場合の子どもの世話については、「認可保育所(保育園)」が80.0%、「幼稚園」「実家や親せきの人」がそれぞれ10.0%となっている。前回調査に比べて、「認可保育園」の割合が高くなっている。

図表Ⅲ-1-118 未就学児の世話



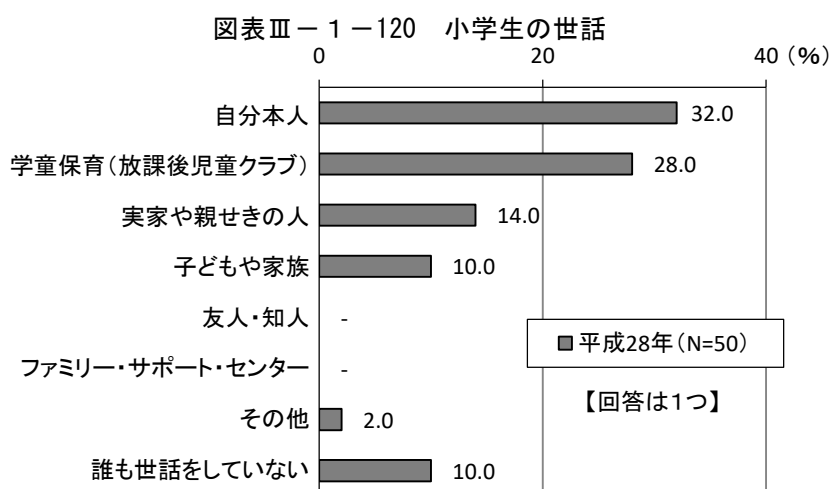
図表Ⅲ-1-119 未就学児の世話

		標本数	(認可保育所)	幼稚園	職場の託児所	認可外保育所・ベビーホテル	ファミリー・サポート・センター	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	その他	誰も世話をしていない	子どもを置いて家を空けることはない	無回答
全体		10	8	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		100.0	80.0	10.0	-	-	-	-	10.0	-	-	-	-	-
時系列	平成23年	25	68.0	4.0	-	8.0	-	-	12.0	-	-	-	4.0	4.0
同居家族別	母子のみ	7	85.7	-	-	-	-	-	14.3	-	-	-	-	-
	20歳以上の子ども	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	父	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	母	2	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	340	73.8	7.1	1.2	0.9	-	1.5	5.6	0.3	0.3	-	4.7	4.7
	北九州市	304	66.8	14.5	0.7	1.0	-	2.6	4.9	-	0.3	-	3.9	5.3
	福岡市	233	69.5	5.6	-	1.7	-	3.0	9.4	0.4	0.4	0.4	0.6	3.4
	父子家庭	4	50.0	25.0	-	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-

(4) 小学生の世話

問 28-2 (小学生のお子さんがある方に) 学校が終わったあとに、そのお子さんを主に誰が世話をしていますか。(○印は1つ)

小学生の子どもがいる人で、学校が終わったあとの子どもの世話については、「自分本人」が32.0%で最も高く、次いで「学童保育(放課後児童クラブ)」が28.0%、「実家や親せきの人」が14.0%、「子どもや家族」が10.0%となっている。また、「誰も世話をしていない」も10.0%みられる



図表Ⅲ-1-121 小学生の世話

		標本数	自分本人	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	(学童保育 放課後児童クラブ)	ファミリー・サポート・センター	その他	誰も世話をしていない	無回答
全体		50 100.0	16 32.0	5 10.0	7 14.0	-	14 28.0	-	1 2.0	5 10.0	2 4.0
時系列	平成23年	41	22.0	12.2	12.2	-	41.5	-	-	12.2	-
同居家族別	母子のみ	34	35.3	2.9	11.8	-	29.4	-	2.9	11.8	5.9
	20歳以上の子ども	4	50.0	25.0	-	-	25.0	-	-	-	-
	父	4	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-
	母	12	16.7	25.0	25.0	-	25.0	-	-	8.3	-
	その他	5	20.0	20.0	-	-	40.0	-	-	20.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	624	23.7	10.4	17.9	0.5	26.1	0.3	1.6	15.5	3.8
	北九州市	436	24.8	9.2	15.8	0.2	30.0	-	2.1	15.1	2.8
	福岡市	395	30.6	6.8	11.1	-	28.6	0.3	1.8	17.7	3.0
	父子家庭	23	39.1	30.4	13.0	-	8.7	4.3	-	4.3	-

注)平成23年の調査では、小学1~3年生がいる世帯が対象となっている。

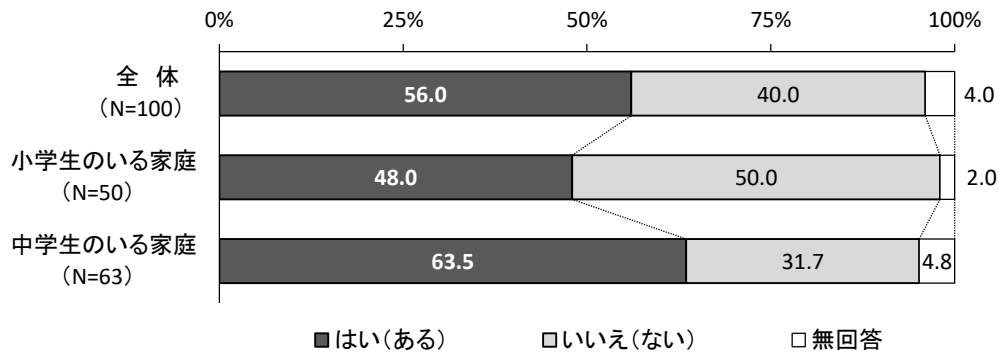
(5) 子どもがひとりになる時間

問 28-3 (小学生・中学生のお子さんがある方に) 学校が終わったあとに、子どもがひとり(子どもだけ)になる時間がありますか。(○印は1つ)

小学生・中学生の子どもがいる人で、学校が終わったあとに子どもだけになる時間があるかについては、「はい(ある)」が 56.0%、「いいえ(ない)」が 40.0%で、半数以上が放課後子どもだけになる時間があると回答している。

同居家族別にみると、母子のみの世帯と 20 歳以上の子どもがいる世帯で「はい(ある)」が高い。

図表Ⅲ-1-122 子どもがひとりになる時間の有無



図表Ⅲ-1-123 子どもがひとりになる時間の有無

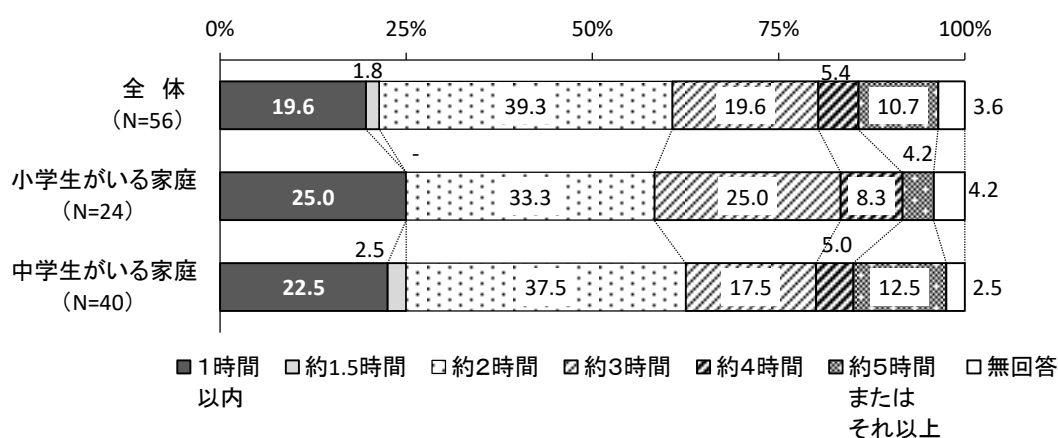
		標本数	(はいある)	(いいえ)	無回答
全体		100	56	40	4
		100.0	56.0	40.0	4.0
同居家族別	母子のみ	66	68.2	27.3	4.5
	20歳以上の子ども	14	64.3	28.6	7.1
	父	8	-	100.0	-
	母	18	11.1	88.9	-
	その他	7	28.6	71.4	-
	無回答	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	941	48.9	47.9	3.2
	北九州市	704	52.0	46.0	2.0
	父子家庭	49	55.1	40.8	4.1

問 28-3-1 (はいと答えた方に) 子どもがひとり(子どもだけ)になる時間は、1日
当たりどれくらいですか。(〇印は1つ)

放課後に子どもがひとりだけになる時間としては、小学生、中学生がいる場合のどちらも「約2時間」が最も高く、小学生で33.3%、中学生で37.5%となっている。小学生のいる家庭では「約3時間」も25.0%となっている。中学生のいる家庭では、「約5時間以上」が1割を超えている。

同居家族別では、母子のみの世帯で子どもだけの時間が長くなる傾向がみられる。

図表Ⅲ-1-124 子どもがひとりになる時間



図表Ⅲ-1-125 子どもがひとりになる時間

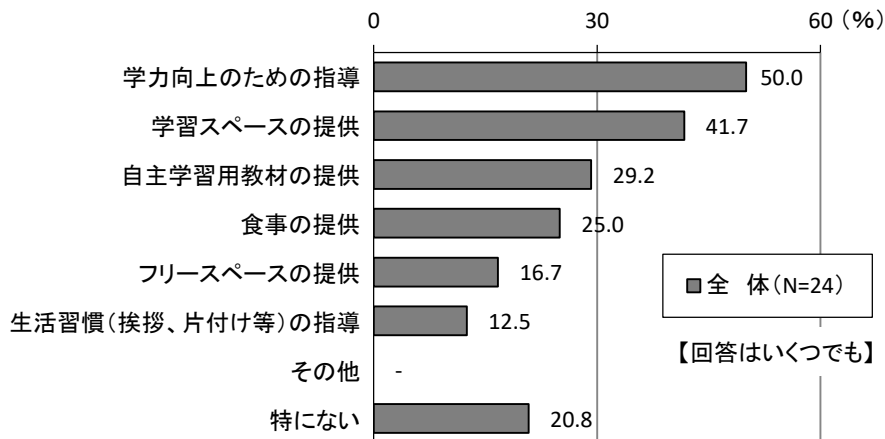
		標本数	1時間以内	約1.5時間	約2時間	約3時間	約4時間	約5時間以上またはそれ以上	無回答
全体		56	11	1	22	11	3	6	2
		100.0	19.6	1.8	39.3	19.6	5.4	10.7	3.6
同居家族別	母子のみ	45	15.6	2.2	37.8	20.0	6.7	13.3	4.4
	20歳以上の子ども	9	33.3	-	55.6	11.1	-	-	-
	父	-	-	-	-	-	-	-	-
	母	2	50.0	-	-	50.0	-	-	-
	その他	2	50.0	-	50.0	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	460	23.7	7.8	38.9	18.7	6.3	3.3	1.3
	北九州市	366	24.6	8.2	42.3	15.0	3.6	4.9	1.4
	父子家庭	27	18.5	7.4	40.7	11.1	7.4	11.1	3.7

(6) 子どもがひとりになる時間に利用したい支援

問 28-3-2 (はいと答えた方に) 子どもがひとり(子どもだけ)になる時間に、利用したい支援がありますか。(〇印はいくつでも)

子どもだけになる時間に利用したい支援としては、子どもが小学生の場合は「学力向上のための指導」が50.0%で最も高く、「学習スペースの提供」が41.7%、「自主学習用教材の提供」が29.2%、「食事の提供」が25.0%などと続いている。また、「特にない」は20.8%である。

図表Ⅲ-1-126 小学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]

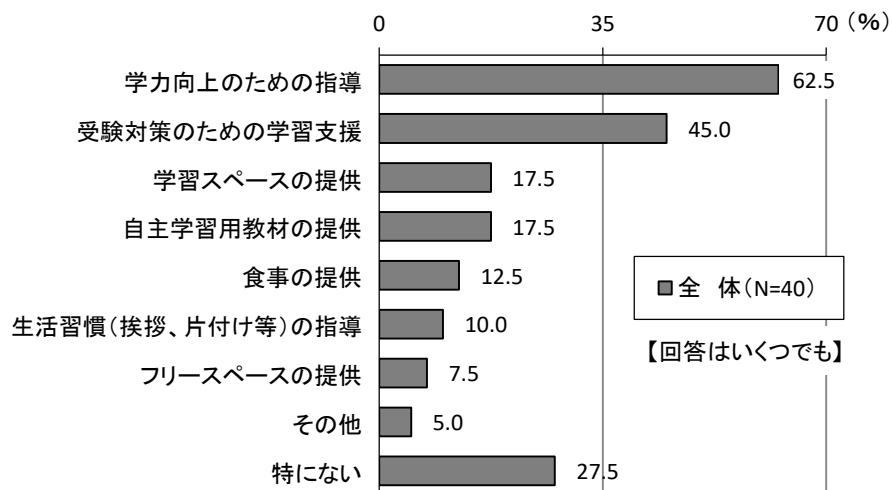


図表Ⅲ-1-127 小学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]

		標本数	学習スペースの提供	学力向上のための指導	自主学習用教材の提供	生活習慣(挨拶、片付け等)の指導	食事の提供	フリースペースの提供	その他	特にない	無回答
全体		24	41.7	50.0	29.2	12.5	25.0	16.7	-	20.8	4.2
子どもだけに なる時間別	1時間以内	6	33.3	-	16.7	-	-	33.3	33.3	-	16.7
	約1.5時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	約2時間	8	37.5	50.0	50.0	12.5	25.0	-	25.0	-	-
	約3時間	6	33.3	83.3	16.7	16.7	50.0	16.7	16.7	-	-
	約4時間	2	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	-	-	-	-
	約5時間またはそれ以上	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
	無回答	1	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	274	29.9	40.1	15.3	17.9	16.4	13.5	2.9	29.9	1.8
	北九州市	197	27.4	37.6	18.8	16.2	20.3	19.3	0.5	36.0	1.5
	父子家庭	13	23.1	46.2	15.4	46.2	23.1	7.7	-	38.5	-

子どもが中学生の場合は、「学力向上のための指導」が62.5%で最も高く、次いで「受験対策のための学習支援」が45.0%となっている。また、「特にない」は27.5%である。

図表Ⅲ－1－128 中学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]



図表Ⅲ－1－129 中学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]

(%)

		標本数	学習スペースの提供	学力向上のための指導	受験対策のための学習支援	自主学習用教材の提供	生活習慣(挨拶、片付け等)の指導	食事の提供	フリースペースの提供	その他	特にない	無回答
全体		40 100.0	7 17.5	25 62.5	18 45.0	7 17.5	4 10.0	5 12.5	3 7.5	2 5.0	11 27.5	1 2.5
子どもだけに なる時間別	1時間以内	9	22.2	44.4	33.3	22.2	-	11.1	11.1	55.6	-	-
	約1.5時間	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	約2時間	15	6.7	73.3	53.3	20.0	20.0	13.3	-	13.3	-	6.7
	約3時間	7	28.6	57.1	28.6	-	-	14.3	14.3	28.6	14.3	-
	約4時間	2	50.0	50.0	-	-	-	50.0	-	50.0	-	-
	約5時間またはそれ以上	5	20.0	60.0	100.0	20.0	20.0	-	20.0	20.0	-	-
	無回答	1	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-
参考	県(三市を除く)	273	21.6	40.7	42.5	16.5	10.3	15.0	7.0	0.4	31.9	1.5
	北九州市	246	26.8	45.5	41.1	19.9	13.4	19.1	8.1	3.3	30.5	1.2
	父子家庭	20	20.0	40.0	25.0	20.0	30.0	25.0	-	-	40.0	-

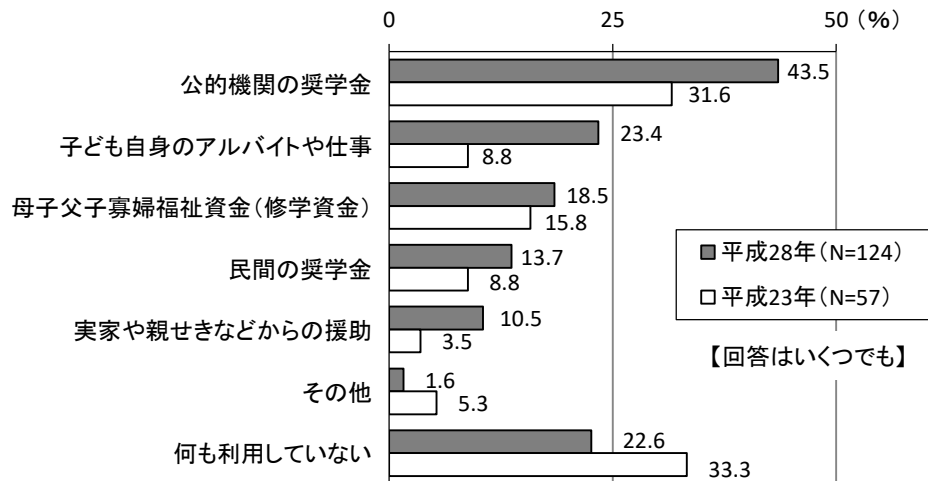
(7) 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費

問 28-4 (高校生、短大・大学生、その他の学生のお子さんがある方に) そのお子さんの教育費として利用しているものがありますか。(〇印はいくつでも)

高校、短大・大学及びその他の学生のいる世帯で、その子どもの教育費として利用しているのは、「公的機関の奨学金」が 43.5%で最も高く、「子ども自身のアルバイトや仕事」が 23.4%、「母子父子寡婦福祉資金(修学資金)」が 18.5%、「民間の奨学金」が 13.7%と続いている。「何も利用していない」人は 22.6%である。

前回調査と比べると、「何も使用していない」が減少し、「公的機関の奨学金」「子ども自身のアルバイトや仕事」が増加している。

図表Ⅲ-1-130 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費 [複数回答]



図表Ⅲ-1-131 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費 [複数回答]

		標本数	母子父子寡婦福祉資金(修学資金)	公的機関の奨学金	民間の奨学金	子ども自身のアルバイトや仕事	実家や親せきなどからの援助	その他	何も利用していない	無回答
全体		124	23	54	17	29	13	2	28	9
		100.0	18.5	43.5	13.7	23.4	10.5	1.6	22.6	7.3
時系列	平成23年	57	15.8	31.6	8.8	8.8	3.5	5.3	33.3	1.8
参考	県(三市を除く)	530	10.6	44.3	8.3	16.0	8.9	1.5	29.1	7.2
	北九州市	500	9.8	40.4	8.6	14.8	9.2	2.8	31.8	4.4
	福岡市	438	16.9	41.6	9.4	12.3	11.2	2.1	26.9	3.9
	父子家庭	47	10.6	31.9	4.3	6.4	6.4	-	53.2	-

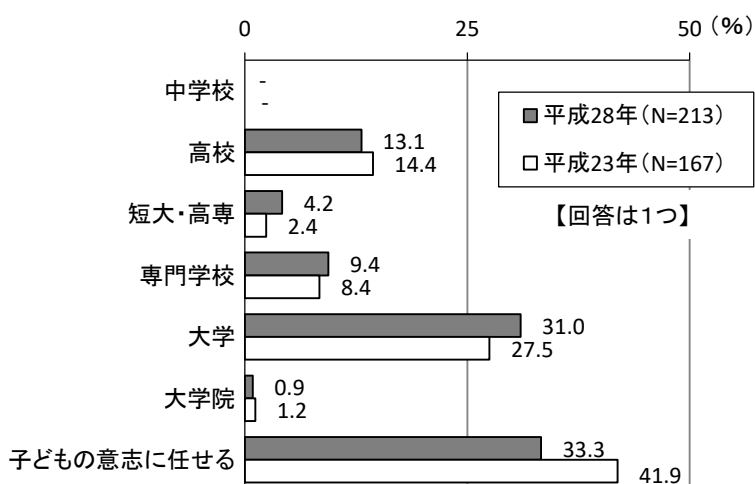
(8) 子どもの進学についての考え

問29 あなたは、お子さんをどこまで進学させようと思いますか。(〇印は1つ)

子どもの進学目標は、「子どもの意志に任せる」が33.3%で最も高く、「大学」が31.0%、「高校」が13.1%、「専門学校」が9.4%などとなっている。前回調査に比べて、「子どもの意志に任せる」が減少し、「大学」がやや増加している。

仕事の有無別にみると、仕事を持っていない人では「高校」が高く、「大学」が低くなっている。

図表Ⅲ-1-132 子どもの進学についての考え



図表Ⅲ-1-133 子どもの進学についての考え

		標本数	中学校	高校	短大・高専	専門学校	大学	大学院	子どもに任せの意	無回答
全体		213 100.0	-	28 13.1	9 4.2	20 9.4	66 31.0	2 0.9	71 33.3	17 8.0
時系列	平成23年	167	-	14.4	2.4	8.4	27.5	1.2	41.9	4.2
有仕事	持っている	191	-	11.0	3.7	9.4	32.5	1.0	34.0	8.4
無仕事	持っていない	21	-	33.3	9.5	9.5	19.0	-	23.8	4.8
別の	無回答	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-
世帯年収別	収入はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万円未満	16	-	18.8	6.3	18.8	12.5	-	37.5	6.3
	100~150万円未満	32	-	18.8	-	6.3	28.1	3.1	37.5	6.3
	150~200万円未満	41	-	9.8	2.4	9.8	34.1	-	36.6	7.3
	200~300万円未満	59	-	10.2	5.1	8.5	39.0	-	32.2	5.1
	300~400万円未満	38	-	15.8	7.9	10.5	26.3	2.6	26.3	10.5
	400~500万円未満	9	-	-	-	-	22.2	-	55.6	22.2
	500~700万円未満	8	-	25.0	-	12.5	50.0	-	12.5	-
700~1,000万円未満	2	-	-	-	-	50.0	-	50.0	-	
1,000万円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	8	-	12.5	12.5	12.5	12.5	-	25.0	25.0
参考	県(三市を除く)	1,512	-	14.4	2.5	7.8	27.5	0.6	41.9	5.4
	北九州市	1,291	0.1	14.0	2.6	8.4	27.6	1.5	40.6	5.3
	福岡市	1,141	0.2	10.4	3.1	6.4	37.8	1.1	37.1	3.9
	父子家庭	86	-	14.0	2.3	10.5	34.9	-	34.9	3.5

9. 生活状況

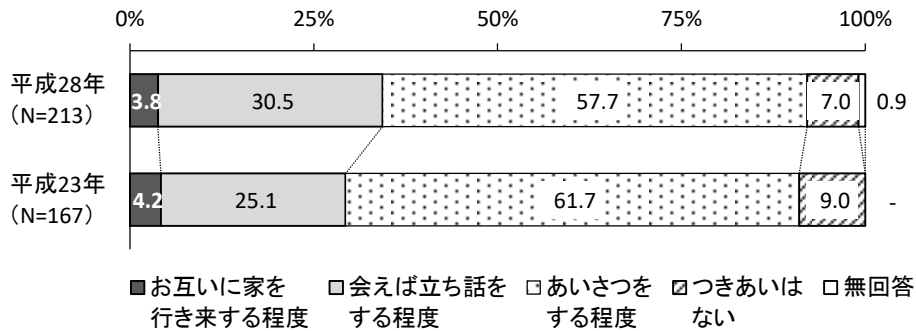
(1) 近所づきあいの程度

問 30 あなたのふだんの近所づきあいはいかがですか。(○印は1つ)

ふだんの近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度」が57.7%で最も高く、「会えば立ち話をする程度」が30.5%、「お互いに家を行き来する程度」が3.8%となっており、「つきあいはない」との回答も7.0%みられる。前回調査に比べ、「会えば立ち話をする程度」がやや増加しているが、全体としては大きな変化はない。

年齢別でみると、30歳代では、近所づきあいが浅い人が多い傾向がみられる。

図表Ⅲ－1－134 近所づきあいの程度



図表Ⅲ－1－135 近所づきあいの程度

		標本数	お互いに家を行き来する程度	会えば立ち話をする程度	あいさつをする程度	つきあいはない	無回答
全体		213	3.8	30.5	57.7	7.0	0.9
時系列	平成23年	167	4.2	25.1	61.7	9.0	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	-	33.3	44.4	22.2	-
	35～39歳	21	-	14.3	71.4	14.3	-
	40～44歳	47	4.3	34.0	59.6	2.1	-
	45～49歳	86	5.8	30.2	55.8	5.8	2.3
	50歳以上	48	2.1	35.4	54.2	8.3	-
	無回答	2	-	-	100.0	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	3.2	26.2	62.2	7.4	0.9
	北九州市	1,291	4.0	23.6	61.2	9.8	1.5
	福岡市	1,141	4.6	26.2	56.6	11.7	0.8
	父子家庭	86	2.3	22.1	68.6	5.8	1.2

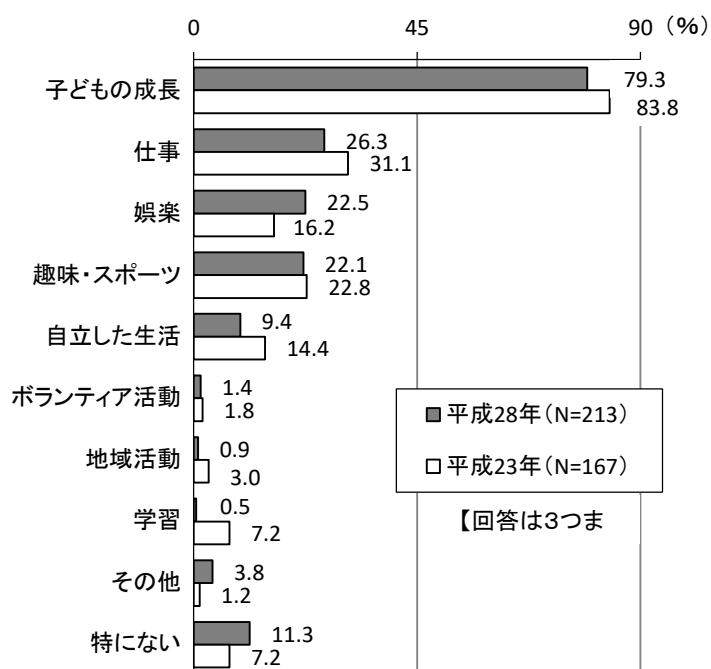
(2) 生きがい

問31 あなたは毎日の生活で、どのようなことに生きがいを感じますか。
(○印は3つまで)

毎日の生活で生きがいを感じることは、「子どもの成長」が79.3%と特に高い。次いで「仕事」が26.3%、「娯楽」が22.5%、「趣味・スポーツ」が22.1%などとなっている。

前回調査と比べると、「仕事」がやや減少し、「娯楽」が増加している。

図表Ⅲ-1-136 生きがい [複数回答]



図表Ⅲ－１－137 生きがい [複数回答]

(%)

		標本数	子どもの成長	仕事	趣味・スポーツ	学習	娯楽	地域活動	ボランティア活動	自立した生活	その他	特にない	無回答
全体		213 100.0	169 79.3	56 26.3	47 22.1	1 0.5	48 22.5	2 0.9	3 1.4	20 9.4	8 3.8	24 11.3	3 1.4
時系列	平成23年	167	83.8	31.1	22.8	7.2	16.2	3.0	1.8	14.4	1.2	7.2	0.6
有仕事 無事別の	持っている	191	80.1	28.3	23.6	0.5	23.6	1.0	1.6	9.4	3.1	10.5	1.0
	持っていない	21	71.4	4.8	9.5	-	14.3	-	-	9.5	4.8	19.0	4.8
	無回答	1	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-
就業形態別	自営業主	10	70.0	50.0	-	-	30.0	-	-	10.0	-	30.0	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	95	83.2	33.7	22.1	-	22.1	-	3.2	12.6	-	10.5	-
	派遣・契約社員	22	77.3	13.6	36.4	-	45.5	9.1	-	-	13.6	4.5	-
	パートタイマー	53	77.4	22.6	20.8	1.9	15.1	-	-	9.4	5.7	9.4	3.8
	臨時・日雇など	6	66.7	16.7	33.3	-	50.0	-	-	-	-	16.7	-
	内職	3	100.0	33.3	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	2	100.0	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	83.1	29.6	20.7	1.9	21.0	1.0	1.1	8.3	1.7	11.2	1.2
	北九州市	1,291	80.6	31.4	21.0	2.2	20.1	1.2	1.2	8.6	2.0	11.9	1.9
	福岡市	1,141	81.6	31.6	23.5	2.8	18.5	1.5	1.6	9.6	1.4	12.3	0.9
	父子家庭	86	76.7	37.2	34.9	2.3	24.4	5.8	3.5	4.7	1.2	8.1	-

(3) 生活上の不安や悩み

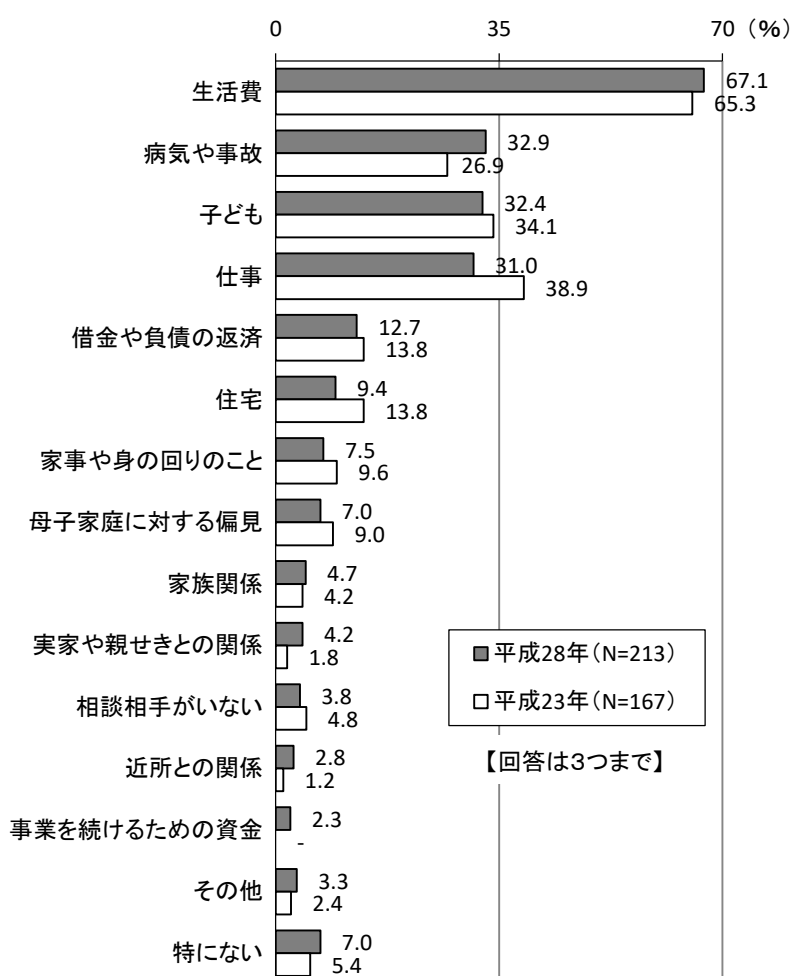
問 32 あなたは、生活の上で、どんな不安や悩みがありますか。(○印は3つまで)

生活上の不安や悩みについてみると、「生活費」が 67.1%で目立って高く、次いで「病気や事故」が 32.9%、「子ども」が 32.4%、「仕事」が 31.0%などとなっている。

前回調査と比べると、「仕事」がやや減少し、「病気や事故」が増加している。

年齢別にみると、40～44歳で「病気や事故」が高くなっている。

図表Ⅲ－1－138 生活上の不安や悩み [複数回答]



図表Ⅲ－１－139 生活上の不安や悩み〔複数回答〕

(%)

		標本数	生活費	事業を続けるための資金	借金や負債の返済	仕事	住宅	家事や身の回りのこと	病気や事故	子ども	家族関係	実家や親せきとの関係	近所との関係	母子家庭に対する偏見	相談相手がない	その他	特にない	無回答
全体		213 100.0	143 67.1	5 2.3	27 12.7	66 31.0	20 9.4	16 7.5	70 32.9	69 32.4	10 4.7	9 4.2	6 2.8	15 7.0	8 3.8	7 3.3	15 7.0	4 1.9
時系列	平成23年	167	65.3	-	13.8	38.9	13.8	9.6	26.9	34.1	4.2	1.8	1.2	9.0	4.8	2.4	5.4	0.6
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	88.9	-	-	44.4	22.2	11.1	33.3	22.2	-	-	-	22.2	-	-	-	-
	35～39歳	21	66.7	-	4.8	19.0	9.5	14.3	23.8	38.1	19.0	4.8	-	9.5	-	-	4.8	-
	40～44歳	47	68.1	4.3	10.6	34.0	6.4	4.3	46.8	34.0	2.1	6.4	8.5	6.4	6.4	2.1	6.4	-
	45～49歳	86	64.0	1.2	17.4	30.2	9.3	8.1	26.7	31.4	4.7	3.5	1.2	4.7	3.5	3.5	10.5	3.5
	50歳以上 無回答	48 2	68.8 50.0	4.2 -	12.5 -	33.3 -	10.4 -	6.3 -	33.3 50.0	33.3 -	2.1 -	2.1 50.0	2.1 -	4.2 100.0	4.2 -	6.3 -	4.2 -	2.1 -
参考	県(三市を除く)	1,512	71.8	1.3	13.9	33.5	12.6	8.4	24.1	34.5	4.8	4.2	1.1	7.6	2.8	3.5	4.9	1.2
	北九州市	1,291	64.7	1.0	12.6	32.6	12.0	8.2	27.2	33.9	4.3	3.6	0.9	6.5	2.9	3.0	6.0	2.5
	福岡市	1,141	68.5	2.5	14.9	33.6	12.6	8.3	25.8	35.7	4.9	4.7	1.0	7.3	3.1	2.7	6.0	1.1
	父子家庭	86	41.9	12.8	17.4	22.1	12.8	24.4	31.4	30.2	3.5	-	3.5	4.7	5.8	3.5	9.3	-

(4) 困った時の相談相手

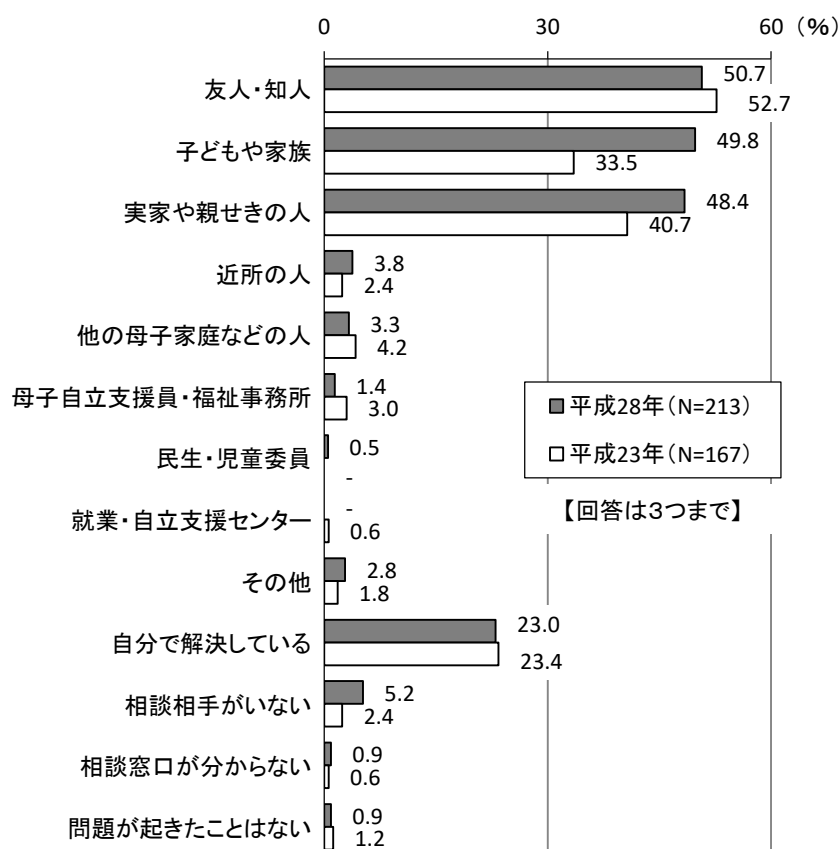
問33 あなたは何か困った問題が起きた場合、誰に相談していますか。(〇印は3つまで)

困ったことが起きた場合の相談相手としては、「友人・知人」が50.7%、「子どもや家族」が49.8%、「実家や親せきの人」が48.4%と高くなっており、身近な人を相談相手としていることが分かる。公的な機関への相談は少ない一方、「自分で解決している」(23.0%)、「相談相手がない」(5.2%)という人もみられる。

前回調査と比べると、「子どもや家族」が大幅に増加しているが、全体の傾向としてはそれほど変化していない。

年齢別でみると、年齢が低い層で「自分で解決している」が高くなっている。

図表Ⅲ-1-140 困った時の相談相手 [複数回答]



図表Ⅲ－１－141 困った時の相談相手〔複数回答〕

		標本数	子どもや家族	実家や親せきの人	近所の人	友人・知人	他の 人の 母子 家庭 など	就 業・ 自 立 支 援 セ ン タ ー	福 祉 事 務 所	母 子 自 立 支 援 員 ・	民 生 ・ 児 童 委 員	そ の 他	自 分 で 解 決 し て い る	相 談 相 手 が い な い	相 談 窓 口 が 分 か ら な い	問 題 が 起 き た こ と は な い	無 回 答
全体		213 100.0	106 49.8	103 48.4	8 3.8	108 50.7	7 3.3	- -	3 1.4	1 0.5	6 2.8	49 23.0	11 5.2	2 0.9	2 0.9	3 1.4	
時系列	平成23年	167	33.5	40.7	2.4	52.7	4.2	0.6	3.0	-	1.8	23.4	2.4	0.6	1.2	1.2	
年 齢 別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	33.3	22.2	11.1	11.1	-	-	-	-	-	55.6	11.1	-	-	-	-
	35～39歳	21	33.3	52.4	-	47.6	-	-	-	-	-	42.9	-	4.8	-	-	-
	40～44歳	47	44.7	59.6	4.3	57.4	4.3	-	4.3	-	4.3	17.0	8.5	2.1	-	-	-
	45～49歳	86	54.7	45.3	3.5	54.7	2.3	-	-	1.2	2.3	20.9	4.7	-	1.2	2.3	2.3
	50歳以上 無回答	48 2	54.2 100.0	47.9 -	4.2 -	45.8 50.0	6.3 -	- -	2.1 -	- -	4.2 -	16.7 50.0	4.2 -	- -	2.1 -	2.1 -	-
参 考	県(三市を除く)	1,512	40.0	45.8	1.1	55.2	4.2	0.5	1.5	0.7	2.6	21.7	6.3	1.8	0.4	1.1	
	北九州市	1,291	40.3	44.9	1.1	53.2	3.6	1.1	4.0	0.1	2.8	21.5	5.2	2.1	0.5	1.8	
	福岡市	1,141	38.4	42.0	0.9	51.8	5.3	1.8	2.0	0.3	3.0	23.7	7.4	2.3	0.8	0.6	
	父子家庭	86	32.6	32.6	1.2	33.7	-	-	4.7	1.2	1.2	36.0	10.5	4.7	2.3	-	

(5) 家事の担当

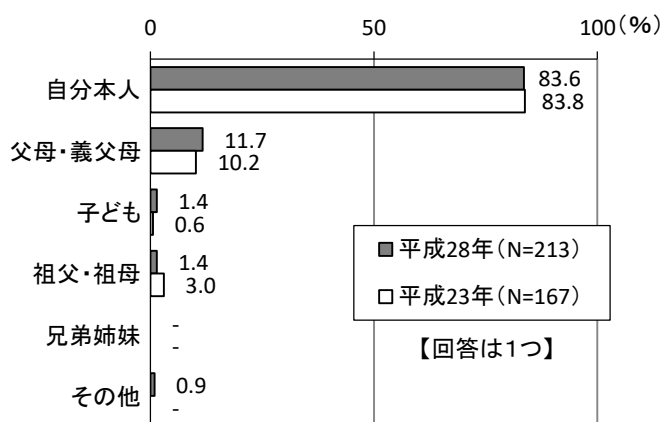
問 34 あなたの世帯では、炊事、掃除、洗濯などの家事を主に誰がしていますか。

(○印は1つ)

ふだん家事を主にしている人は、「自分本人」が 83.6%で最も高く、次いで「父母・義父母」11.7%となっている。前回調査から変化はみられない。

同居家族別では、母子のみの家庭では「自分本人」が 96.0%とほとんど母親のみがしているが、父または母と同居している場合、「父母・義父母」が6割前後と高くなっている。

図表Ⅲ－1－142 家事の担当



図表Ⅲ－1－143 家事の担当

		標本数	自分本人	子ども	父母・義父母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
全体		213	178	3	25	3	-	2	2
		100.0	83.6	1.4	11.7	1.4	-	0.9	0.9
時系列	平成23年	167	83.8	0.6	10.2	3.0	-	-	2.4
同居家族別	母子のみ	126	96.0	-	2.4	-	-	-	1.6
	20歳以上の子ども	47	89.4	6.4	2.1	-	-	2.1	-
	父	19	26.3	-	63.2	10.5	-	-	-
	母	38	31.6	-	57.9	7.9	-	2.6	-
	その他	13	69.2	-	23.1	-	-	7.7	-
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	82.0	0.7	15.2	0.8	0.3	0.1	0.9
	北九州市	1,291	83.4	0.4	12.5	1.3	0.2	0.5	1.7
	福岡市	1,141	87.3	0.7	9.9	0.8	-	0.8	0.5
	父子家庭	86	59.3	5.8	25.6	4.7	-	4.7	-

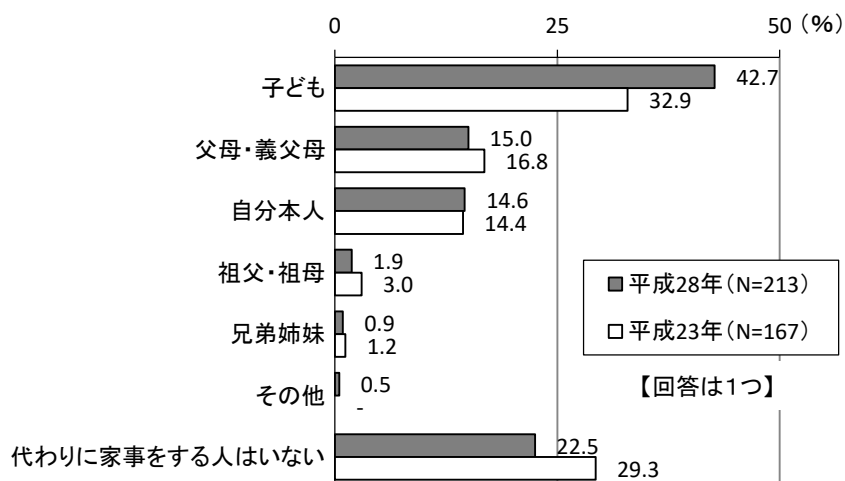
問 35 ふだん家事をしている人が病気などの時は、代わりに主に誰が家事をしますか。
 (〇印は1つ)

また、ふだん家事をしている人が病気などの時に代わりに家事をする人は、「子ども」が 42.7%で最も高く、「父母・義父母」が 15.0%、「自分本人」が 14.6%となっている。また、「代わりに家事をする人がいない」も 22.5%に上る。

前回調査と比べると、「子ども」が約 10 ポイント増加している。

同居家族別にみると、母子のみの家庭では「代わりに家事をする人がいない」が高くなっており、20 歳以上の子どもや母との同居の場合、子どもや母の割合が高くなっている。

図表Ⅲ－1－144 家事担当者が病気の時に代わりに家事をする人



図表Ⅲ－１－145 家事担当者が病気の時に代わりに家事をする人

		(%)								
		標本数	自分本人	子ども	父母・義父母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	ないを代わ るすりに 人は家 い事	無回答
全 体		213 100.0	31 14.6	91 42.7	32 15.0	4 1.9	2 0.9	1 0.5	48 22.5	4 1.9
時系列	平成23年	167	14.4	32.9	16.8	3.0	1.2	-	29.3	2.4
年 齢 別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	22.2	22.2	22.2	-	-	-	33.3	-
	35～39歳	21	19.0	23.8	38.1	-	-	-	19.0	-
	40～44歳	47	8.5	42.6	21.3	2.1	2.1	-	23.4	-
	45～49歳	86	17.4	44.2	11.6	1.2	1.2	1.2	19.8	3.5
	50歳以上	48	12.5	50.0	4.2	4.2	-	-	27.1	2.1
	無回答	2	-	100.0	-	-	-	-	-	-
同 居 家 族 別	母子のみ	126	2.4	46.8	15.9	1.6	0.8	-	30.2	2.4
	20歳以上の子ども	47	14.9	61.7	6.4	2.1	2.1	-	10.6	2.1
	父	19	57.9	10.5	15.8	-	-	-	15.8	-
	母	38	57.9	10.5	23.7	2.6	-	2.6	2.6	-
	その他	13	30.8	46.2	7.7	7.7	-	-	7.7	-
	無回答	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-
子 ど も の 状 況 別	通園していない乳児・幼児	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可保育所・園に通園	9	22.2	22.2	22.2	-	11.1	-	22.2	-
	認可外保育施設に通園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園に通園	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-
	小学生	50	16.0	24.0	26.0	4.0	-	-	26.0	4.0
	中学生	63	7.9	39.7	17.5	3.2	-	-	30.2	1.6
	高校生	106	15.1	49.1	13.2	1.9	-	-	20.8	-
	短大生・大学生	24	25.0	41.7	12.5	-	-	-	16.7	4.2
	その他の学生	11	-	72.7	-	-	-	-	27.3	-
	仕事をしている子ども	16	12.5	50.0	6.3	-	6.3	6.3	18.8	-
	無職の子ども	4	-	100.0	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	50.0	-	-	-	-	-	50.0	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
参 考	県(三市を除く)	1,512	18.5	24.1	20.6	1.9	2.0	0.4	31.3	1.3
	北九州市	1,291	14.4	24.3	20.7	1.9	1.7	0.6	34.4	2.0
	福岡市	1,141	15.3	30.1	16.4	1.9	2.1	0.9	32.3	1.0
	父子家庭	86	24.4	29.1	11.6	1.2	2.3	3.5	27.9	-

(6) 今後行いたい家族レクリエーション

問 36 あなたは今後、どんな家族レクリエーションをしたいと思いますか。

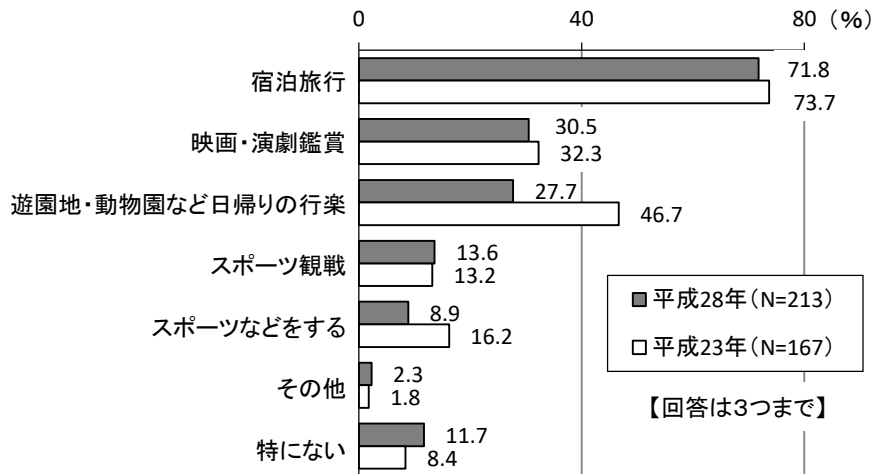
(○印は3つまで)

今後行いたい家族レクリエーションは、「宿泊旅行」が 71.8%と高く、次いで「映画・演劇鑑賞」が 30.5%、「遊園地・動物園など日帰りの行楽」が 27.7%、「スポーツ観戦」が 13.6%で続いている。

前回調査と比べると「遊園地・動物園など日帰りの行楽」が減少している。

子どもの状況別では、未就学児や小学生の子どもがいる人では「遊園地・動物園など日帰りの行楽」が高くなっている。

図表Ⅲ-1-146 今後行いたい家族レクリエーション [複数回答]



図表Ⅲ-1-147 今後行いたい家族レクリエーション [複数回答]

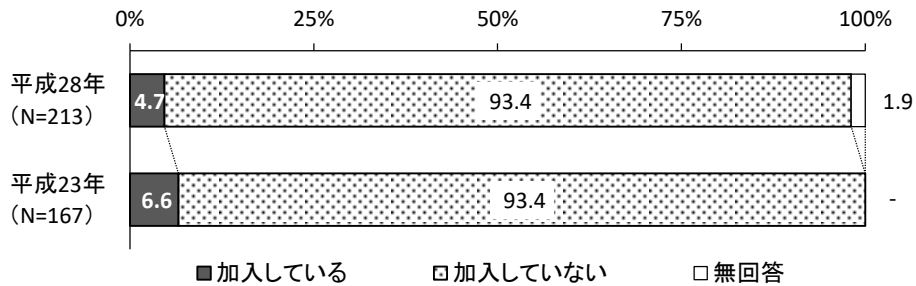
		(%)								
		標本数	映画・演劇鑑賞	スポーツ観戦	スポーツなどをする	日遊園地の・動物園など	宿泊旅行	その他	特にない	無回答
全体		213 100.0	65 30.5	29 13.6	19 8.9	59 27.7	153 71.8	5 2.3	25 11.7	3 1.4
時系列	平成23年	167	32.3	13.2	16.2	46.7	73.7	1.8	8.4	1.2
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	44.4	11.1	11.1	77.8	55.6	-	-	-
	35～39歳	21	23.8	14.3	19.0	23.8	71.4	-	14.3	-
	40～44歳	47	40.4	14.9	14.9	42.6	76.6	2.1	6.4	-
	45～49歳	86	25.6	17.4	5.8	19.8	69.8	2.3	15.1	3.5
	50歳以上	48	29.2	6.3	4.2	18.8	75.0	2.1	12.5	-
	無回答	2	50.0	-	-	50.0	50.0	50.0	-	-
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可保育所・園に通園	9	22.2	-	11.1	77.8	77.8	-	11.1	-
	認可外保育施設に通園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園に通園	1	-	100.0	-	-	100.0	-	-	-
	小学生	50	42.0	22.0	12.0	48.0	80.0	-	4.0	2.0
	中学生	63	31.7	15.9	17.5	33.3	73.0	1.6	11.1	3.2
	高校生	106	30.2	10.4	5.7	18.9	67.0	3.8	15.1	0.9
	短大生・大学生	24	45.8	25.0	12.5	25.0	79.2	-	4.2	-
	その他の学生	11	18.2	9.1	-	9.1	100.0	-	-	-
	仕事をしている子ども	16	25.0	18.8	-	31.3	75.0	-	12.5	-
無職の子ども	4	-	-	-	-	75.0	-	25.0	-	
その他	2	-	-	-	-	50.0	-	-	50.0	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	1,512	36.2	14.3	15.4	45.1	69.7	2.8	8.1	1.7
	北九州市	1,291	35.6	11.2	13.2	40.0	67.5	3.2	11.2	2.6
	福岡市	1,141	40.3	13.6	17.6	41.8	69.1	3.7	8.2	1.2
	父子家庭	86	18.6	22.1	19.8	27.9	64.0	8.1	14.0	1.2

(7) 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況

問37 ところであなたは、母子会（母子寡婦福祉会）に加入していますか。（○印は1つ）

母子会（母子寡婦福祉会）への加入状況は、「加入している」が4.7%、「加入していない」が93.4%で、加入していない人が9割を超えている。
 前回調査と比べても大きな変化はみられない。
 年齢別では、50歳以上の人で加入率がやや高い。

図表Ⅲ－1－148 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況



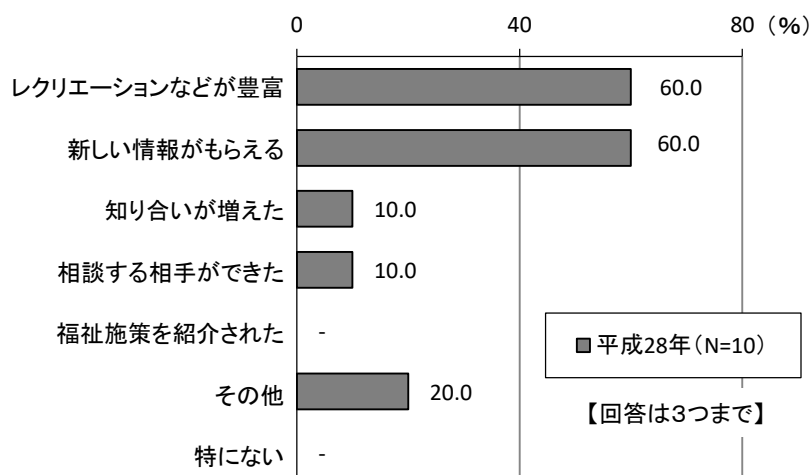
図表Ⅲ－1－149 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況

		標本数	加入している (%)	加入していない (%)	無回答 (%)
全体		213 100.0	10 4.7	199 93.4	4 1.9
時系列	平成23年	167	6.6	93.4	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-
	30～34歳	9	-	100.0	-
	35～39歳	21	4.8	95.2	-
	40～44歳	47	4.3	93.6	2.1
	45～49歳	86	3.5	94.2	2.3
	50歳以上	48	8.3	89.6	2.1
	無回答	2	-	100.0	-
参考	県(三市を除く)	1,512	2.8	96.2	1.0
	北九州市	1,291	1.8	96.1	2.1
	父子家庭	86	3.5	82.6	14.0

問37-1（加入していると答えた方に）加入して良かったことはありますか。
（○印は3つまで）

母子会に加入している人の、加入してよかったことは、「レクリエーションなどが豊富」「新しい情報がもらえる」が高くなっている。

図表Ⅲ-1-150 母子会（母子寡婦福祉会）に加入して良かったこと〔複数回答〕



図表Ⅲ-1-151 母子会（母子寡婦福祉会）に加入して良かったこと〔複数回答〕

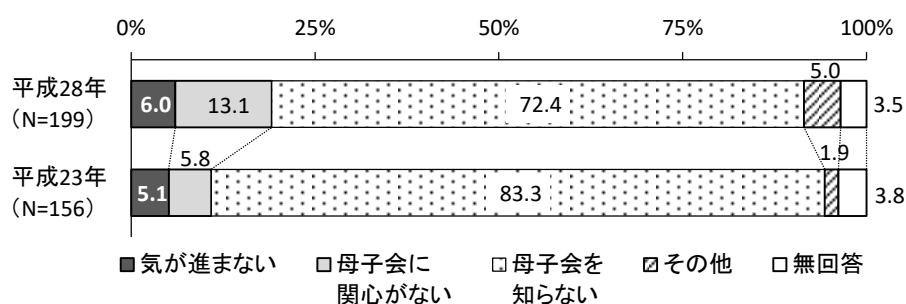
		標本数	知り合いが増えた	相談する相手ができる	福祉施策を紹介された	レクリエーションなどが豊富	新しい情報がもらえる	その他	特にない	無回答
全体		10	1	1	-	6	6	2	-	1
		100.0	10.0	10.0	-	60.0	60.0	20.0	-	10.0
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	1	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-
	40～44歳	2	50.0	-	-	50.0	50.0	50.0	-	-
	45～49歳	3	-	-	-	100.0	66.7	-	-	-
	50歳以上	4	-	25.0	-	25.0	50.0	25.0	-	25.0
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	43	34.9	14.0	2.3	23.3	46.5	4.7	30.2	-
	北九州市	23	17.4	8.7	8.7	13.0	13.0	8.7	43.5	4.3
	父子家庭	3	-	-	-	33.3	-	-	66.7	-

問37-2 (加入していないと答えた方に) 加入していない理由は。(〇印は1つ)

一方、母子会に加入していない理由としては、「母子会を知らない」が72.4%で最も高く、「母子会に関心がない」13.1%、「気が進まない」が6.0%となっている。

前回調査と比べると、「母子会を知らない」がやや減少し、「母子会に関心がない」が増加している。

図表Ⅲ-1-152 母子会（母子寡婦福祉会）に加入していない理由



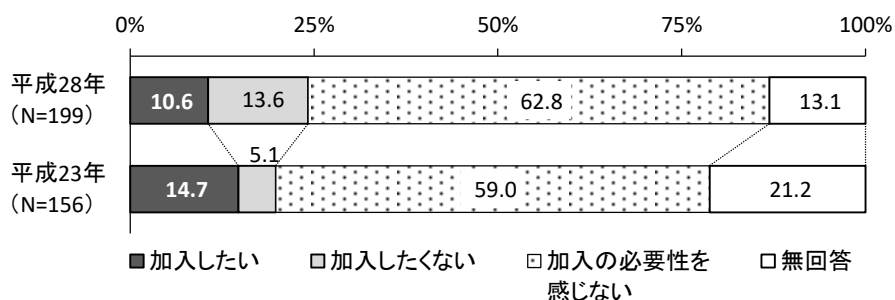
図表Ⅲ-1-153 母子会（母子寡婦福祉会）に加入していない理由

		標本数	気が進まない	母子会に関心がない	母子会を知らない	その他	無回答
全体		199	12	26	144	10	7
		100.0	6.0	13.1	72.4	5.0	3.5
時系列	平成23年	156	5.1	5.8	83.3	1.9	3.8
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	-	11.1	88.9	-	-
	35～39歳	20	15.0	15.0	70.0	-	-
	40～44歳	44	4.5	18.2	68.2	6.8	2.3
	45～49歳	81	6.2	12.3	70.4	6.2	4.9
	50歳以上	43	4.7	9.3	76.7	4.7	4.7
	無回答	2	-	-	100.0	-	-
参考	県(三市を除く)	1,454	6.7	9.8	77.7	2.7	3.0
	北九州市	1,241	6.5	13.5	71.8	3.7	4.5
	父子家庭	71	7.0	9.9	80.3	1.4	1.4

問37-3（加入していないと答えた方に）では、今後はいかがですか。（○印は1つ）

母子会に加入していない人の今後の加入意向としては、「加入したい」が10.6%、「加入したくない」が13.6%、「加入の必要性を感じない」が62.8%となっており、前回調査と比べると、わずかではあるが、「加入したい」が減少し、「加入したくない」が増加している。

図表Ⅲ-1-154 母子会（母子寡婦福祉会）への今後の加入意向



図表Ⅲ-1-155 母子会（母子寡婦福祉会）への今後の加入意向

		標本数	加入したい	加入したくない	感加入の必要性を感じない	無回答
全体		199	21	27	125	26
		100.0	10.6	13.6	62.8	13.1
時系列	平成23年	156	14.7	5.1	59.0	21.2
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	33.3	11.1	55.6	-
	35～39歳	20	10.0	5.0	75.0	10.0
	40～44歳	44	6.8	6.8	72.7	13.6
	45～49歳	81	11.1	14.8	59.3	14.8
	50歳以上	43	9.3	20.9	55.8	14.0
	無回答	2	-	50.0	50.0	-
参考	県(三市を除く)	1,454	11.7	10.7	61.1	16.5
	北九州市	1,241	11.7	13.9	59.2	15.1
	父子家庭	71	9.9	14.1	62.0	14.1

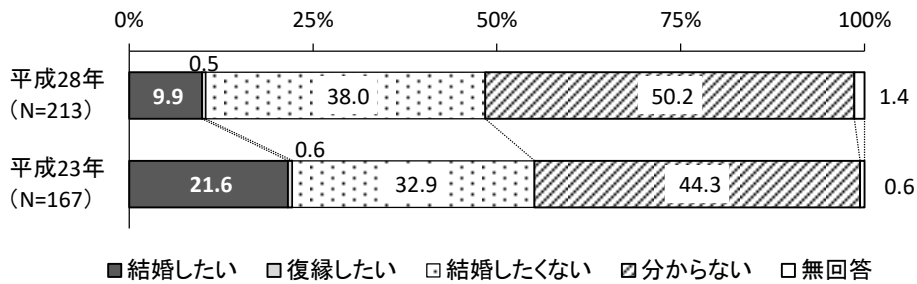
(8) 結婚の意思

問 38 あなたには結婚の意思がありますか。(〇印は1つ)

今後の結婚の意思としては、「結婚したい」が 9.9%、「結婚したくない」が 38.0%、「分からない」が 50.2%などとなっており、前回調査よりも「結婚したい」が減少している。

年齢別では、30～34歳で「結婚したい」が高く、40～44歳と50歳以上では「結婚したくない」が高くなっている。

図表Ⅲ－1－156 結婚の意思



図表Ⅲ－1－157 結婚の意思

		標本数	結婚したい (%)	復縁したい (%)	結婚したくない (%)	分からない (%)	無回答 (%)
全体		213	9.9	0.5	38.0	50.2	1.4
時系列	平成23年	167	21.6	0.6	32.9	44.3	0.6
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	44.4	-	22.2	33.3	-
	35～39歳	21	-	-	28.6	71.4	-
	40～44歳	47	10.6	-	46.8	40.4	2.1
	45～49歳	86	10.5	1.2	32.6	53.5	2.3
	50歳以上	48	6.3	-	47.9	45.8	-
	無回答	2	-	-	-	100.0	-
参考	県(三市を除く)	1,512	17.8	0.4	33.3	46.7	1.9
	北九州市	1,291	16.7	0.6	35.9	45.1	1.7
	福岡市	1,141	17.4	0.6	37.2	43.6	1.1
	父子家庭	86	38.4	1.2	12.8	41.9	5.8

10. 子ども・子育て支援に関する施策・制度

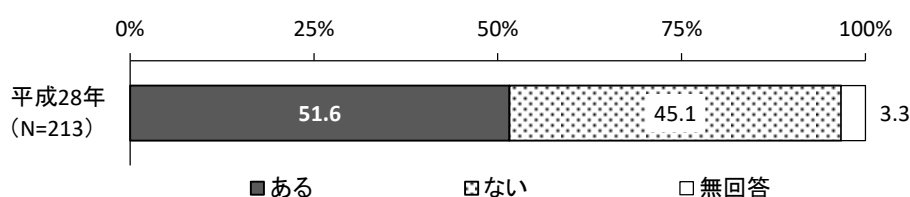
(1) 子どもについての困りごと

問39 あなたのお子さんのことで、なにかお困りごとはありますか。(○印は1つ)

子どものことで困っていることの有無については、「ある」が51.6%、「ない」が45.1%で、約半数の人が子どもについての困りごとを抱えている。

子どもの状況別にみると、未就学児や小学生、中学生のいる家庭で「ある」が6割台と高校生以上の子どもがいる家庭に比べて多くなっている。

図表Ⅲ－1－158 子どもについての困りごとの有無



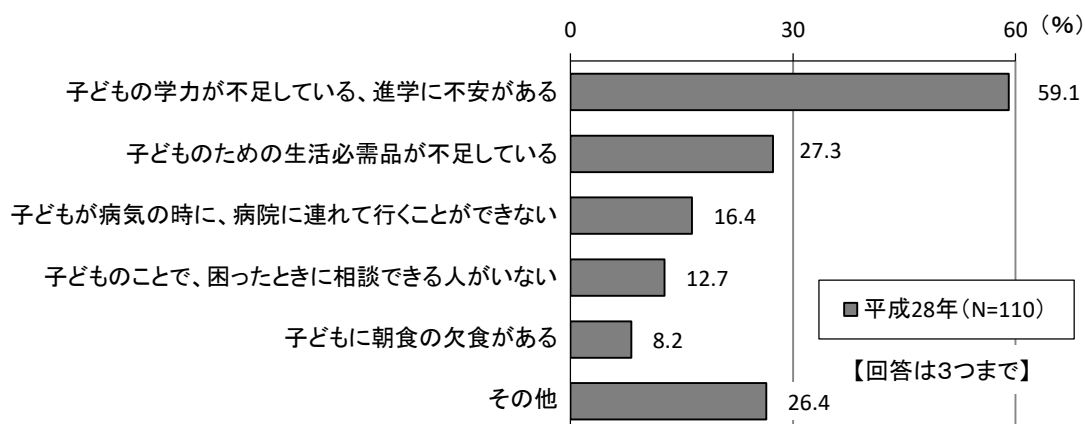
図表Ⅲ－1－159 子どもについての困りごとの有無

		標本数	ある (%)	ない (%)	無回答 (%)
全体		213	51.6	45.1	3.3
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児	-	-	-	-
	認可保育所・園に通園	9	66.7	22.2	11.1
	認可外保育施設に通園	-	-	-	-
	幼稚園に通園	1	-	100.0	-
	小学生	50	62.0	36.0	2.0
	中学生	63	68.3	28.6	3.2
	高校生	106	50.0	48.1	1.9
	短大生・大学生	24	37.5	58.3	4.2
	その他の学生	11	36.4	63.6	-
	仕事をしている子ども	16	31.3	62.5	6.3
無職の子ども	4	50.0	50.0	-	
その他	2	50.0	50.0	-	
無回答	-	-	-	-	
参考	父子家庭	86	61.6	32.6	5.8

問 39-1 (あると答えた方へ) それは、どのようなお困りごとですか。(〇印は3つまで)

困っていることの内容としては、「子どもの学力が不足している、進学に不安がある」が 59.1%で最も高く、次いで「子どものための生活必需品が不足している」が 27.3%、「子どもが病気の時に、病院に連れて行くことができない」が 16.4%で続いている。また、「その他」が 26.4%あり、具体的には、子どもの進学など教育費や生活費などの経済的な問題や自分の健康への不安、不登校など子どものことなどがあげられており、悩みの内容が多岐にわたっている。

図表Ⅲ-1-160 子どもの困りごと [複数回答]



図表Ⅲ-1-161 子どもの困りごと [複数回答]

		標本数	子どものための生活必需品が不足している (%)	子どもの進学の不安がある (%)	子どもが病気の時に、病院に連れて行くことができない (%)	子どもに朝食の欠食がある (%)	子どものことで、相談できない (%)	その他 (%)	無回答 (%)
全体		110	27.3	59.1	16.4	8.2	12.7	26.4	0.9
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可保育所・園に通園	6	16.7	50.0	33.3	16.7	16.7	-	-
	認可外保育施設に通園	-	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園に通園	-	-	-	-	-	-	-	-
	小学生	31	35.5	71.0	25.8	12.9	16.1	19.4	-
	中学生	43	20.9	79.1	14.0	11.6	11.6	20.9	-
	高校生	53	26.4	60.4	9.4	7.5	11.3	30.2	1.9
	短大生・大学生	9	22.2	44.4	-	-	-	44.4	-
	その他の学生	4	-	50.0	-	-	-	50.0	-
	仕事をしている子ども	5	60.0	80.0	20.0	40.0	40.0	-	-
無職の子ども	2	-	-	-	-	-	100.0	-	
その他	1	-	-	100.0	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	父子家庭	53	22.6	58.5	17.0	13.2	20.8	18.9	-

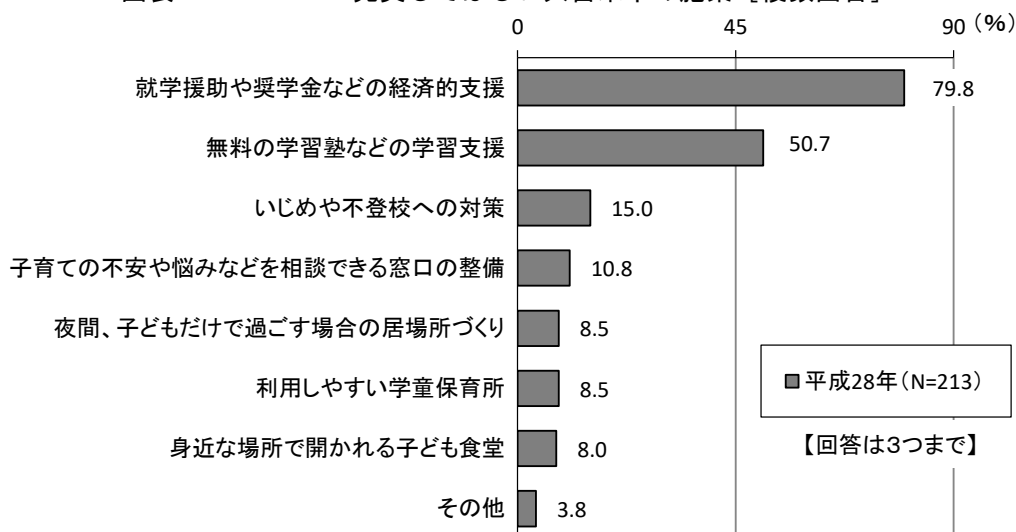
(2) 充実してほしい久留米市の施策

問 39-2 (全員の方へ) あなたのお子さんのために、充実してほしいと思う市の施策を選んでください。(〇印は3つまで)

子どものために充実してほしい市の施策では、「就学援助や奨学金などの経済的支援」が79.8%で最も高い。次いで「無料の学習塾などの学習支援」が50.7%と5割を超えて高くなっている。以下、「いじめや不登校への対策」が15.0%、「子育ての不安や悩みなどを相談できる窓口の整備」が10.8%で続いている。

子どもの状況別にみると、小学生の子どものいる家庭では、「利用しやすい学童保育」や「身近な場所で開かれる子ども食堂」、「夜間、子どもだけで過ごす場合の居場所づくり」が他の子どものいる家庭に比べて高く、中学生の子どものいる家庭では「いじめや不登校への対策」が高くなっている。

図表Ⅲ-1-162 充実してほしい久留米市の施策 [複数回答]



図表Ⅲ-1-163 充実してほしい久留米市の施策 [複数回答]

状況別	標本数	施策								
		就学援助や奨学金	無料の学習塾などの学習支援	身近な子ども食堂	夜間、子どもだけで過ごす場合の居場所づくり	いじめや不登校への対策	利用しやすい学童保育所	子育ての不安や悩みなどを相談できる窓口の整備	その他	無回答
全体	213 100.0	170 79.8	108 50.7	17 8.0	18 8.5	32 15.0	18 8.5	23 10.8	8 3.8	11 5.2
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可保育所・園に通園	9	66.7	88.9	-	22.2	11.1	44.4	22.2	-
	認可外保育施設に通園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園に通園	1	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-	-
	小学生	50	80.0	72.0	18.0	16.0	14.0	20.0	14.0	4.0
	中学生	63	74.6	66.7	11.1	4.8	20.6	3.2	9.5	3.2
	高校生	106	82.1	51.9	8.5	4.7	14.2	4.7	14.2	3.8
	短大生・大学生	24	87.5	29.2	8.3	-	8.3	8.3	12.5	-
	その他の学生	11	81.8	18.2	-	18.2	18.2	9.1	-	-
	仕事をしている子ども	16	87.5	37.5	6.3	-	12.5	-	6.3	6.3
無職の子ども	4	100.0	25.0	-	-	-	-	25.0	-	
その他	2	-	50.0	50.0	50.0	50.0	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	父子家庭	86	67.4	43.0	15.1	10.5	14.0	3.5	18.6	2.3

11. 公的機関や制度の周知と利用及び要望事項

(1) 公的機関や制度の周知と利用状況

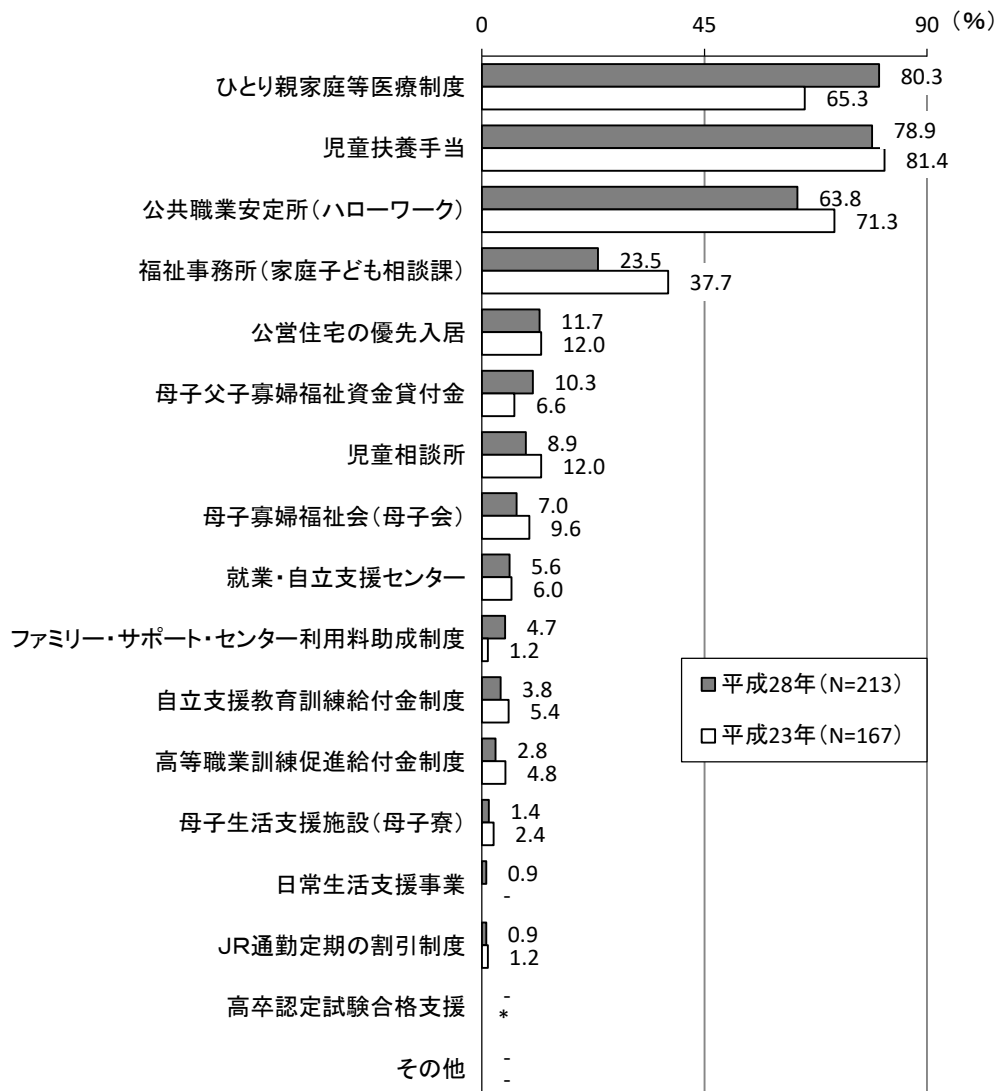
問 40 あなたは、次のような公的機関や制度を利用したことがありますか。次にあげる公的機関や制度についてそれぞれあてはまるものを1つずつ選んでください。

(ア) 「利用したことがある」公的機関や制度

利用したことがある公的機関や制度としては、「ひとり親家庭等医療制度」(80.3%)、「児童扶養手当」(78.9%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(63.8%)が特に高く、これに「福祉事務所(家庭子ども相談課)」(23.5%)、「公営住宅の優先入居」(11.7%)、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(10.3%)などが続いている。

前回調査と比べると、「ひとり親家庭等医療制度」の利用経験率が増加している、一方、「公共職業安定所(ハローワーク)」「福祉事務所(家庭子ども相談課)」が減少している。

図表Ⅲ－1－164 「利用したことがある」公的機関や制度〔複数回答〕



*は平成23年にはない項目

図表Ⅲ-1-165 「利用したことがある」公的機関や制度〔複数回答〕

(%)

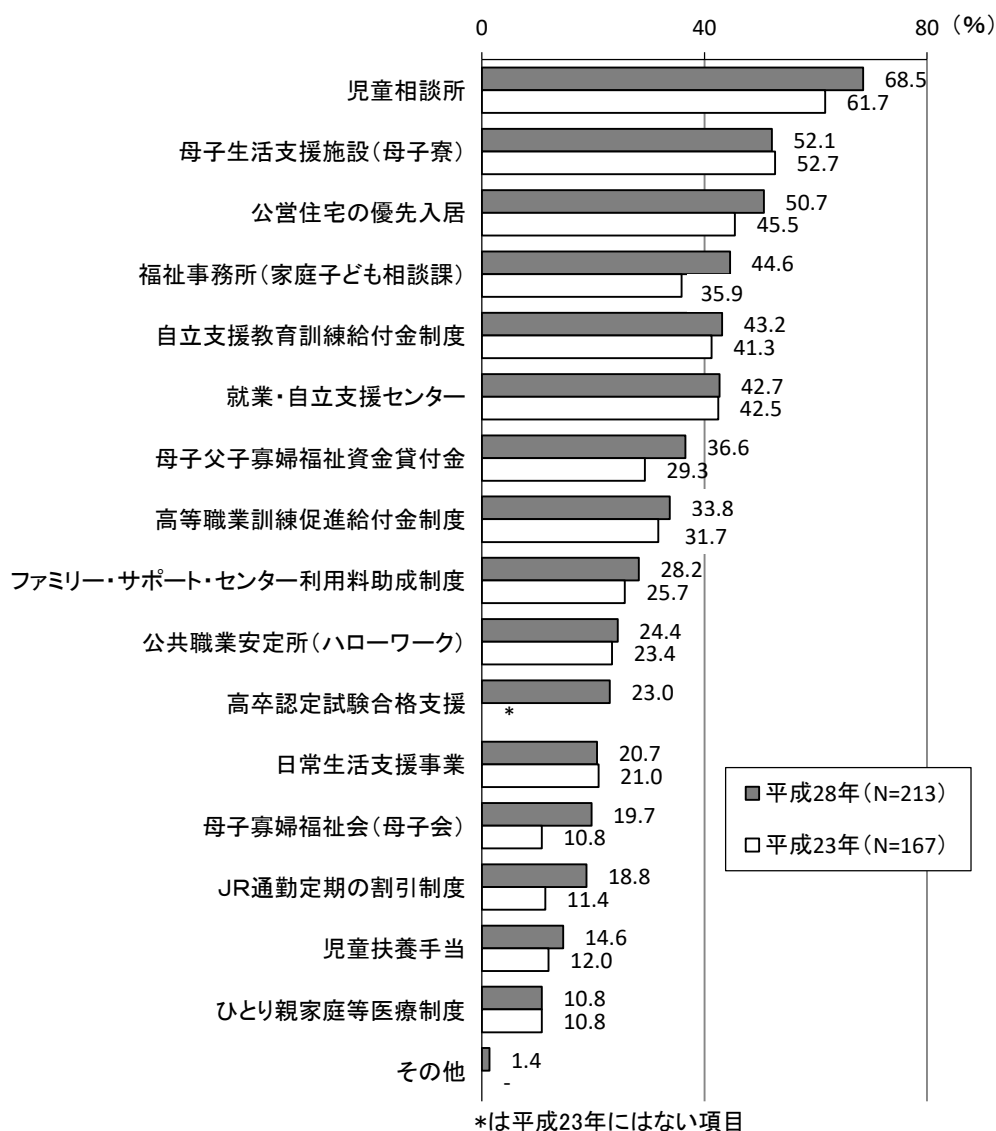
	標本数	福祉事務所 (家庭子ども相談課)	母子寡婦福祉会(母子会)	児童相談所	公共職業安定所 (ハローワーク)	母子生活支援施設 (母子寮)	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等医療制度	公営住宅の優先入居	自立支援教育訓練給付金制度	高等職業訓練促進給付金制度	高卒認定試験合格支援	日常生活支援事業	就業・自立支援センター	ファミリー・サポート・センター利用料助成制度	児童扶養手当	JR通勤定期の割引制度	その他	
全体	213 100.0	50 23.5	15 7.0	19 8.9	136 63.8	3 1.4	22 10.3	171 80.3	25 11.7	8 3.8	6 2.8	- -	2 0.9	12 5.6	10 4.7	168 78.9	2 0.9	- -	
時系列	平成23年	167	37.7	9.6	12.0	71.3	2.4	6.6	65.3	12.0	5.4	4.8	…	-	6.0	1.2	81.4	1.2	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	11.1	-	11.1	77.8	-	77.8	11.1	-	11.1	-	-	-	11.1	11.1	100.0	-	-
	35～39歳	21	23.8	4.8	4.8	71.4	-	9.5	90.5	19.0	-	-	-	-	-	9.5	90.5	-	-
	40～44歳	47	27.7	8.5	4.3	76.6	-	12.8	83.0	17.0	6.4	6.4	2.1	8.5	2.1	83.0	-	-	
	45～49歳	86	23.3	5.8	10.5	55.8	1.2	10.5	79.1	7.0	3.5	1.2	-	4.7	3.5	74.4	1.2	-	
50歳以上	48	20.8	10.4	10.4	60.4	2.1	10.4	75.0	10.4	4.2	2.1	-	4.2	6.3	75.0	2.1	-		
無回答	2	50.0	-	50.0	50.0	50.0	-	100.0	50.0	-	-	-	-	50.0	-	50.0	-	-	
参考	県(三市を除く)	1,512	16.1	3.4	6.7	58.9	1.2	3.6	43.8	8.6	4.6	4.4	0.3	0.6	8.6	…	86.3	…	0.1
	北九州市	1,291	68.2	2.1	7.9	57.5	3.6	6.2	68.5	13.9	2.6	…	0.4	1.1	…	…	79.2	…	0.2
	福岡市	1,141	33.3	…	8.1	53.9	2.6	8.6	69.8	18.1	1.8	2.3	0.1	1.0	…	…	83.5	…	0.3
	父子家庭	86	9.3	3.5	7.0	30.2	…	2.3	37.2	-	-	-	1.2	-	2.3	-	58.1	-	-

(イ) 「知っているが、利用したことがない」 公的機関や制度

知っているが、利用したことがない公的機関や制度としては、「児童相談所」(68.5%)、「母子生活支援施設(母子寮)」(52.1%)、「公営住宅の優先入居」(50.7%)、「福祉事務所(家庭子ども相談課)」(44.6%)、「自立支援教育訓練給付金制度」(43.2%)、「就業・自立支援センター」(42.7%)などが高くなっている。

前回調査と比べても上位項目には大きな変化はみられない。

図表Ⅲ-1-166 「知っているが、利用したことがない」 公的機関や制度 [複数回答]



図表Ⅲ-1-167 「知っているが、利用したことがない」公的機関や制度〔複数回答〕

(%)

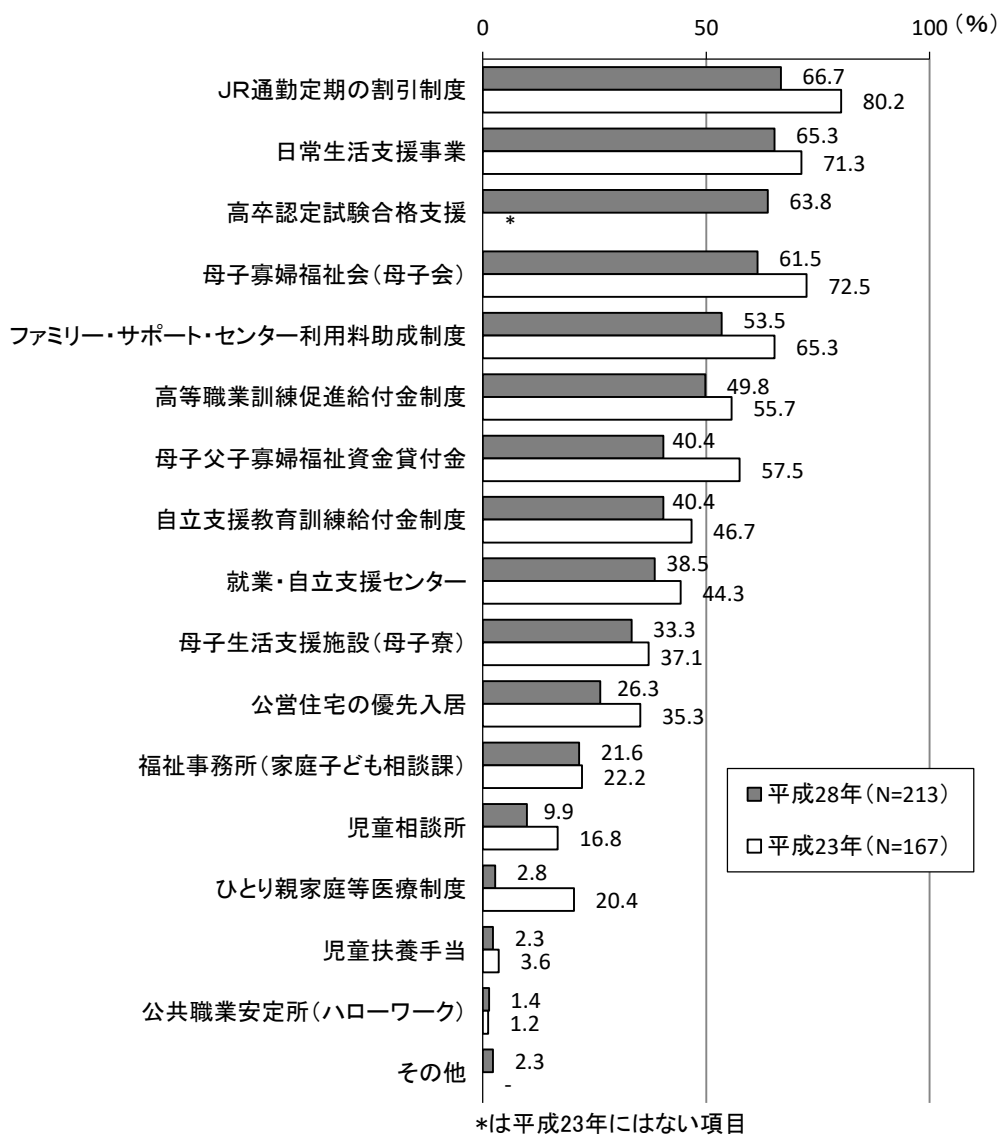
	標本数	福祉事務所 (家庭子ども相談課)	母子寡婦福祉会 (母子会)	児童相談所	公共職業安定所 (ハローワーク)	母子生活支援施設 (母子寮)	母子父子寡婦福祉 資金貸付金	ひとり親家庭等 医療制度	公営住宅の優先 入居	自立支援教育訓練 給付金制度	高等職業訓練促進 給付金制度	高卒認定試験合格 支援	日常生活支援事業	就業・自立支援セ ンター	ファミリィ・サポ ート・センター利用 料助成制度	児童扶養手当	JR通勤定期の割 引制度	その他	
全体	213 100.0	95 44.6	42 19.7	146 68.5	52 24.4	111 52.1	78 36.6	23 10.8	108 50.7	92 43.2	72 33.8	49 23.0	44 20.7	91 42.7	60 28.2	31 14.6	40 18.8	3 1.4	
時系列	平成23年	167	35.9	10.8	61.7	23.4	52.7	29.3	10.8	45.5	41.3	31.7	...	21.0	42.5	25.7	12.0	11.4	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	9	44.4	-	66.7	11.1	44.4	22.2	11.1	44.4	44.4	22.2	44.4	11.1	55.6	22.2	-	11.1	-
	35~39歳	21	23.8	19.0	52.4	14.3	47.6	28.6	-	52.4	57.1	38.1	19.0	14.3	42.9	23.8	4.8	28.6	-
	40~44歳	47	44.7	25.5	74.5	12.8	51.1	40.4	4.3	51.1	36.2	34.0	23.4	19.1	46.8	38.3	8.5	17.0	-
	45~49歳	86	46.5	18.6	69.8	32.6	51.2	32.6	12.8	55.8	46.5	34.9	20.9	19.8	39.5	26.7	17.4	18.6	2.3
	50歳以上	48	50.0	18.8	68.8	27.1	58.3	45.8	18.8	41.7	35.4	31.3	22.9	25.0	41.7	20.8	20.8	14.6	2.1
	無回答	2	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	-	50.0	100.0	50.0	50.0	100.0	50.0	100.0	50.0	100.0	-	
参考	県(三市を除く)	1,512	33.9	18.7	61.6	21.7	38.0	22.0	19.0	39.7	35.3	28.8	18.7	13.4	44.0	...	6.3	...	1.9
	北九州市	1,291	16.1	18.7	40.0	23.5	55.1	33.8	12.0	50.8	22.3	...	15.4	24.3	11.8	...	2.6
	福岡市	1,141	35.2	...	49.7	28.7	46.1	34.3	13.2	61.7	34.4	24.5	17.1	20.8	10.5	...	2.6
	父子家庭	86	32.6	12.8	65.1	51.2	...	14.0	11.6	29.1	17.4	19.8	17.4	11.6	19.8	14.0	19.8	15.1	-

(ウ)「知らない」公的機関や制度

知らなかった公的機関や制度としては、「JR通勤定期の割引制度」(66.7%)、「日常生活支援事業」(65.3%)、「高卒認定試験合格支援」(63.8%)、「母子寡婦福祉会(母子会)」(61.5%)、「ファミリー・サポート・センター利用料助成制度」(53.5%)、「高等職業訓練促進給付金制度」(49.8%)などが高くなっている。

前回調査と比べると、上位の項目には大きな変化はみられないが、それぞれの回答率はいずれも減少しており、制度の認知度が向上していることがうかがえる。

図表Ⅲ-1-168 「知らない」公的機関や制度 [複数回答]



図表Ⅲ－1－169 「知らない」公的機関や制度〔複数回答〕

(%)

	標本数	福祉事務所 (家庭子ども相談課)	母子寡婦福祉会(母子会)	児童相談所	公共職業安定所 (ハローワーク)	母子生活支援施設(母子寮)	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等医療制度	公営住宅の優先入居	自立支援教育訓練給付金制度	高等職業訓練促進給付金制度	高卒認定試験合格支援	日常生活支援事業	就業・自立支援センター	ファミリー・サポート・センター利用料助成制度	児童扶養手当	JR通勤定期の割引制度	その他	
全体	213 100.0	46 21.6	131 61.5	21 9.9	3 1.4	71 33.3	86 40.4	6 2.8	56 26.3	86 40.4	106 49.8	136 63.8	139 65.3	82 38.5	114 53.5	5 2.3	142 66.7	5 2.3	
時系列	平成23年	167	22.2	72.5	16.8	1.2	37.1	57.5	20.4	35.3	46.7	55.7	...	71.3	44.3	65.3	3.6	80.2	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	33.3	88.9	-	-	22.2	55.6	-	33.3	33.3	44.4	33.3	77.8	11.1	55.6	-	66.7	-
	35～39歳	21	42.9	66.7	33.3	4.8	42.9	52.4	4.8	19.0	33.3	52.4	71.4	76.2	47.6	57.1	-	61.9	4.8
	40～44歳	47	14.9	51.1	6.4	2.1	36.2	34.0	4.3	21.3	42.6	44.7	61.7	63.8	31.9	42.6	4.3	66.0	4.3
	45～49歳	86	19.8	64.0	7.0	-	33.7	44.2	2.3	24.4	38.4	50.0	66.3	65.1	41.9	55.8	2.3	67.4	1.2
50歳以上	48	20.8	60.4	10.4	2.1	29.2	31.3	2.1	37.5	47.9	54.2	64.6	62.5	41.7	60.4	2.1	70.8	2.1	
無回答	2	-	50.0	-	-	-	50.0	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	31.2	57.7	12.4	4.3	41.0	53.8	19.8	32.3	40.3	47.6	60.5	65.5	27.9	...	1.2	...	6.9
	北九州市	1,291	3.3	60.2	32.9	3.4	22.0	40.6	6.9	17.6	55.6	...	64.8	55.2	2.2	...	9.7
	福岡市	1,141	16.4	...	23.5	3.4	33.7	39.2	7.5	4.1	46.1	55.5	64.5	59.9	1.2	...	10.2
	父子家庭	86	47.7	72.1	16.3	10.5	...	72.1	40.7	58.1	69.8	67.4	68.6	73.3	65.1	70.9	11.6	68.6	7.0

(2) 今後「利用したい」公的機関や制度

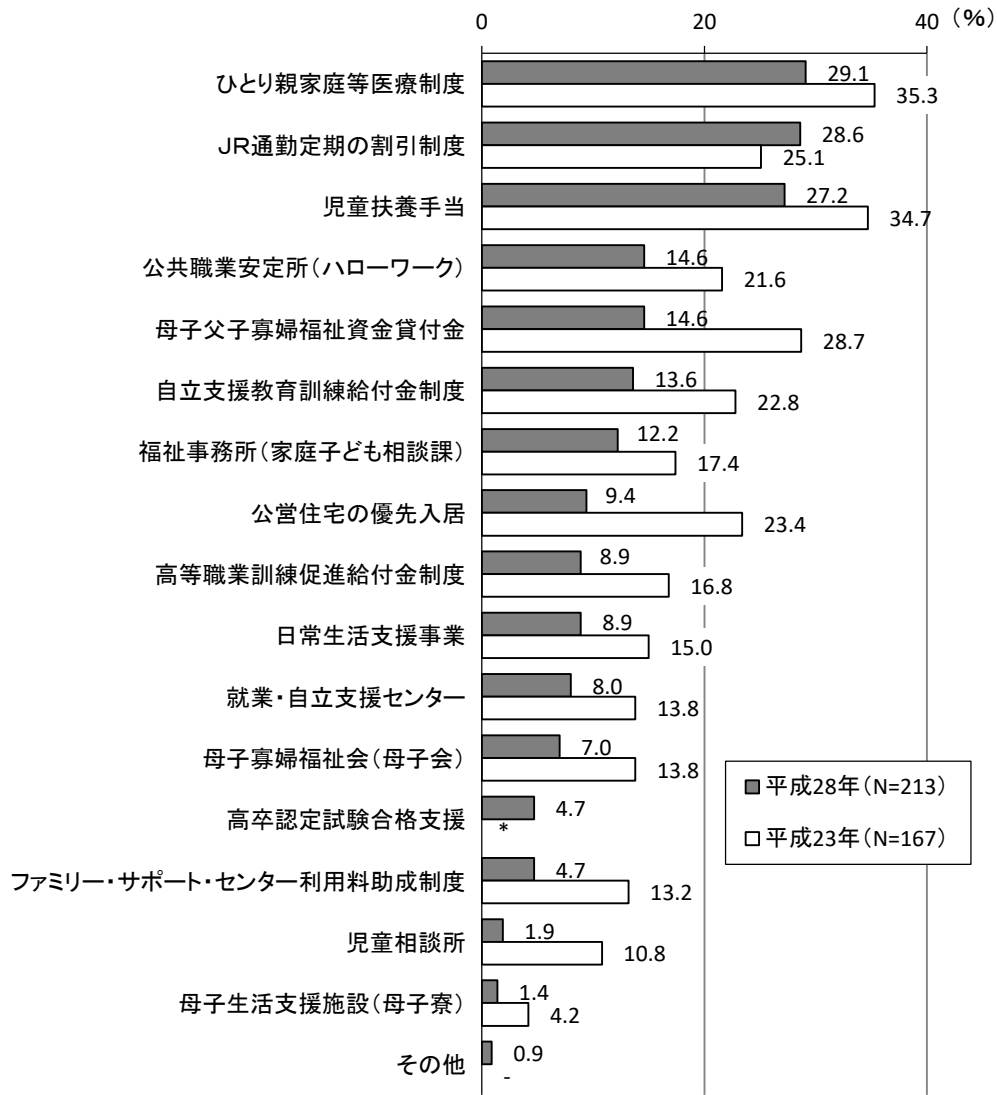
問 40 また、今後引き続き、あるいは新たに利用したいと思うものをすべて選んでください。

今後利用したい公的機関や制度では、「ひとり親家庭医療制度」(29.1%)、「JR通勤定期の割引制度」(28.6%)、「児童扶養手当」(27.2%)の3項目が高くなっている。これに「公共職業安定所(ハローワーク)」「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(ともに14.6%)、「自立支援教育訓練給付金制度」(13.6%)、「福祉事務所(家庭子ども相談課)」(12.2%)が1割を超えて続いている。

前回調査の上位項目からは、「公営住宅の優先入居」がやや順位を下げている。

年齢別にみると、「ひとり親家庭医療制度」や「児童扶養手当」などは39歳までの若い年齢層で今後の利用意向が高くなっている。

図表Ⅲ-1-170 今後「利用したい」公的機関や制度〔複数回答〕



*は平成23年にはない項目

図表Ⅲ－1－171 今後「利用したい」公的機関や制度〔複数回答〕

(%)

		標本数	福祉事務所 (家庭子ども相談課)	母子寡婦福祉会 (母子会)	児童相談所	公共職業安定所 (ハローワーク)	母子生活支援施設 (母子寮)	母子父子寡婦福祉 資金貸付金	ひとり親家庭等医療 制度	公営住宅の優先入居	自立支援教育訓練給付 金制度	高等職業訓練促進給付 金制度	高卒認定試験合格支援	日常生活支援事業	就業・自立支援センタ－	ファミリー・サポート・ センタ－利用・料助成制度	児童扶養手当	JR通勤定期の割引制度	その他	無回答
全体		213 100.0	26 12.2	15 7.0	4 1.9	31 14.6	3 1.4	31 14.6	62 29.1	20 9.4	29 13.6	19 8.9	10 4.7	19 8.9	17 8.0	10 4.7	58 27.2	61 28.6	2 0.9	99 46.5
時系列	平成23年	167	17.4	13.8	10.8	21.6	4.2	28.7	35.3	23.4	22.8	16.8	...	15.0	13.8	13.2	34.7	25.1	-	34.7
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	11.1	11.1	-	33.3	-	-	55.6	11.1	22.2	11.1	-	-	11.1	22.2	66.7	44.4	-	11.1
	35～39歳	21	23.8	14.3	9.5	19.0	4.8	19.0	52.4	4.8	9.5	14.3	-	9.5	14.3	4.8	52.4	28.6	-	38.1
	40～44歳	47	17.0	6.4	-	17.0	-	19.1	29.8	8.5	19.1	14.9	8.5	8.5	12.8	10.6	29.8	38.3	-	38.3
	45～49歳	86	9.3	5.8	1.2	10.5	1.2	15.1	23.3	10.5	14.0	5.8	3.5	9.3	4.7	1.2	19.8	23.3	1.2	54.7
	50歳以上	48	6.3	6.3	-	12.5	2.1	8.3	22.9	8.3	6.3	4.2	4.2	8.3	6.3	2.1	18.8	25.0	2.1	50.0
	無回答	2	50.0	-	50.0	50.0	-	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	-	-	50.0	50.0	-	50.0
状態計別の	十分やっつけていける	6	-	16.7	-	16.7	-	-	16.7	-	16.7	16.7	-	-	16.7	-	16.7	-	-	83.3
	だいたいやっつけていける	46	10.9	2.2	2.2	10.9	-	6.5	30.4	10.9	6.5	8.7	-	-	2.2	2.2	28.3	26.1	2.2	47.8
	時々赤字になる	79	17.7	7.6	-	21.5	2.5	16.5	35.4	12.7	15.2	8.9	6.3	5.1	6.3	5.1	30.4	30.4	-	40.5
	とても足りない	82	8.5	8.5	3.7	9.8	1.2	18.3	23.2	6.1	15.9	8.5	6.1	18.3	12.2	6.1	24.4	30.5	1.2	48.8
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	1,512	6.5	4.6	2.6	12.1	2.4	9.5	19.8	9.5	9.1	8.0	3.8	2.8	7.0	...	26.4	...	0.6	55.0
	北九州市	1,291	20.9	4.7	3.5	12.7	1.5	10.9	24.9	11.2	8.8	...	5.7	6.8	26.0	...	0.5	54.5
	福岡市	1,141	9.9	...	4.0	13.9	2.0	16.3	25.7	15.3	9.6	8.9	4.4	5.8	26.5	...	0.2	49.5
	父子家庭	86	12.8	9.3	9.3	9.3	...	18.6	41.9	14.0	14.0	11.6	10.5	22.1	10.5	12.8	31.4	23.3	1.2	38.4

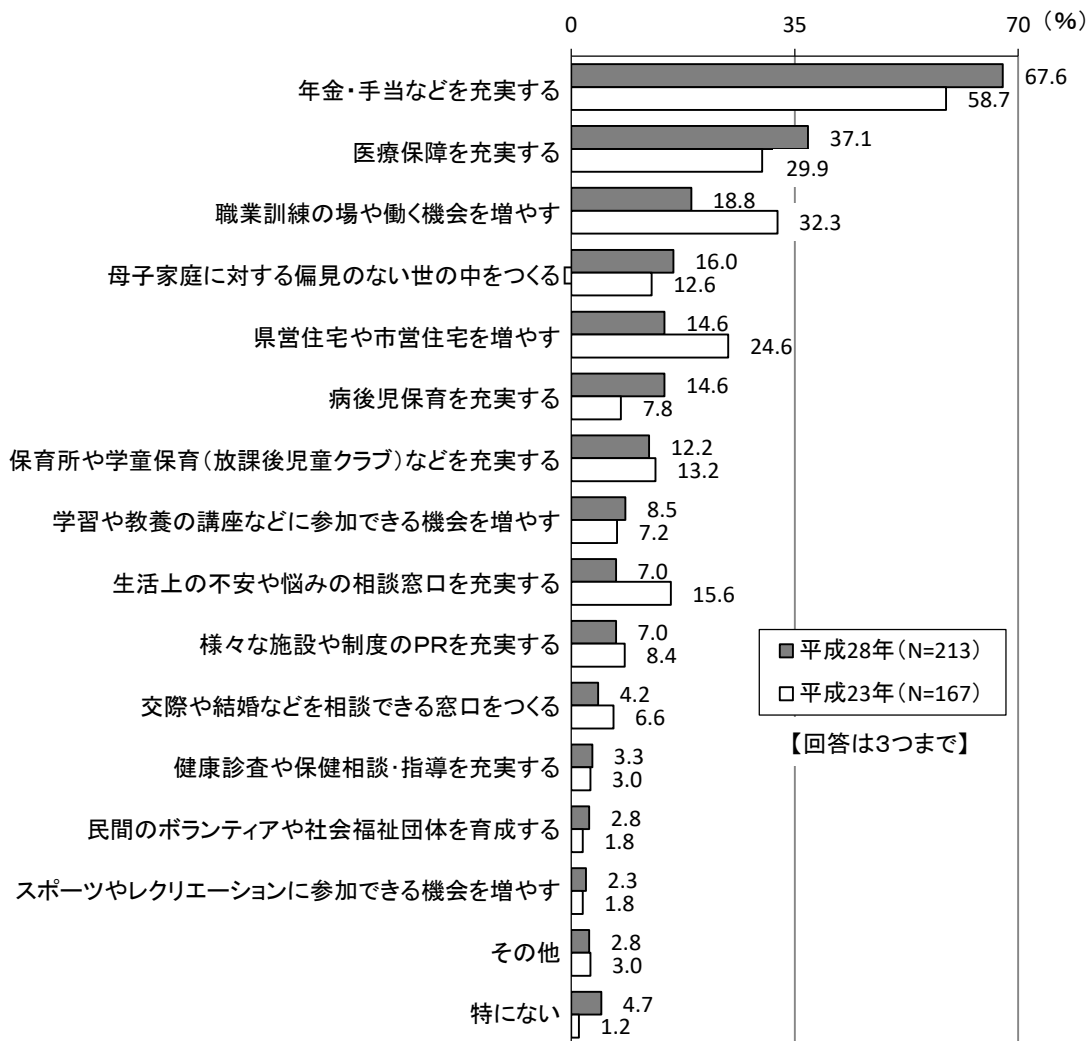
(3) 行政機関に対する要望

問 41 あなたは、母子家庭に関する国や県・市町村の施策で、特にどのようなことを望んでいますか。(〇印は3つまで)

母子家庭に対する国や県・市の施策で要望したいこととしては、「年金・手当などを充実する」が 67.6%で最も高く、「医療保障を充実する」が 37.1%、「職業訓練の場や働く機会を増やす」が 18.8%、「母子家庭に対する偏見のない世の中をつくる」が 16.0%、「県営住宅や市営住宅を増やす」「病後児保育を充実する」がともに 14.6%と続いている。

前回調査と比べると、上位項目では、「職業訓練や働く機会を増やす」「県営住宅や市営住宅を増やす」は回答率が減少している。一方「年金・手当などを充実する」「医療保障を充実する」は回答率がやや増加している。「母子家庭に対する偏見のない世の中をつくる」は、回答率が約 4 ポイント増加し、順位も 7 位から 4 位に上昇している。

図表Ⅲ－１－172 行政機関に対する要望 [複数回答]



図表Ⅲ-1-173 行政機関に対する要望〔複数回答〕

(%)

		標本数	職業訓練の場や働く機会を増やす	県営住宅や市営住宅を増やす	年金・手当などを充実する	健康診断や保健指導を充実する	医療保障を充実する	児童保育所や放課後児童クラブなどを充実する	病後児保育を充実する	生活の上の不安や悩みを解消する	学習や教養の講座などに参加できるようにする
全体		213 100.0	40 18.8	31 14.6	144 67.6	7 3.3	79 37.1	26 12.2	31 14.6	15 7.0	18 8.5
時系列	平成23年	167	32.3	24.6	58.7	3.0	29.9	13.2	7.8	15.6	7.2
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	33.3	22.2	66.7	-	11.1	33.3	22.2	-	-
	35～39歳	21	19.0	9.5	61.9	-	23.8	19.0	14.3	4.8	9.5
	40～44歳	47	17.0	19.1	72.3	2.1	34.0	10.6	21.3	10.6	10.6
	45～49歳	86	19.8	12.8	62.8	5.8	36.0	12.8	11.6	7.0	10.5
	50歳以上	48	16.7	14.6	75.0	2.1	52.1	6.3	12.5	6.3	4.2
	無回答	2	-	-	50.0	-	50.0	-	-	-	-
有仕事無事別の	持っている	191	19.4	13.6	67.5	3.7	38.2	13.1	14.1	5.8	9.4
	持っていない	21	14.3	23.8	71.4	-	28.6	4.8	19.0	14.3	-
	無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
参考	県(三市を除く)	1,512	24.7	27.4	62.4	3.7	28.9	13.5	12.0	6.7	4.8
	北九州市	1,291	24.2	23.5	58.7	4.8	31.8	15.2	13.3	7.4	4.3
	福岡市	1,141	25.2	27.1	58.4	6.4	27.3	15.8	10.3	9.7	5.3
	父子家庭	86	8.1	12.8	59.3	2.3	29.1	4.7	7.0	12.8	2.3
		標本数	きえるポーションや参加できる機会を増やす	交際できる結婚口などをく	様々な施設や制度の	成や民間の福祉団体を育	く見の子家庭にの対する偏	その他	特にな	無回答	
全体		213 100.0	5 2.3	9 4.2	15 7.0	6 2.8	34 16.0	6 2.8	10 4.7	6 2.8	
時系列	平成23年	167	1.8	6.6	8.4	1.8	12.6	3.0	1.2	5.4	
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	9	11.1	33.3	-	-	11.1	-	-	-	-
	35～39歳	21	4.8	-	14.3	-	19.0	-	14.3	-	-
	40～44歳	47	2.1	6.4	8.5	4.3	14.9	4.3	2.1	2.1	
	45～49歳	86	2.3	2.3	5.8	1.2	16.3	2.3	5.8	3.5	
	50歳以上	48	-	2.1	6.3	6.3	12.5	4.2	2.1	4.2	
	無回答	2	-	-	-	-	100.0	-	-	-	
有仕事無事別の	持っている	191	2.6	3.7	6.8	3.1	15.2	2.6	4.7	3.1	
	持っていない	21	-	4.8	4.8	-	23.8	4.8	4.8	-	
	無回答	1	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	1,512	1.6	2.6	3.2	0.7	15.4	4.0	4.8	4.4	
	北九州市	1,291	1.5	3.7	2.9	0.9	12.4	4.2	7.2	4.9	
	福岡市	1,141	2.1	2.6	3.8	0.5	14.1	4.7	6.0	5.3	
	父子家庭	86	3.5	19.8	1.2	1.2	4.7	2.3	5.8	10.5	

第2章 父子家庭

第2章 父子家庭

1. 父子家庭の世帯数と子どもの数の動向

(1) 全国の父子家庭の世帯数

ひとり親家庭の調査結果として、「平成23年度全国母子世帯等調査(平成23年11月1日現在)」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)にひとり親世帯になった理由別構成比が公表されている。

これによると、父子家庭になった理由では「死別」が16.8%、「生別」が83.2%で、「生別」の中では「離婚」が全体の74.3%を占めている。

昭和58年からの推移をみると、「死別」は減少、「生別」は増加の傾向にある。

図表Ⅲ-2-1 全国の父子家庭の世帯数(推計)

		総数	死別	生別		
				計	離婚	その他
構成比 (%)	平成23年	100.0	16.8	83.2	74.3	8.9
	平成18年	100.0	22.1	77.4	74.4	3.0
	平成15年	100.0	19.2	80.2	74.2	5.9
	平成10年	100.0	31.8	64.9	57.1	7.8
	平成5年	100.0	32.2	65.6	62.6	2.9
	昭和63年	100.0	35.9	64.1	55.4	8.7
	昭和58年	100.0	40.0	60.1	54.2	5.8
世帯数 (世帯)	平成23年	-	-	-	-	-
	平成18年	-	-	-	-	-
	平成15年	173,800	33,400	139,400	128,900	10,600
	平成10年	163,400	52,000	106,100	93,400	12,700
	平成5年	157,300	50,700	103,100	98,500	4,600
	昭和63年	173,300	62,200	111,200	96,000	15,200
	昭和58年	167,300	66,900	100,500	90,700	9,800
増減数 (世帯)	平成23年	-	-	-	-	-
	平成18年	-	-	-	-	-
	平成15年	10,400	-18,600	33,300	35,500	-2,100
	平成10年	6,100	1,300	3,000	-5,100	8,100
	平成5年	-16,000	-11,500	-8,100	2,500	-10,600
	昭和63年	6,000	-4,700	10,700	5,300	5,400
	昭和58年	-	-	-	-	-
増減率 (%)	平成23年	-	-	-	-	-
	平成18年	-	-	-	-	-
	平成15年	6.4	-35.8	31.4	38.0	-16.5
	平成10年	3.9	2.6	2.9	-5.2	176.1
	平成5年	-9.2	-18.5	-7.3	2.6	-69.7
	昭和63年	3.6	-7.0	10.6	5.8	55.1
	昭和58年	-	-	-	-	-

注1) 全国母子世帯等調査結果(厚生労働省)。総数は不詳を含む数値。

注2) 平成15年の「その他」の世帯数には「遺棄」「行方不明」を含む。

注3) 構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため100%にならない場合がある。

注4) 構成比は平成23年度、世帯数及び増減数は平成15年度までの公表。

(2) 久留米市の父子家庭の世帯数

久留米市の平成 28 年 11 月 1 日現在の父子家庭は 501 世帯と推測される。久留米市総世帯数 (131,794 世帯) に対する出現率は 0.38%となる。

父子家庭になった理由についてみると、「離婚」によるものが 362 世帯 (72.3%) であるのに対し、「死別」は 99 世帯 (5.6%) となっている。

平成 23 年の前回調査と比較すると、父子家庭の世帯数は 66 世帯減少し、増減率は-11.6%となっている。父子家庭となった理由では、「死別」と「離婚」とともに減少し、「不明」が増加している。

図表Ⅲ－２－２ 久留米市の原因別父子家庭の世帯数（推計）

		総数	死別	生 別			不明
				計	離婚	その他	
世帯数 (世帯)	平成 28 年	501	99	385	362	23	17
	平成 23 年	567	147	409	409	-	11
構成比 (%)	平成 28 年	100.0	5.6	92.5	72.3	4.6	3.4
	平成 23 年	100.0	25.9	72.1	72.1	-	1.9
出現率 (%)	平成 28 年	0.38	0.08	0.29	0.27	0.02	0.01
	平成 23 年	0.46	0.12	0.33	0.33	-	0.01
増減数(世帯)		-66	-48	-24	-47	23	6
増減率(%)		-11.6	-32.7	-5.9	-11.5	-	54.5

注1) 出現率算定の基礎となる総世帯数は平成28年11月1日現在。

注2) 構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため100%にならない場合がある。

(3) 子どもの数

父子家庭の 20 歳未満の子どもの数は 784 人と推測される。その構成をみると「義務教育終了後の子ども」が 46.9%と高い。次いで「中学生」(28.3%) となっている。

父子家庭における子どもの年齢階層別の出現率は「義務教育終了後の子ども」が 3.15%で最も高く、次いで「中学生」の 2.53%となっている。

図表Ⅲ－２－３ 久留米市父子家庭の子どもの数、構成比及び出現率（推計）

		総数	未就学児	小学生		中学生	義務教育 終了後の 子ども
				小学 1～3年生	小学 4～6年生		
人員 (人)	平成 28 年	784	24	170		222	368
	平成 23 年	1,433	129	177	241	322	564
構成比 (%)	平成 28 年	100.0	3.1	21.7		28.3	46.9
	平成 23 年	100.0	9.0	12.4	16.8	22.5	39.4
出現率 (%)	平成 28 年	1.38	0.12	1.01		2.53	3.15
	平成 23 年	3.33	3.56	2.08	2.68	3.45	4.51

注1) 出現率算定の基礎となる児童・生徒数は、平成28年5月1日現在(県教育委員会)

注2) 児童・生徒数以外の子ども数は、平成28年5月1日現在の推計人口(県調査統計課)

注3) 構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため100%にならない場合がある。

2. 世帯の状況

(1) 父親の年齢

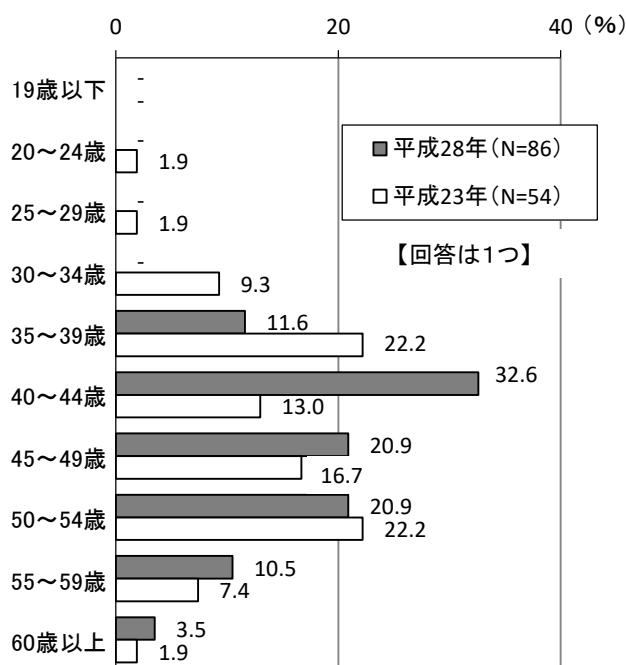
問1 あなたの年齢は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

父子家庭の父親の年齢は、「40～44歳」が32.6%で最も高く、「45～49歳」「50～54歳」がともに20.9%、「35～39歳」が11.6%となっている。

前回調査と比べると、40歳代の割合が高くなっている。

父子家庭になった理由別で見ると、離婚の人では「40～44歳」の割合が、死別の人では「50～54歳」の割合が高くなっている。

図表Ⅲ-2-4 父親の年齢



図表Ⅲ-2-5 父親の年齢

		標本数	19歳以下	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	44歳	50歳	55歳	60歳以上	無回答
全体		86 100.0	-	-	-	-	10 11.6	28 32.6	18 20.9	18 20.9	9 10.5	3 3.5	-
時系列	平成23年	54	-	1.9	1.9	9.3	22.2	13.0	16.7	22.2	7.4	1.9	3.7
理由別	死別	17	-	-	-	-	-	-	23.5	58.8	11.8	5.9	-
	離婚	62	-	-	-	-	16.1	40.3	21.0	11.3	9.7	1.6	-
	その他の生別	4	-	-	-	-	-	25.0	25.0	25.0	25.0	-	-
	無回答	3	-	-	-	-	-	66.7	-	-	-	33.3	-
参考	県(三市を除く)	671	-	0.6	1.3	7.7	13.3	26.5	27.4	12.5	6.7	3.6	0.3
	北九州市	397	0.3	0.3	1.5	6.5	12.6	28.2	24.9	13.6	7.8	3.8	0.5
	福岡市	561	-	-	1.2	6.8	11.6	20.9	24.8	18.2	9.6	6.2	0.7
	母子家庭	213	-	-	-	4.2	9.9	22.1	40.4	16.0	6.1	0.5	0.9

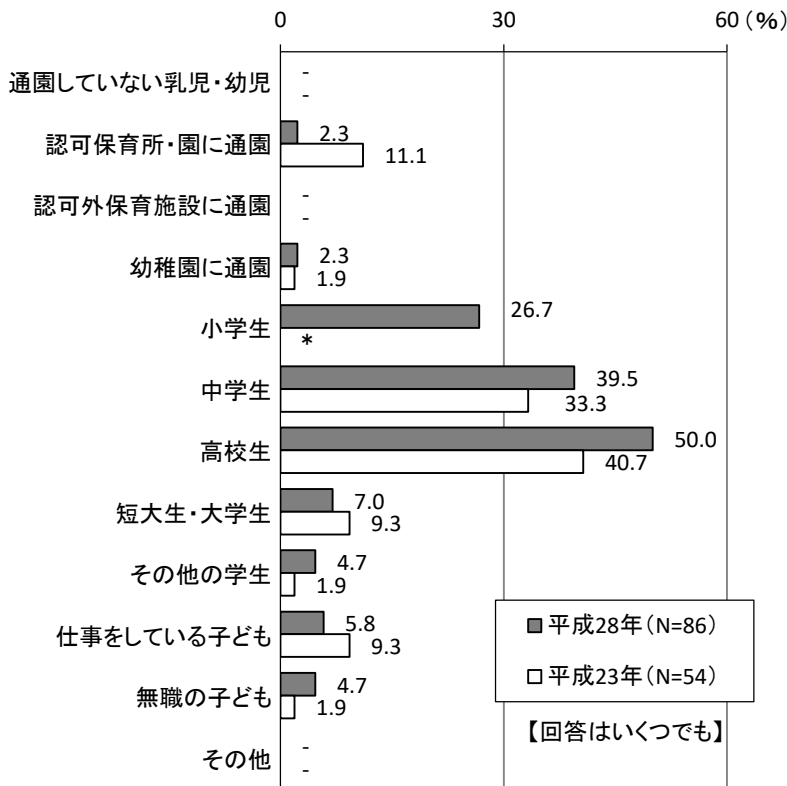
(2) 20歳未満の子どもの就学・就労状況

問3-1 あなたのお子さん(20歳未満)の生年月を記入し、就学・就労状況のあてはまる番号1つに○印をつけてください。

※就職、進学などで別居しているお子さんも、20歳未満であれば記入してください。

20歳未満の子どもの就学・就労状況は、「高校生」がいる世帯が50.0%、「中学生」がいる世帯が39.5%、「小学生」がいる世帯が26.7%となっている。『就学前の子ども』は4.6%である。前回調査に比べ、父親の年齢層が高くなったためか、子どもの年齢層も全体に上昇している。

図表Ⅲ-2-6 20歳未満の子どもの就学・就労状況 [複数回答]



注)平成23年調査の「小学生」は「小学1~3年生」「小学4~6年生」となっているため、比較できない。

図表Ⅲ-2-7 20歳未満の子どもの就学・就労状況 [複数回答]

	標本数	乳通園・して 児園い ない	に認可 保育所 ・園	に認可 外保 育施 設	幼 稚園 に 通園	小学生		中 学 生	高 校 生	短 大 生 ・ 大 学 生	そ の 他 の 学 生	子 ど も の 仕 事 を し て い る	無 職 の 子 ど も	そ の 他	無 回 答
						3 1 年 生	6 4 年 生								
全体	86 100.0	-	2 2.3	-	2 2.3	23 26.7		34 39.5	43 50.0	6 7.0	4 4.7	5 5.8	4 4.7	-	-
時系列	平成23年	54	-	11.1	-	1.9	20.4 25.9	33.3	40.7	9.3	1.9	9.3	1.9	-	-
参考	県(三市を除く)	671	1.2	7.3	0.3	1.5	37.4	33.2	38.0	6.4	4.6	6.0	1.6	0.4	-
	北九州市	397	0.3	6.5	-	1.3	34.5	35.0	38.3	7.1	4.5	5.0	3.0	0.3	-
	福岡市	561	0.9	6.2	1.1	1.8	28.2	29.9	38.3	13.2	4.3	5.2	3.6	1.1	0.9
	母子家庭	213	-	4.2	-	0.5	23.5	29.6	49.8	11.3	5.2	7.5	1.9	0.9	-

(3) 20歳未満の子ども以外の同居家族

問3 同居の家族はどなたがおられますか。(〇印はいくつでも)

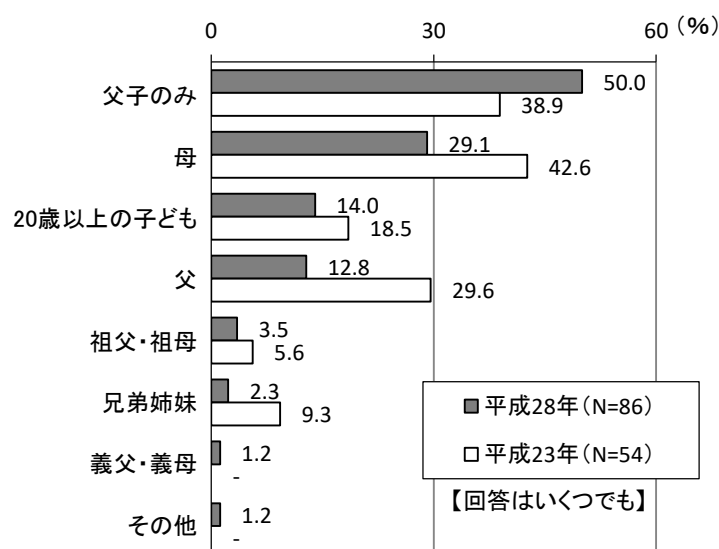
20歳未満の子ども以外の同居家族は、「母(子どもからは祖母)」が29.1%、「20歳以上の子ども」が14.0%、「父(子どもからは祖父)」が12.8%となっている。

前回調査に比べて父母(子どもからは祖父母)との同居が減少している。

「父子のみ(母親と20歳未満の子どものみ)」の世帯の割合は50.0%で、前回調査と比べると11.1ポイント増加している。

母子家庭に比べて、「母(子どもからは祖母)」や「父(子どもからは祖父)」との同居の割合が高くなっている。

図表Ⅲ-2-8 20歳未満の子ども以外の同居家族【複数回答】



図表Ⅲ-2-9 20歳未満の子ども以外の同居家族【複数回答】

		標本数	父子のみ	20歳以上の子ども	父	母	義父・義母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
全体		86	43	12	11	25	1	3	2	1	1
時系列	平成23年	54	38.9	18.5	29.6	42.6	-	5.6	9.3	-	-
理由別	死別	17	47.1	35.3	5.9	17.6	5.9	-	-	-	-
	離婚	62	48.4	8.1	14.5	33.9	-	4.8	3.2	1.6	1.6
	その他の生別	4	75.0	25.0	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	3	66.7	-	33.3	33.3	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	52.6	12.5	21.5	34.9	1.3	3.1	6.6	1.3	0.4
	北九州市	397	57.9	12.3	18.4	27.5	1.0	1.3	4.0	1.3	0.8
	福岡市	561	62.4	13.0	13.0	21.0	0.9	1.4	3.2	0.9	0.9
	母子家庭	213	59.2	22.1	8.9	17.8	0.5	2.3	1.9	1.9	0.5

※母子家庭の父子のみは「母子のみ」の数値

(4) 世帯人員

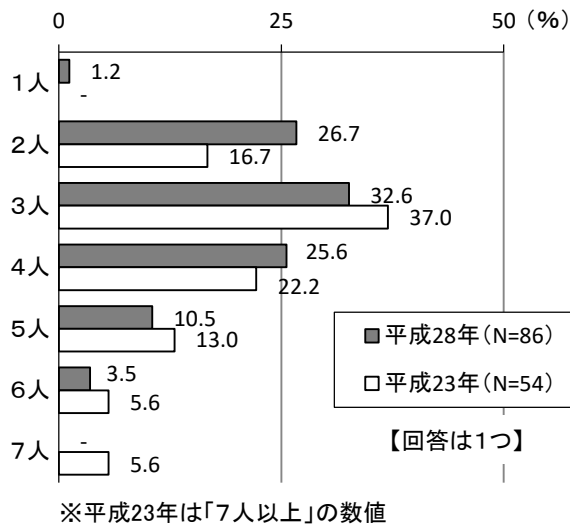
問2 あなたの世帯の「同居家族数」は、あなたを含め何人ですか。下の に現在の人数をご記入ください。

父子家庭の世帯人員は、「3人」が32.6%で最も高く、次いで「2人」が26.7%、「4人」が25.6%となっている。平均世帯人員は3.3人である。

父子のみの世帯についてみると、子どもが1人であることを示す「2人」が26.7%、2人であることを示す「3人」が32.6%で、平均世帯人員は3.3人となっている。

母子家庭に比べて父や母との同居の割合が高かったことから、平均世帯人員も母子家庭に比べて多くなっている。

図表Ⅲ－２－10 世帯人員



図表Ⅲ－２－11 世帯人員

		標本数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	無回答	(平均)
全体		86	1	23	28	22	9	3	-	-	3.3
時系列		100.0	1.2	26.7	32.6	25.6	10.5	3.5	-	-	
	平成23年	54	-	16.7	37.0	22.2	13.0	5.6	5.6	-	3.7
参考	県(三市を除く)	671	0.1	26.1	29.2	25.2	13.3	4.5	1.6	-	3.5
	北九州市	397	0.8	31.2	35.5	18.4	9.3	3.0	1.8	-	3.2
	福岡市	561	0.9	36.9	34.9	18.4	6.4	1.8	0.7	-	3.0
	母子家庭	213	0.5	37.1	35.2	17.4	7.0	1.4	1.4	-	3.0

※県(三市を除く)、北九州市、福岡市の7人は「7人以上」の数値

3. 父子家庭になった当時の状況

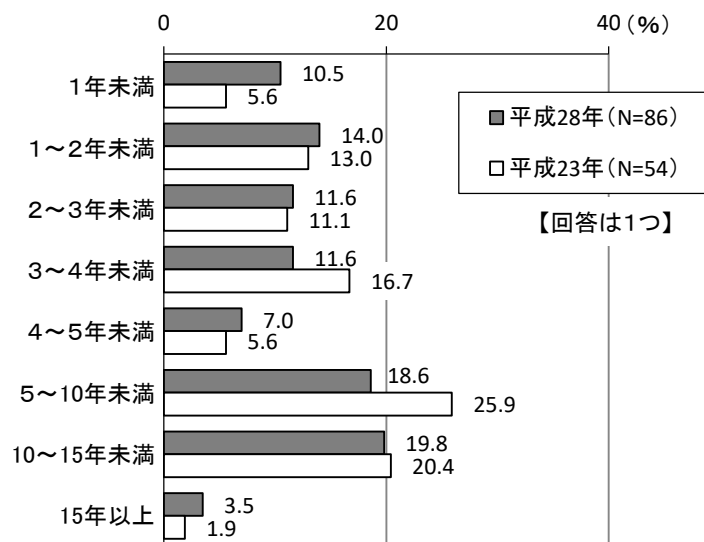
(1) 父子家庭になってからの経過年数

問4 父子家庭になってから現在まで、何年になりますか。(○印は1つ)

父子家庭になってからの経過年数は、「10～15年未満」が19.8%で最も多く、次いで「5～10年未満」18.6%、「1～2年未満」が14.0%となっている。『5年未満』が54.7%と半数以上を占めている。

前回調査と比べると、「5～10年未満」が約4分の1を占めた前回調査に比べ、やや数字が分散している。

図表Ⅲ-2-12 父子家庭になってからの経過年数



図表Ⅲ-2-13 父子家庭になってからの経過年数

		標本数	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15年以上	無回答
全体		86	9	12	10	10	6	16	17	3	3
時系列 平成23年		54	5.6	13.0	11.1	16.7	5.6	25.9	20.4	1.9	-
参考	県(三市を除く)	671	7.2	8.2	7.7	8.9	8.0	30.7	17.6	5.5	6.1
	北九州市	397	10.6	10.3	8.3	10.1	9.3	29.5	16.9	4.3	0.8
	福岡市	561	13.9	11.6	12.3	9.8	7.8	24.1	15.9	3.0	1.6
	母子家庭	213	3.3	2.3	4.2	3.3	2.3	25.8	39.4	16.0	3.3

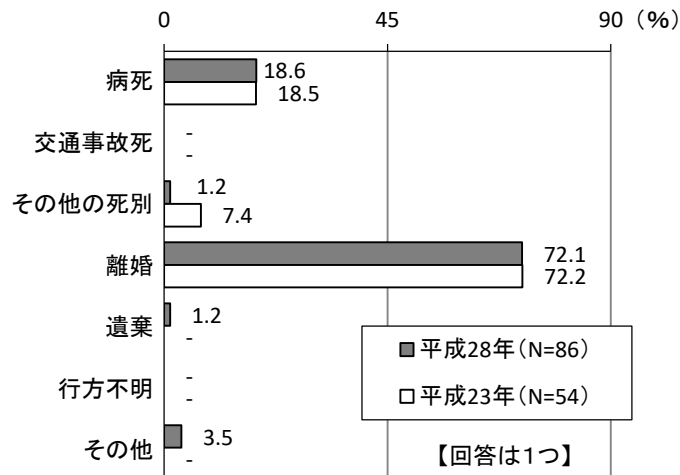
(2) 父子家庭になった理由

問5 父子家庭になった理由は何ですか。(○印は1つ)

父子家庭になった理由は「離婚」が72.1%で最も高く、次いで「病死」が18.6%となっている。前回調査から大きな変化はみられない。

年齢別にみると、45歳以上になると「病死」の割合が高くなっている。

図表Ⅲ-2-14 父子家庭になった理由



図表Ⅲ-2-15 父子家庭になった理由

		標本数	病死	交通事故死	その他の死別	離婚	遺棄	行方不明	その他	無回答
全体		86	18.6	-	1.2	72.1	1.2	-	3.5	3.5
時系列	平成23年	54	18.5	-	7.4	72.2	-	-	-	1.9
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35~39歳	10	-	-	-	100.0	-	-	-	-
	40~44歳	28	-	-	-	89.3	-	-	3.6	7.1
	45~49歳	18	16.7	-	5.6	72.2	-	-	5.6	-
	50歳以上	30	43.3	-	-	46.7	3.3	-	3.3	3.3
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	13.7	0.6	1.5	77.2	0.4	0.4	1.0	5.1
	北九州市	397	18.9	0.5	2.5	74.3	-	1.0	1.5	1.3
	福岡市	561	20.3	0.4	2.1	70.9	0.2	0.2	3.4	2.5
	母子家庭	213	7.0	1.9	7.0	71.8	0.9	-	1.9	2.8

※母子家庭では「未婚の母」の項目で、6.6%あり。

(3) 離婚した妻との養育費の取り決め

問5-1 (離婚を父子家庭になった理由と答えた方に) あなたの離別した妻との子どもの養育費の受給の取り決めについておたずねします。

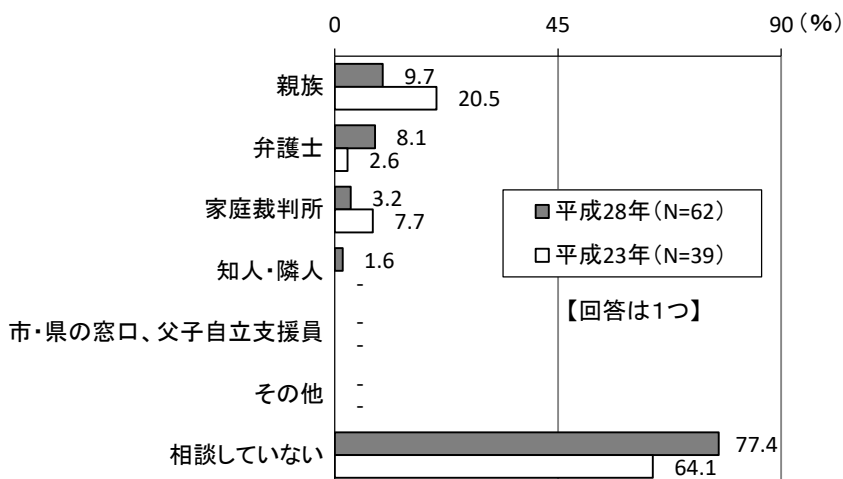
(ア) 養育費についての相談相手

ア. あなたは、離婚の際またはその後、養育費のことで、だれか(どこか)に相談しましたか。(〇印は1つ)

父子家庭となった理由が離婚の人について、離婚した際の子どもの養育費について相談したかたずねたところ、「相談していない」が77.4%で最も高く、相談した相手としては「親族」が9.7%、「弁護士」が8.1%、「家庭裁判所」が3.2%と続いている。

前回調査と比べると、「相談していない」が約13ポイント増加している。

図表Ⅲ-2-16 養育費についての相談相手



図表Ⅲ-2-17 養育費についての相談相手

		親族	知人・隣人	市・県の窓口、父子自立支援員	弁護士	家庭裁判所	その他	相談していない	無回答
全体		6 100.0	1 1.6	-	5 8.1	2 3.2	-	48 77.4	-
時系列	平成23年	39	-	-	2.6	7.7	-	64.1	5.1
参考	県(三市を除く)	518	1.5	1.0	6.2	6.9	0.2	72.8	1.5
	北九州市	295	9.2	2.0	0.7	7.5	0.7	72.9	0.7
	福岡市	398	10.1	1.0	1.0	8.8	9.8	68.1	0.5
	母子家庭	153	22.2	3.9	3.9	11.1	9.8	46.4	0.7

(イ) 養育費の取り決め状況

イ. 養育費の受給の取り決めの状況について、あてはまるものを選んでください。

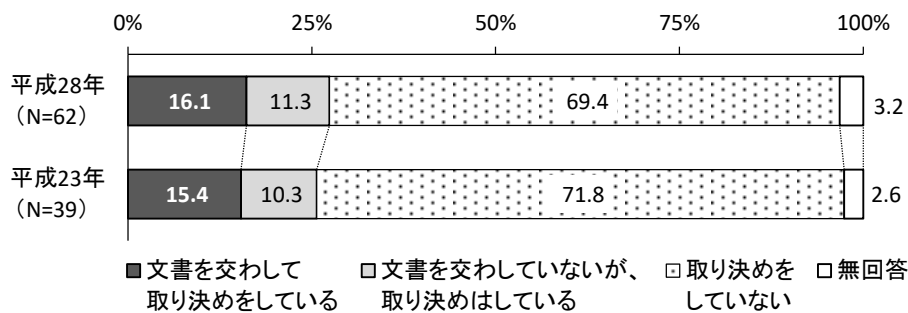
(○印は1つ)

子どもの養育費についての取り決めについては、「取り決めをしていない」が69.4%で最も高く、「文書を交わして取り決めをしている」は16.1%、「文書を交わしていないが、取り決めはしている」が11.3%で、合わせて何らかの『取り決めをしている』割合は約3割となっている。

前回調査と比べても変化はみられない。

母子家庭では「文書を交わして取り決めをしている」が33.3%となっており、父子家庭とは取り決め状況に違いがみられる。

図表Ⅲ－２－18 養育費についての取り決め状況



図表Ⅲ－２－19 養育費についての取り決め状況

		標本数	して文 て取書 りりを る決交 めわ をし	て取て文 りりい書 る決なを めい交 はがわ し、し	て取 りり な決 いめ をし	無 回 答
全体		62 100.0	10 16.1	7 11.3	43 69.4	2 3.2
時系列	平成23年	39	15.4	10.3	71.8	2.6
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	30.0	-	70.0	-
	40～44歳	25	20.0	12.0	64.0	4.0
	45～49歳	13	7.7	15.4	76.9	-
	50歳以上	14	7.1	14.3	71.4	7.1
	無回答	-	-	-	-	-
か父 ら子 の家 庭 経 過 に な つ た 年 数 別	1年未満	8	25.0	12.5	62.5	-
	1～2年未満	6	16.7	16.7	66.7	-
	2～3年未満	5	20.0	20.0	60.0	-
	3～4年未満	7	28.6	14.3	57.1	-
	4～5年未満	5	40.0	40.0	20.0	-
	5～10年未満	14	14.3	7.1	71.4	7.1
	10～15年未満	14	-	-	92.9	7.1
	15年以上	3	-	-	100.0	-
無回答	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	518	13.3	10.2	74.3	2.1
	北九州市	295	16.6	10.2	70.8	2.4
	福岡市	398	18.6	9.5	70.6	1.3
	母子家庭	153	33.3	8.5	57.5	0.7

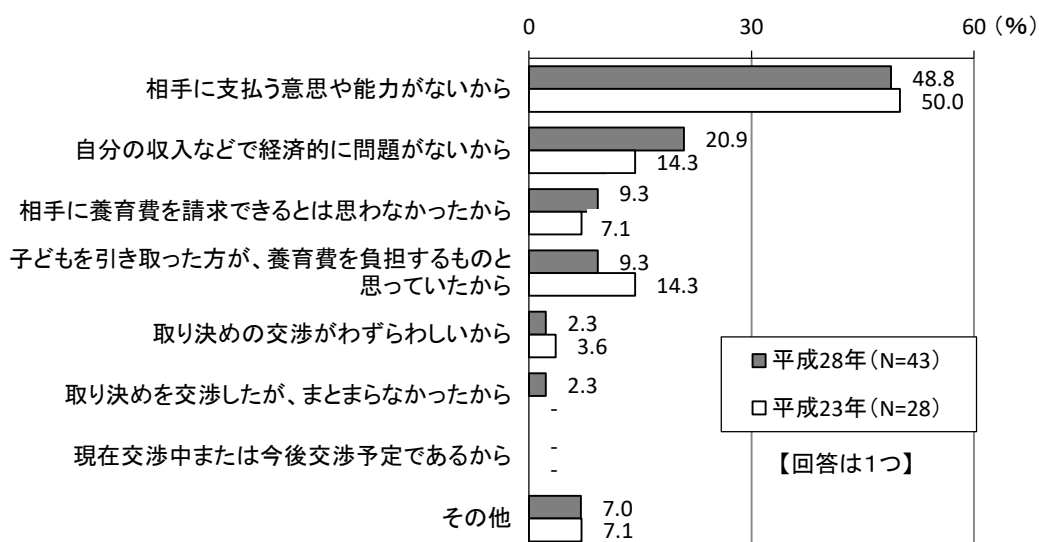
(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由

問5-1-1 (養育費の取り決めをしていないと答えた方に) 養育費の受給の取り決めをしていない理由は何ですか。次の中から最もあてはまるものを選んでください。(〇印は1つ)

養育費の取り決めをしていない理由についてしてみると、「相手に支払う意思や能力がないから」が48.8%と最も高く、次いで「自分の収入などで経済的に問題がないから」が20.9%となっている。

前回調査と比べると、「自分の収入などで経済的に問題がないから」が増加し、「子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから」がやや減少している。

図表Ⅲ-2-20 養育費の取り決めをしてない理由



図表Ⅲ-2-21 養育費の取り決めをしてない理由

		標本数	に自問 分の 収入 など で 経済 的	わ取 しり い決 め の 交 渉 が わ ず ら	が相 手に か支 払 う 意 思 や 能 力	る相 手 は 思 養 育 費 を 請 求 で き	の 子 ど も を 引 き 取 っ た か ら	ま と ま ら な か つ た か ら	取 り 決 め を 交 渉 し た か ら	現 在 交 渉 中 ま た は 今 後 交 渉 予 定 で あ る か ら	そ の 他	無 回 答
全体		43 100.0	9 20.9	1 2.3	21 48.8	4 9.3	4 9.3	1 2.3	-	-	3 7.0	-
時系列	平成23年	28	14.3	3.6	50.0	7.1	14.3	-	-	-	7.1	3.6
参考	県(三市を除く)	385	16.9	10.1	45.2	9.6	6.8	2.9	0.8	-	6.0	1.8
	北九州市	209	24.9	7.7	42.6	9.6	8.6	2.4	-	-	3.3	1.0
	福岡市 母子家庭	281 88	18.9 4.5	7.8 10.2	43.8 61.4	7.8 5.7	7.1 2.3	2.5 9.1	2.1 -	-	8.2 6.8	1.8 -

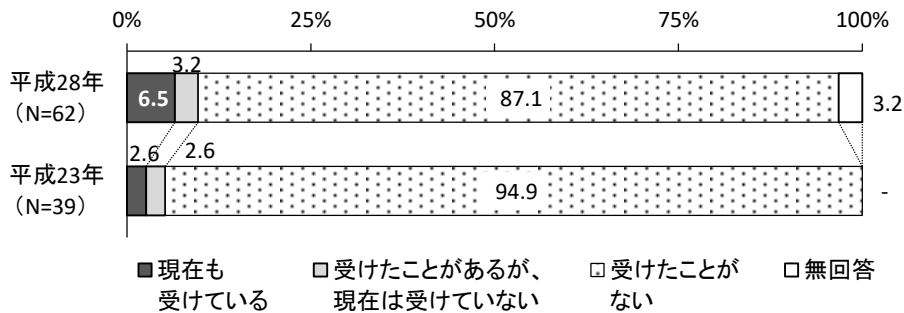
(4) 離婚した妻からの養育費の受給状況

問5-2 (離婚を父子家庭になった理由と答えた方に) あなたの離別した妻からの養育費の受給の状況について、あてはまるものを選んでください。(○印は1つ)

離婚した妻からの養育費の受給状況についてみると、「現在も受けている」は6.5%にとどまり、「受けたことがあるが、現在は受けていない」が3.2%で、両者を合わせた養育費の受給経験は約1割となっている。「受けたことがない」が87.1%で大半を占めている。

前回調査と比べると、「現在も受けている」がわずかに増加しているものの、全体の傾向には大きな変化はみられない。

図表Ⅲ-2-22 離婚した妻からの教育費の受給状況



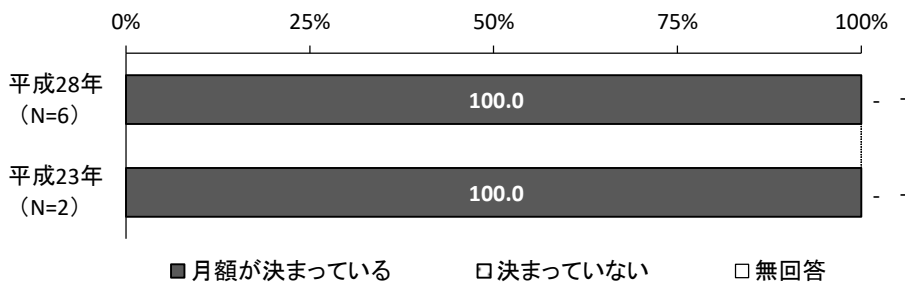
図表Ⅲ-2-23 離婚した妻からの教育費の受給状況

		標本数	現在も受けている	受けたことがあるが、現在は受けていない	受けたことがない	無回答
全体		62	4	2	54	2
		100.0	6.5	3.2	87.1	3.2
時系列	平成23年	39	2.6	2.6	94.9	-
状況別	養育費の取決めを文書を交わしている	10	40.0	20.0	40.0	-
	文書を交わしていないが、取決めはしている	7	-	-	85.7	14.3
	取決めをしていない	43	-	-	97.7	2.3
	無回答	2	-	-	100.0	-
参考	県(三市を除く)	518	3.3	2.7	91.9	2.1
	北九州市	295	4.1	4.4	90.2	1.4
	福岡市	398	6.0	4.0	88.7	1.3
	母子家庭	153	17.6	17.0	64.7	0.7

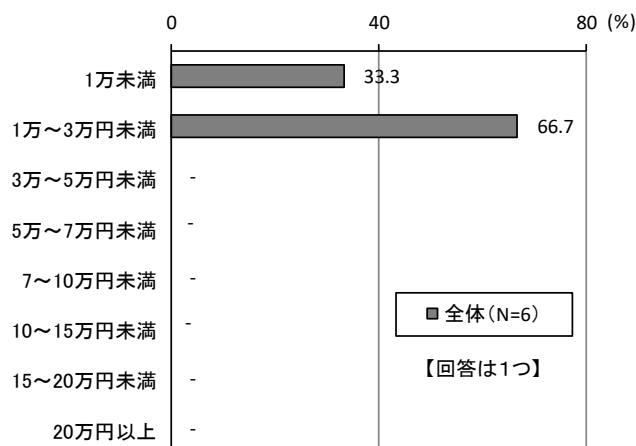
問5-2-1 (受けている、または受けたことがあると答えた方に) 養育費の額はどれくらいでしたか。下の に金額をご記入ください。

養育費を受けている、または受けたことがある人に、養育費の額についてたずねたところ、月額が「決まっている」が100% (6人) で、養育費の月平均額は13,583円である。

図表Ⅲ-2-24 養育費の額



《養育費の月額》



図表Ⅲ-2-25 養育費の額

		標本数	月額が決まっている (%)	決まっていない (%)	無回答 (%)	平均 (円)
全体		6	100.0	-	-	13,583
時系列	平成23年	2	100.0	-	-	25,000
参考	県(三市を除く)	31	80.6	19.4	-	22,460
	北九州市	25	88.0	8.0	4.0	25,091
	福岡市	40	75.0	25.0	-	30,400
	母子家庭	53	88.7	9.4	1.9	32,989

※養育費の平均月額は「現在も受けている」と「受けたことがあるが、現在は受けていない」人のうち、月額が決まっている人の金額で算出している。

(5) 離婚した妻との面会交流の取り決め

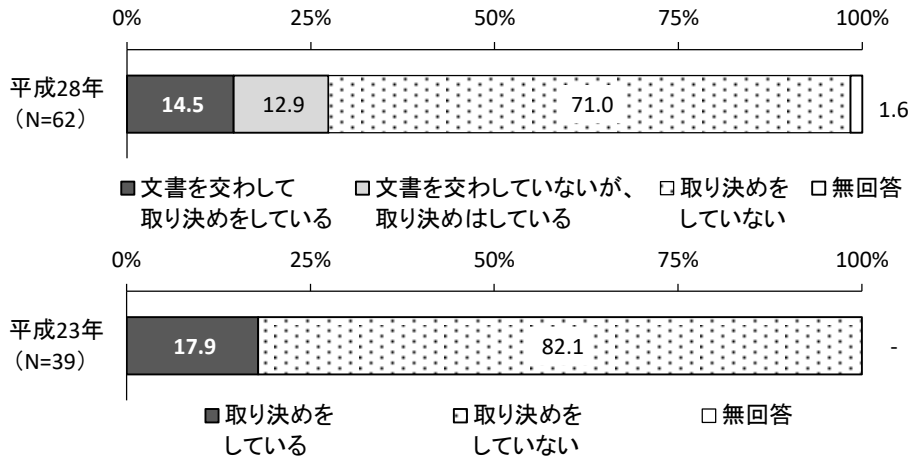
問5-3 (離婚を父子家庭になった理由と答えた方に) あなたの離別した妻と面会交流の取り決めについて、あてはまるものを選んでください。(○印は1つ)

※面会交流とは、「離婚又は別居により子どもと離れて暮らしている父母が、定期的に子どもと会うなどの交流をすること」を言います。

離婚した妻との面会交流の取り決めについては、「取り決めをしていない」が71.0%と最も高くなっている。「文書を交わして取り決めをしている」が14.5%、「文書は交わしていないが、取り決めはしている」(12.9%)で両者を合わせた面会交流について『取り決めをしている』割合は27.4%となり、前回調査に比べると約10ポイント増加している。

母子家庭では、「文書を交わして取り決めをしている」は17.0%となっており、大きな差は見られない。

図表Ⅲ-2-26 面会交流の取り決め



図表Ⅲ-2-27 面会交流の取り決め

		標本数	文書を交わして取り決めをしている (%)	文書を交わしていないが、取り決めはしている (%)	取り決めをしていない (%)	無回答 (%)
全体		62	14.5	12.9	71.0	1.6
時系列	平成23年	39	-	17.9	82.1	-
状況別	養育費の取り決め	10	70.0	10.0	20.0	-
	文書を交わして取り決めをしている	7	-	42.9	57.1	-
	文書を交わしていないが、取り決めはしている	43	4.7	9.3	83.7	2.3
	取り決めをしていない	2	-	-	100.0	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	30.0	-	70.0	-
	40～44歳	25	20.0	16.0	64.0	-
	45～49歳	13	7.7	15.4	76.9	-
	50歳以上	14	-	14.3	78.6	7.1
参考	無回答	-	-	-	-	-
	県(三市を除く)	518	15.1	12.5	70.5	1.9
	北九州市	295	15.6	15.3	67.5	1.7
	福岡市	398	19.8	10.8	67.1	2.3
	母子家庭	153	17.0	12.4	69.3	1.3

※平成23年は「取り決めをしている」の数値

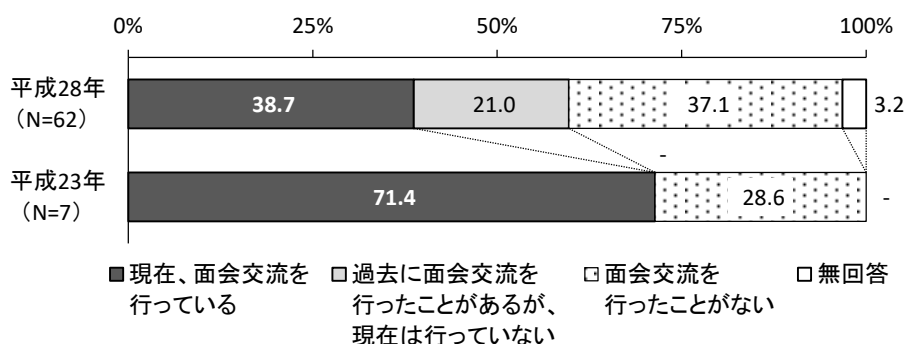
(6) 離婚した妻との面会交流の実施状況

問5-4 (離婚を父子家庭になった理由と答えた方に) 面会交流の実施状況について、
あてはまるものを選んでください。(○印は1つ)

面会交流の実施状況をみると、「現在、面会交流を行っている」が38.7%、「過去に面会交流を行ったことがあるが現在は行っていない」が21.0%で、「面会交流を行ったことがない」が37.1%となっている。

母子家庭と比べると、「現在、面会交流を行っている」が母子家庭より多くなっている。

図表Ⅲ-2-28 面会交流の実施状況



図表Ⅲ-2-29 面会交流の実施状況

		標本数	現在、面会交流を行っている	過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない	面会交流を行ったことがない	無回答
全体		62	24	13	23	2
		100.0	38.7	21.0	37.1	3.2
時系列	平成23年	7	71.4	-	28.6	-
状況別	養育費の取決めが文書を交わして取り決めている	9	55.6	22.2	22.2	-
	文書を交わしていないが、取り決めはしている	8	62.5	12.5	25.0	-
	取り決めをしていない	44	31.8	22.7	43.2	2.3
	無回答	1	-	-	-	100.0
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	60.0	20.0	20.0	-
	40～44歳	25	24.0	24.0	52.0	-
	45～49歳	13	53.8	15.4	23.1	7.7
	50歳以上	14	35.7	21.4	35.7	7.1
参考	県(三市を除く)	518	38.0	18.1	40.3	3.5
	北九州市	295	43.7	14.2	39.7	2.4
	福岡市	398	46.0	19.8	31.2	3.0
	母子家庭	153	22.9	28.1	47.7	1.3

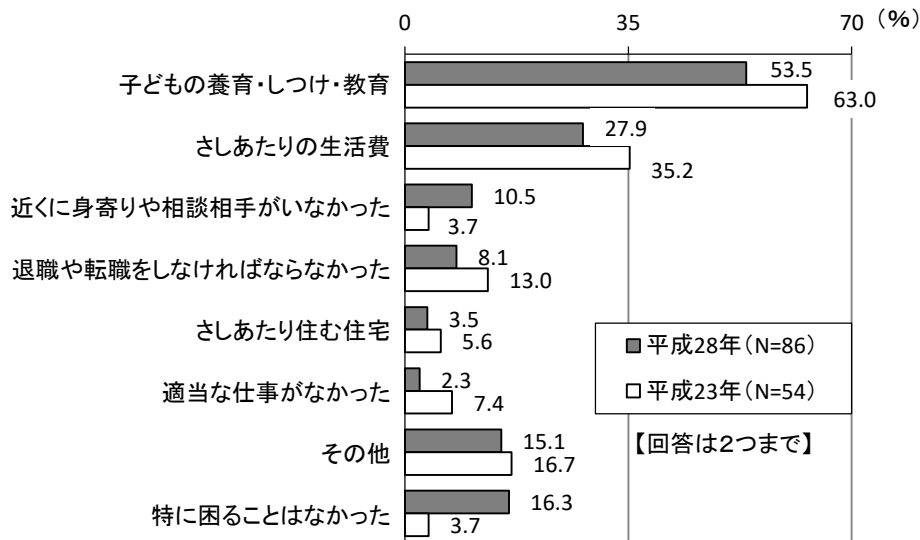
※前回調査では、面会交流の取り決めをしている人へのみ尋ねている。

(7) 父子家庭になった当時困ったこと

問6 あなたは父子家庭になった当時、どんなことでお困りでしたか。(〇印は2つまで)

父子家庭になった当時困ったことは、「子どもの養育・しつけ・教育」が 53.5%で最も高く、「さしあたりの生活費」が 27.9%で続いている。「特に困ることはなかった」は 16.3%である。前回調査と比べると、「特に困ることはなかった」が 10ポイント以上増加している。

図表Ⅲ-2-30 父子家庭になった当時困ったこと [複数回答]



図表Ⅲ-2-31 父子家庭になった当時困ったこと [複数回答]

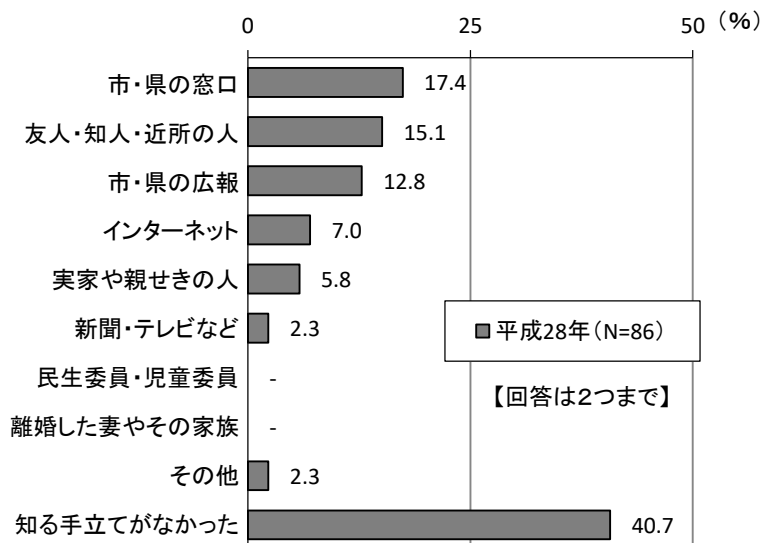
		標本数	さしあたりの生活費	子どもの養育・しつけ・教育	さしあたり住む住宅	適当な仕事がなかった	退職や転職をしなければならなかった	近くに身寄りや相談相手がなかった	その他	特に困ることはなかった	無回答
全体		86	24	46	3	2	7	9	13	14	6
時系列	平成23年	54	35.2	63.0	5.6	7.4	13.0	3.7	16.7	3.7	1.9
理由別	死別	17	5.9	70.6	-	-	11.8	5.9	11.8	5.9	17.6
	離婚	62	32.3	53.2	4.8	3.2	8.1	11.3	16.1	19.4	-
	その他の生別	4	75.0	25.0	-	-	-	25.0	25.0	25.0	-
	無回答	3	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
有担当無事時別の	持っていた	82	26.8	53.7	3.7	1.2	8.5	11.0	15.9	17.1	6.1
	持っていなかった	2	50.0	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-
	無回答	2	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	50.0
参考	県(三市を除く)	671	32.2	56.8	4.2	4.6	9.8	8.9	8.3	13.3	7.6
	北九州市	397	30.7	58.9	3.3	2.8	9.8	9.3	10.8	15.9	3.3
	福岡市	561	28.3	53.1	5.0	4.1	10.5	12.3	14.1	15.2	3.7
	母子家庭	213	62.4	32.4	9.4	24.9	9.4	4.2	5.6	8.5	5.2

(8) 当時の父子福祉施策の認知経路

問7 父子家庭になった当時、父子福祉施策を、どのような方法で知りましたか。(〇印は2つまで)

父子家庭になった当時、父子福祉施策をどのように知ったかは、「市・県の窓口」が 17.4%、「友人・知人・近所の人」が 15.1%、「市・県の広報」が 12.8%となっている。また、「知る手立てがなかった」が 40.7%と高くなっている。

図表Ⅲ－2－32 当時の父子福祉施策の認知経路 [複数回答]



図表Ⅲ－2－33 当時の父子福祉施策の認知経路 [複数回答]

(%)

		標本数	市・県の広報	市・県の窓口	民生委員・児童委員	実家や親せきの人	離婚した妻やその家族	友人・知人・近所の人	新聞・テレビなど	インターネット	その他	知る手立てがなかった	無回答
全体		86 100.0	11 12.8	15 17.4	- -	5 5.8	- -	13 15.1	2 2.3	6 7.0	2 2.3	35 40.7	4 4.7
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	30.0	10.0	-	-	-	20.0	-	10.0	-	40.0	-
	40～44歳	28	10.7	17.9	-	10.7	-	17.9	-	10.7	3.6	39.3	-
	45～49歳	18	11.1	11.1	-	5.6	-	16.7	-	-	5.6	38.9	11.1
	50歳以上	30	10.0	23.3	-	3.3	-	10.0	6.7	6.7	-	43.3	6.7
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有仕当無事時別の	持っていた	82	13.4	17.1	-	6.1	-	15.9	2.4	6.1	2.4	40.2	3.7
	持っていなかった	2	-	50.0	-	-	-	-	-	50.0	-	50.0	-
	無回答	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0
参考	県(三市を除く)	671	15.2	27.1	2.1	10.0	2.1	17.3	1.8	8.9	1.8	29.8	4.2
	北九州市	397	14.1	18.9	1.3	8.8	1.0	15.1	3.0	13.4	2.0	36.5	5.0
	福岡市	561	7.3	20.3	0.9	6.2	2.5	10.3	2.5	14.8	3.4	42.4	4.8
	母子家庭	213	13.6	60.1	3.8	9.4	0.5	24.4	0.9	6.1	5.2	2.8	2.3

4. 仕事の状況

(1) 父子家庭になった当時の仕事の状況

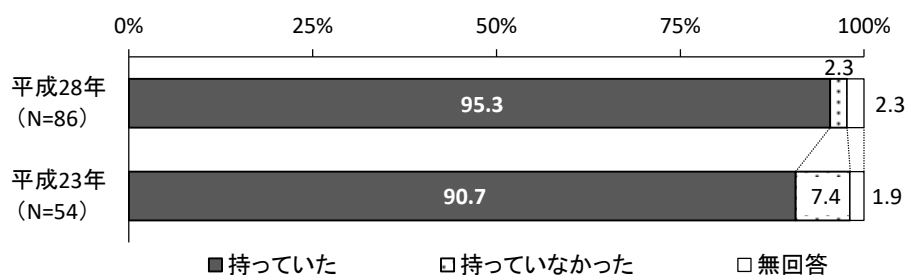
(ア) 父子家庭になった当時の仕事の有無

問8 父子家庭になった当時、あなたは何か仕事を持っていましたか。(○印は1つ)

父子家庭になった当時の仕事の有無は、仕事を「持っていた」が95.3%でほとんどの人が仕事を持っている。「持っていなかった」は2.3%と少ない。

前回調査と比べると、「持っていた」がやや高くなっている。

図表Ⅲ－２－34 父子家庭になった当時の仕事の有無



図表Ⅲ－２－35 父子家庭になった当時の仕事の有無

		標本数	持っていた (%)	持っていなかった (%)	無回答 (%)
全体		86	82	2	2
		100.0	95.3	2.3	2.3
時系列	平成23年	54	90.7	7.4	1.9
年齢別	29歳以下	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-
	35～39歳	10	100.0	-	-
	40～44歳	28	100.0	-	-
	45～49歳	18	100.0	-	-
	50歳以上	30	86.7	6.7	6.7
	無回答	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	92.8	4.8	2.4
	北九州市	397	94.2	3.5	2.3
	福岡市	561	94.3	4.1	1.6
	母子家庭	213	62.0	36.6	1.4

(イ) 父子家庭になった当時の就業形態

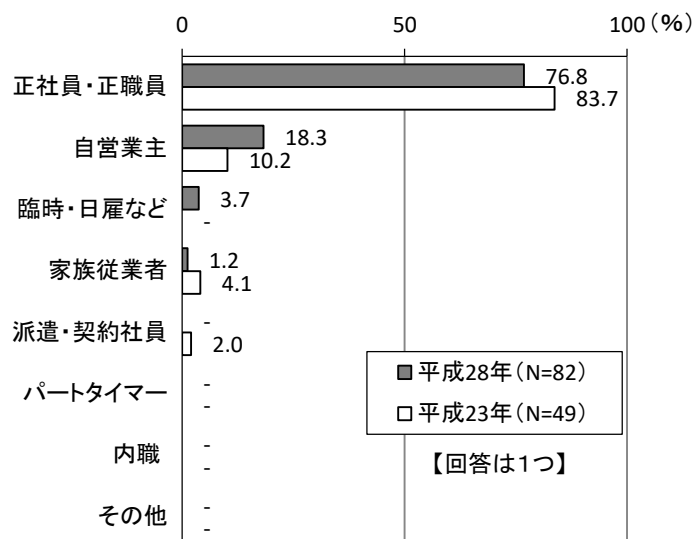
問8-1 (持っていたと答えた方に) あなたの仕事は、次の中のどれにあてはまりますか。(〇印は1つ)

父子家庭になった当時仕事を持っていた人の就業形態は、「正社員・正職員」が76.8%、「自営業主」が18.3%となっており、臨時・日雇いや派遣・契約社員などの非正規雇用の割合はほとんどない。

前回調査と比べると、「正社員・正職員」がやや減少し、「自営業主」が増加している。

母子家庭では、「パートタイマー」(47.1%)などの非正規雇用が過半数となっていたのに対して、父子家庭では「正社員・正職員」が高く、就業形態には違いがみられる。

図表Ⅲ-2-36 父子家庭になった当時の就業形態



図表Ⅲ-2-37 父子家庭になった当時の就業形態

		標本数	自営業主	家族従業者	正社員・正職員	派遣・契約社員	パートタイマー	臨時・日雇など	内職	その他	無回答
全体		82	15	1	63	-	-	3	-	-	-
		100.0	18.3	1.2	76.8	-	-	3.7	-	-	-
時系列	平成23年	49	10.2	4.1	83.7	2.0	-	-	-	-	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35~39歳	10	10.0	-	90.0	-	-	-	-	-	-
	40~44歳	28	3.6	3.6	89.3	-	-	3.6	-	-	-
	45~49歳	18	11.1	-	83.3	-	-	5.6	-	-	-
	50歳以上	26	42.3	-	53.8	-	-	3.8	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	623	17.7	1.8	70.5	5.0	1.9	2.4	-	0.2	0.6
	北九州市	374	12.8	1.9	73.8	5.3	1.6	2.9	-	0.3	1.3
	福岡市	529	17.4	2.3	68.1	7.0	1.9	2.3	-	0.6	0.6
	母子家庭	132	3.8	2.3	37.9	7.6	41.7	3.0	2.3	0.8	0.8

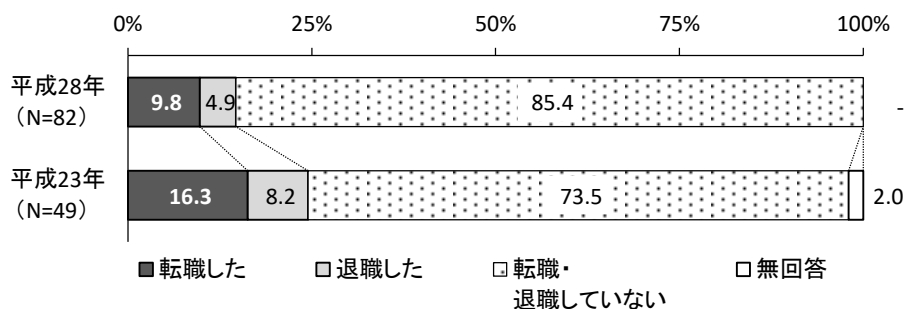
(ウ) 父子家庭になったことによる転職・退職の有無とその理由

問8-2 (持っていたと答えた方に) あなたは父子家庭になったことを契機として転職又は退職をしましたか。(〇印は1つ)

父子家庭になったことで転職や退職したかについては、「転職・退職していない」が85.4%と最も高く、「転職した」が9.8%、「退職した」が4.9%となっている。

前回調査と比べると、「転職・退職していない」が10ポイント以上増加している。

図表Ⅲ-2-38 父子家庭になったことによる転職・退職の有無



図表Ⅲ-2-39 父子家庭になったことによる転職・退職の有無

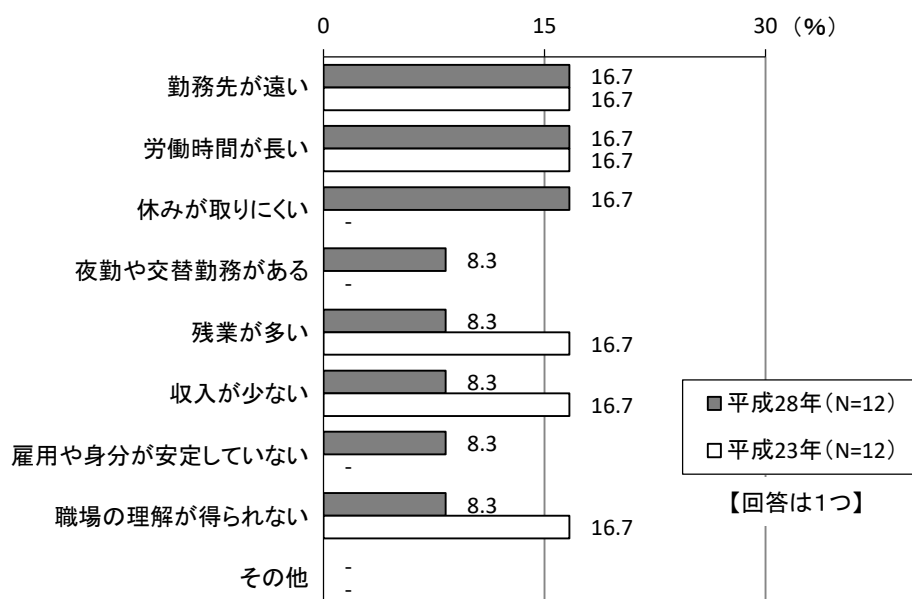
		標本数	転職した	退職した	転職・退職していない	無回答
全体		82 100.0	8 9.8	4 4.9	70 85.4	-
時系列	平成23年	49	16.3	8.2	73.5	2.0
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-
	30~34歳	-	-	-	-	-
	35~39歳	10	30.0	10.0	60.0	-
	40~44歳	28	7.1	-	92.9	-
	45~49歳	18	11.1	11.1	77.8	-
	50歳以上	26	3.8	3.8	92.3	-
	無回答	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	623	16.5	7.7	75.1	0.6
	北九州市	374	11.2	5.1	81.0	2.7
	福岡市	529	11.0	7.2	80.3	1.5
	母子家庭	132	30.3	8.3	59.8	1.5

問8-2-1（転職した又は退職したと答えた方に）理由のうちあてはまるものを選んでください。（〇印は1つ）

父子家庭になったことで転職・退職した理由は、「勤務先が遠い」「労働時間が長い」「休みが取りにくい」がそれぞれ16.7%（2人）となっている。

母子家庭では、「収入が少ない」が45.1%と経済的な理由が高かったのに対して、父子家庭で就業環境の理由が高い傾向である。

図表Ⅲ-2-40 父子家庭になったことによる転職・退職した理由



図表Ⅲ-2-41 父子家庭になったことによる転職・退職した理由

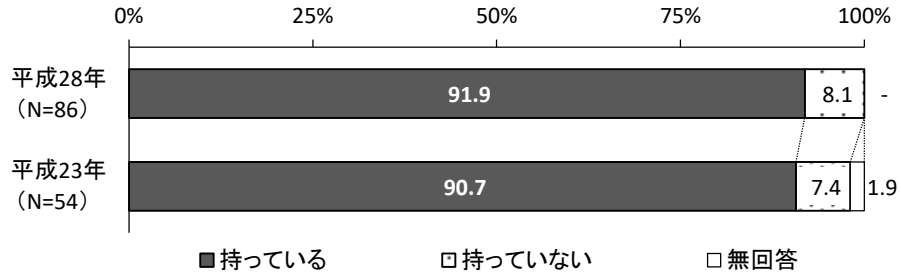
		標本数	勤務先が遠い	労働時間が長い	夜勤や交替勤務がある	残業が多い	休みが取りにくい	収入が少ない	雇用や身分が安定していない	職場の理解が得られない	その他	無回答
全体		12	2	2	1	1	2	1	1	1	-	1
		100.0	16.7	16.7	8.3	8.3	16.7	8.3	8.3	8.3	-	8.3
時系列	平成23年	12	16.7	16.7	-	16.7	-	16.7	-	16.7	-	16.7
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	4	25.0	-	25.0	-	-	25.0	-	25.0	-	-
	40～44歳	2	-	-	-	-	50.0	-	50.0	-	-	-
	45～49歳	4	-	25.0	-	25.0	25.0	-	-	-	-	25.0
	50歳以上	2	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	151	13.9	15.9	6.6	4.0	11.3	17.9	5.3	9.3	15.9	-
	北九州市	61	9.8	16.4	6.6	4.9	13.1	18.0	4.9	13.1	13.1	-
	福岡市	96	9.4	25.0	6.3	6.3	6.3	11.5	5.2	8.3	21.9	-
	母子家庭	51	7.8	-	7.8	-	3.9	45.1	11.8	5.9	17.6	-

(2) 現在の仕事の状況
 (ア) 現在の仕事の有無

問9 現在、あなたは仕事を持っていますか。(〇印は1つ)

現在、仕事を持っている人の割合は91.9%で、前回調査とほぼ同様の結果となっている。

図表Ⅲ－2－42 現在の仕事の有無



図表Ⅲ－2－43 現在の仕事の有無

		標本数	持っている (%)	持っていない (%)	無回答 (%)
全体		86	91.9	8.1	-
時系列	平成23年	54	90.7	7.4	1.9
年齢別	29歳以下	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-
	35～39歳	10	90.0	10.0	-
	40～44歳	28	100.0	-	-
	45～49歳	18	83.3	16.7	-
	50歳以上	30	90.0	10.0	-
	無回答	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	92.8	7.2	-
	北九州市	397	94.2	5.0	0.8
	福岡市	561	90.6	9.4	-
	母子家庭	213	89.7	9.9	0.5

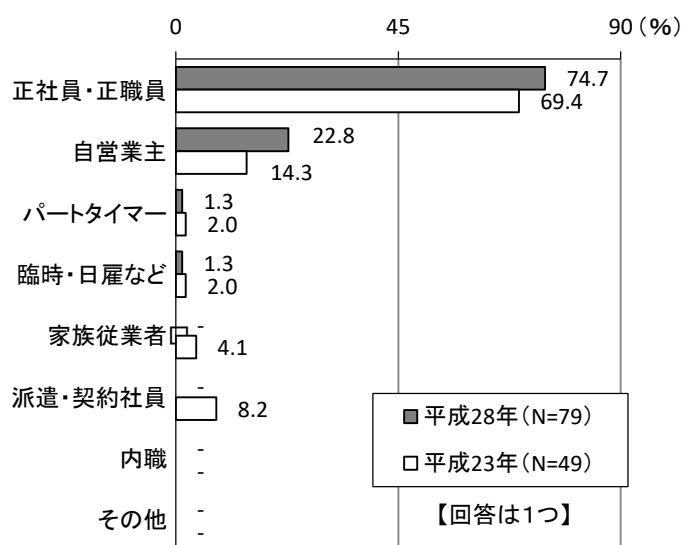
(イ) 現在の就業形態

問9-1 あなたの仕事は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

現在、仕事を持っている人の就業形態は、「正社員・正職員」74.7%、「自営業主」22.8%で、非正規雇用の方は2.6%である。

前回調査と比べると、「正社員・正職員」「自営業主」がやや高くなっている。

図表Ⅲ-2-44 現在の就業形態



図表Ⅲ-2-45 現在の就業形態

		標本数	自営業主	家族従業者 □	正社員・正職員	派遣・契約社員	パートタイマー	臨時・日雇など	内職	その他	無回答
全体		79 100.0	18 22.8	-	59 74.7	-	1 1.3	1 1.3	-	-	-
時系列	平成23年	49	14.3	4.1	69.4	8.2	2.0	2.0	-	-	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	9	22.2	-	77.8	-	-	-	-	-	-
	40～44歳	28	10.7	-	89.3	-	-	-	-	-	-
	45～49歳	15	13.3	-	86.7	-	-	-	-	-	-
	50歳以上	27	40.7	-	51.9	-	3.7	3.7	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	623	18.0	2.2	68.4	5.5	2.2	1.3	-	-	2.4
	北九州市	374	12.3	1.6	72.7	5.6	2.4	2.4	-	0.8	2.1
	福岡市	508	20.1	1.4	65.0	6.9	2.2	3.0	-	0.2	1.4
	母子家庭	191	5.2	-	49.7	11.5	27.7	3.1	1.6	-	1.0

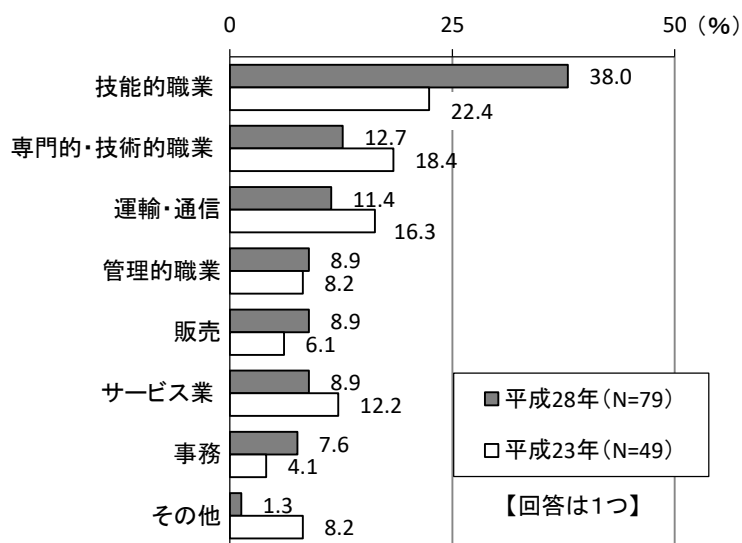
(ウ) 現在の仕事の内容（職種）

問9-2 仕事の内容（職種）は、次の中のどれにあてはまりますか。（○印は1つ）

現在の仕事の内容（職種）は、「技能的職業」が38.0%でもっと高く、次いで「専門的・技術的職業」12.7%となっている。

前回調査と比べると、「技能的職業」の割合が高くなっている。

図表Ⅲ-2-46 現在の仕事の内容（職種）



図表Ⅲ-2-47 現在の仕事の内容（職種）

		標本数	専門的・技術的職業	管理的職業	事務	販売	運輸・通信	技能的職業	サービス業	その他	無回答
全体		79	10	7	6	7	9	30	7	1	2
		100.0	12.7	8.9	7.6	8.9	11.4	38.0	8.9	1.3	2.5
時系列	平成23年	49	18.4	8.2	4.1	6.1	16.3	22.4	12.2	8.2	4.1
理由別	死別	15	26.7	20.0	13.3	13.3	-	26.7	-	-	-
	離婚	57	10.5	7.0	3.5	7.0	15.8	40.4	10.5	1.8	3.5
	その他の生別	4	-	-	25.0	-	-	50.0	25.0	-	-
	無回答	3	-	-	33.3	33.3	-	33.3	-	-	-
参考	県(三市を除く)	623	8.3	6.3	6.3	11.1	12.2	38.5	11.6	3.2	2.6
	北九州市	374	12.6	5.9	5.9	9.9	12.6	38.8	9.9	2.4	2.1
	福岡市	508	15.0	9.8	9.6	13.4	12.4	21.1	14.6	2.2	2.0
	母子家庭	191	25.1	-	28.8	9.4	3.7	6.3	23.0	1.6	2.1

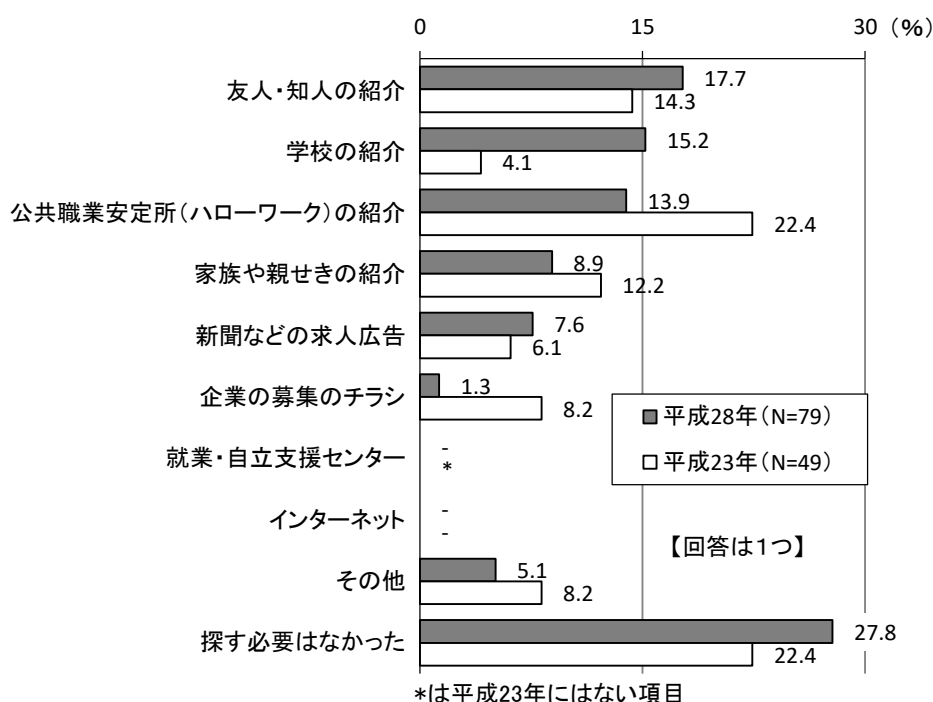
(エ) 求職の方法

問9-3 いまの仕事は、主にどんな方法で探しましたか。(〇印は1つ)

求職の方法としては、「探す必要はなかった」が27.8%で最も高く、次いで「友人・知人の紹介」が17.7%、「学校の紹介」が15.2%、「公共職業安定所(ハローワーク)」が13.9%の順で続いている。

前回調査と比べると、「公共職業安定所(ハローワーク)」が減少し、「学校の紹介」が増加している。

図表Ⅲ-2-48 求職の方法



図表Ⅲ-2-49 求職の方法

(%)

		標本数	公共職業安定所(ハローワーク)の紹介	就業・自立支援センター	友人・知人の紹介	家族や親せきの紹介	学校の紹介	新聞などの求人広告	企業の募集のチラシ	インターネット	その他	探す必要はなかった	無回答
全体		79	11	-	14	7	12	6	1	-	4	22	2
		100.0	13.9	-	17.7	8.9	15.2	7.6	1.3	-	5.1	27.8	2.5
時系列	平成23年	49	22.4	...	14.3	12.2	4.1	6.1	8.2	-	8.2	22.4	2.0
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35~39歳	9	22.2	-	-	22.2	11.1	-	11.1	-	-	33.3	-
	40~44歳	28	17.9	-	21.4	3.6	25.0	3.6	-	-	7.1	17.9	3.6
	45~49歳	15	13.3	-	13.3	6.7	13.3	26.7	-	-	-	26.7	-
	50歳以上	27	7.4	-	22.2	11.1	7.4	3.7	-	-	7.4	37.0	3.7
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	623	16.2	-	22.2	10.3	6.3	5.9	4.5	2.1	4.3	23.6	4.7
	北九州市	374	12.6	0.3	23.5	11.0	8.8	6.4	2.9	2.9	4.3	22.7	4.3
	福岡市	508	6.9	-	15.4	9.3	7.3	5.9	4.7	6.7	9.1	30.5	4.3
	母子家庭	191	24.6	0.5	23.0	5.8	2.1	12.0	8.9	3.1	7.9	9.4	2.6

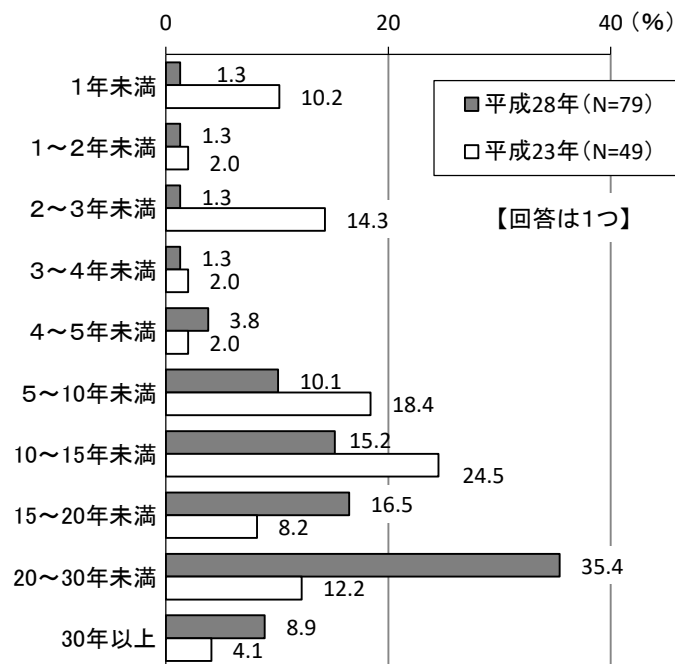
※母子家庭では「子育て女性就職支援センター」(0%)の項目あり

(オ) 勤続年数

問9-4 あなたは、いまの勤務先に勤めはじめて（自営、農業などの方はいまの仕事を
はじめて）何年くらいになりますか。（○印は1つ）

現在の仕事の勤続年数をみると、「20～30年未満」が35.4%で最も高く、次いで「15～20年未
満」が16.5%、「10～15年未満」が15.2%と続いている。勤続年数15年以上の人が6割を超え
ており、前回調査に比べて勤続年数が長くなっている。

図表Ⅲ-2-50 勤続年数



図表Ⅲ-2-51 勤続年数

(%)

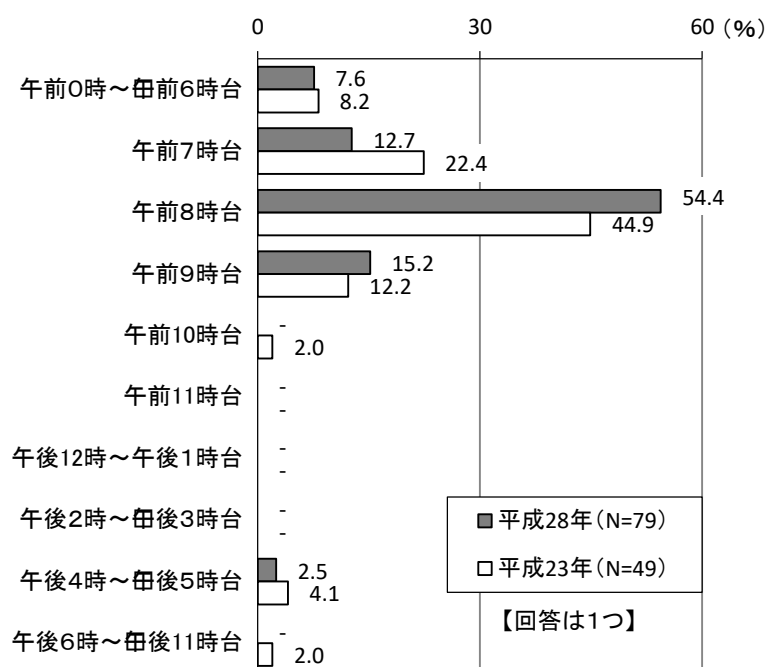
		標本数	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～30年未満	30年以上	無回答
全体		79	1.3	1.3	1.3	1.3	3.8	10.1	15.2	16.5	35.4	8.9	4
時系列	平成23年	49	10.2	2.0	14.3	2.0	2.0	18.4	24.5	8.2	12.2	4.1	2.0
就業形態別	自営業主	18	5.6	-	5.6	-	5.6	-	11.1	16.7	33.3	22.2	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	59	-	-	-	1.7	3.4	11.9	16.9	16.9	37.3	5.1	6.8
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時・日雇など	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	623	6.7	6.3	5.6	5.5	5.3	15.6	13.6	9.5	24.2	3.9	3.9
	北九州市	374	7.5	7.0	3.2	4.8	4.3	11.2	15.8	9.9	29.4	5.9	1.1
	福岡市	508	5.5	5.9	5.3	5.3	3.5	17.5	9.8	12.4	25.8	7.5	1.4
	母子家庭	191	13.1	10.5	7.9	6.3	5.8	22.5	18.8	7.3	5.8	1.6	0.5

(カ) 1日の労働時間

問9-5 あなたのふだんの勤務時間(残業を含む)はどのようになっていますか。また、仕事が終わって帰宅するのは何時ごろですか。午前・午後いずれかを○印で囲み、に時刻をご記入ください。日によって時間が異なる場合は、多い時間を記入してください。

現在仕事を持っている人の就業時間について、まず始業時刻をみると、「午前8時台」が54.4%ともっと高く、「午前9時台」が15.2%、「午前7時台」が12.7%となっている。前回調査より、「午前7時台」がやや低くなり、「午前8時台」が高くなっている。

図表Ⅲ-2-52 始業時刻



図表Ⅲ－２－５３ 始業時刻

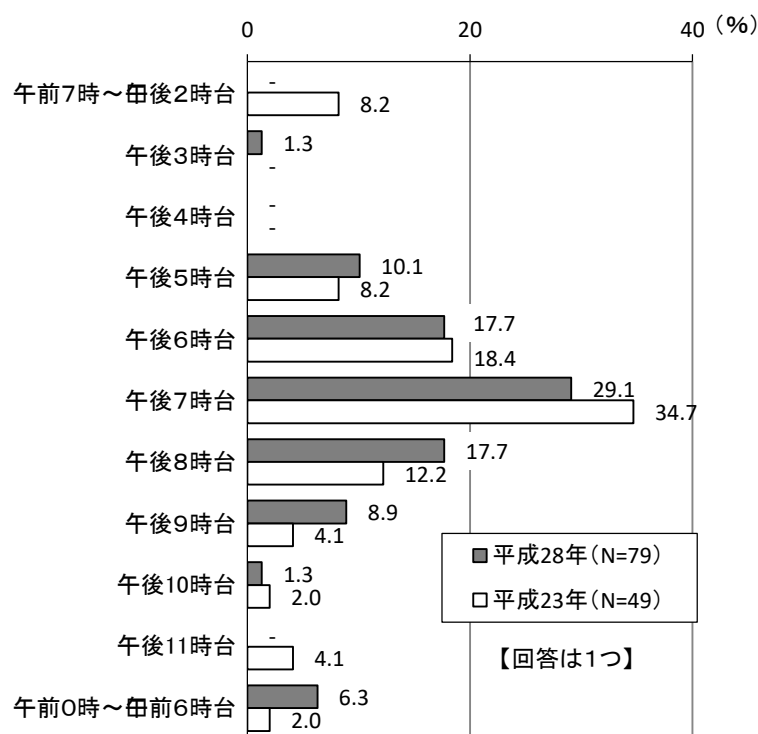
(%)

		標本数	午前0時～午前6時台	午前7時台	午前8時台	午前9時台	午前10時台	午前11時台	午後12時～午後1時台	午後2時～午後3時台	午後4時～午後5時台	午後6時～午後11時台	無回答
全体		79 100.0	6 7.6	10 12.7	43 54.4	12 15.2	- -	- -	- -	- -	2 2.5	- -	6 7.6
時系列	平成23年	49	8.2	22.4	44.9	12.2	2.0	-	-	-	4.1	2.0	4.1
就業形態別	自営業主	18	11.1	16.7	38.9	27.8	-	-	-	-	5.6	-	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	59	6.8	11.9	59.3	10.2	-	-	-	-	1.7	-	10.2
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	臨時・日雇など	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	623	7.9	12.2	53.3	14.1	2.4	0.2	1.0	0.8	1.0	0.6	6.6
	北九州市	374	9.1	16.3	52.7	12.3	3.2	0.5	0.8	0.8	-	1.6	2.7
	福岡市	508	5.7	14.0	38.6	27.6	4.5	1.6	1.2	1.2	0.8	2.8	2.2
	母子家庭	191	2.6	7.3	42.4	30.4	5.8	-	2.1	2.1	3.1	1.6	2.6

次に、帰宅時刻をみると、「午後7時台」が29.1%、「午後6時台」「午後8時台」がともに17.7%となっている。

前回調査と比べると、「午後7時台」がやや低くなり、「午後8時台」が高くなっている。

図表Ⅲ－2－56 帰宅時刻

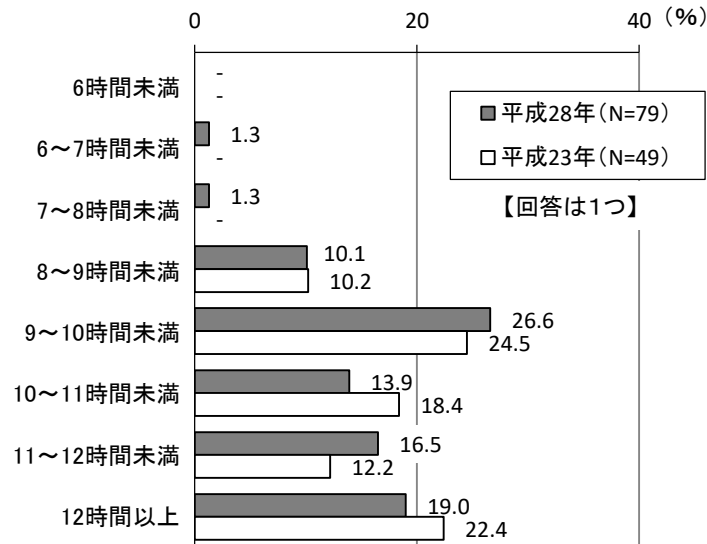


図表Ⅲ－2－57 帰宅時刻

		標本数	午前7時～午後2時台	午後3時台	午後4時台	午後5時台	午後6時台	午後7時台	午後8時台	午後9時台	午後10時台	午後11時台	午前0時～午前6時台	無回答
全体		79	-	1	-	8	14	23	14	7	1	-	5	6
		100.0	-	1.3	-	10.1	17.7	29.1	17.7	8.9	1.3	-	6.3	7.6
時系列	平成23年	49	8.2	-	-	8.2	18.4	34.7	12.2	4.1	2.0	4.1	2.0	6.1
就業形態別	自営業主	18	-	-	-	22.2	11.1	22.2	22.2	5.6	-	-	16.7	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	59	-	-	-	6.8	18.6	32.2	16.9	10.2	1.7	-	3.4	10.2
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時・日雇など	1	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	623	2.1	0.6	1.6	12.0	29.2	20.4	12.0	6.4	3.9	1.1	2.2	8.3
	北九州市	374	1.1	0.5	3.5	12.8	31.3	18.2	11.0	11.0	3.7	0.8	1.9	4.3
	福岡市	508	2.8	-	2.4	5.1	24.2	24.6	17.1	8.9	3.5	2.4	5.1	3.9
	母子家庭	191	4.7	3.1	5.2	11.0	36.1	19.9	6.8	1.6	3.1	-	2.1	6.3

1日当たりの労働時間は、「9～10時間未満」が26.6%で最も高く、次いで「12時間以上」が19.0%、「11～12時間未満」が16.5%となっており、1日10時間以上働く人が半数以上に上っている。前回調査から大きな変化はみられない。

図表Ⅲ－2－54 1日の労働時間



図表Ⅲ－2－55 1日の労働時間

		標本数	6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9～10時間未満	10～11時間未満	11～12時間未満	12時間以上	無回答
全体		191	17	10	9	35	70	20	4	9	17
		100.0	8.9	5.2	4.7	18.3	36.6	10.5	2.1	4.7	8.9
全体		79	-	1	1	8	21	11	13	15	7
		100.0	-	1.3	1.3	10.1	26.6	13.9	16.5	19.0	8.9
時系列	平成23年	49	-	-	-	10.2	24.5	18.4	12.2	22.4	12.2
就業形態別	自営業主	18	-	-	5.6	-	33.3	-	11.1	44.4	5.6
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	57	-	-	-	14.0	24.6	19.3	19.3	12.3	10.5
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	臨時・日雇など	1	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	623	1.0	0.2	1.9	11.9	31.9	17.2	12.7	13.5	9.8
	北九州市	374	0.5	1.9	1.9	17.9	25.4	19.8	11.8	15.8	5.1
	福岡市	508	1.6	0.8	3.0	15.6	28.5	15.7	14.4	15.6	4.9
	母子家庭	191	8.9	5.2	4.7	18.3	36.6	10.5	2.1	4.7	8.9

(キ) 仕事による月収（手取り額）

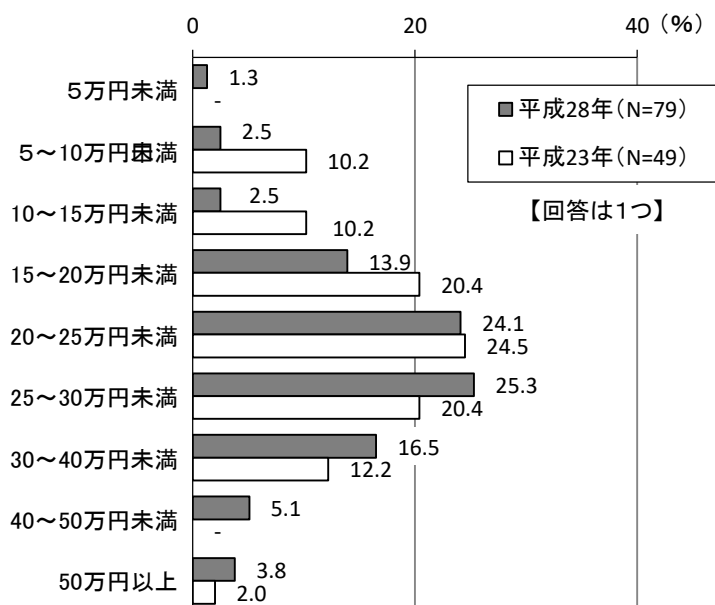
問9-6 あなたの仕事による収入は、平均すると1か月に手取りでどのくらいになりますか。賞与（ボーナス）など臨時的に支給されるものは除きます。（〇印は1つ）

仕事による1か月の収入（手取り額）は、「25～30万円未満」が25.3%で最も高く、次いで「20～25万円未満」24.1%、「30～40万円未満」が16.5%となっている。1か月の平均収入（手取り額）は270,000円である。

前回調査と比べると、『25万円以上』の割合が増加している。

就業形態別でみると、父子家庭で最も多い正社員・正職員で、『20～30万円未満』で6割を超えている。30万円以上も2割を超えており、母子家庭とは1か月の収入額に差がみられる。

図表Ⅲ-2-58 仕事による月収（手取り額）



図表Ⅲ－２－５９ 仕事による月収（手取り額）

(%)

		標本数	5万円未満	5 ～ 10万円未満	10 ～ 15万円未満	15 ～ 20万円未満	20 ～ 25万円未満	25 ～ 30万円未満	30 ～ 40万円未満	40 ～ 50万円未満	50万円以上	無回答	平均手取り収入額 (万円)推計
全体		79 100.0	1 1.3	2 2.5	2 2.5	11 13.9	19 24.1	20 25.3	13 16.5	4 5.1	3 3.8	4 5.1	27.0
時系列	平成23年	49	-	10.2	10.2	20.4	24.5	20.4	12.2	-	2.0	-	22.2
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	9	-	-	-	11.1	33.3	22.2	22.2	-	-	11.1	26.3
	40～44歳	28	3.6	-	-	7.1	35.7	32.1	10.7	3.6	-	7.1	25.4
	45～49歳	14	-	-	-	21.4	28.6	21.4	28.6	-	7.1	-	30.4
	50歳以上	26	-	7.7	7.7	19.2	7.7	23.1	15.4	11.5	7.7	3.8	29.3
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就業形態別	自営業主	18	5.6	5.6	5.6	27.8	5.6	11.1	22.2	5.6	11.1	-	27.4
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	57	-	-	1.8	8.8	31.6	31.6	15.8	5.3	1.8	7.0	28.5
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	7.5
	臨時・日雇など	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	17.5
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	623	1.1	3.4	9.0	25.8	25.0	13.8	10.1	3.7	3.0	5.0	23.6
	北九州市	374	1.1	2.7	6.4	20.6	29.4	18.2	13.9	4.3	1.9	1.6	24.6
	福岡市	508	2.2	2.8	6.7	20.9	18.7	17.3	16.9	5.5	8.1	1.0	27.2
	母子家庭	191	3.7	16.8	35.6	27.2	10.5	2.6	2.6	-	-	1.0	14.7

※平均手取り収入額の推計は、「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円などとそれぞれ中間値を取り、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

(ク) 仕事上の不安や不満、悩み

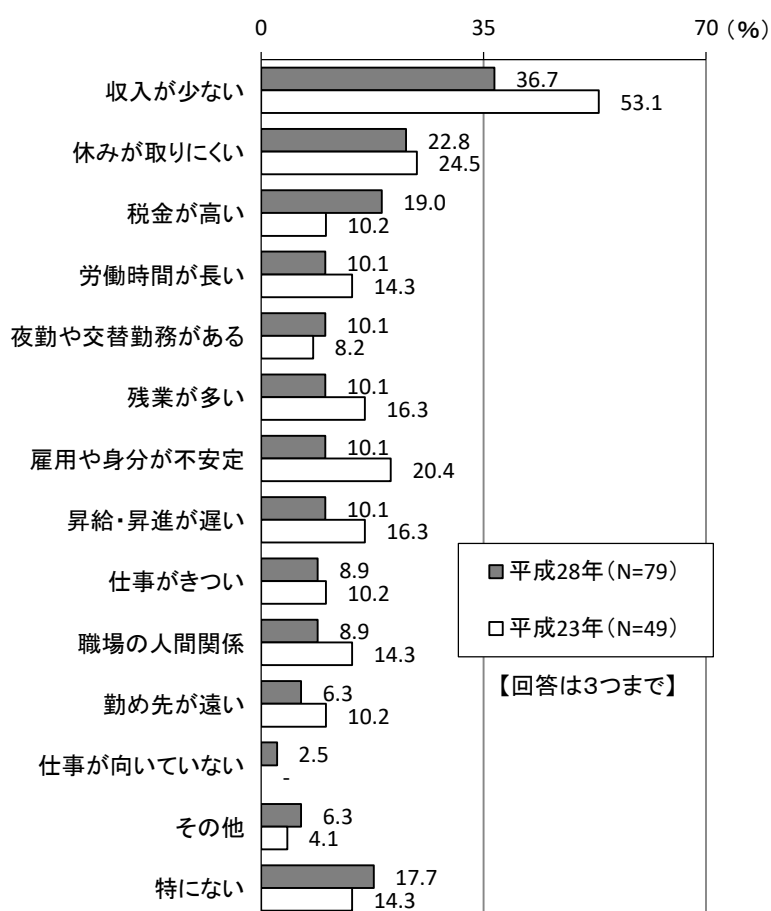
問9-7 あなたは、いまの仕事続ける上で、不安や不満、悩みなどがありますか。

(○印は3つまで)

今の仕事を続ける上での不安や不満、悩みをみると、「収入が少ない」が36.7%で最も高く、次いで「休みが取りにくい」が22.8%、「税金が高い」が19.0%などとなっている。

前回調査と比べると、「収入が少ない」「雇用や身分が不安定」が減少した一方で「税金が高い」が増加している。

図表Ⅲ-2-60 仕事上の不安や不満、悩み [複数回答]



図表Ⅲ－２－61 仕事上の不安や不満、悩み〔複数回答〕

(%)

		標本数	勤め先が遠い	労働時間が長い	夜勤や交替勤務がある	残業が多い	休みが取りにくい	収入が少ない	税金が高い	雇用や身分が不安定	昇給・昇進が遅い	仕事に向いていない	仕事がつらい	職場の人間関係	その他	特にない	無回答
全体		79 100.0	5 6.3	8 10.1	8 10.1	8 10.1	18 22.8	29 36.7	15 19.0	8 10.1	8 10.1	2 2.5	7 8.9	7 8.9	5 6.3	14 17.7	4 5.1
時系列	平成23年	49	10.2	14.3	8.2	16.3	24.5	53.1	10.2	20.4	16.3	-	10.2	14.3	4.1	14.3	-
就業 形態 別	自営業主	18	-	22.2	-	5.6	38.9	22.2	44.4	11.1	-	-	5.6	-	5.6	22.2	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	59	8.5	6.8	13.6	11.9	16.9	39.0	11.9	8.5	13.6	3.4	10.2	11.9	6.8	16.9	6.8
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時・日雇など	1	-	-	-	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	623	11.6	12.4	7.1	7.7	20.5	44.1	16.4	8.8	13.2	2.2	10.0	9.6	5.5	18.3	4.0
	北九州市	374	8.6	13.6	7.8	7.0	20.1	39.3	21.1	9.6	12.8	1.9	12.0	7.0	4.8	20.3	1.6
	福岡市	508	7.5	14.0	6.9	8.9	18.7	42.1	17.3	9.6	10.4	1.6	9.4	7.5	8.5	20.5	1.0
	母子家庭	191	13.6	7.9	6.8	6.8	16.8	55.0	11.0	15.2	14.7	4.2	18.3	18.8	3.1	12.0	0.5

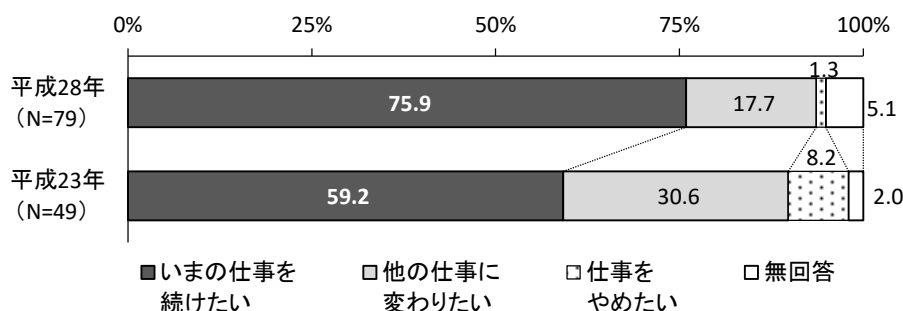
(ケ) 現在の仕事の継続意向

問9-8 あなたは、いまの仕事を今後も続けたいと思いますか。(〇印は1つ)

現在の仕事の継続意向をみると、「いまの仕事を続けたい」が75.9%、「他の仕事に変わりたい」17.7%、「仕事をやめたい」が1.3%となっている。

前回調査と比べると、「他の仕事に変わりたい」「仕事をやめたい」が減少し、「いまの仕事を続けたい」が増加している。

図表Ⅲ-2-62 現在の仕事の継続意向



図表Ⅲ-2-63 現在の仕事の継続意向 (%)

		標本数	いまの仕事を続けたい (%)	他の仕事に変わりたい (%)	仕事をやめたい (%)	無回答 (%)
全体		79	75.9	17.7	1.3	5.1
時系列	平成23年	49	59.2	30.6	8.2	2.0
就業形態別	自営業主	18	94.4	-	5.6	-
	家族従業者	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	59	69.5	23.7	-	6.8
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	100.0	-	-	-
	臨時・日雇など	1	100.0	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-
状態計別の	十分やっつけいける	11	81.8	9.1	-	9.1
	だいたいやっつけいける	22	95.5	4.5	-	-
	時々赤字になる	27	77.8	11.1	-	11.1
	とても足りない	18	44.4	50.0	5.6	-
	無回答	1	100.0	-	-	-
参考	県(三市を除く)	623	71.3	20.4	3.9	4.5
	北九州市	374	75.1	19.0	4.3	1.6
	福岡市	508	77.2	18.1	3.3	1.4
	母子家庭	191	63.9	30.4	3.7	2.1

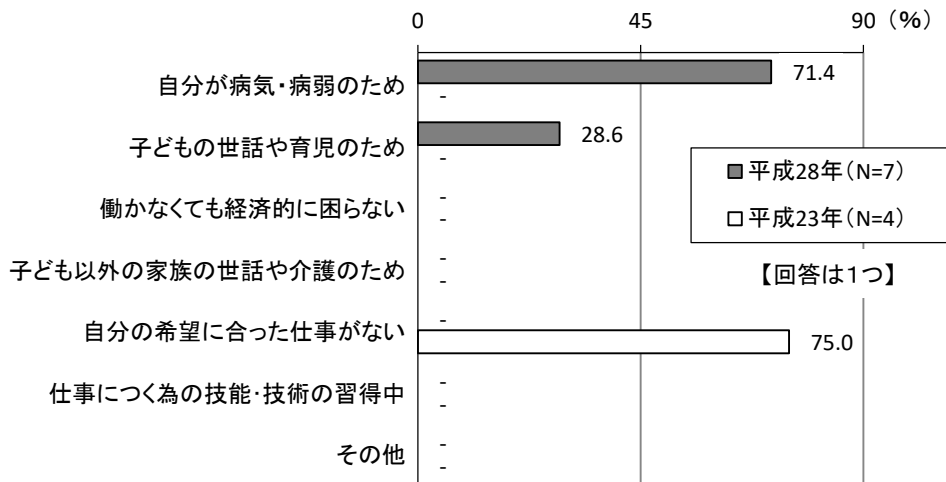
(コ) 就業していない理由

問9-9 あなたが、いま仕事を持っていないのは主にどんな理由からですか。(〇印は1つ)

現在仕事を持っていない理由は、「自分が病気・病弱のため」が 71.4% (5人)、「子どもの世話や育児のため」が 28.6% (2人) となっている。

前回調査と比べると、「自分が病気・病弱のため」があげられている。

図表Ⅲ-2-64 就業していない理由



図表Ⅲ-2-65 就業していない理由

(%)

	標本数	労働的にならなくてもいい経済	弱自分が病気・病	育子子どものため世話や	の族子どもの世話や介護	い合自分の仕事希望がな	得技仕中能事に技術の習	その他	無回答
全体	7 100.0	-	5 71.4	2 28.6	-	-	-	-	-
時系列	平成23年	4	-	-	-	75.0	-	-	25.0
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	35~39歳	1	-	-	100.0	-	-	-	-
	40~44歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	45~49歳	3	-	66.7	33.3	-	-	-	-
	50歳以上	3	-	100.0	-	-	-	-	-
参考	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
	県(三市を除く)	48	2.1	56.3	8.3	2.1	16.7	10.4	4.2
	北九州市	20	5.0	45.0	15.0	-	25.0	-	5.0
	福岡市	53	1.9	41.5	9.4	1.9	20.8	3.8	13.2
母子家庭	21	4.8	52.4	4.8	4.8	14.3	4.8	9.5	

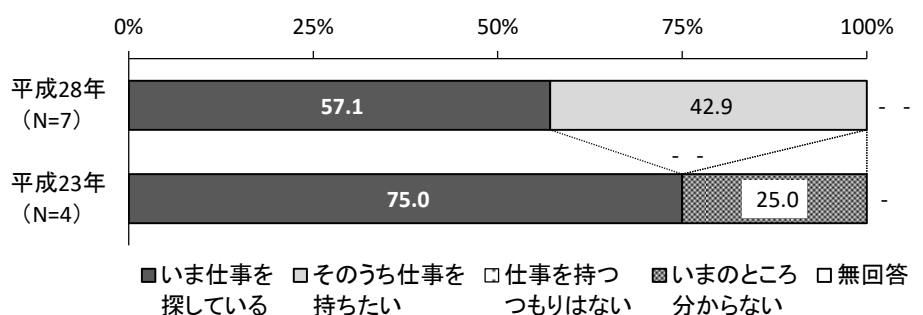
(サ) 今後の就業意向

問9-10 あなたは今後、仕事を持ちたいと思いますか。(○印は1つ)

現在仕事を持っていない人の今後の就業意向としては、「いま仕事を探している」が57.1% (4人)、「そのうち仕事を持ちたい」が42.9% (3人)で、全員が仕事を持ちたいと考えている。

前回調査と比べると、病気・病弱のため就業していない人が増えたためか、「いま仕事を探している」の割合が低下している。

図表Ⅲ-2-66 今後の就業意向



図表Ⅲ-2-67 今後の就業意向

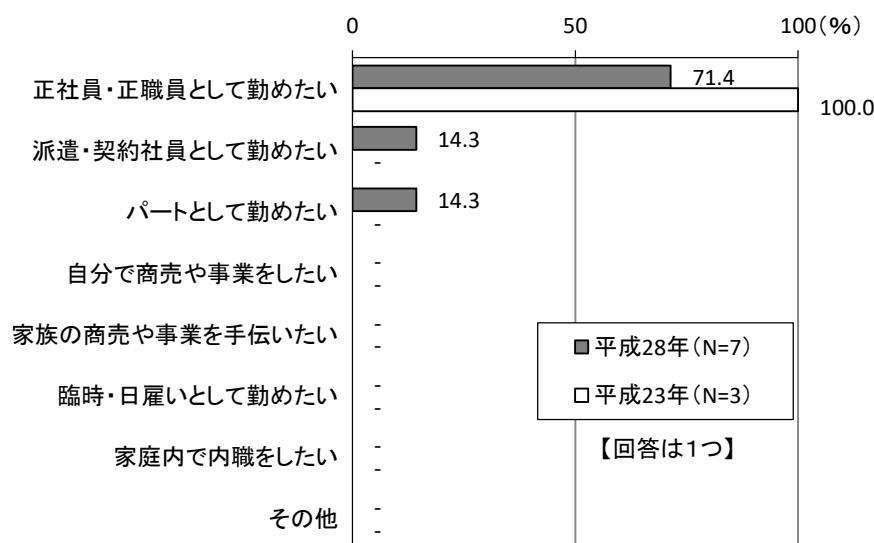
		標本数	探い しま て仕 い事 るを	い事そ をの 持つ ちち た仕	いつ仕 も事 りを は持 なつ	いろい 分ま かの らと なこ	無 回 答
全体		7 100.0	4 57.1	3 42.9	- -	- -	- -
時系列	平成23年	4	75.0	-	-	25.0	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	-	-	-	-	-	-
	35~39歳	1	100.0	-	-	-	-
	40~44歳	-	-	-	-	-	-
	45~49歳	3	66.7	33.3	-	-	-
	50歳以上	3	33.3	66.7	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	48	41.7	31.3	4.2	20.8	2.1
	北九州市	20	35.0	35.0	5.0	20.0	5.0
	福岡市	53	32.1	28.3	9.4	26.4	3.8
	母子家庭	21	28.6	33.3	4.8	23.8	9.5

問9-10-1（仕事を探している、仕事を持ちたいと答えた方に）では、どんな仕事を持ちたいと思いますか。（〇印は1つ）

現在仕事を持っていないが就業意向がある人が希望する仕事としては、「正社員、正職員として勤めたい」が71.4%（5人）で、正社員を希望する人が多い。

前回調査では全員が正社員を希望していたが、今回調査では派遣・契約社員やパートなどの非正規での就業意向が28.3%（2人）みられる。

図表Ⅲ-2-68 希望する就業形態



図表Ⅲ-2-69 希望する就業形態

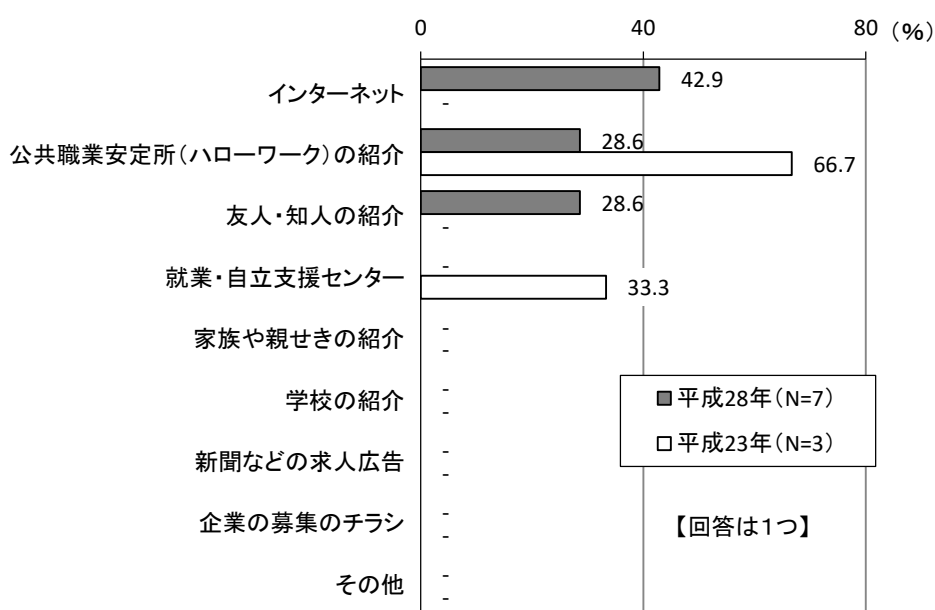
		標本数	を自分で商売や事業	を家族の商売や事業	し正社員・正職員と	し派遣・契約社員と	たパートとして勤め	て臨時・日雇いとし	た家庭内で内職をし	その他	無回答
全体		7 100.0	-	-	5 71.4	1 14.3	1 14.3	-	-	-	-
時系列	平成23年	3	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
	40～44歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	45～49歳	3	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
	50歳以上	3	-	-	66.7	-	33.3	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	35	25.7	-	51.4	-	8.6	2.9	8.6	-	2.9
	北九州市	14	14.3	-	64.3	-	14.3	-	-	-	7.1
	福岡市	32	28.1	-	43.8	3.1	3.1	6.3	6.3	3.1	6.3
	母子家庭	13	15.4	-	23.1	-	46.2	-	7.7	7.7	-

問9-10-2（仕事を探している、仕事を持ちたいと答えた方に）主にどのような方法で仕事を探しますか。（○印は1つ）

また、現在仕事を持っていないが就業意向がある人の就職活動の方法は、「インターネット」が42.9%（3人）「公共職業安定所（ハローワーク）の紹介」「友人・知人の紹介」がともに28.6%（2人）となっている。

前回調査と比べると、「公共職業安定所（ハローワーク）の紹介」が低く、「インターネット」が高くなっている。

図表Ⅲ-2-70 仕事を探す方法



図表Ⅲ-2-71 仕事を探す方法

(%)

		標本数	公共職業安定所(ハローワーク)の紹介	就業・自立支援センター	友人・知人の紹介	家族や親せきの紹介	学校の紹介	新聞などの求人広告	企業の募集のチラシ	インターネット	その他	無回答
全体		7	28.6	-	28.6	-	-	-	-	42.9	-	-
時系列	平成23年	3	66.7	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	35	57.1	2.9	14.3	-	-	-	11.4	14.3	-	-
	北九州市	14	78.6	-	-	-	-	-	14.3	-	7.1	-
	福岡市	32	50.0	-	18.8	3.1	-	6.3	3.1	15.6	3.1	-
	母子家庭	13	46.2	23.1	7.7	-	-	15.4	-	7.7	-	-

※母子家庭では「子育て女性就職支援センター」(0%)の項目あり。

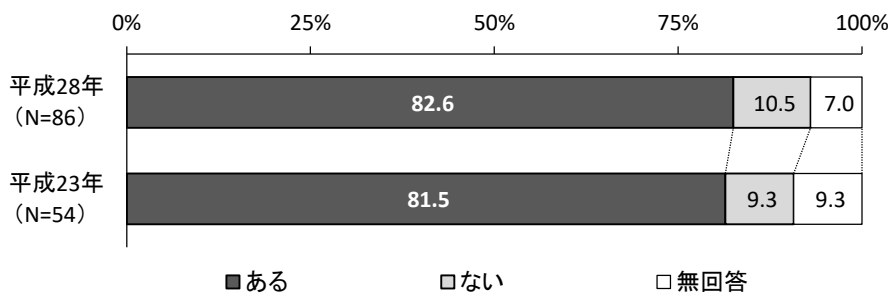
(3) 資格や技術の保有状況と今後取得したい資格や技術

(ア) 現在持っている資格や技術

問10-1 あなたは、いま資格や技術を持っていますか。もしあれば具体的に記入してください。(○印は1つ) 自動車運転免許証を含みます。

現在持っている資格や技術については、「ある」人が 82.6%、「ない」人が 10.5%で、前回調査と大きな違いはみられない。持っている資格や技術の内容としては、「普通自動車免許(中型含む)」や「大型自動車免許」など運転免許が多くあげられている。

図表Ⅲ-2-72 現在持っている資格や技術の有無



図表Ⅲ-2-73 資格や技術の有無

		標本数	ある (%)	ない (%)	無回答 (%)
全体		86	71	9	6
		100.0	82.6	10.5	7.0
時系列	平成23年	54	81.5	9.3	9.3
年齢別	29歳以下	-	-	-	-
	30~34歳	-	-	-	-
	35~39歳	10	80.0	10.0	10.0
	40~44歳	28	78.6	17.9	3.6
	45~49歳	18	77.8	5.6	16.7
	50歳以上	30	90.0	6.7	3.3
	無回答	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	86.7	8.6	4.6
	北九州市	397	89.2	7.6	3.3
	福岡市	561	82.5	14.4	3.0

《持っている資格》

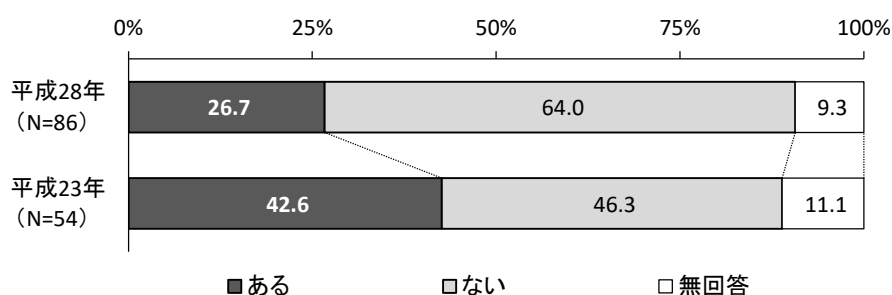
普通自動車I種免許(中型含む)	43件
大型自動車I種免許	12件
フォークリフト	11件
玉掛け	7件
クレーン	7件
ガス関係(ガス溶接、高圧ガス販売主任者)	7件
電気工事士	5件
けん引	3件
簿記	3件

(イ) 今後取得したい資格や技術

問 10-2 あなたは、今後取りたいと思っている資格や技術がありますか。もしあれば具体的に記入してください。自動車運転免許証を含みます。(○印は1つ)

今後取得したい資格や技術について、「ある」人は26.7%、「ない」人は64.0%となっている。前回調査に比べ、「ある」人が減少している。今後取得したい資格や技術の内容としては、件数は多くはないが、電気関係の技術、フォークリフト、屋外広告士など様々な技術や資格があげられている。

図表Ⅲ-2-74 今後取得したい資格や技術の有無



図表Ⅲ-2-75 今後取得したい資格や技術の有無

		標本数	ある (%)	ない (%)	無回答 (%)
全体		86	26.7	64.0	9.3
時系列	平成23年	54	42.6	46.3	11.1
年齢別	29歳以下	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-
	35～39歳	10	50.0	40.0	10.0
	40～44歳	28	35.7	57.1	7.1
	45～49歳	18	16.7	61.1	22.2
	50歳以上	30	16.7	80.0	3.3
参考	県(三市を除く)	671	26.8	63.5	9.7
	北九州市	397	30.2	64.2	5.5
	福岡市	561	26.7	68.4	4.8

《今後取得したい資格》

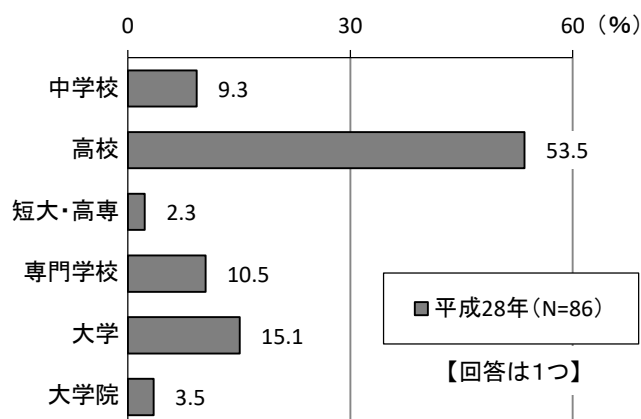
電気関係(電気工事士、電気主任技術者)	3件
フォークリフト	2件
屋外広告士	2件
危険物取扱	2件
大型自動車免許	2件
調理師免許	2件

(ウ) 学歴

問 11 あなたの最終学歴は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

回答者の最終学歴は、「高校」が 53.5% で最も高く、「大学」が 15.1%、「専門学校」が 10.5% と続いている。

図表Ⅲ－2－76 最終学歴



図表Ⅲ－2－77 最終学歴

		標本数	中学校	高校	短大・高専	専門学校	大学	大学院	無回答
全体		86	9.3	53.5	2.3	10.5	15.1	3.5	5.8
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	-	60.0	10.0	20.0	-	10.0	-
	40～44歳	28	10.7	64.3	-	7.1	14.3	-	3.6
	45～49歳	18	22.2	38.9	-	5.6	11.1	5.6	16.7
	50歳以上	30	3.3	50.0	3.3	13.3	23.3	3.3	3.3
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
理由別	死別	17	-	47.1	5.9	11.8	17.6	11.8	5.9
	離婚	62	11.3	54.8	1.6	9.7	14.5	1.6	6.5
	その他の生別	4	25.0	75.0	-	-	-	-	-
	無回答	3	-	33.3	-	33.3	33.3	-	-
参考	県(三市を除く)	671	12.5	49.8	3.4	12.7	16.5	0.9	4.2
	北九州市	397	11.8	47.1	3.3	13.9	18.6	2.8	2.5
	福岡市	561	11.6	38.1	3.2	11.4	30.1	3.0	2.5
	母子家庭	213	5.2	51.6	17.4	17.4	6.1	0.9	1.4

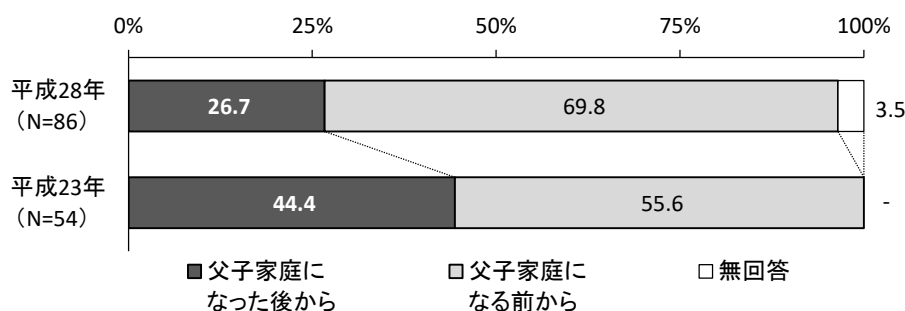
5. 住宅の状況

(1) 現在の住宅に住むようになった時期と前住地

問 12 あなたが、いまの住宅に住みはじめたのはいつ頃からですか。(○印は1つ)

現在の住居に住むようになった時期は、「父子家庭になる前から」が69.8%、「父子家庭になった後から」が26.7%となっており、父子家庭になる以前からの住居に居住している人が多い。前回調査と比べると、「父子家庭になる前から」が増加している。

図表Ⅲ－２－78 現在の住宅に住むようになった時期



図表Ⅲ－２－79 現在の住宅に住むようになった時期

		標本数	な父子家庭後から (%)	る父子家庭前 (%)	無回答 (%)
全体		86	23	60	3
		100.0	26.7	69.8	3.5
時系列	平成23年	54	44.4	55.6	-
か父子家庭の経過年数別	1年未満	9	-	100.0	-
	1～2年未満	12	8.3	83.3	8.3
	2～3年未満	10	20.0	80.0	-
	3～4年未満	10	30.0	70.0	-
	4～5年未満	6	16.7	83.3	-
	5～10年未満	16	43.8	56.3	-
	10～15年未満	17	47.1	41.2	11.8
	15年以上	3	-	100.0	-
理由別	無回答	3	33.3	66.7	-
参考	死別	17	29.4	64.7	5.9
	離婚	62	25.8	71.0	3.2
	その他の生別	4	25.0	75.0	-
	無回答	3	33.3	66.7	-
参考	県(三市を除く)	671	40.8	56.9	2.2
	北九州市	397	39.0	57.9	3.0
	福岡市	561	41.7	57.0	1.2
	母子家庭	213	55.9	43.2	0.9

問 12-1 (父子家庭になった後、いまの住宅に住んでいる方に)いまの住宅に住む前は、どちらに住んでいましたか。久留米市内、市外のいずれかを選び、市外の場合は都道府県名・市町村名を記入してください。(○印は1つ)

また、父子家庭になった後に現在の住居に住むようになった人の以前の居住地としては、「久留米市内」が91.3%、「市外」が8.7%で、大半は久留米市内から転居している。

図表Ⅲ-2-80 前住地

(%)

	標本数	福岡地域	筑後地域	久留米市内	久留米市以外	筑豊地域	北九州地域	県外	無回答
全体	23 100.0	- -	22 95.7	21 91.3	1 4.3	- -	- -	1 4.3	- -
時系列 平成23年	24	4.2	87.5	83.3	4.2	-	-	8.3	-

前住地		人数
筑後地域	小都市	1
県外	鹿児島県	1

(2) 住居形態

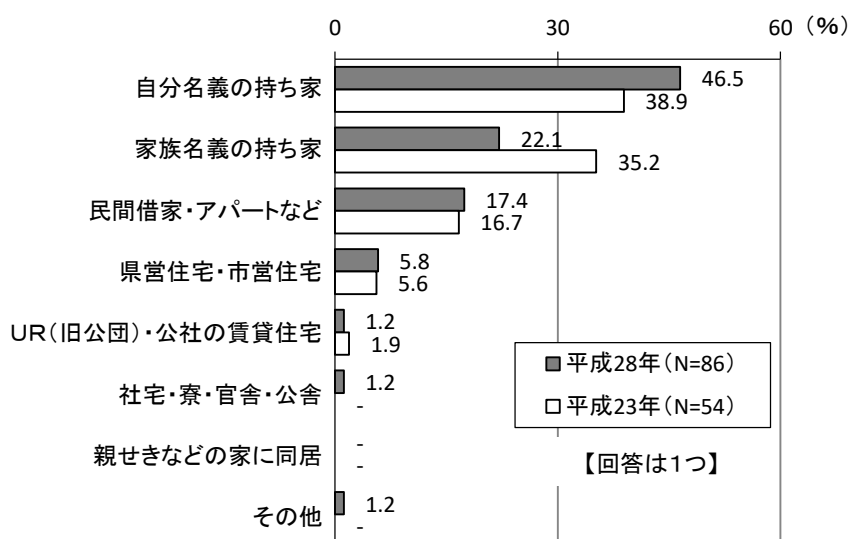
問 13 あなたのいまの住居形態は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

現在の住居の形態は、「自分名義の持ち家」が46.5%で最も高く、「家族名義の持ち家」が22.1%、「民間借家・アパートなど」が17.4%、「県営住宅・市営住宅」が5.8%と続く。

前回調査と比べると、「家族名義の持ち家」が減少し、「自分名義の持ち家」が増加している。

父子家庭になった理由別でみると、離婚の場合、自分もしくは家族名義の持ち家の割合が死別に比べて高くなっている。

図表Ⅲ－2－81 住居形態



図表Ⅲ－2－82 住居形態

		標本数	自分名義の持ち家	家族名義の持ち家	同居親せきなどの家に	県営住宅・市営住宅	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	民間借家・アパートなど	社宅・寮・官舎・公舎	その他	無回答
全体		86	40	19	-	5	1	15	1	1	4
		100.0	46.5	22.1	-	5.8	1.2	17.4	1.2	1.2	4.7
時系列	平成23年	54	38.9	35.2	-	5.6	1.9	16.7	-	-	1.9
理由別	死別	17	29.4	11.8	-	11.8	-	35.3	-	-	11.8
	離婚	62	48.4	25.8	-	4.8	1.6	14.5	-	1.6	3.2
	その他の生別	4	50.0	25.0	-	-	-	-	25.0	-	-
	無回答	3	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	34.1	29.5	0.7	5.8	0.4	25.9	0.7	0.3	2.4
	北九州市	397	39.3	24.9	0.5	10.3	2.3	19.4	2.0	-	1.3
	福岡市	561	32.3	17.5	0.4	7.7	6.1	30.1	5.2	0.4	0.5
	母子家庭	213	23.0	29.6	-	15.0	-	28.2	0.9	0.5	2.8

※母子家庭では「母子生活支援施設(母子寮)」(0%)の項目あり

(3) 1か月の家賃（借家の場合）

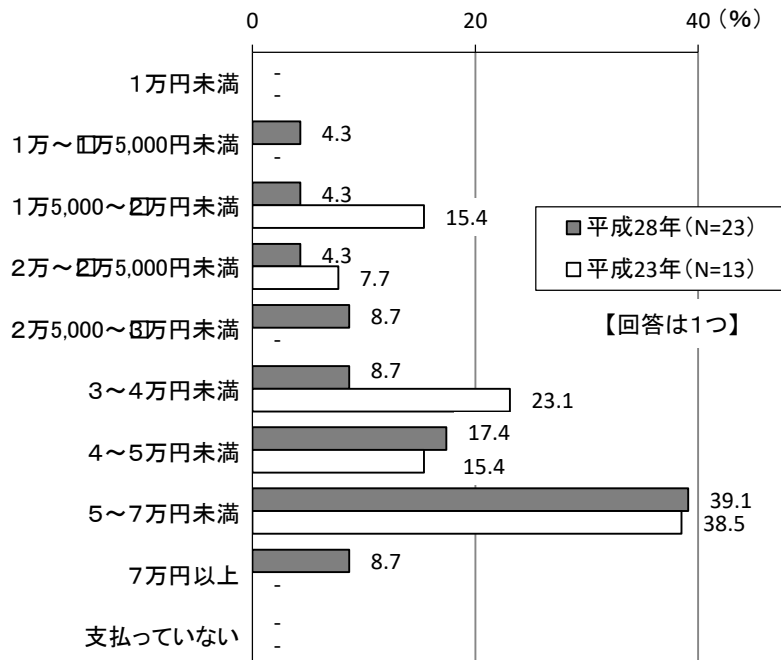
問 13-1（借家と答えた方に）1か月の家賃はどのくらいですか。管理費・共益費、光熱費などは除きます。（○印は1つ）

借家等に居住している人の1ヶ月の家賃は、「5～7万円未満」が39.1%、「4～5万円未満」が17.4%となっており、月平均家賃は47,000円である。

前回調査と比べると、月平均家賃は前回調査の42,000円から5,000円高くなっている。

住居形態別に1ヶ月の平均家賃をみると、「民間借家・アパート」が56,000円、「市営住宅・県営住宅」が22,000円となっており、「民間借家・アパート」は「市営住宅・県営住宅」より、約34,000円高い。

図表Ⅲ-2-83 1か月の家賃



図表Ⅲ－2－84 1か月の家賃

			1か月の家賃										無回答	推計平均額(万円)
		標本数	1万円未満	1万～1.5万円未満	1.5万～2万円未満	2万～2.5万円未満	2.5万～3万円未満	3万～4万円未満	4万～5万円未満	5万～7万円未満	7万円以上	支払っていない	(%)	
全体		23 100.0	-	1 4.3	1 4.3	1 4.3	2 8.7	2 8.7	4 17.4	9 39.1	2 8.7	-	1 4.3	4.7
時系列	平成23年	13	-	-	15.4	7.7	-	23.1	15.4	38.5	-	-	-	4.2
住居形態別	県営住宅・市営住宅	5	-	20.0	20.0	20.0	40.0	-	-	-	-	-	-	2.2
	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	3.5
	民間借家・アパートなど	15	-	-	-	-	-	6.7	26.7	53.3	13.3	-	-	5.6
	社宅・寮・官舎・公舎	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	6.0
	母子生活支援施設(母子寮)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	223	1.3	4.9	4.0	4.0	6.3	10.3	16.1	39.0	10.3	1.3	2.2	4.7
	北九州市	135	0.7	8.9	8.1	5.9	6.7	11.1	20.0	30.4	4.4	0.7	3.0	4.2
	福岡市	277	1.4	0.7	4.7	4.3	3.2	12.3	14.1	28.2	26.0	1.4	3.6	5.1
	母子家庭	95	4.2	8.4	6.3	12.6	4.2	14.7	20.0	24.2	-	1.1	4.2	3.7

※家賃の平均額の推計は、「1万円未満」は5,000円、「1万～1万5,000円未満」は12,500円などそれぞれの中間値をとり、「7万円以上」は7万円として、「支払っていない」と無回答を除いた標本数により算出した。

(4) 住宅に対する不満、悩み

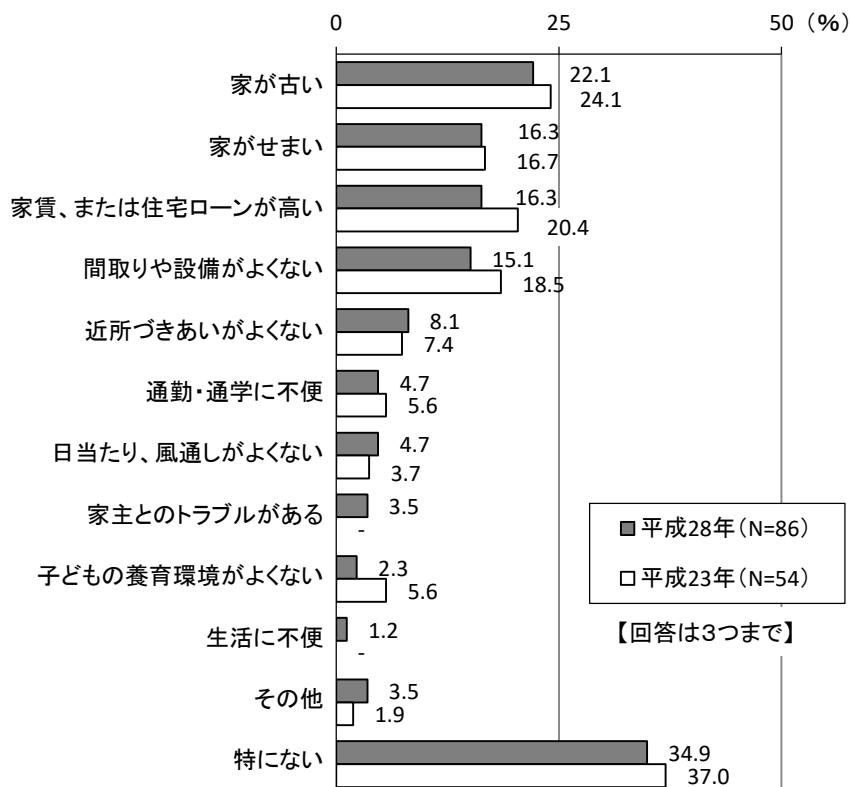
問 14 あなたは、いまの住宅に何か不満、悩みなどがありますか。(○印は3つまで)

現在の住宅に関する不満、悩みは、「家が古い」が 22.1%で最も高く、次いで、「家がせまい」「家賃、または住宅ローンが高い」がともに 16.3%、「間取りや設備がよくない」が 15.1%などとなっている。また、「特にない」も 34.9%みられる。

前回調査から、全体の傾向としては大きな変化はみられない。

住居形態別にみると、民間借家・アパートなどの居住者では「間取りや設備がよくない」「家賃、または住宅ローンが高い」「家がせまい」がやや高い。持ち家居住者では「特にない」が約4割とやや高くなっている。

図表Ⅲ－2－85 住宅に対する不満、悩み〔複数回答〕



図表Ⅲ－２－86 住宅に対する不満、悩み〔複数回答〕

(%)

	標本数	家がせまい	家が古い	間取りや設備がよくない	家賃、またはローンが高い	生活に不便	通勤・通学に不便	日当たり、風通しがよくない	近所づきあいがよくない	子どもの養育環境がよくない	家主とのトラブルがある	その他	特にない	無回答	
全体	86 100.0	14 16.3	19 22.1	13 15.1	14 16.3	1 1.2	4 4.7	4 4.7	7 8.1	2 2.3	3 3.5	3 3.5	30 34.9	6 7.0	
時系列	平成23年	54	16.7	24.1	18.5	20.4	-	5.6	3.7	7.4	5.6	-	1.9	37.0	5.6
住居形態別	持ち家	59	13.6	22.0	10.2	16.9	1.7	5.1	1.7	11.9	1.7	3.4	1.7	40.7	5.1
	親せきなどの家に同居	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	県営住宅・市営住宅	5	40.0	-	20.0	-	-	-	-	-	-	-	40.0	40.0	-
	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	民間借家・アパートなど	15	26.7	26.7	40.0	13.3	-	6.7	20.0	-	6.7	-	-	26.7	-
	社宅・寮・官舎・公舎	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	母子生活支援施設(母子寮)	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	4	-	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	75.0	
参考	県(三市を除く)	671	15.5	25.9	16.2	17.0	4.8	8.6	3.9	3.6	2.7	1.0	3.0	40.1	4.0
	北九州市	397	18.9	26.7	15.1	19.9	3.0	5.0	3.3	2.0	1.5	1.5	1.3	39.8	3.5
	福岡市	561	15.9	21.0	15.7	22.3	3.7	6.1	5.0	4.5	3.2	-	5.3	39.2	2.1
	母子家庭	213	11.7	31.5	21.6	17.4	6.6	8.5	6.6	6.6	1.4	1.9	7.5	31.0	5.2

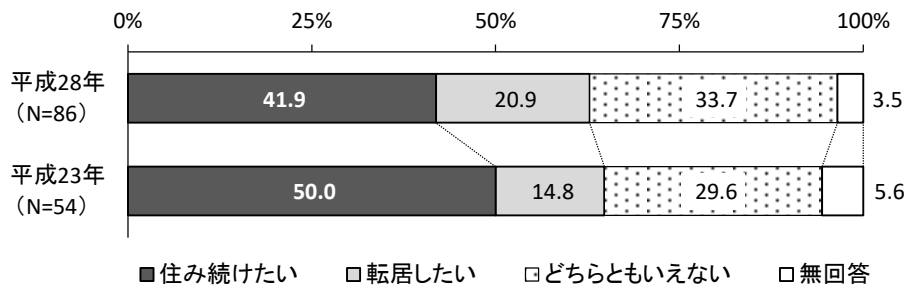
(5) 現在の住居に対する今後の居住意向

問 15 あなたは、いまの住宅に住み続けたいと思いますか。(〇印は1つ)

現在の住居に「住み続けたい」は 41.9%、「転居したい」は 20.9%、「どちらともいえない」は 33.7%となっている。

前回調査と比べると、「住み続けたい」がやや減少している。

図表Ⅲ－２－87 現在の住居に対する今後の居住意向



図表Ⅲ－２－88 現在の住居に対する今後の居住意向

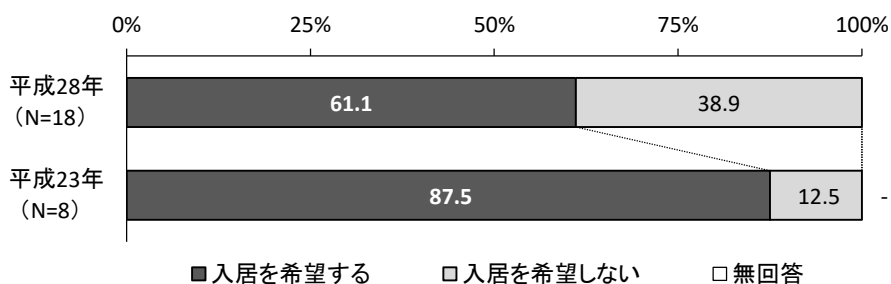
		標本数	い住 み 続 け た	転 居 し た い	いど ち ら と も い え な い も	無 回 答
全体		86 100.0	36 41.9	18 20.9	29 33.7	3 3.5
時系列	平成23年	54	50.0	14.8	29.6	5.6
住居 形 態 別	持ち家	59	49.2	13.6	33.9	3.4
	親せきなどの家に同居	-	-	-	-	-
	県営住宅・市営住宅	5	40.0	40.0	20.0	-
	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	1	-	-	100.0	-
	民間借家・アパートなど	15	13.3	46.7	40.0	-
	社宅・寮・官舎・公舎	1	100.0	-	-	-
	母子生活支援施設(母子寮)	1	-	100.0	-	-
	その他 無回答	- 4	- 50.0	-	- 25.0	- 25.0
参 考	県(三市を除く)	671	42.2	18.3	36.4	3.1
	北九州市	397	47.9	16.9	33.0	2.3
	福岡市	561	46.0	26.4	27.3	0.4
	母子家庭	213	37.6	19.7	40.4	2.3

(6) 公営住宅への入居希望

問 15-1 (転居したいと答えた方に) あなたは、公営住宅(県営住宅・市営住宅)への入居を希望しますか。(○印は1つ)

転居を希望している人の公営住宅への入居希望は、「入居を希望する」が61.1%、「入居を希望しない」が38.9%となっている。

図表Ⅲ-2-89 公営住宅への入居希望



図表Ⅲ-2-90 公営住宅への入居希望

		標本数	入居を希望する (%)	入居を希望しない (%)	無回答 (%)
全体		18 100.0	11 61.1	7 38.9	-
時系列	平成23年	8	87.5	12.5	-
世帯年収別	収入はない	-	-	-	-
	100万円未満	-	-	-	-
	100~150万円未満	1	100.0	-	-
	150~200万円未満	1	100.0	-	-
	200~300万円未満	7	57.1	42.9	-
	300~400万円未満	-	-	-	-
	400~500万円未満	5	80.0	20.0	-
	500~700万円未満	3	33.3	66.7	-
	700~1,000万円未満	1	-	100.0	-
	1,000万円以上	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	123	52.0	46.3	1.6
	北九州市	67	53.7	46.3	-
	福岡市	148	52.7	46.6	0.7
	母子家庭	42	31.0	64.3	4.8

6. 生計の状況

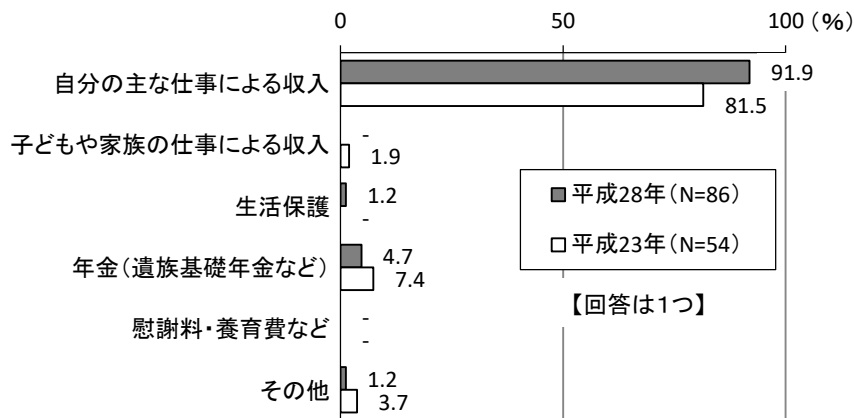
(1) 主たる収入源

問 16 あなたの世帯の生活費は、主に何によってまかなわれていますか。(〇印は1つ)

世帯の生活費の主な収入源については、「自分の主な仕事による収入」が91.9%、「年金（遺族基礎年金など）」が4.7%などとなっており、大半は自身の仕事による収入が主な収入源となっている。

前回調査と比べると、「自分の主な仕事による収入」が増加している。

図表Ⅲ－2－91 主たる収入源



図表Ⅲ－2－92 主たる収入源

		標本数	事自 に分 よの る主 収入 入仕	収の子 入仕ど もに や る家 族	生 活 保 護	礎年 年金 年金(遺 族基 礎)	費慰 な謝 ど料 ・養 育	そ の 他	無 回 答
全体		86 100.0	79 91.9	- -	1 1.2	4 4.7	- -	1 1.2	1 1.2
時系列	平成23年	54	81.5	1.9	-	7.4	-	3.7	5.6
同居家族別	父子のみ	43	90.7	-	2.3	4.7	-	2.3	-
	20歳以上の子ども	12	91.7	-	-	8.3	-	-	-
	父	11	100.0	-	-	-	-	-	-
	母	25	92.0	-	-	4.0	-	-	4.0
	その他	7	100.0	-	-	-	-	-	-
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-	-
理由別	死別	17	88.2	-	-	11.8	-	-	-
	離婚	62	91.9	-	1.6	3.2	-	1.6	1.6
	その他の生別	4	100.0	-	-	-	-	-	-
	無回答	3	100.0	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	88.7	4.2	2.5	1.2	-	2.2	1.2
	北九州市	397	91.7	0.5	2.0	3.0	-	1.3	1.5
	福岡市	561	87.5	2.1	4.3	2.7	0.4	2.7	0.4
	母子家庭	213	85.0	1.4	4.2	8.5	-	0.9	-

(2) 従たる収入源

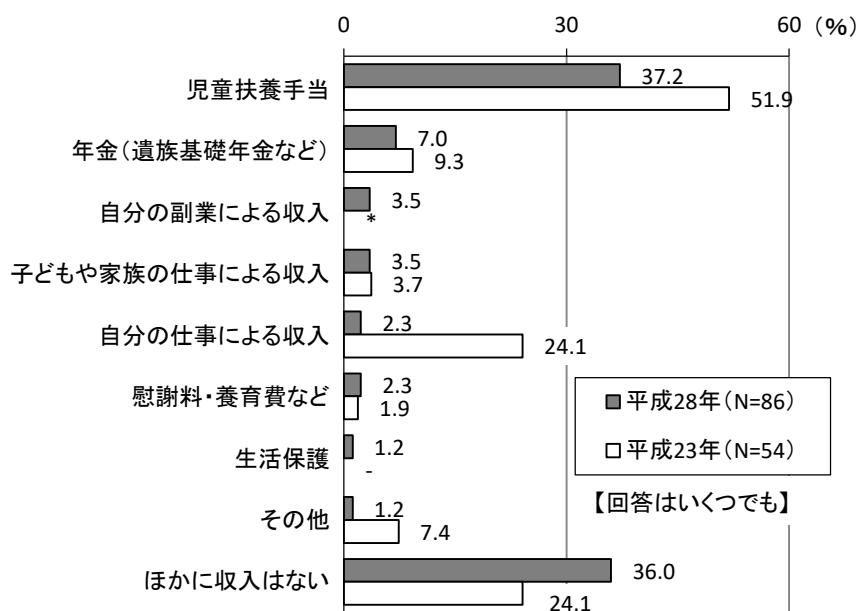
問 17 問 16 の収入以外にはどんな収入がありますか。(〇印はいくつでも)

主な収入源以外の収入としては、「児童扶養手当」が 37.2%、「年金（遺族基礎年金など）」が 7.0%、「自分の副業による収入」「子どもや家族の仕事による収入」がともに 3.5%などとなっている。また、「ほかに収入はない」が 36.0%みられる。

前回調査と比べると、「ほかに収入はない」が増加し、「児童扶養手当」「自分の仕事による収入」が減少している。

父子家庭になった理由別では、死別の人は「年金（遺族基礎年金など）」が、離婚の人では「児童扶養手当」がそれぞれ高くなっている。

図表Ⅲ－２－93 従たる収入源 [複数回答]



図表Ⅲ－２－94 従たる収入源 [複数回答]

		標本数	児童扶養手当	自分の仕事による収入	自分の副業による収入	子どもや家族の仕事による収入	生活保護	年金(遺族基礎)	慰謝料・養育費	その他	ほかに収入はない	無回答
全体		86	32	2	3	3	1	6	2	1	31	13
時系列	平成23年	54	51.9	24.1	...	3.7	-	9.3	1.9	7.4	24.1	7.4
理由別	死別	17	23.5	-	17.6	-	5.9	29.4	-	-	29.4	17.6
	離婚	62	40.3	3.2	-	4.8	-	1.6	3.2	1.6	37.1	14.5
	その他の生別	4	50.0	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-
	無回答	3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	33.3	33.3
参考	県(三市を除く)	671	55.4	5.2	3.0	7.5	-	9.7	1.9	1.5	24.1	7.5
	北九州市	397	48.1	5.0	3.8	4.0	0.5	7.3	2.3	1.5	30.7	8.1
	福岡市	561	39.0	5.9	4.3	5.9	1.4	8.7	1.8	2.5	37.3	7.0
	母子家庭	213	62.9	7.5	3.8	10.8	0.5	12.7	10.8	1.9	12.2	5.2

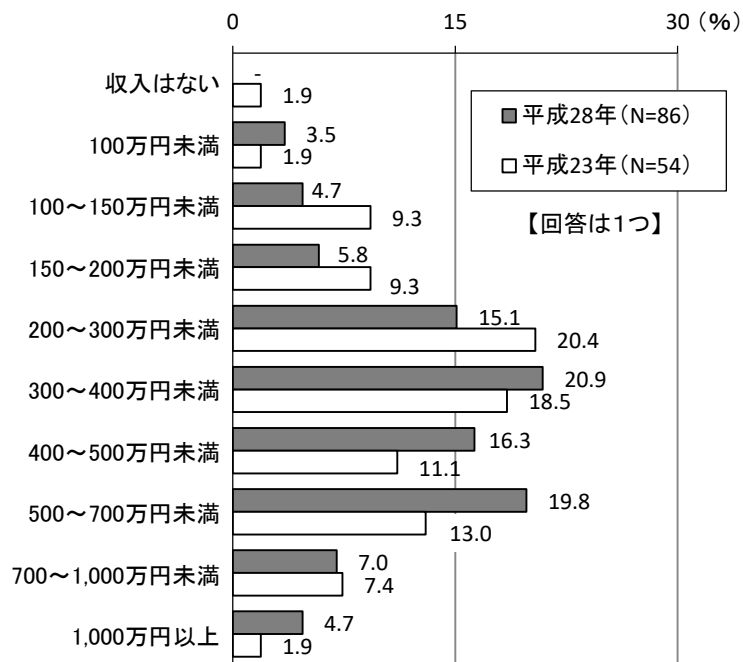
(3) 世帯の年間税込み収入

問 18 あなたの世帯全員の1年間の収入（児童扶養手当、年金、養育費等も含めて）は、
税込みでどのくらいですか。ただし、生活保護による収入は除きます。（〇印は1つ）

世帯全員の年間税込み収入は、「300～400万円未満」が20.9%で最も高く、「500～700万円未満」が19.8%、「400～500万円未満」が16.3%、「200～300万円未満」が15.1%と続いている。前回調査と比較すると、『400万円以上』の人が増加している。

1 世帯の平均年間税込み収入は446万円である。

図表Ⅲ－2－95 世帯の年間税込み収入



図表Ⅲ－２－96 世帯の年間税込み収入

		(%)											年間 収入 平均 額 (万 円) 推 計	
	標 本 数	収 入 は な い	100 万 円 未 満	100 ～ 150 万 円 未 満	150 ～ 200 万 円 未 満	200 ～ 300 万 円 未 満	300 ～ 400 万 円 未 満	400 ～ 500 万 円 未 満	500 ～ 700 万 円 未 満	700 ～ 1000 万 円 未 満	1000 万 円 以 上	無 回 答		
全 体		86	-	3	4	5	13	18	14	17	6	4	2	446
時系列 平成23年		100.0	-	3.5	4.7	5.8	15.1	20.9	16.3	19.8	7.0	4.7	2.3	
理 由 別	死別	54	1.9	1.9	9.3	9.3	20.4	18.5	11.1	13.0	7.4	1.9	5.6	386
	離婚	17	-	-	5.9	-	11.8	17.6	17.6	23.5	11.8	11.8	-	560
	その他の生別	62	-	4.8	4.8	6.5	17.7	22.6	16.1	14.5	6.5	3.2	3.2	410
	無回答	4	-	-	-	25.0	-	-	-	75.0	-	-	-	494
就 業 形 態 別	自営業主	3	-	-	-	-	-	33.3	33.3	33.3	-	-	-	467
	家族従業者□	18	-	5.6	5.6	22.2	22.2	5.6	11.1	11.1	5.6	11.1	-	421
	正社員・正職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	派遣・契約社員	59	-	-	-	-	10.2	28.8	20.3	25.4	8.5	3.4	3.4	500
	パートタイマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	125
	臨時・日雇など	1	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	250
	内職	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参 考	県(三市を除く)	671	-	4.9	2.8	5.8	23.2	19.8	13.3	14.5	6.4	2.8	6.4	404
	北九州市	397	0.5	3.8	5.5	4.5	16.4	22.4	15.9	16.1	8.6	3.0	3.3	430
	福岡市	561	1.6	5.0	4.3	4.8	16.4	15.5	10.0	19.3	12.3	7.3	3.6	490
	母子家庭	213	-	7.5	15.0	19.2	27.7	17.8	4.2	3.8	0.9	-	3.8	247

※世帯の年間税込み平均額の推計は、「100万円未満」は50万円、「100～150万円未満」は125万円などそれぞれの中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円として、「収入はない」と無回答を除いた標本数により算出した。

(4) 課税状況

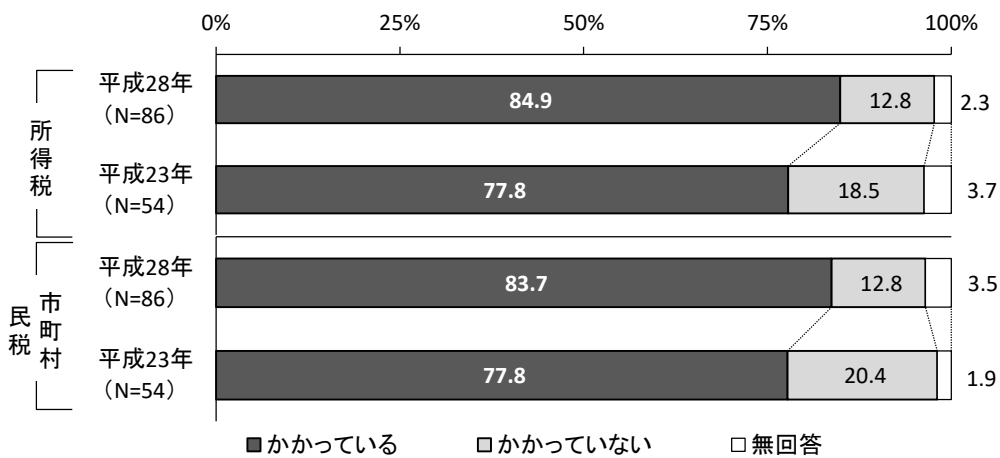
問 19 あなたの所得に所得税や市町村民税はかかっていますか。(○印はそれぞれ1つ)

回答者本人の所得への所得税や市町村民税の課税状況は、所得税については「かかっている」が84.9%、「かかっていない」が12.8%となっている。

市町村民税は、「かかっている」が83.7%、「かかっていない」が12.8%で所得税とほぼ同様である。

前回調査と比べると、所得税、市町村民税ともに「かかっている」がやや増加している。

図表Ⅲ－2－97 課税状況



図表Ⅲ－2－98 課税状況

		標本数	所得税			市町村民税		
			かかっている	かかっていない	無回答	かかっている	かかっていない	無回答
全体		86	73	11	2	72	11	3
		100.0	84.9	12.8	2.3	83.7	12.8	3.5
時系列	平成23年	54	77.8	18.5	3.7	77.8	20.4	1.9
参考	県(三市を除く)	671	82.1	14.8	3.1	80.5	15.8	3.7
	北九州市	397	82.9	14.4	2.8	78.6	16.4	5.0
	福岡市	561	79.5	18.2	2.3	75.4	20.1	4.5
	母子家庭	213	55.4	42.7	1.9	47.9	47.9	4.2

(5) 家計の状態

問 20 あなたの家計の状態は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

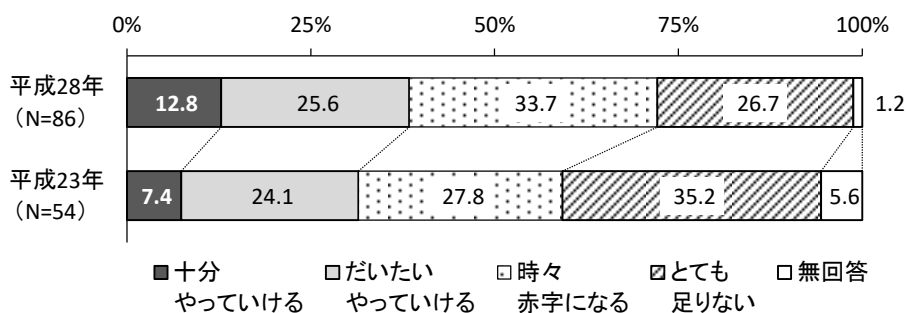
家計の状態についてみると、「時々赤字になる」が 33.7%で最も高く、「とても足りない」が 26.7%、「だいたいやっつけいける」が 25.6%、「十分やっつけいける」が 12.8%で、約6割人は家計が苦しい状態であると回答している。

前回調査と比べると、「時々赤字になる」がやや増加し、「とても足りない」が減少している。

仕事の有無別にみると、仕事を持っている場合でも「時々赤字になる」と「とても足りない」の割合が高く、家計の状態が厳しい家庭も多い。

世帯年収別では、400万円未満の世帯では「とても足りない」「時々赤字になる」という人が多い。

図表Ⅲ－2－99 家計の状態



図表Ⅲ－２－１００ 家計の状態

(%)

		標 本 数	け 十 分 や っ て い	て だ い け た い や っ	る 時 々 赤 字 に な	い と も 足 り な	無 回 答
全 体		86 100.0	11 12.8	22 25.6	29 33.7	23 26.7	1 1.2
時系列	平成23年	54	7.4	24.1	27.8	35.2	5.6
理 由 別	死別	17	23.5	29.4	23.5	23.5	-
	離婚	62	9.7	24.2	35.5	29.0	1.6
	その他の生別	4	-	-	75.0	25.0	-
	無回答	3	33.3	66.7	-	-	-
有仕 無事 別の	持っている	79	13.9	27.8	34.2	22.8	1.3
	持っていない	7	-	-	28.6	71.4	-
	無回答	-	-	-	-	-	-
就 業 形 態 別	自営業主	18	5.6	38.9	38.9	16.7	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	59	16.9	25.4	32.2	23.7	1.7
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	-	-	100.0	-	-
	臨時・日雇など	1	-	-	-	100.0	-
	内職	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
世 帯 年 収 別	収入はない	-	-	-	-	-	-
	100万円未満	3	-	-	33.3	66.7	-
	100～150万円未満	4	-	-	50.0	50.0	-
	150～200万円未満	5	-	20.0	20.0	60.0	-
	200～300万円未満	13	-	15.4	53.8	30.8	-
	300～400万円未満	18	11.1	16.7	27.8	44.4	-
	400～500万円未満	14	14.3	28.6	42.9	14.3	-
	500～700万円未満	17	17.6	35.3	35.3	11.8	-
	700～1,000万円未満	6	16.7	66.7	16.7	-	-
	1,000万円以上	4	75.0	25.0	-	-	-
無回答	2	-	50.0	-	-	50.0	
参 考	県(三市を除く)	671	6.6	28.3	37.0	26.7	1.5
	北九州市	397	8.8	26.4	38.3	24.9	1.5
	福岡市	561	9.8	25.7	37.6	26.7	0.2
	母子家庭	213	2.8	21.6	37.1	38.5	-

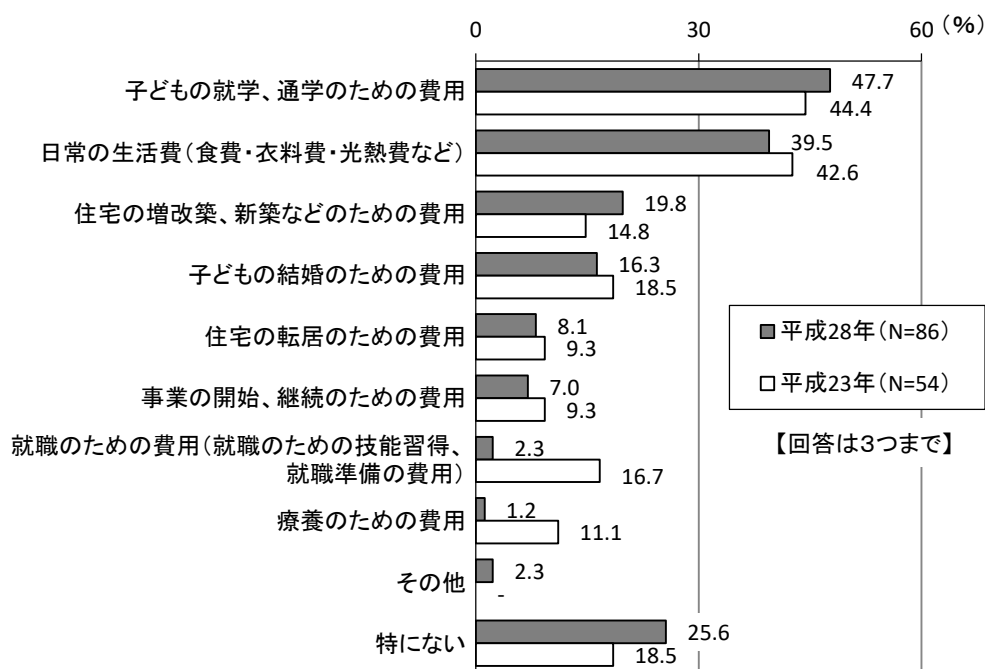
(6) 現在不足している費用

問21 あなたにとって、いま現在、不足している費用はありますか。(○印は3つまで)

現在不足している費用は、「子どもの就学、通学のための費用」が47.7%で最も高く、次いで「日常の生活費」が39.5%、「住宅の増改築、新築などのための費用」が19.8%、「子どもの結婚のための費用」16.3%などとなっている。また、「特にない」が25.6%みられる。

前回調査と比べると、「特にない」が増加している。

図表Ⅲ-2-101 現在不足している費用



図表Ⅲ-2-102 現在不足している費用

		標本数	衣料費・生活費(食費・光熱費など)	就職準備のための技能習得、就職のための費用	事業の開始、継続のための費用	療養のための費用	子どもの就学、通学の費用	子どもの結婚のための費用	住宅の増改築、新築などのための費用	住宅の転居のための費用	その他	特にない	無回答
全体		86	34	2	6	1	41	14	17	7	2	22	2
時系列		100.0	39.5	2.3	7.0	1.2	47.7	16.3	19.8	8.1	2.3	25.6	2.3
平成23年		54	42.6	16.7	9.3	11.1	44.4	18.5	14.8	9.3	-	18.5	3.7
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30~34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35~39歳	10	50.0	-	-	-	60.0	20.0	50.0	10.0	-	10.0	10.0
	40~44歳	28	39.3	3.6	7.1	-	53.6	17.9	17.9	3.6	7.1	28.6	-
	45~49歳	18	44.4	-	-	-	44.4	11.1	11.1	11.1	-	22.2	-
	50歳以上	30	33.3	3.3	13.3	3.3	40.0	16.7	16.7	10.0	-	30.0	3.3
無回答		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	46.5	4.9	7.0	5.4	48.1	15.5	17.0	9.1	2.4	17.7	2.5
	北九州市	397	40.8	3.5	5.3	5.5	46.6	17.4	17.1	9.6	2.3	18.1	3.5
	福岡市	561	41.5	4.3	9.8	2.9	50.1	19.1	11.1	13.5	4.3	20.3	2.1
	母子家庭	213	48.4	9.9	2.3	7.0	59.2	16.9	13.1	14.6	4.2	11.3	1.9

7. 健康状態

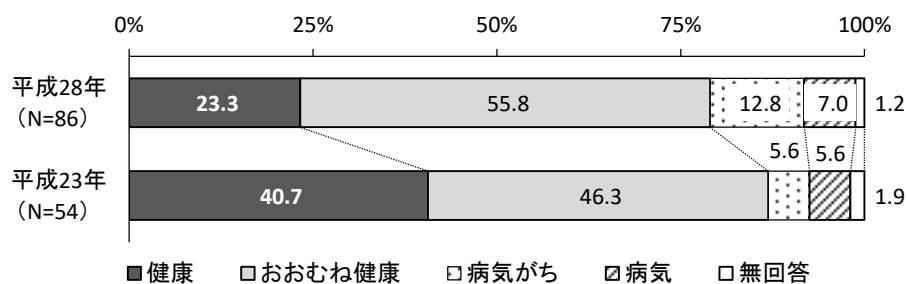
(1) 父親の健康状態

問 22 あなたの健康状態は、いかがですか。(○印は1つ)

父親の健康状態については、「健康」が 23.3%、「おおむね健康」が 55.8%で、約8割は『健康』と回答しているが、「病気がち」12.8%、「病気」7.0%で、健康状態がよくないとする人も2割程度を占めている。

前回調査より、「健康」とする人の割合が減少し、「病気がち」とする人が増加している。

図表Ⅲ－2－103 父親の健康状態



図表Ⅲ－2－104 父親の健康状態

		標本数	健康	健康 おおむね	病気がち	病気	無回答
全体		86	23.3	55.8	12.8	7.0	1.2
時系列	平成23年	54	40.7	46.3	5.6	5.6	1.9
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	20.0	60.0	10.0	10.0	-
	40～44歳	28	32.1	60.7	3.6	3.6	-
	45～49歳	18	27.8	44.4	16.7	11.1	-
	50歳以上	30	13.3	56.7	20.0	6.7	3.3
無回答	-	-	-	-	-	-	
有仕事 無事別の	持っている	79	25.3	58.2	10.1	5.1	1.3
	持っていない	7	-	28.6	42.9	28.6	-
	無回答	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	29.1	56.8	7.5	5.4	1.3
	北九州市	397	30.5	54.4	8.6	5.0	1.5
	福岡市	561	33.3	50.8	7.1	8.6	0.2
	母子家庭	213	22.1	58.2	9.4	9.9	0.5

(2) 父親が病気の時の本人の身の回りの世話

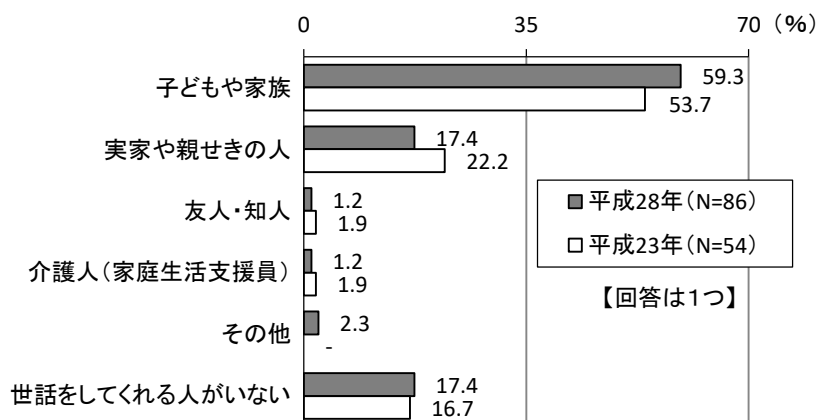
問 23 もしも、あなたが重い病気にかかったり、入院した場合、あなたの身の回りの世話は、主にどなたがしますか。(○印は1つ)

父親が重い病気にかかったりした場合の介護者は、「子どもや家族」が59.3%、「実家や親せきの人」が17.4%で、家族・親族が中心である。また、「世話をしてくれる人がいない」が17.4%となっている。

前回調査と比べると、「子どもや家族」が増加し、「実家や親せきの人」がやや減少している。

同居家族別にみると、父子のみの家庭では「実家や親せきの人」が約3割、「世話をしてくれる人がいない」も2割を超えている。

図表Ⅲ-2-105 父親が疾病時の本人の身の回りの世話



図表Ⅲ-2-106 父親が疾病時の本人の身の回りの世話

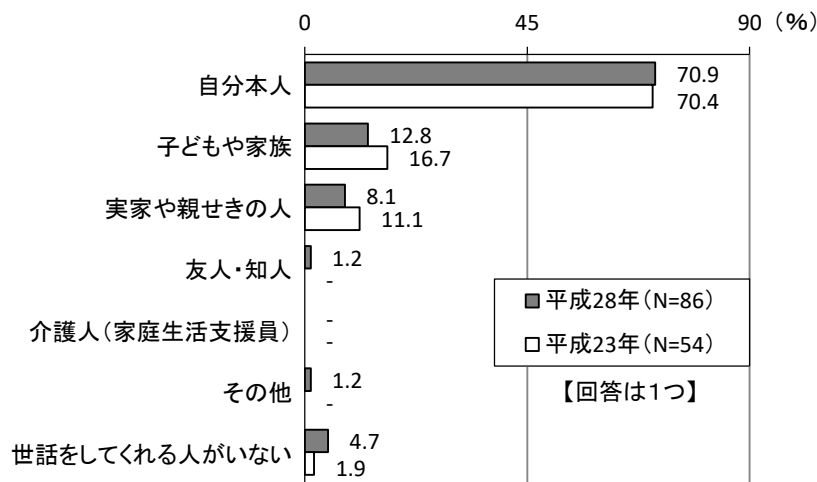
		標本数	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	介護支援人(家庭生活)	その他	世話をしてくれる人がいない	無回答
全体		86	51	15	1	1	2	15	1
		100.0	59.3	17.4	1.2	1.2	2.3	17.4	1.2
時系列	平成23年	54	53.7	22.2	1.9	1.9	-	16.7	3.7
同居家族別	父子のみ	43	37.2	30.2	-	2.3	4.7	25.6	-
	20歳以上の子ども	12	75.0	8.3	8.3	-	-	8.3	-
	父	11	81.8	-	-	-	-	18.2	-
	母	25	84.0	4.0	-	-	-	8.0	4.0
	その他	7	100.0	-	-	-	-	-	-
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	48.6	27.0	1.8	0.3	0.7	19.4	2.2
	北九州市	397	44.3	30.5	3.3	0.3	0.3	19.4	2.0
	福岡市	561	45.1	26.4	2.3	1.1	1.4	23.5	0.2
	母子家庭	213	57.3	28.6	0.5	-	-	13.1	0.5

(3) 子どもが病気の時の身の回りの世話

問 24 また、あなたのお子さんが重い病気にかかったり、入院した場合、お子さんの身の回りの世話は、主にどなたがしますか。(〇印は1つ)

子どもが重い病気にかかったりした場合の介護者は、「自分本人」が 70.9%と最も高く、父子家庭でも子どもの病気の場合は父親が世話をしている割合が高い。「子どもや家族」は 12.8%、「実家や親せきの人」は 8.1%となっている。また、「世話をしてくれる人がいない」も 4.7%みられる。前回調査から大きな変化はみられない。

図表Ⅲ－２－107 子どもが病気の時の身の回りの世話



図表Ⅲ－２－108 子どもが病気の時の身の回りの世話

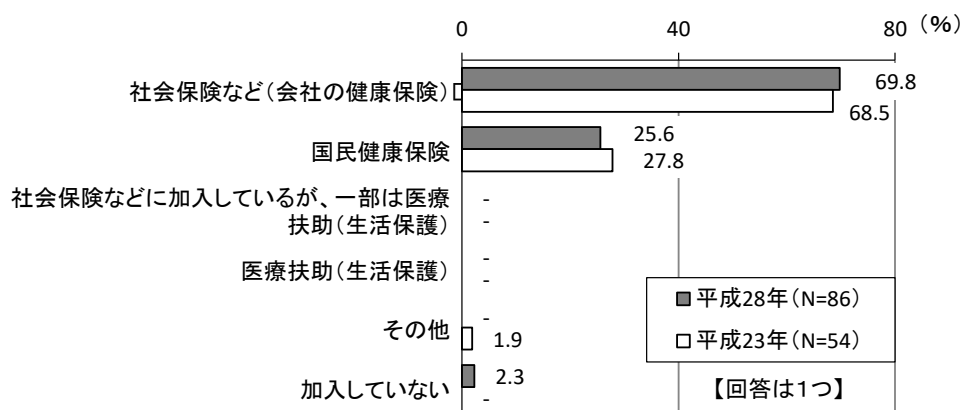
		標本数	自分本人	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	介護人(家庭生活支援員)	その他	世話をしてくれる人がいない	無回答
全体		86	61	11	7	1	-	1	4	1
		100.0	70.9	12.8	8.1	1.2	-	1.2	4.7	1.2
時系列	平成23年	54	70.4	16.7	11.1	-	-	-	1.9	-
参考	県(三市を除く)	671	66.0	13.0	16.1	0.3	0.1	0.3	2.5	1.6
	北九州市	397	62.5	11.3	20.9	1.0	0.3	-	2.5	1.5
	福岡市	561	70.1	8.4	13.7	1.1	0.4	0.4	5.7	0.4
	母子家庭	213	89.2	3.8	5.2	-	-	-	1.4	0.5

(4) 医療保険

問 25 あなたの医療保険（健康保険証）は、次の中のどれにあてはまりますか。
 (○印は1つ)

回答者の医療保険は、「社会保険など（会社の健康保険）」が 69.8%で最も高く、「国民健康保険」が 25.6%となっており、前回調査とほぼ同様であるが、今回調査では「加入していない」が 2.3%（2人）みられる。

図表Ⅲ－2－109 医療保険



図表Ⅲ－2－110 医療保険

		標本数	国民健康保険	社会保険など(会社の健康保険)	扶いてるが、生活保護は医療し	社会保険などに加入し	医療扶助(生活保護)	その他	加入していない	無回答
全体		86	22	60	-	-	-	-	2	2
		100.0	25.6	69.8	-	-	-	-	2.3	2.3
時系列	平成23年	54	27.8	68.5	-	-	-	1.9	-	1.9
有仕無事別の	持っている	79	21.5	75.9	-	-	-	-	-	2.5
	持っていない	7	71.4	-	-	-	-	-	28.6	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就業形態別	自営業主	18	77.8	22.2	-	-	-	-	-	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	59	3.4	93.2	-	-	-	-	-	3.4
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	臨時・日雇など	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	671	24.4	68.1	0.9	2.4	0.6	0.6	0.6	3.0
	北九州市	397	24.2	70.0	1.0	2.3	0.8	0.5	0.5	1.3
	福岡市	561	26.4	66.7	0.5	3.9	1.1	0.5	0.9	0.9
	母子家庭	213	29.1	62.9	0.9	4.2	-	-	-	2.8

8. 子どもの状況

(1) 子どもとの団らんの機会

問 26 あなたは、お子さんとの団らんの時間がどのくらい取れていますか。仕事をしている日、仕事が休みの日それぞれについて、あてはまるものを選んでください。
(○印はそれぞれ1つずつ)

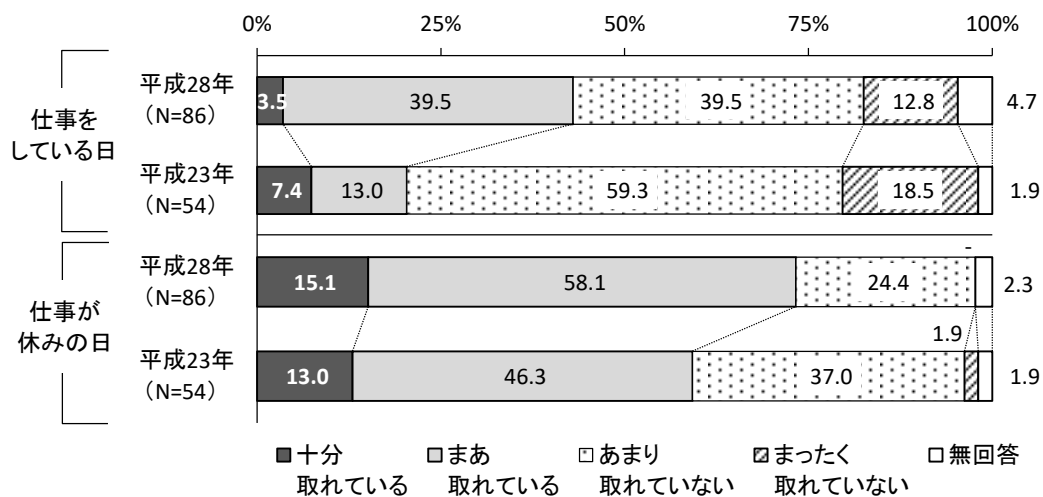
子どもとの団らんの状況については、仕事をしている日の場合、「十分取れている」が 3.5%、「まあ取れている」が 39.5%で、子どもとの団らんの時間が『取れている』とする人は全体 4 割程度となっている。「あまり取れていない」が 39.5%、「まったく取れていない」が 12.8%で、『取れていない』とする人が半数を超えている。

前回調査と比べると、「あまり取れていない」が大幅に減少し、「まあ取れている」が増加している。

仕事が休みの日の場合、「十分取れている」が 15.1%、「まあ取れている」が 58.1%で、7 割以上は『取れている』と回答しているものの、「あまり取れていない」が 24.4%、「まったく取れていない」が 0%で、休みの日でも団らんの時間が『取れていない』とする人が約 4 分の 1 みられる。

前回調査と比べると、団らんの時間が『取れている』割合が増加している。

図表Ⅲ－２－111 子どもとの団らんの機会



図表Ⅲ－２－112 子どもとの団らんの機会

(%)

	標本数	仕事をしている日					仕事が休みの日					
		い十分 る分 取れ て	いま るあ 取れ て	てあ いま なり い取 れ	れま てっ いた なく い取	無 回 答	い十分 る分 取れ て	いま るあ 取れ て	てあ いま なり い取 れ	れま てっ いた なく い取	無 回 答	
全体	86 100.0	3 3.5	34 39.5	34 39.5	11 12.8	4 4.7	13 15.1	50 58.1	21 24.4	- -	2 2.3	
時系列	平成23年	54	7.4	13.0	59.3	18.5	1.9	13.0	46.3	37.0	1.9	1.9
就業 形態 別	自営業主	18	-	38.9	27.8	27.8	5.6	-	61.1	38.9	-	-
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	59	5.1	39.0	44.1	8.5	3.4	20.3	55.9	20.3	-	3.4
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-
	臨時・日雇など	1	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参 考	県(三市を除く)	671	7.0	31.7	42.2	13.1	6.0	23.4	44.6	25.0	2.8	4.2
	北九州市	397	8.8	33.5	41.6	12.8	3.3	23.7	49.6	21.4	3.0	2.3
	福岡市	561	7.5	31.0	43.5	12.8	5.2	23.4	45.8	25.1	3.0	2.7
	母子家庭	213	6.6	28.2	46.9	10.8	7.5	18.8	49.3	24.9	1.4	5.6

(2) 子どもについての悩み

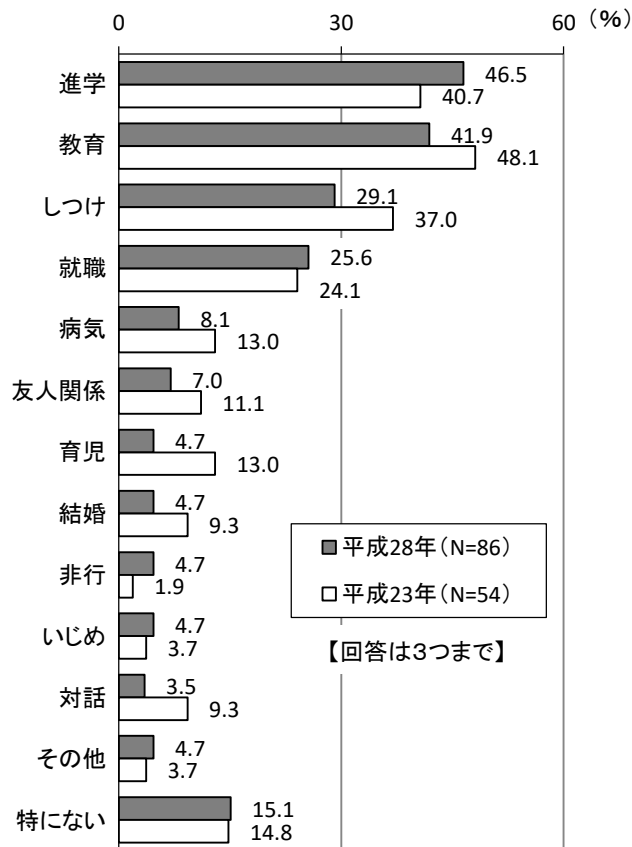
問27 あなたは、お子さんについて何か悩みを持っていますか。(〇印は3つまで)

子どもについての悩みとしては、「進学」が46.5%で最も高く、次いで「教育」が41.9%、「しつけ」が29.1%、「就職」が25.6%などとなっており、教育や進路に関することが主な悩みとなっている。

前回調査と比べると、「教育」「しつけ」が減少し、「進学」がやや増加している。

子どもの状況別では、小学生で「しつけ」「育児」が、中学生で「教育」「進学」が、高校生で「進学」「就職」が、短大生・大学生で「就職」がそれぞれ高くなっている。

図表Ⅲ-2-113 子どもについての悩み [複数回答]



図表Ⅲ－２－114 子どもについての悩み〔複数回答〕

(%)

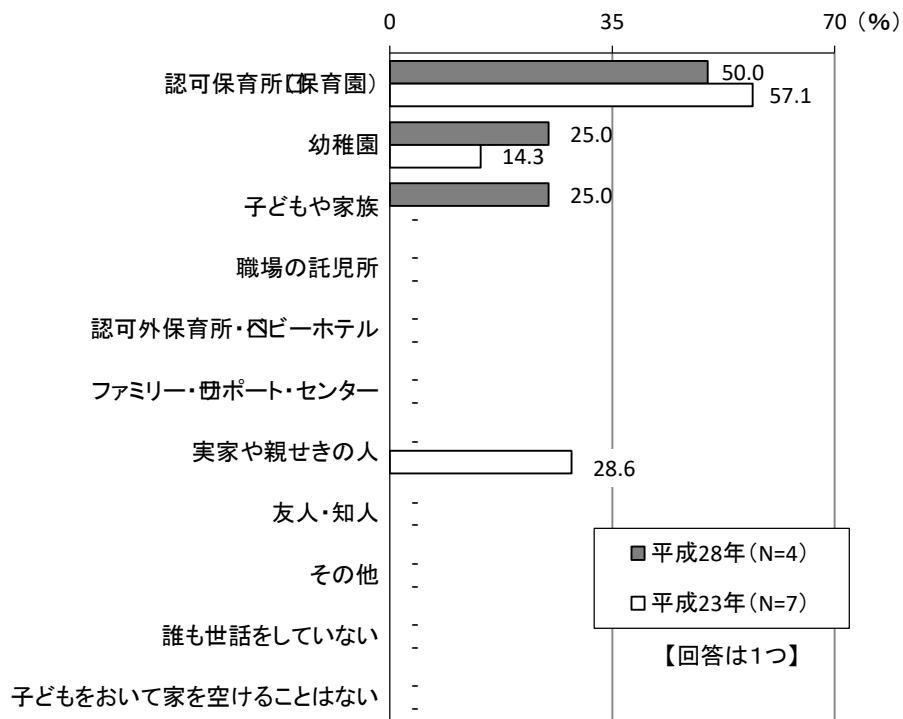
		標 本 数	育 児	し っ け	教 育	進 学	就 職	結 婚	病 気	対 話	友 人 関 係	非 行	い じ め	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体		86 100.0	4 4.7	25 29.1	36 41.9	40 46.5	22 25.6	4 4.7	7 8.1	3 3.5	6 7.0	4 4.7	4 4.7	4 4.7	13 15.1	2 2.3
時系列	平成23年	54	13.0	37.0	48.1	40.7	24.1	9.3	13.0	9.3	11.1	1.9	3.7	3.7	14.8	-
子 ど も の 状 況 別	通園していない乳児・幼児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可保育所・園に通園	2	50.0	100.0	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設に通園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園に通園	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	小学生	23	17.4	47.8	39.1	30.4	-	-	4.3	-	-	8.7	8.7	4.3	26.1	-
	中学生	34	2.9	32.4	67.6	67.6	17.6	2.9	11.8	2.9	11.8	11.8	2.9	-	8.8	2.9
	高校生	43	2.3	25.6	32.6	51.2	34.9	7.0	11.6	-	4.7	4.7	2.3	4.7	16.3	-
	短大生・大学生	6	-	16.7	16.7	16.7	66.7	-	-	16.7	-	16.7	-	-	16.7	-
	その他の学生	4	-	-	25.0	25.0	50.0	-	-	-	25.0	-	-	-	25.0	-
	仕事をしている子ども	5	-	-	20.0	-	40.0	20.0	20.0	-	-	-	-	-	40.0	-
	無職の子ども	4	-	25.0	50.0	-	75.0	-	25.0	-	-	-	-	25.0	-	25.0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参 考	県(三市を除く)	671	9.5	31.3	42.8	39.9	21.6	4.5	7.6	6.6	12.5	2.8	4.5	0.9	17.6	3.1
	北九州市	397	8.3	29.2	40.6	41.8	20.2	4.8	9.3	6.5	12.3	2.5	6.5	1.5	20.4	1.5
	福岡市	561	9.8	29.8	43.7	43.1	22.8	4.8	10.7	7.3	11.9	2.3	5.3	1.6	16.9	1.4
	母子家庭	213	4.7	16.9	31.5	44.1	28.6	4.7	9.4	10.8	12.7	1.9	3.3	2.3	16.4	3.3

(3) 未就学児の世話

問 28-1 (小学校入学前のお子さんがある方に) あなたが仕事などで家を空けている時、そのお子さんを主に誰が世話をしていますか。(〇印は1つ)

小学校入学前の子どもがいる人(4人)で、仕事などでの不在の場合の子どもの世話については、「認可保育所(保育園)」が50.0%(2人)、「幼稚園」「子どもや家族」がそれぞれ25.0%(1人)となっている。

図表Ⅲ-2-115 未就学児の世話



図表Ⅲ-2-116 未就学児の世話

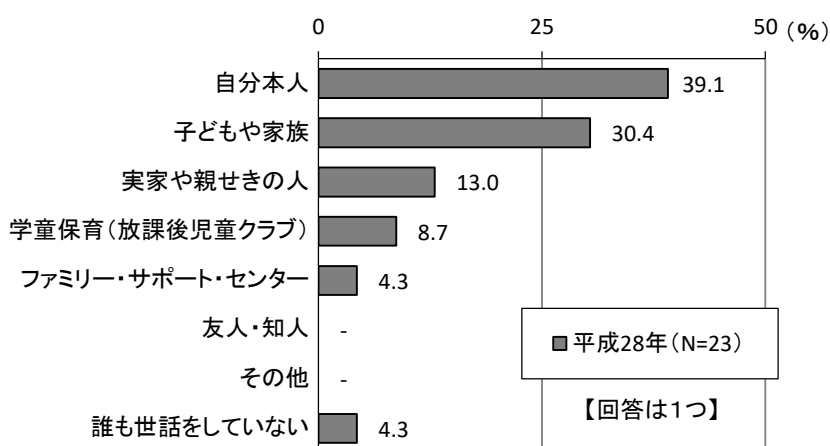
		標本数	(認可保育所)	幼稚園	職場の託児所	認可外保育所・ベビーホテル	ファミリー・サポート・センター	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	その他	誰も世話をしていない	子どもをおいて家を空けることはない	無回答
全体		4	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
		100.0	50.0	25.0	-	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-
時系列	平成23年	7	57.1	14.3	-	-	-	-	28.6	-	-	-	-	-
同居家族別	父子のみ	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上の子ども	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	父	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	母	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	2	-	50.0	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	68	60.3	14.7	-	1.5	-	5.9	10.3	-	1.5	-	1.5	4.4
	北九州市	32	75.0	12.5	-	-	-	6.3	6.3	-	-	-	-	-
	福岡市	54	51.9	3.7	-	13.0	-	9.3	7.4	-	1.9	1.9	7.4	3.7
	母子家庭	10	80.0	10.0	-	-	-	-	10.0	-	-	-	-	-

(4) 小学生の世話

問 28-2 (小学生のお子さんがある方に) 学校が終わったあとに、そのお子さんを主に誰が世話をしていますか。(○印は1つ)

小学生の子どもがいる人の、学校が終わった後の子どもの世話については、「自分本人」が39.1%で最も高く、次いで「子どもや家族」が30.4%、「実家や親せきの人」が13.0%、「学童保育(放課後児童クラブ)」が8.7%などとなっている。また、「誰も世話をしていない」が4.3%(1人)みられる。

図表Ⅲ-2-117 小学生の世話



注) 前回調査では、小学1～3年生の子どもについて尋ねていることや、学童保育の対象として小学4年生以上も受け入れる制度が一部始まっていることなどから、今回調査との比較は難しいと考えられる。

図表Ⅲ-2-118 小学生の世話

		標本数	自分本人	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	(学童保育 放課後児童クラブ)	ファミリー・サポート・センター	その他	誰も世話をしていない	無回答
全体		23 100.0	9 39.1	7 30.4	3 13.0	-	2 8.7	1 4.3	-	1 4.3	-
時系列	平成23年	11	9.1	9.1	27.3	-	36.4	-	-	9.1	9.1
同居家族別	父子のみ	12	66.7	-	16.7	-	8.3	-	-	8.3	-
	20歳以上の子ども	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
	父	3	-	66.7	33.3	-	-	-	-	-	-
	母	7	14.3	71.4	14.3	-	-	-	-	-	-
	その他	3	-	66.7	-	-	33.3	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	251	15.9	24.7	19.1	0.4	18.7	-	0.8	14.7	5.6
	北九州市	137	27.0	14.6	19.7	0.7	21.9	-	1.5	11.7	2.9
	福岡市	158	20.9	13.9	19.6	1.9	13.9	0.6	1.9	21.5	5.7
	母子家庭	50	32.0	10.0	14.0	-	28.0	-	2.0	10.0	4.0

注) 平成23年の調査では、小学1～3年生がいる世帯が対象となっている。

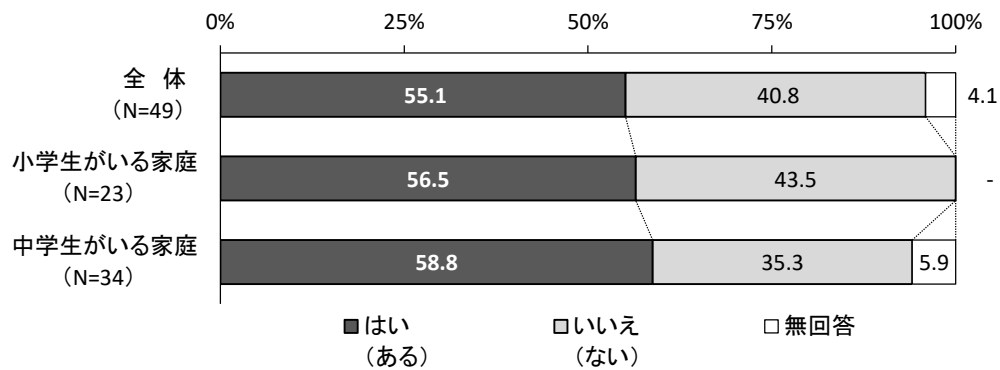
(5) 子どもがひとりになる時間

問 28-3 (小学生・中学生のお子さんがある方に) 学校が終わったあとに、子どもがひとり(子どもだけ)になる時間がありますか。(〇印は1つ)

小学生・中学生の子どもがいる人で、学校が終わった後に子どもだけになる時間があるかについては、「はい」が 55.1%、「いいえ」が 40.8%で、半分以上の人が放課後子どもだけになる時間があると回答している。

同居家族別にみると、父子のみの世帯で「はい」が 84.0%と高い。

図表Ⅲ-2-119 子どもがひとりになる時間の有無



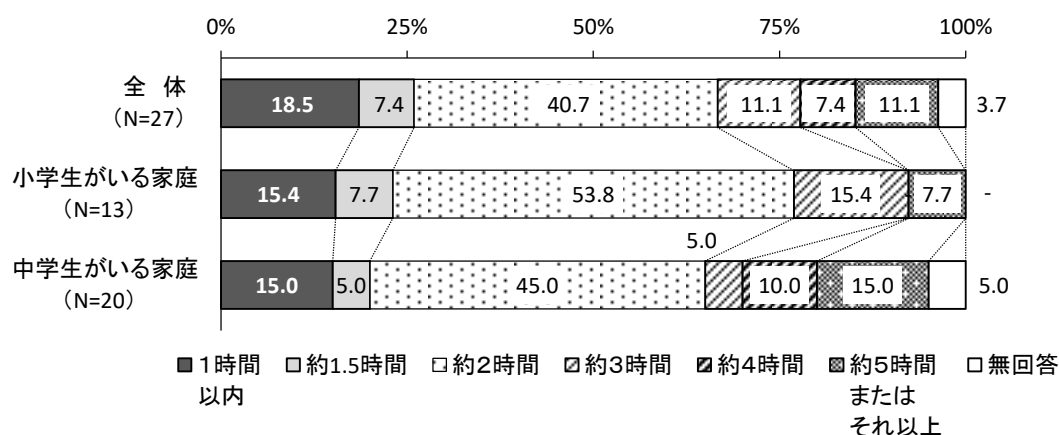
図表Ⅲ-2-120 子どもがひとりになる時間の有無

		標本数	(はい ある)	(いいえ ない)	無回答
全体		49	27	20	2
		100.0	55.1	40.8	4.1
同居家族別	父子のみ	25	84.0	12.0	4.0
	20歳以上の子ども	3	-	66.7	33.3
	父	10	10.0	90.0	-
	母	16	37.5	62.5	-
	その他	5	-	100.0	-
	無回答	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	405	46.7	49.9	3.5
	北九州市	244	50.8	47.1	2.0
	母子家庭	100	56.0	40.0	4.0

問 28-3-1 (はいと答えた方に) 子どもがひとり(子どもだけ)になる時間は、1日
当たりどれくらいですか。(〇印は1つ)

放課後に子どもだけになる時間としては、小学生、中学生がいる場合のどちらも「約2時間」が最も高く、小学生で53.8%、中学生で45.0%となっている。小学生のいる家庭では『2時間まで』で8割近くを占めているが、中学生のいる家庭では、「約5時間またはそれ以上」が1割を超えている。

図表Ⅲ-2-121 子どもがひとりになる時間



図表Ⅲ-2-122 子どもがひとりになる時間

(%)

		標本数	1時間以内	約1.5時間	約2時間	約3時間	約4時間	約5時間以上間またはそれ以上	無回答
全体		27	18.5	7.4	40.7	11.1	7.4	11.1	3.7
同居家族別	父子のみ	21	19.0	9.5	38.1	9.5	9.5	9.5	4.8
	20歳以上の子ども	-	-	-	-	-	-	-	-
	父	1	-	-	-	-	-	100.0	-
	母	6	16.7	-	50.0	16.7	-	16.7	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	189	16.4	4.8	46.0	16.9	9.0	6.9	-
	北九州市	124	25.0	5.6	35.5	14.5	13.7	4.0	1.6
	母子家庭	56	19.6	1.8	39.3	19.6	5.4	10.7	3.6

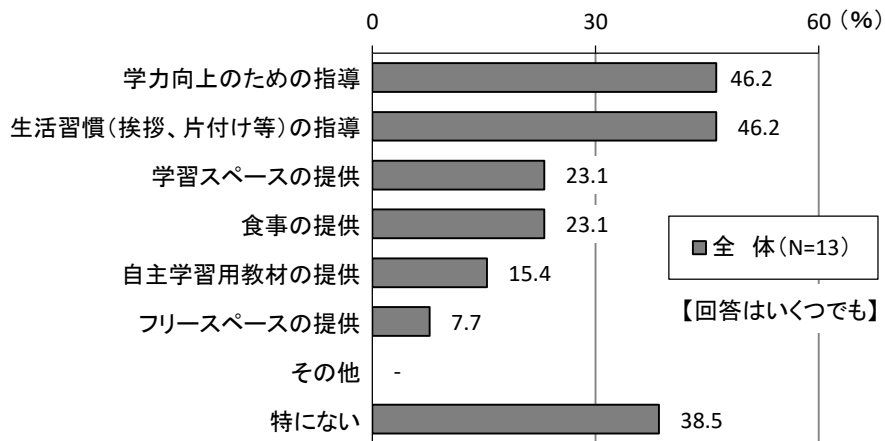
(6) 子どもがひとりになる時間に利用したい支援

問 28-3-2 (はいと答えた方に) 子どもがひとり(子どもだけ)になる時間に、利用したい支援がありますか。(〇印はいくつでも)

子どもだけになる時間に利用したい支援としては、子どもが小学生の場合、「学力向上のための指導」「生活習慣(挨拶、片付け等)の指導」がともに46.2%で最も高く、「学習スペースの提供」「食事の提供」がともに23.1%、「自主学习用教材の提供」15.4%などとなっている。また、「特にない」が38.5%みられる。

母子家庭に比べると、「生活習慣(挨拶、片付け等)の指導」の利用意向が高くなっている。

図表Ⅲ-2-123 小学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]



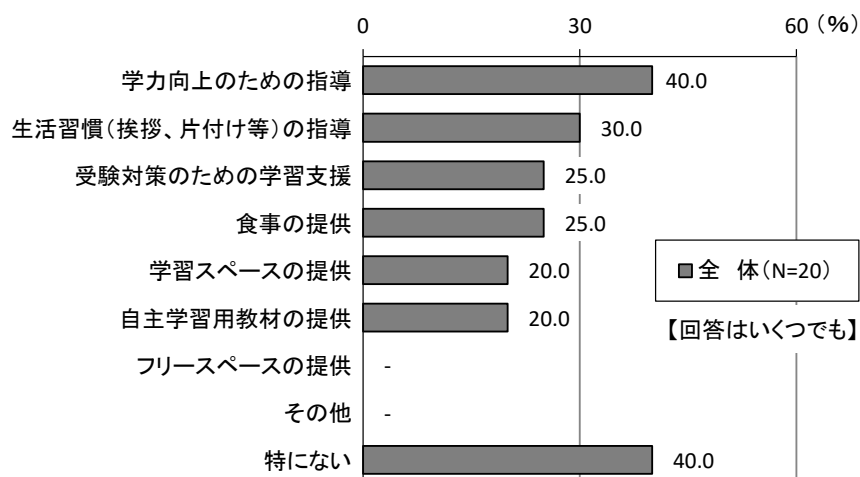
図表Ⅲ-2-124 小学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]

		標本数	学習スペースの提供	学力向上のための指導	自主学习用教材の提供	生活習慣(挨拶、片付け等)の指導	食事の提供	フリースペースの提供	その他	特にない	無回答
全体		13	3	6	2	6	3	1	-	5	-
		100.0	23.1	46.2	15.4	46.2	23.1	7.7	-	38.5	-
参考	県(三市を除く)	104	18.3	31.7	17.3	24.0	23.1	7.7	1.9	37.5	1.9
	北九州市	62	16.1	35.5	21.0	19.4	21.0	6.5	-	37.1	1.6
	母子家庭	24	41.7	50.0	29.2	12.5	25.0	16.7	-	20.8	4.2

子どもが中学生の場合は、「学力向上のための指導」が40.0%で最も高く、次いで「生活習慣（挨拶、片付け等）の指導」が30.0%、「受験対策のための学習支援」「食事の提供」がともに25.0%などとなっている。また、「特にない」は40.0%である。

母子家庭に比べると、小学生と同様に「生活習慣（挨拶、片付け等）の指導」への利用意向が高くなっている。

図表Ⅲ－２－125 中学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]



図表Ⅲ－２－126 中学生の子どもがひとりになる時間に利用したい支援 [複数回答]

		標本数	学習スペースの提供	学力向上のための指導	受験対策のための学習支援	自主学習用教材の提供	生活習慣(挨拶、片付け等)の指導	食事の提供	フリースペースの提供	その他	特にない	無回答
全体		20 100.0	4 20.0	8 40.0	5 25.0	4 20.0	6 30.0	5 25.0	- -	- -	8 40.0	- -
参考	県(三市を除く)	123	14.6	35.0	30.1	13.8	16.3	23.6	6.5	-	40.7	1.6
	北九州市	82	9.8	29.3	20.7	12.2	20.7	29.3	1.2	2.4	32.9	-
	母子家庭	40	17.5	62.5	45.0	17.5	10.0	12.5	7.5	5.0	27.5	2.5

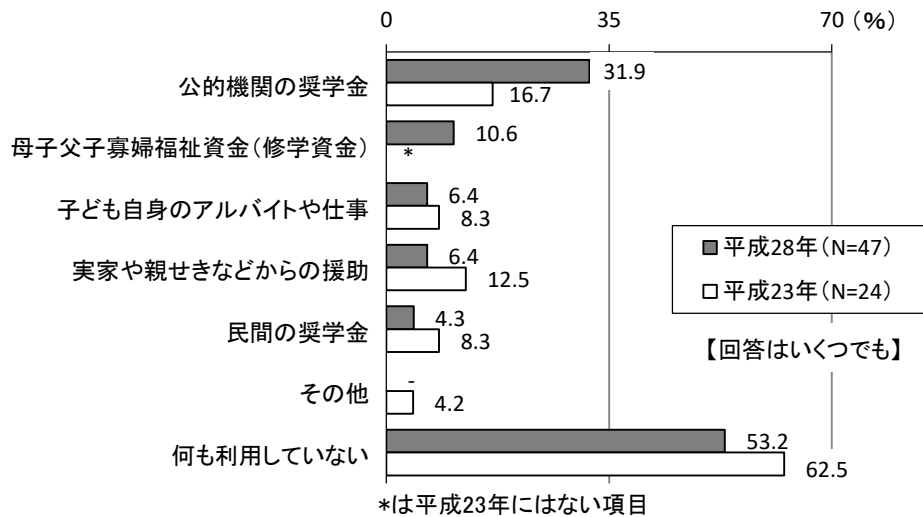
(7) 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費

問 28-3 (高校生、短大・大学生、その他の学生のお子さんがある方に) そのお子さんの教育費として利用しているものがありますか。(〇印はいくつでも)

高校、短大・大学及びその他の学生のいる世帯で、その子どもの教育費として利用しているのは、「公的機関の奨学金」が 31.9%で最も高く、次いで「母子父子寡婦福祉資金(修学資金)」10.6%となっている。「何も利用していない」人は 53.2%である。

前回調査と比べると、「何も使用していない」がやや減少し、「公的機関の奨学金」が増加している。

図表Ⅲ-2-127 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費 [複数回答]



図表Ⅲ-2-128 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費 [複数回答]

		標本数	母子父子寡婦福祉資金(修学資金)	公的機関の奨学金	民間の奨学金	子ども自身のアルバイトや仕事	実家や親せきなどからの援助	その他	何も利用していない	無回答
全体		47	5	15	2	3	3	-	25	-
		100.0	10.6	31.9	4.3	6.4	6.4	-	53.2	-
時系列	平成23年	24	...	16.7	8.3	8.3	12.5	4.2	62.5	4.2
参考	県(三市を除く)	302	10.3	33.1	6.6	12.3	9.6	1.7	39.4	7.0
	北九州市	178	7.3	27.0	4.5	7.9	5.6	2.2	51.1	7.3
	福岡市	280	6.4	34.6	9.3	10.4	8.9	2.9	40.7	3.9
	母子家庭	124	18.5	43.5	13.7	23.4	10.5	1.6	22.6	7.3

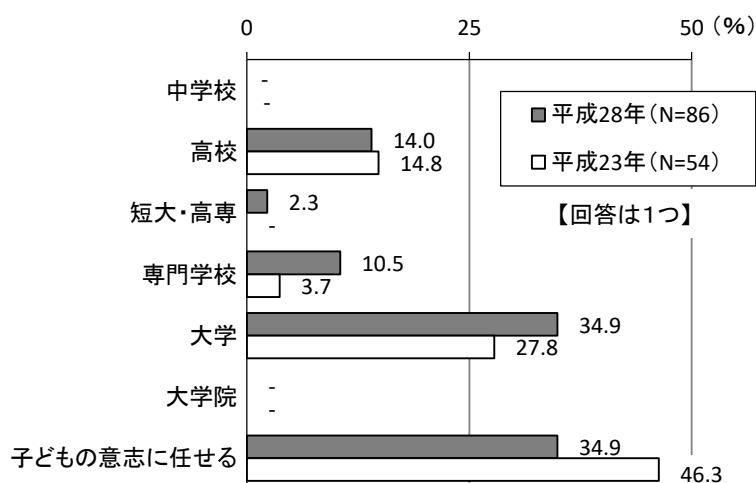
(8) 子どもの進学についての考え

問29 あなたは、お子さんをどこまで進学させようと思いますか。(○印は1つ)

子どもの進学目標は、「子どもの意志に任せる」「大学」がともに34.9%で最も高く、「高校」が14.0%、「専門学校」が10.5%などとなっている。

前回調査と比べると、「子どもの意志に任せる」が減少し、「大学」「専門学校」がやや増加している。

図表Ⅲ-2-129 子どもの進学についての考え



図表Ⅲ-2-130 子どもの進学についての考え

		標本数	中学校	高校	短大・高専	専門学校	大学	大学院	志子に どもに 任せる の意	無回 答
全体		86 100.0	-	12 14.0	2 2.3	9 10.5	30 34.9	-	30 34.9	3 3.5
時系列	平成23年	54	-	14.8	-	3.7	27.8	-	46.3	7.4
有仕 無事 別の	持っている	79	-	13.9	2.5	11.4	34.2	-	34.2	3.8
	持っていない	7	-	14.3	-	-	42.9	-	42.9	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
世帯 年 収 別	収入はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万円未満	3	-	-	-	-	66.7	-	33.3	-
	100～150万円未満	4	-	25.0	-	-	-	-	75.0	-
	150～200万円未満	5	-	20.0	-	-	40.0	-	20.0	20.0
	200～300万円未満	13	-	7.7	7.7	30.8	23.1	-	30.8	-
	300～400万円未満	18	-	22.2	-	5.6	27.8	-	33.3	11.1
	400～500万円未満	14	-	14.3	-	7.1	50.0	-	28.6	-
	500～700万円未満	17	-	5.9	5.9	5.9	35.3	-	47.1	-
	700～1,000万円未満	6	-	16.7	-	33.3	50.0	-	-	-
1,000万円以上	4	-	-	-	-	50.0	-	50.0	-	
無回答	2	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-	
参 考	県(三市を除く)	671	0.1	16.2	1.6	5.8	31.1	1.3	37.0	6.7
	北九州市	397	0.3	14.1	3.0	6.5	32.0	1.5	35.3	7.3
	福岡市	561	0.2	11.4	2.1	5.0	46.7	1.6	28.0	5.0
	母子家庭	213	-	13.1	4.2	9.4	31.0	0.9	33.3	8.0

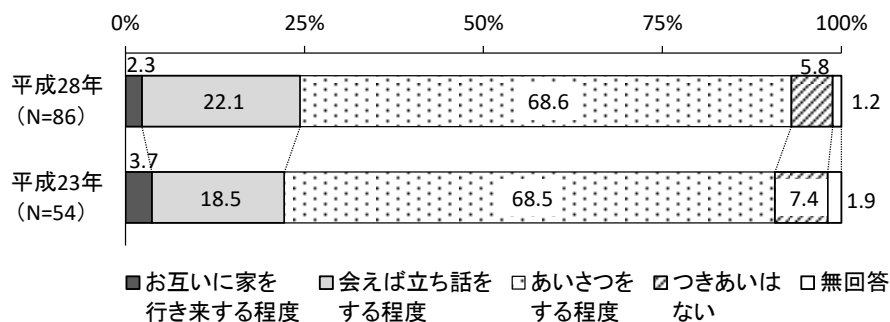
9. 生活状況

(1) 近所づきあいの程度

問 30 あなたのふだんの近所づきあいはいかがですか。(〇印は1つ)

ふだんの近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度」が68.6%で最も高く、「会えば立ち話をする程度」が22.1%、「お互いに家を行き来する程度」が2.3%となっており、「つきあいはない」との回答も5.8%みられる。前回調査から大きな変化はみられない。

図表Ⅲ－２－131 近所づきあいの程度



図表Ⅲ－２－132 近所づきあいの程度

		標本数	お互いに家を行き来する程度	会えば立ち話をする程度	あいさつをする程度	つきあいはない	無回答
全体		86	2.3	22.1	68.6	5.8	1.2
時系列	平成23年	54	3.7	18.5	68.5	7.4	1.9
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	-	10.0	80.0	-	10.0
	40～44歳	28	-	25.0	71.4	3.6	-
	45～49歳	18	-	27.8	61.1	11.1	-
	50歳以上	30	6.7	20.0	66.7	6.7	-
	無回答	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	4.0	19.1	67.7	8.2	1.0
	北九州市	397	3.5	17.4	62.2	12.6	4.3
	福岡市	561	2.5	16.8	65.6	14.1	1.1
	母子家庭	213	3.8	30.5	57.7	7.0	0.9

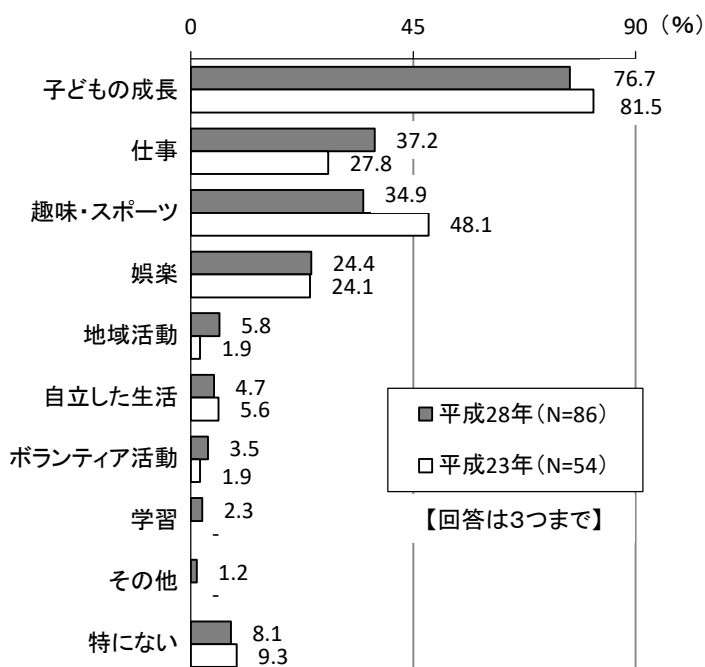
(2) 生きがい

問31 あなたは毎日の生活で、どのようなことに生きがいを感じますか。
(〇印は3つまで)

毎日の生活で生きがいを感じることは、「子どもの成長」が76.7%で特に高く、次いで「仕事」が37.2%、「趣味・スポーツ」が34.9%、「娯楽」が24.4%が続いている。

前回調査と比べると、「仕事」が増加し、「趣味・スポーツ」が減少している。

図表Ⅲ-2-133 生きがい [複数回答]



図表Ⅲ－２－134 生きがい [複数回答]

(%)

	標本数	子どもの成長	仕事	趣味・スポーツ	学習	娯楽	地域活動	ボランティア活動	自立した生活	その他	特にない	無回答
全体	86 100.0	66 76.7	32 37.2	30 34.9	2 2.3	21 24.4	5 5.8	3 3.5	4 4.7	1 1.2	7 8.1	-
時系列	平成23年	54	81.5	27.8	48.1	-	24.1	1.9	1.9	5.6	-	9.3
有仕 無事 別の	持っている	79	77.2	40.5	35.4	2.5	24.1	6.3	3.8	5.1	1.3	6.3
	持っていない	7	71.4	-	28.6	-	28.6	-	-	-	-	28.6
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就業 形態 別の	自営業主	18	83.3	66.7	22.2	5.6	11.1	16.7	11.1	5.6	-	5.6
	家族従業者□	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	正社員・正職員	59	74.6	32.2	40.7	1.7	28.8	1.7	1.7	5.1	1.7	6.8
	派遣・契約社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パートタイマー	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時・日雇など	1	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-
	内職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参 考	県(三市を除く)	671	78.2	27.4	36.4	2.2	19.2	4.0	1.5	5.5	1.8	11.2
	北九州市	397	72.0	29.7	37.8	1.8	20.7	2.3	3.3	4.5	0.5	12.1
	福岡市	561	78.8	33.9	37.3	1.4	21.0	2.3	2.5	3.7	1.4	11.4
	母子家庭	213	79.3	26.3	22.1	0.5	22.5	0.9	1.4	9.4	3.8	11.3

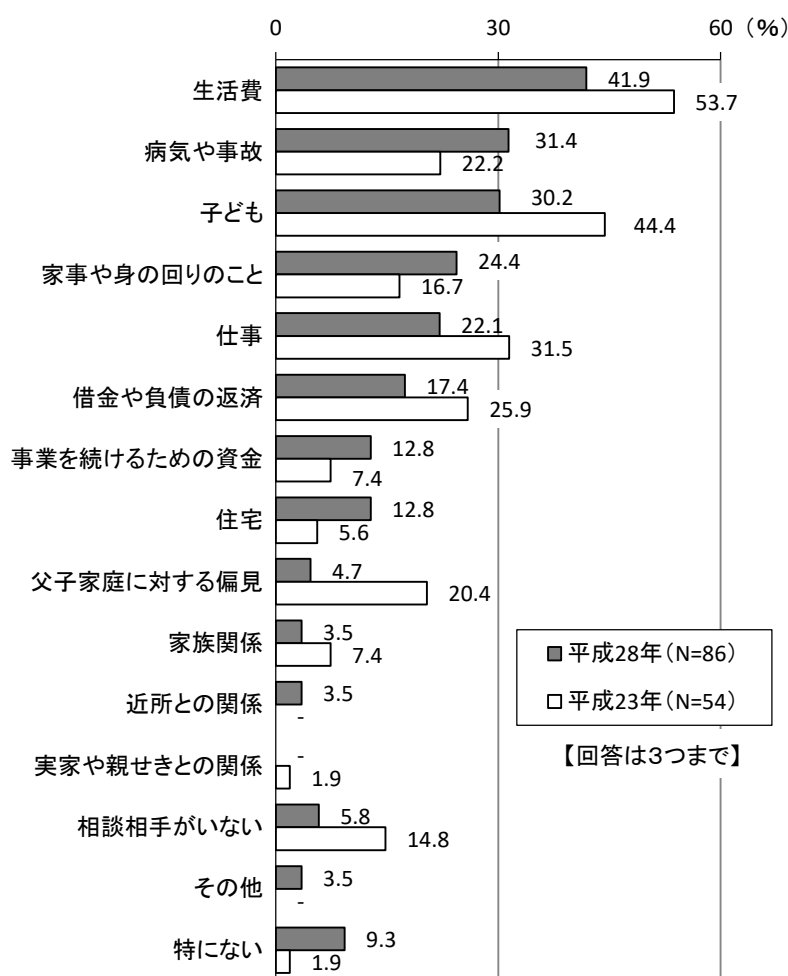
(3) 生活上の不安や悩み

問32 あなたは、生活の上で、どんな不安や悩みがありますか。(○印は3つまで)

生活上の不安や悩みについてみると、「生活費」が41.9%で最も高く、次いで「病気や事故」が31.4%、「子ども」が30.2%、「家事や身の回りのこと」が24.4%、「仕事」が22.1%などとなっている。

前回調査と比べると、「病気や事故」「家事や身の回りのこと」が増加している。他方、「生活費」「子ども」「仕事」「借金や負債の返済」「父子家庭に対する偏見」などが減少している。

図表Ⅲ-2-135 生活上の不安や悩み〔複数回答〕



図表Ⅲ－２－136 生活上の不安や悩み〔複数回答〕

(%)

		標本数	生活費	事業を続けるための資金	借金や負債の返済	仕事	住宅	家事や身の回りのこと	病気や事故	子ども	家族関係	実家や親せきとの関係	近所との関係	父子家庭に対する偏見	相談相手がない	その他	特にない	無回答
全体		86 100.0	36 41.9	11 12.8	15 17.4	19 22.1	11 12.8	21 24.4	27 31.4	26 30.2	3 3.5	- -	3 3.5	4 4.7	5 5.8	3 3.5	8 9.3	- -
時系列	平成23年	54	53.7	7.4	25.9	31.5	5.6	16.7	22.2	44.4	7.4	1.9	-	20.4	14.8	-	1.9	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	60.0	20.0	20.0	20.0	10.0	20.0	20.0	30.0	10.0	-	-	20.0	-	-	-	-
	40～44歳	28	32.1	7.1	25.0	25.0	21.4	17.9	21.4	35.7	3.6	-	3.6	7.1	7.1	3.6	14.3	-
	45～49歳	18	55.6	-	11.1	27.8	5.6	33.3	27.8	27.8	5.6	-	-	-	5.6	-	11.1	-
	50歳以上	30	36.7	23.3	13.3	16.7	10.0	26.7	46.7	26.7	-	-	6.7	-	6.7	6.7	6.7	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	49.0	6.1	18.6	28.3	7.6	19.8	28.0	33.5	7.5	3.3	1.0	5.8	6.3	1.5	8.3	2.1
	北九州市	397	47.1	4.8	18.6	25.2	7.8	22.4	26.7	33.2	3.3	3.5	-	6.5	7.6	2.8	8.1	5.5
	福岡市	561	46.9	8.4	18.4	26.7	8.7	22.6	26.6	33.3	3.4	1.8	1.2	6.6	7.8	2.0	9.4	2.0
	母子家庭	213	67.1	2.3	12.7	31.0	9.4	7.5	32.9	32.4	4.7	4.2	2.8	7.0	3.8	3.3	7.0	1.9

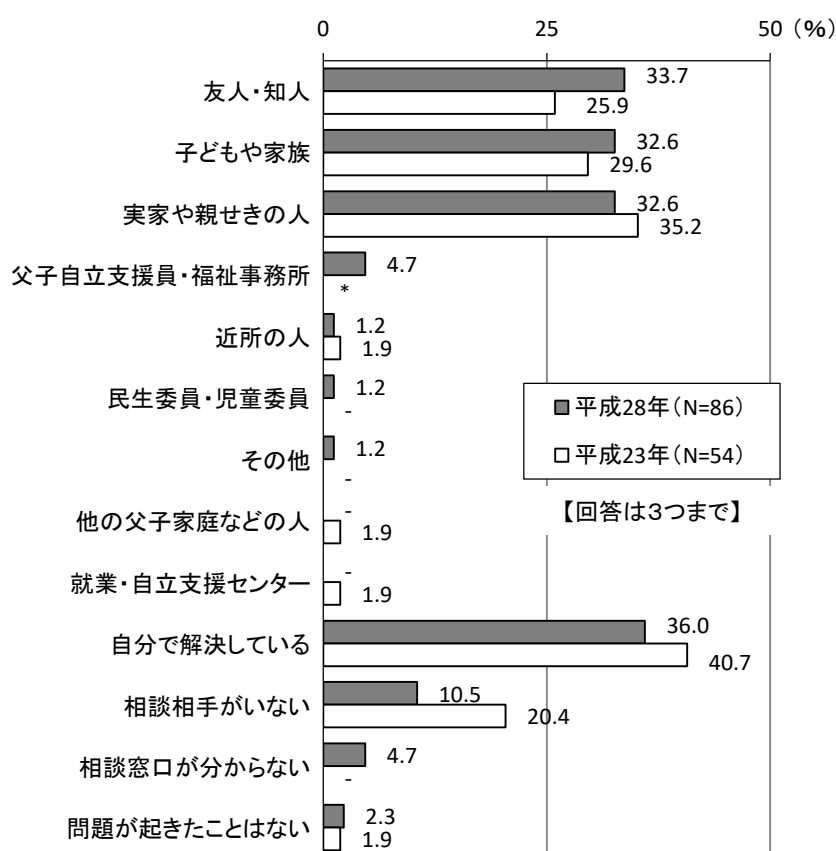
(4) 困った時の相談相手

問 33 あなたは何か困った問題が起きた場合、誰に相談していますか。(〇印は3つまで)

困ったことが起きた場合の相談相手としては、「友人・知人」が 33.7%、「子どもや家族」「実家や親せきの人」がともに 32.6%と高く、身近な人を相談相手としている人が多い。「自分で解決している」も 36.0%と高くなっている。また、「相談相手がない」が 10.5%みられる。

前回調査と比べると、「友人・知人」がやや増加し、「相談相手がない」が減少している。母子家庭に比べて「自分で解決している」の割合が高くなっている。

図表Ⅲ－２－137 困った時の相談相手 [複数回答]



*は平成23年にはない項目

図表Ⅲ－２－138 困った時の相談相手〔複数回答〕

		(%)															
		標本数	子どもや家族	実家や親せきの人	近所の人	友人・知人	他の父子家庭などの人	就業・自立支援センター	社務所	父子自立支援員・福祉委員	民生委員・児童委員	その他	自分で解決している	相談相手がいない	相談窓口が分からない	問題が起きたことはない	無回答
全体		86 100.0	28 32.6	28 32.6	1 1.2	29 33.7	-	-	4 4.7	1 1.2	1 1.2	31 36.0	9 10.5	4 4.7	2 2.3	-	
時系列	平成23年	54	29.6	35.2	1.9	25.9	1.9	1.9	...	-	-	40.7	20.4	-	1.9	1.9	
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	35～39歳	10	40.0	50.0	-	40.0	-	-	10.0	-	-	20.0	10.0	10.0	10.0	-	
	40～44歳	28	39.3	25.0	-	35.7	-	-	3.6	3.6	3.6	35.7	7.1	10.7	-	-	
	45～49歳	18	22.2	50.0	5.6	16.7	-	-	5.6	-	-	27.8	11.1	-	5.6	-	
	50歳以上	30	30.0	23.3	-	40.0	-	-	3.3	-	-	46.7	13.3	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
理由別	死別	17	23.5	11.8	5.9	35.3	-	-	-	-	-	35.3	17.6	-	5.9	-	
	離婚	62	33.9	37.1	-	29.0	-	-	6.5	1.6	-	35.5	9.7	6.5	1.6	-	
	その他の生別	4	50.0	25.0	-	50.0	-	-	-	-	25.0	25.0	-	-	-	-	
	無回答	3	33.3	66.7	-	100.0	-	-	-	-	-	66.7	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	671	32.6	42.0	1.0	42.9	1.2	0.6	1.3	0.6	0.7	36.1	8.3	4.9	2.2	1.3	
	北九州市	397	23.4	40.8	1.5	34.3	2.3	2.8	3.8	1.0	0.8	33.0	16.4	4.8	2.0	5.3	
	福岡市	561	28.3	39.8	1.2	34.0	0.7	2.3	0.2	0.7	2.3	36.4	14.1	6.2	2.0	1.4	
	母子家庭	213	49.8	48.4	3.8	50.7	3.3	-	1.4	0.5	2.8	23.0	5.2	0.9	0.9	1.4	

(5) 家事の担当

問 34 あなたの世帯では、炊事、掃除、洗濯などの家事を主に誰がしていますか。

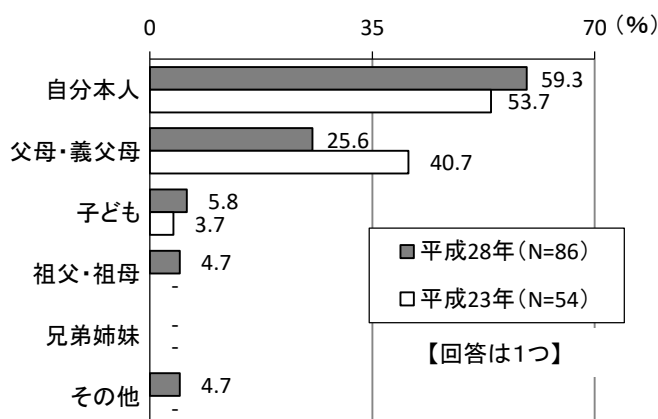
(○印は1つ)

ふだん家事を主にしている人は、「自分本人」が 59.3%で最も高く、次いで「父母・義父母」が 25.6%、「子ども」が 5.8%などとなっている。

前回調査と比べると、「父母・義父母」が減少し、「自分本人」がやや増加している。

同居家族別では、父子のみの家庭では「自分本人」が 90.7%と高く、父や母と同居している場合は「父母・義父母」が高くなっている。

図表Ⅲ－2－139 家事の担当



図表Ⅲ－2－140 家事の担当

		標本数	自分本人	子ども	父母・義父母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
全体		86	51	5	22	4	-	4	-
		100.0	59.3	5.8	25.6	4.7	-	4.7	-
時系列	平成23年	54	53.7	3.7	40.7	-	-	-	1.9
同居家族別	父子のみ	43	90.7	2.3	4.7	2.3	-	-	-
	20歳以上の子ども	12	50.0	33.3	-	-	-	16.7	-
	父	11	27.3	-	63.6	9.1	-	-	-
	母	25	12.0	4.0	76.0	4.0	-	4.0	-
	その他	7	28.6	-	28.6	28.6	-	14.3	-
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-	-
有仕無事別の	持っている	79	60.8	5.1	24.1	5.1	-	5.1	-
	持っていない	7	42.9	14.3	42.9	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	53.8	3.6	35.0	4.3	1.0	1.2	1.0
	北九州市	397	60.2	3.0	26.7	3.5	1.3	1.0	4.3
	福岡市	561	68.4	2.1	21.7	3.6	0.4	2.1	1.6
	母子家庭	213	83.6	1.4	11.7	1.4	-	0.9	0.9

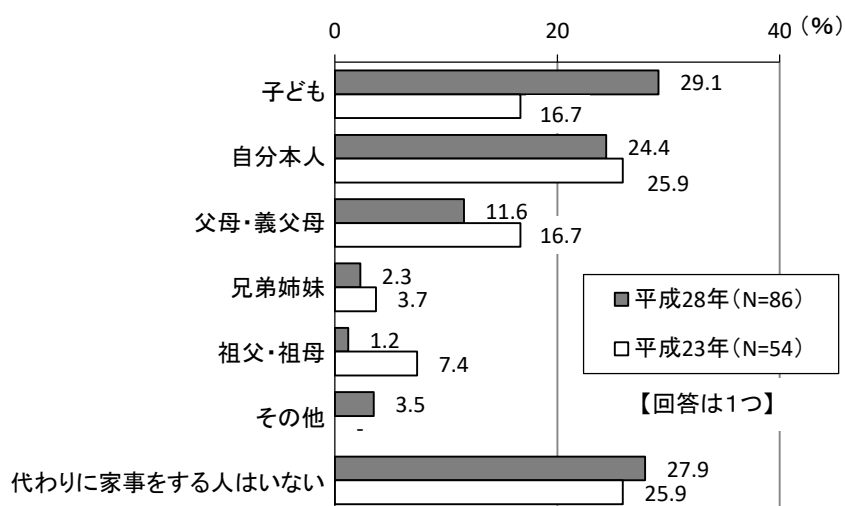
問 35 ふだん家事をしている人が病気などの時は、代わりに主に誰が家事をしますか。
 (〇印は1つ)

また、ふだん家事をしている人が病気などの時に代わりに家事をする人は、「子ども」が 29.1%で最も高く、「自分本人」が 24.4%、「父母・義父母」が 11.6%となっている。また、「代わりに家事をする人はいない」が 27.9%に上る。

前回調査に比べて、「子ども」が 10 ポイント以上増加している。

同居家族別にみると、父子のみ家庭では「代わりに家事をする人がいない」が 4 割を超えている。

図表Ⅲ－２－141 家事担当者が病気の時に代わりに家事をする人



図表Ⅲ－２－142 家事担当者が病気の時に代わりに家事をする人

										(%)
		標本数	自分本人	子ども	父母・義父母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	ないを代わ いする るりに 人は家 い事	無回答
全体		86 100.0	21 24.4	25 29.1	10 11.6	1 1.2	2 2.3	3 3.5	24 27.9	-
時系列	平成23年	54	25.9	16.7	16.7	7.4	3.7	-	25.9	3.7
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	30.0	10.0	30.0	-	-	-	30.0	-
	40～44歳	28	21.4	14.3	14.3	3.6	3.6	3.6	39.3	-
	45～49歳	18	27.8	33.3	11.1	-	-	5.6	22.2	-
	50歳以上	30	23.3	46.7	3.3	-	3.3	3.3	20.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同居家族別	父子のみ	43	4.7	34.9	16.3	-	2.3	-	41.9	-
	20歳以上の子ども	12	16.7	58.3	-	-	-	16.7	8.3	-
	父	11	45.5	-	27.3	-	-	-	27.3	-
	母	25	60.0	12.0	12.0	-	4.0	-	12.0	-
	その他	7	28.6	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	-	-
	無回答	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可保育所・園に通園	2	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-
	認可外保育施設に通園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園に通園	2	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-
	小学生	23	39.1	13.0	17.4	4.3	-	4.3	21.7	-
	中学生	34	29.4	17.6	20.6	-	2.9	-	29.4	-
	高校生	43	14.0	37.2	9.3	-	-	4.7	34.9	-
	短大生・大学生	6	-	83.3	-	-	-	-	16.7	-
	その他の学生	4	-	25.0	-	-	25.0	-	50.0	-
	仕事をしている子ども	5	-	60.0	-	-	-	20.0	20.0	-
	無職の子ども	4	-	50.0	25.0	-	-	-	25.0	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	27.1	20.1	14.8	1.6	5.7	1.5	27.1	2.1
	北九州市	397	22.7	23.4	14.4	2.5	3.0	0.8	28.5	4.8
	福岡市	561	21.0	31.0	11.4	3.0	1.8	2.5	27.6	1.6
	母子家庭	213	14.6	42.7	15.0	1.9	0.9	0.5	22.5	1.9

(6) 今後行いたい家族レクリエーション

問 36 あなたは今後、どんな家族レクリエーションをしたいと思いますか。

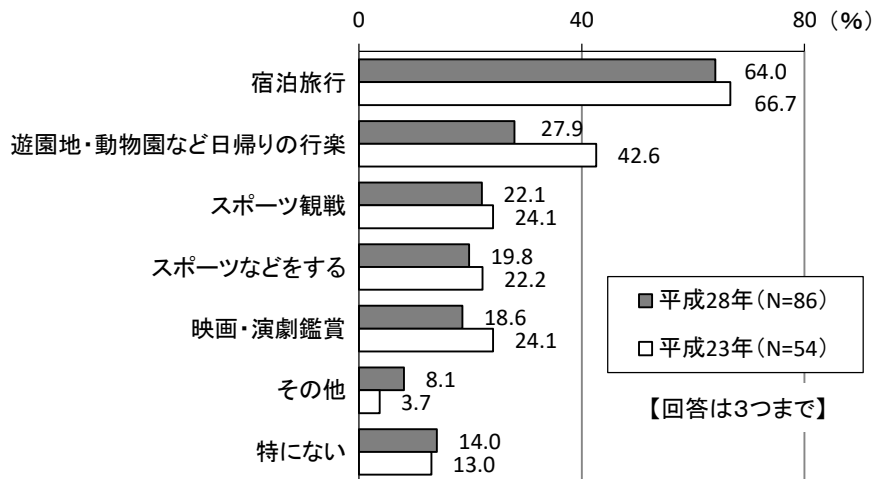
(○印は3つまで)

今後行いたい家族レクリエーションは、「宿泊旅行」が64.0%で目立って高く、以下「遊園地・動物園など日帰りの行楽」が27.9%、「スポーツ観戦」が22.1%、「映画・演劇鑑賞」が18.6%などとなっている。

前回調査と比べると、「遊園地・動物園など日帰りの行楽」が減少している。

子どもの状況別にみると、小学生までの子どもがいる家庭では「遊園地・動物園など日帰りの行楽」が高くなっている。

図表Ⅲ－２－143 今後行いたい家族レクリエーション [複数回答]



図表Ⅲ－２－144 今後行いたい家族レクリエーション [複数回答]

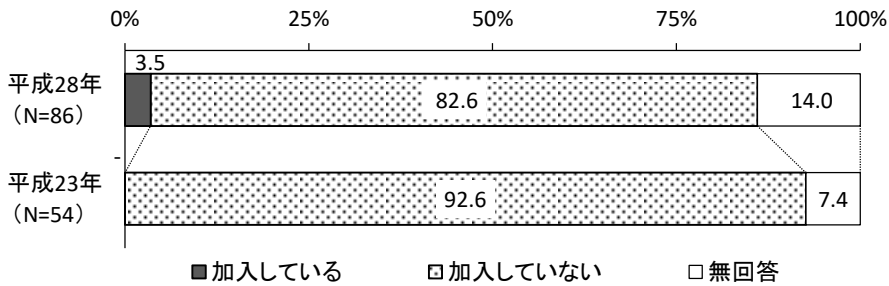
		(%)								
		標本数	映画・演劇鑑賞	スポーツ観戦	スポーツなどをする	日遊園地の・動物園など	宿泊旅行	その他	特にない	無回答
全体		86 100.0	16 18.6	19 22.1	17 19.8	24 27.9	55 64.0	7 8.1	12 14.0	1 1.2
時系列	平成23年	54	24.1	24.1	22.2	42.6	66.7	3.7	13.0	1.9
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	20.0	50.0	20.0	50.0	80.0	10.0	-	-
	40～44歳	28	25.0	17.9	35.7	42.9	46.4	14.3	14.3	-
	45～49歳	18	11.1	22.2	11.1	22.2	61.1	-	16.7	5.6
	50歳以上	30	16.7	16.7	10.0	10.0	76.7	6.7	16.7	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可保育所・園に通園	2	-	50.0	-	100.0	100.0	-	-	-
	認可外保育施設に通園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園に通園	2	50.0	50.0	-	100.0	-	-	-	-
	小学生	23	30.4	21.7	30.4	52.2	56.5	8.7	8.7	4.3
	中学生	34	26.5	23.5	23.5	32.4	73.5	2.9	11.8	-
	高校生	43	11.6	18.6	14.0	16.3	60.5	16.3	18.6	-
	短大生・大学生	6	16.7	33.3	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7	-
	その他の学生	4	-	-	-	-	50.0	-	50.0	-
	仕事をしている子ども	5	20.0	-	-	20.0	60.0	-	40.0	-
	無職の子ども	4	25.0	-	-	25.0	75.0	25.0	25.0	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	26.7	16.4	21.5	36.1	58.9	2.5	15.5	1.5
	北九州市	397	28.5	18.4	20.9	34.0	56.9	1.8	13.6	4.5
	福岡市	561	26.6	18.5	20.5	32.4	61.0	2.9	16.2	2.1
	母子家庭	213	30.5	13.6	8.9	27.7	71.8	2.3	11.7	1.4

(7) 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況

問37 ところであなたは、母子会（母子寡婦福祉会）に加入していますか。（○印は1つ）

母子会（母子寡婦福祉会）への加入状況は、「加入している」が3.5%（3人）、「加入していない」が82.6%となっている。前回調査では加入者は0だったが、今回調査では少数ではあるが加入者がみられる。

図表Ⅲ－2－145 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況



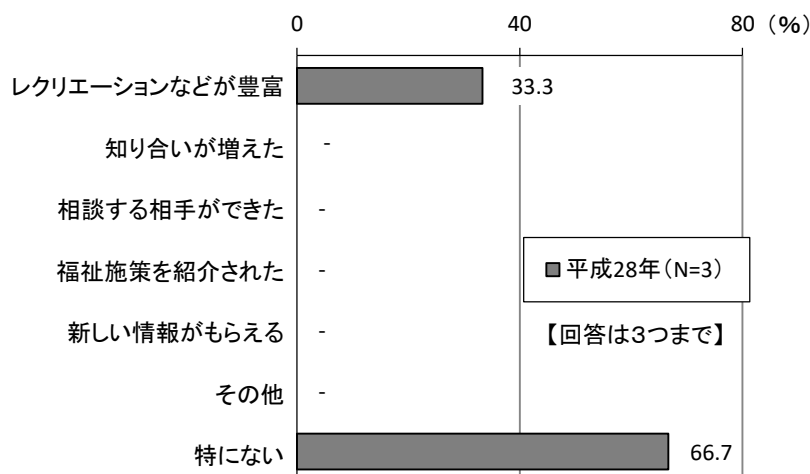
図表Ⅲ－2－146 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況

		標本数	加入している	加入していない	無回答
全体		86	3	71	12
		100.0	3.5	82.6	14.0
時系列	平成23年	54	-	92.6	7.4
年齢別	29歳以下	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-
	35～39歳	10	10.0	80.0	10.0
	40～44歳	28	3.6	85.7	10.7
	45～49歳	18	-	83.3	16.7
	50歳以上	30	3.3	80.0	16.7
	無回答	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	1.2	89.9	8.9
	北九州市	397	1.3	88.7	10.1
	母子家庭	213	4.7	93.4	1.9

問37-1（加入していると答えた方に）加入して良かったことはありますか。
（○印は3つまで）

母子会に加入している人（3人）の、加入して良かったことは、「特にない」が66.7%（2人）、「レクリエーションなどが豊富」が33.3%（1人）となっている。

図表Ⅲ-2-147 母子会（母子寡婦福祉会）に加入して良かったこと〔複数回答〕



図表Ⅲ-2-148 母子会（母子寡婦福祉会）に加入して良かったこと〔複数回答〕

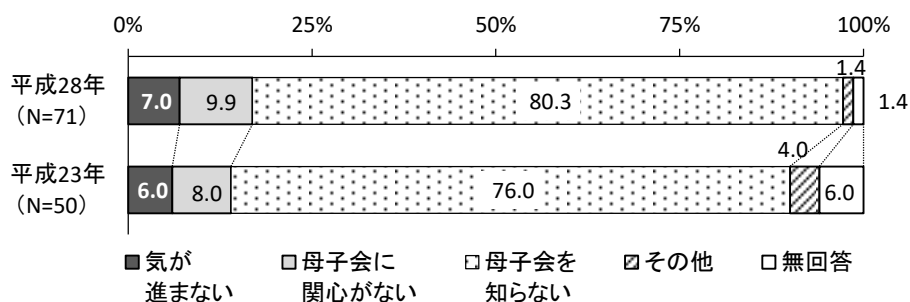
		標本数	知り合いが増えた	相談する相手ができる	福祉施策を紹介された	レクリエーションなどが豊富	新しい情報がもらえる	その他	特にない	無回答
全体		3 100.0	-	-	-	1 33.3	-	-	2 66.7	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-
	40～44歳	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	45～49歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50歳以上	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	8	37.5	12.5	12.5	37.5	37.5	12.5	25.0	-
	北九州市	5	40.0	20.0	-	60.0	40.0	-	40.0	-
	母子家庭	10	10.0	10.0	-	60.0	60.0	20.0	-	10.0

問37-2 (加入していないと答えた方に) 加入していない理由は。(〇印は1つ)

一方、母子会に加入していない理由としては、「母子会を知らない」が80.3%で最も高く、「母子会に関心がない」が9.9%、「気が進まない」が7.0%となっている。

前回調査から大きな変化はみられない。

図表Ⅲ-2-149 母子会（母子寡婦福祉会）に加入していない理由



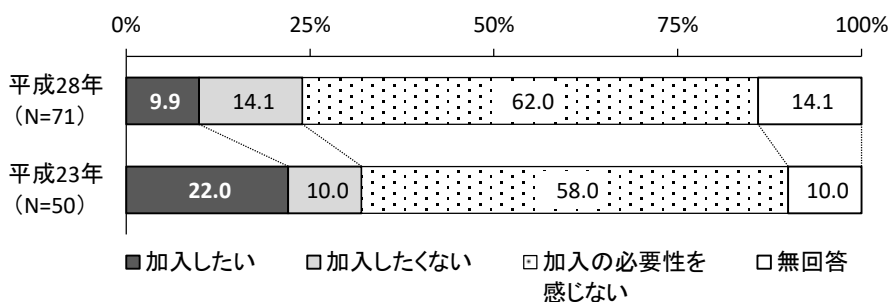
図表Ⅲ-2-150 母子会（母子寡婦福祉会）に加入していない理由

		標本数	気が進まない	母子会に関心がない	母子会を知らない	その他	無回答
全体		71	5	7	57	1	1
		100.0	7.0	9.9	80.3	1.4	1.4
時系列	平成23年	50	6.0	8.0	76.0	4.0	6.0
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	8	25.0	12.5	62.5	-	-
	40～44歳	24	4.2	4.2	83.3	4.2	4.2
	45～49歳	15	6.7	13.3	80.0	-	-
	50歳以上	24	4.2	12.5	83.3	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	603	6.6	8.3	75.1	2.7	7.3
	北九州市	352	7.1	9.9	71.3	3.1	8.5
	母子家庭	199	6.0	13.1	72.4	5.0	3.5

問37-3（加入していないと答えた方に）では、今後はいかがですか。（○印は1つ）

母子会に加入していない人の今後の加入意向としては、「加入したい」が9.9%、「加入したくない」が14.1%、「加入の必要性を感じない」が62.0%となっており、前回調査と比べると「加入したい」が減少している。

図表Ⅲ-2-151 母子会（母子寡婦福祉会）への今後の加入意向



図表Ⅲ-2-152 母子会（母子寡婦福祉会）への今後の加入意向

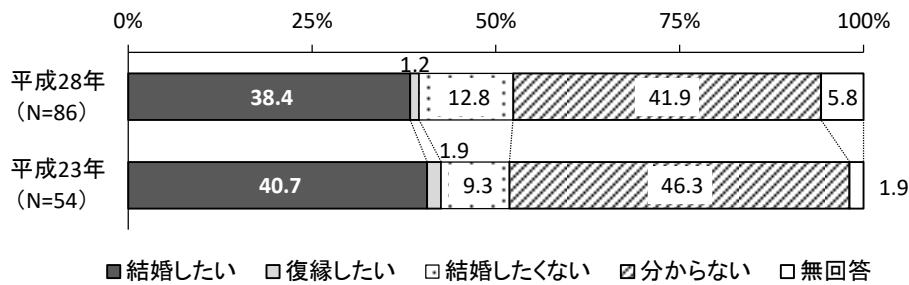
		標本数	加入したい	加入したくない	加入の必要性を感じない	無回答
全体		71	9.9	14.1	62.0	14.1
時系列	平成23年	50	22.0	10.0	58.0	10.0
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-
	35～39歳	8	12.5	12.5	62.5	12.5
	40～44歳	24	-	16.7	62.5	20.8
	45～49歳	15	20.0	33.3	46.7	-
	50歳以上	24	12.5	-	70.8	16.7
	無回答	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	603	10.9	11.3	59.4	18.4
	北九州市	352	17.9	11.6	55.4	15.1
	母子家庭	199	10.6	13.6	62.8	13.1

(8) 結婚の意思

問 38 あなたには結婚の意思がありますか。(〇印は1つ)

今後の結婚の意思については、「結婚したい」が38.4%、「結婚したくない」が12.8%、「分からない」が41.9%などとなっており、前回調査から大きな変化はみられない。
年齢別では、年齢が低い層ほど「結婚したい」が高くなっている。

図表Ⅲ－2－153 結婚の意思



図表Ⅲ－2－154 結婚の意思

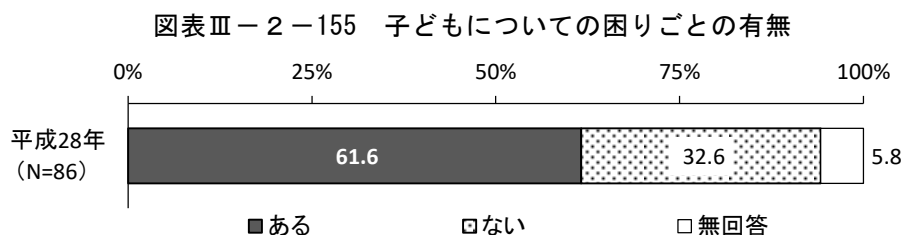
		標本数	結婚したい	復縁したい	結婚したくない	分からない	無回答
全体		86	33	1	11	36	5
		100.0	38.4	1.2	12.8	41.9	5.8
時系列	平成23年	54	40.7	1.9	9.3	46.3	1.9
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	60.0	-	-	30.0	10.0
	40～44歳	28	42.9	-	7.1	42.9	7.1
	45～49歳	18	38.9	5.6	16.7	38.9	-
	50歳以上	30	26.7	-	20.0	46.7	6.7
	無回答	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	29.7	2.4	13.1	50.5	4.3
	北九州市	397	34.5	2.3	15.9	44.6	2.8
	福岡市	561	29.4	1.8	16.4	50.1	2.3
	母子家庭	213	9.9	0.5	38.0	50.2	1.4

10. 子ども・子育て支援に関する施策・制度

(1) 子どもについての困りごと

問39 あなたのお子さんのことで、なにかお困りごとはありますか。(〇印は1つ)

子どものことで困っていることの有無については、「ある」が61.6%、「ない」が32.6%で、6割以上の方が子どもについての困りごとを抱えている。



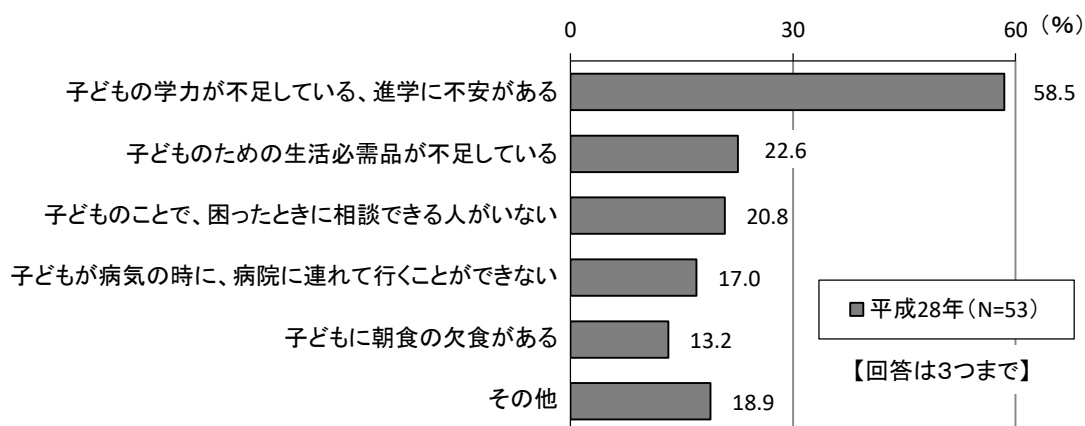
図表Ⅲ-2-156 子どもについての困りごとの有無

		標本数	ある (%)	ない (%)	無回答 (%)
全体		86	61.6	32.6	5.8
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児	-	-	-	-
	認可保育所・園に通園	2	100.0	-	-
	認可外保育施設に通園	-	-	-	-
	幼稚園に通園	2	-	100.0	-
	小学生	23	56.5	34.8	8.7
	中学生	34	82.4	11.8	5.9
	高校生	43	65.1	30.2	4.7
	短大生・大学生	6	50.0	33.3	16.7
	その他の学生	4	50.0	25.0	25.0
	仕事をしている子ども	5	20.0	80.0	-
無職の子ども	4	75.0	25.0	-	
その他	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	
参考	母子家庭	213	51.6	45.1	3.3

問 39-1 (あると答えた方へ) それは、どのようなお困りごとですか。(〇印は3つまで)

困っていることの内容としては、「子どもの学力が不足している、進学に不安がある」が58.5%で最も高く、次いで「子どものための生活必需品が不足している」が22.6%、「子どものことで、困ったときに相談できる人がいない」が20.8%で続いている。「その他」が18.9%となっているが、具体的には子どもの不登校や発達障害などの悩みがあげられている。

図表Ⅲ-2-157 子どもの困りごと [複数回答]



図表Ⅲ-2-158 子どもの困りごと [複数回答]

		標本数	子どものための生活必需品が不足している (%)	子どもの学力が不足している、進学に不安がある (%)	子どもが病気の時に、病院に連れて行くことができない (%)	子どもに朝食の欠食がある (%)	子どものことで、困ったときに相談できる人がいない (%)	その他 (%)	無回答 (%)
全体		53 100.0	12 22.6	31 58.5	9 17.0	7 13.2	11 20.8	10 18.9	-
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可保育所・園に通園	2	-	-	-	-	50.0	50.0	-
	認可外保育施設に通園	-	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園に通園	-	-	-	-	-	-	-	-
	小学生	13	23.1	46.2	7.7	15.4	15.4	15.4	-
	中学生	28	21.4	67.9	25.0	14.3	25.0	14.3	-
	高校生	28	28.6	57.1	25.0	14.3	17.9	14.3	-
	短大生・大学生	3	33.3	-	33.3	66.7	33.3	33.3	-
	その他の学生	2	-	50.0	-	-	-	-	50.0
	仕事をしている子ども	1	-	-	-	-	-	100.0	-
無職の子ども	3	-	33.3	-	-	-	-	66.7	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	母子家庭	110	27.3	59.1	16.4	8.2	12.7	26.4	0.9

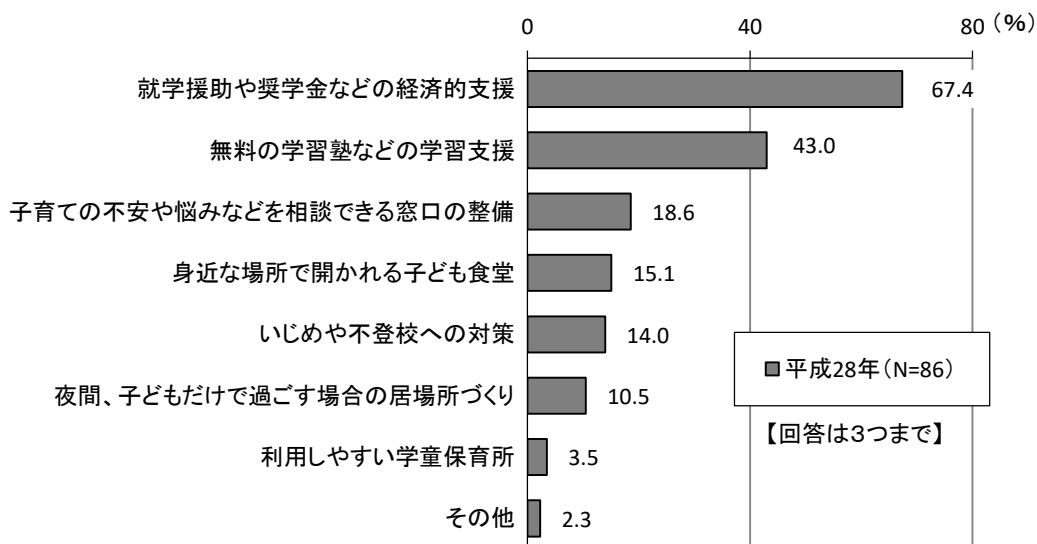
(2) 充実してほしい久留米市の施策

問 39-2 (全員の方へ) あなたのお子さんのために、充実してほしいと思う市の施策を選んでください。(〇印は3つまで)

子どものために充実してほしい市の施策としては、「就学援助や奨学金などの経済的支援」が67.4%で最も高く、次いで「無料の学習塾などの学習支援」が43.0%で高くなっている。

子どもの状況別にみると、小学生の子どもがいる家庭では「夜間、子どもだけで過ごす場合の居場所づくり」が、中学生の子どもがいる家庭では「無料の学習塾などの学習支援」が高くなっている。

図表Ⅲ-2-159 充実してほしい久留米市の施策 [複数回答]



図表Ⅲ-2-160 充実してほしい久留米市の施策 [複数回答]

(%)

	標本数	就学援助や奨学金などの経済的支援	無料の学習塾などの学習支援	身近な場所で開かれる子ども食堂	夜間、子どもだけで過ごす場合の居場所づくり	いじめや不登校への対策	利用しやすい学童保育	子育ての不安や悩みなどを相談できる窓口の整備	その他	無回答
全体	86	58	37	13	9	12	3	16	2	11
	100.0	67.4	43.0	15.1	10.5	14.0	3.5	18.6	2.3	12.8
子どもの状況別	通園していない乳児・幼児 認可保育所・園に通園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設に通園	2	50.0	50.0	50.0	50.0	-	-	-	-
	幼稚園に通園	2	-	-	-	-	50.0	-	-	50.0
	小学生	23	52.2	39.1	17.4	26.1	17.4	4.3	8.7	21.7
	中学生	34	76.5	58.8	23.5	11.8	11.8	2.9	20.6	2.9
	高校生	43	67.4	41.9	18.6	4.7	11.6	2.3	20.9	-
	短大生・大学生	6	33.3	33.3	33.3	-	-	-	33.3	16.7
	その他の学生	4	75.0	-	-	-	-	25.0	25.0	-
	仕事をしている子ども	5	60.0	40.0	-	20.0	-	-	20.0	-
	無職の子ども	4	75.0	50.0	25.0	-	25.0	-	25.0	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	母子家庭	213	79.8	50.7	8.0	8.5	8.5	10.8	3.8	5.2

11. 公的機関や制度の周知と利用及び要望事項

(1) 公的機関や制度の周知と利用状況

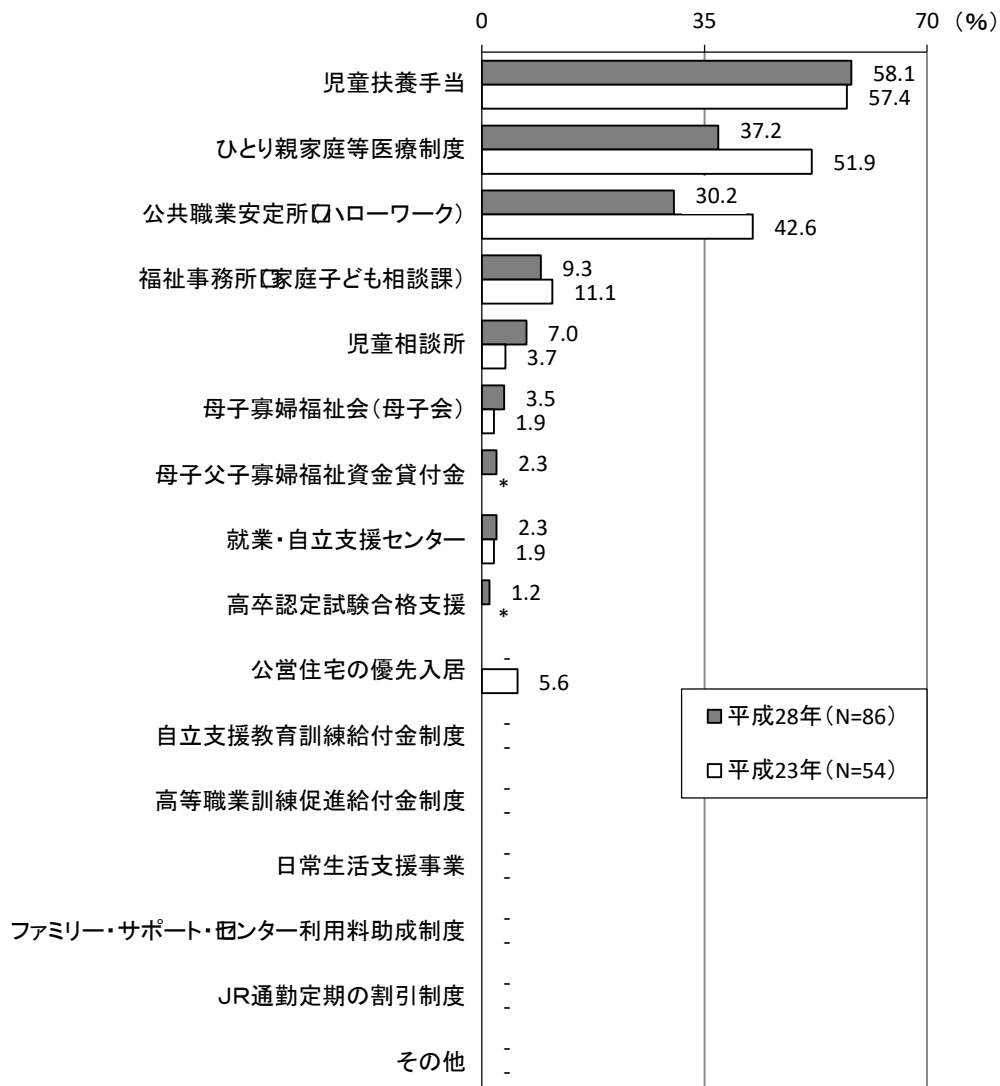
問 40 あなたは、次のような公的機関や制度を利用したことがありますか。次にあげる公的機関や制度についてそれぞれあてはまるものを1つずつ選んでください。

(ア) 「利用したことがある」公的機関や制度

利用したことがある公的機関や制度としては、「児童扶養手当」(58.1%)、「ひとり親家庭等医療制度」(37.2%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(30.2%)が特に高い。

前回調査と比べると、「ひとり親家庭等医療制度」「公共職業安定所(ハローワーク)」の利用経験率が低下している。

図表Ⅲ－2－161 「利用したことがある」公的機関や制度〔複数回答〕



*は平成23年にはない項目

図表Ⅲ－2－162 「利用したことがある」公的機関や制度〔複数回答〕

(%)

	標本数	福祉事務所 (家庭子ども相談課)	母子寡婦福祉会(母子会)	児童相談所	公共職業安定所 (ハローワーク)	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等医療制度	公営住宅の優先入居	自立支援教育訓練給付金制度	高等職業訓練促進給付金制度	高卒認定試験合格支援	日常生活支援事業	就業・自立支援センター	ファミリー・サポート・センター利用料助成制度	児童扶養手当	JR通勤定期の割引制度	その他	
全体	86 100.0	8 9.3	3 3.5	6 7.0	26 30.2	2 2.3	32 37.2	-	-	-	1 1.2	-	2 2.3	-	50 58.1	-	-	
時系列	平成23年	54	11.1	1.9	3.7	42.6	...	51.9	5.6	-	-	-	1.9	-	57.4	-	-	
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	35～39歳	10	10.0	10.0	-	40.0	-	50.0	-	-	-	-	10.0	-	80.0	-	-	
	40～44歳	28	7.1	7.1	7.1	28.6	3.6	46.4	-	-	-	3.6	-	-	64.3	-	-	
	45～49歳	18	16.7	-	5.6	50.0	-	38.9	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	
50歳以上	30	6.7	-	10.0	16.7	3.3	23.3	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-		
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	671	11.5	1.2	6.3	34.0	2.4	29.5	1.6	1.6	0.7	-	0.4	3.3	...	62.4	...	-
	北九州市	397	40.3	0.8	5.3	27.5	2.3	34.0	3.0	1.3	...	0.8	0.8	56.7	...	-
	福岡市	561	14.1	...	5.2	26.0	1.8	32.4	10.0	0.5	0.9	0.2	0.2	56.3	...	-
	母子家庭	213	23.5	7.0	8.9	63.8	10.3	80.3	11.7	3.8	2.8	-	0.9	5.6	4.7	78.9	0.9	-

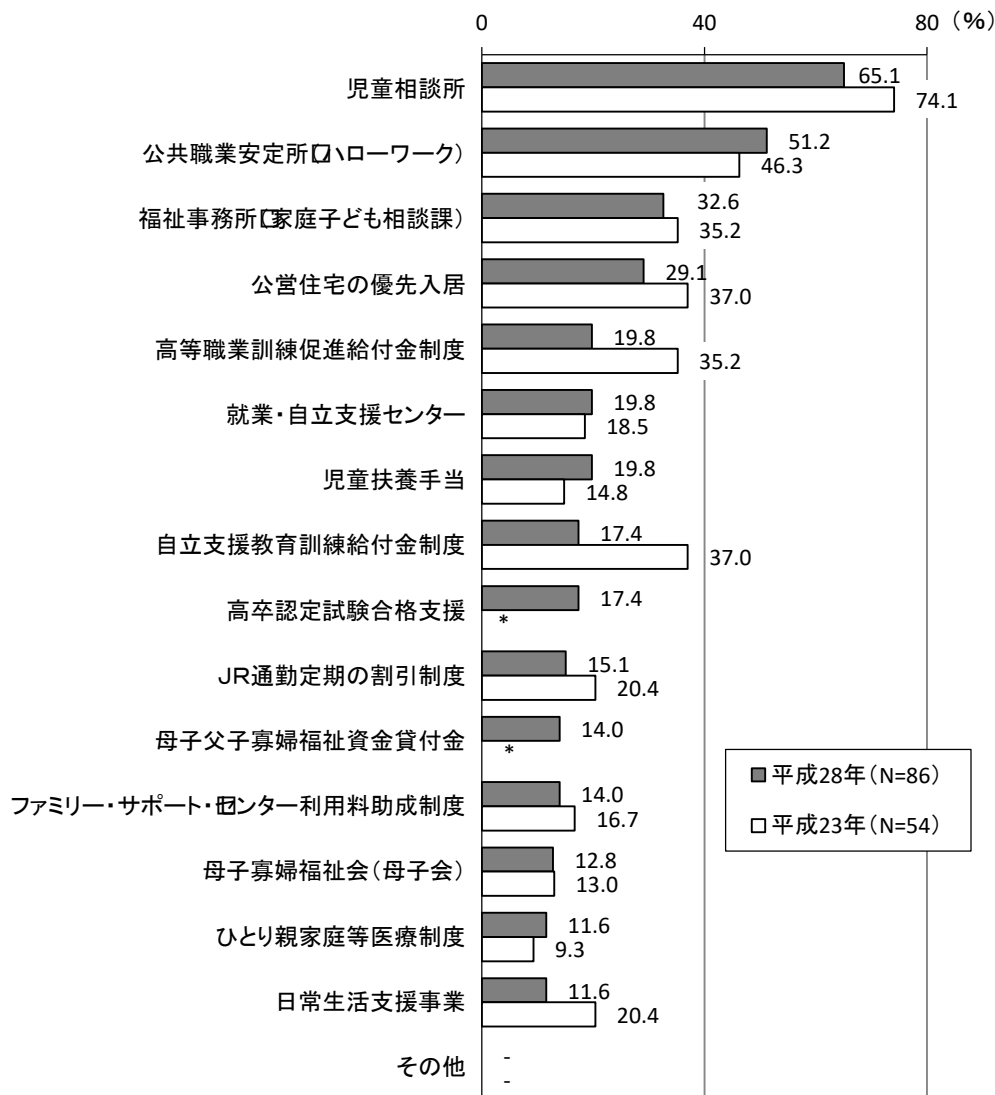
※母子家庭では「母子生活支援施設(母子寮)」(1.4%)の項目あり

(イ)「知っているが、利用したことがない」公的機関や制度

知っているが、利用したことがない公的機関や制度としては、「児童相談所」(65.1%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(51.2%)、「福祉事務所(家庭子ども相談課)」(32.6%)、「公営住宅の優先入居」(29.1%)、「高等職業訓練促進給付金制度」「就業・自立支援センター」「児童扶養手当」(ともに19.8%)などが高くなっている。

前回調査と比べると、上位の項目はほぼ同様となっている。

図表Ⅲ-2-163 「知っているが、利用したことがない」公的機関や制度 [複数回答]



*は平成23年にはない項目

図表Ⅲ-2-164 「知っているが、利用したことがない」公的機関や制度〔複数回答〕

(%)

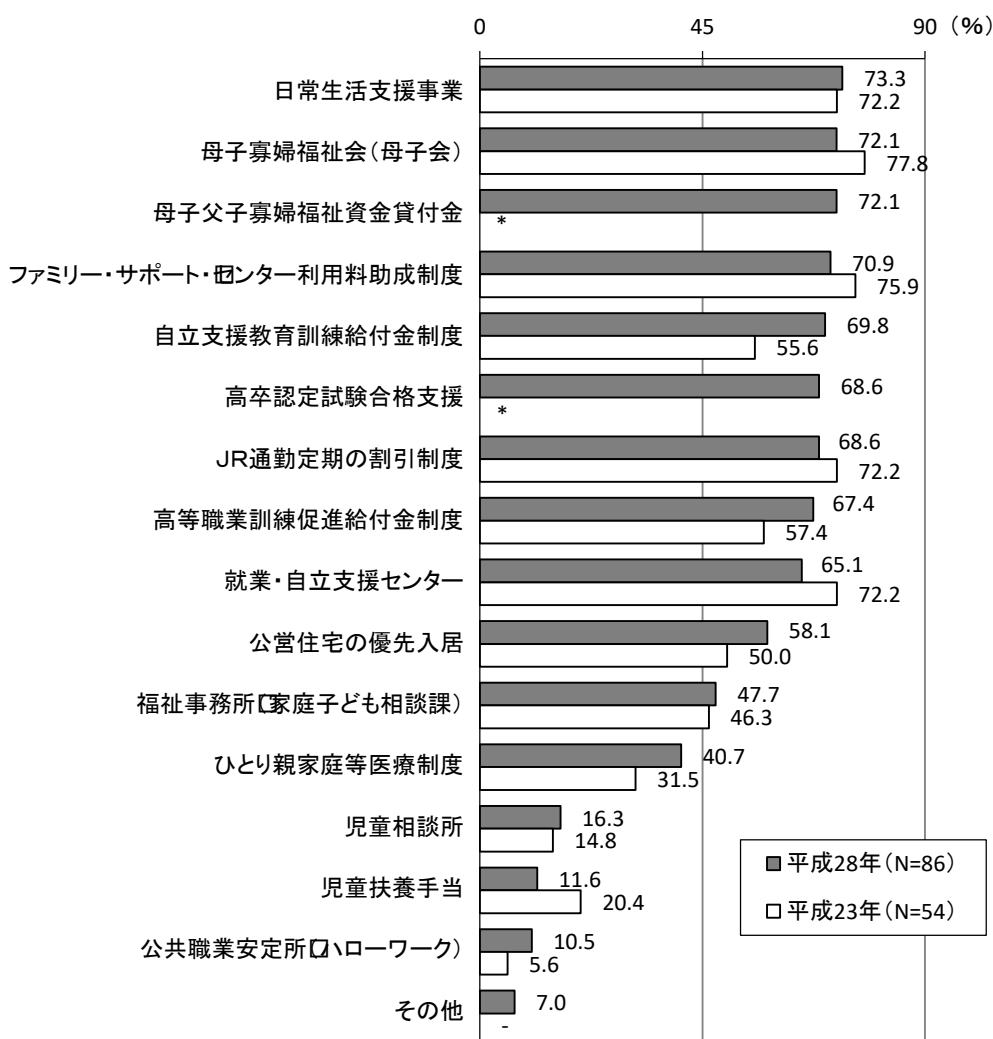
		標本数	福祉事務所 (家庭子ども相談課)	母子寡婦福祉会 (母子会)	児童相談所	公共職業安定所 (ハローワーク)	母子父子寡婦福祉 資金貸付金	ひとり親家庭等医療 制度	公営住宅の優先入居	自立支援教育訓練給付 金制度	高等職業訓練促進給付 金制度	高卒認定試験合格支援	日常生活支援事業	就業・自立支援センタ ー	ファミリー・サポート・ センター利用料助成制度	児童扶養手当	JR通勤定期の割引制度	その他
全体		86 100.0	28 32.6	11 12.8	56 65.1	44 51.2	12 14.0	10 11.6	25 29.1	15 17.4	17 19.8	15 17.4	10 11.6	17 19.8	12 14.0	17 19.8	13 15.1	-
時系列	平成23年	54	35.2	13.0	74.1	46.3	...	9.3	37.0	37.0	35.2	...	20.4	18.5	16.7	14.8	20.4	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	50.0	20.0	80.0	50.0	30.0	40.0	70.0	30.0	40.0	30.0	20.0	30.0	20.0	10.0	20.0	-
	40～44歳	28	28.6	7.1	67.9	53.6	14.3	3.6	25.0	14.3	17.9	17.9	14.3	17.9	17.9	17.9	14.3	-
	45～49歳	18	33.3	16.7	61.1	33.3	5.6	16.7	11.1	11.1	11.1	22.2	11.1	16.7	16.7	16.7	16.7	-
	50歳以上	30	30.0	13.3	60.0	60.0	13.3	6.7	30.0	20.0	20.0	10.0	6.7	20.0	6.7	26.7	13.3	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	30.0	13.0	54.5	36.7	13.9	17.3	23.4	21.3	21.2	14.3	11.8	22.8	...	14.9	...	2.2
	北九州市	397	32.2	16.9	34.8	49.6	26.2	20.2	38.8	20.2	...	16.1	22.4	22.7	...	3.8
	福岡市	561	29.6	...	36.9	48.1	18.0	16.8	63.5	15.2	16.4	13.5	18.7	20.5	...	3.6
	母子家庭	213	44.6	19.7	68.5	24.4	36.6	10.8	50.7	43.2	33.8	23.0	20.7	42.7	28.2	14.6	18.8	1.4

(ウ)「知らない」公的機関や制度

知らなかった公的機関や制度としては、「日常生活支援事業」(73.3%)が最も高く、「母子寡婦福祉会(母子会)」「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(ともに72.1%)、「ファミリー・サポート・センター利用料助成制度」(70.9%)、「自立支援教育訓練給付金制度」(69.8%)、「高卒認定試験合格支援」「JR通勤定期の割引制度」(ともに68.6%)、「高等職業訓練促進給付金制度」(67.4%)などが高くなっている。15項目中、約半数の項目で「知らない」が7割前後に上っている。

前回調査と比べると、「自立支援教育訓練給付金制度」「高等職業訓練促進給付金制度」の認知度が低下している。

図表Ⅲ-2-165 「知らない」公的機関や制度 [複数回答]



*は平成23年にはない項目

図表Ⅲ－2－166 「知らない」公的機関や制度〔複数回答〕

(%)

	標本数	福祉事務所 (家庭子ども相談課)	母子寡婦福祉会 (母子会)	児童相談所	公共職業安定所 (ハローワーク)	母子父子寡婦福祉 資金貸付金	ひとり親家庭等医療 制度	公営住宅の優先入居	自立支援教育訓練給付 金制度	高等職業訓練促進給付 金制度	高卒認定試験合格支援	日常生活支援事業	就業・自立支援センター	ファミリィ・サポート・ センター利用料助成制度	児童扶養手当	JR通勤定期の割引制度	その他	
全体	86 100.0	41 47.7	62 72.1	14 16.3	9 10.5	62 72.1	35 40.7	50 58.1	60 69.8	58 67.4	59 68.6	63 73.3	56 65.1	61 70.9	10 11.6	59 68.6	6 7.0	
時系列	平成23年	54	46.3	77.8	14.8	5.6	...	31.5	50.0	55.6	57.4	...	72.2	72.2	75.9	20.4	72.2	-
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	30.0	60.0	10.0	-	60.0	-	20.0	60.0	50.0	60.0	60.0	60.0	-	60.0	10.0	
	40～44歳	28	50.0	71.4	10.7	7.1	67.9	39.3	60.7	71.4	67.9	64.3	71.4	64.3	67.9	7.1	71.4	10.7
	45～49歳	18	38.9	72.2	22.2	11.1	83.3	33.3	72.2	72.2	72.2	61.1	72.2	66.7	61.1	16.7	61.1	11.1
50歳以上 無回答	30	56.7	76.7	20.0	16.7	73.3	60.0	60.0	70.0	70.0	80.0	80.0	70.0	83.3	16.7	73.3	-	
参考	県(三市を除く)	671	43.1	68.3	23.0	12.8	65.6	36.2	57.5	60.1	61.0	68.3	70.3	56.5	...	11.8	...	15.2
	北九州市	397	19.6	72.0	51.4	14.9	61.7	37.5	49.4	69.3	...	74.3	68.3	13.9	...	16.9
	福岡市 父子家庭	561 213	47.6 21.6	...	46.0	16.6	67.4	43.0	16.4	73.6	72.4	75.2	69.5	16.9	...	18.5
		213	21.6	61.5	9.9	1.4	40.4	2.8	26.3	40.4	49.8	63.8	65.3	38.5	53.5	2.3	66.7	2.3

※母子家庭では「母子生活支援施設(母子寮)」(33.3%)の項目あり

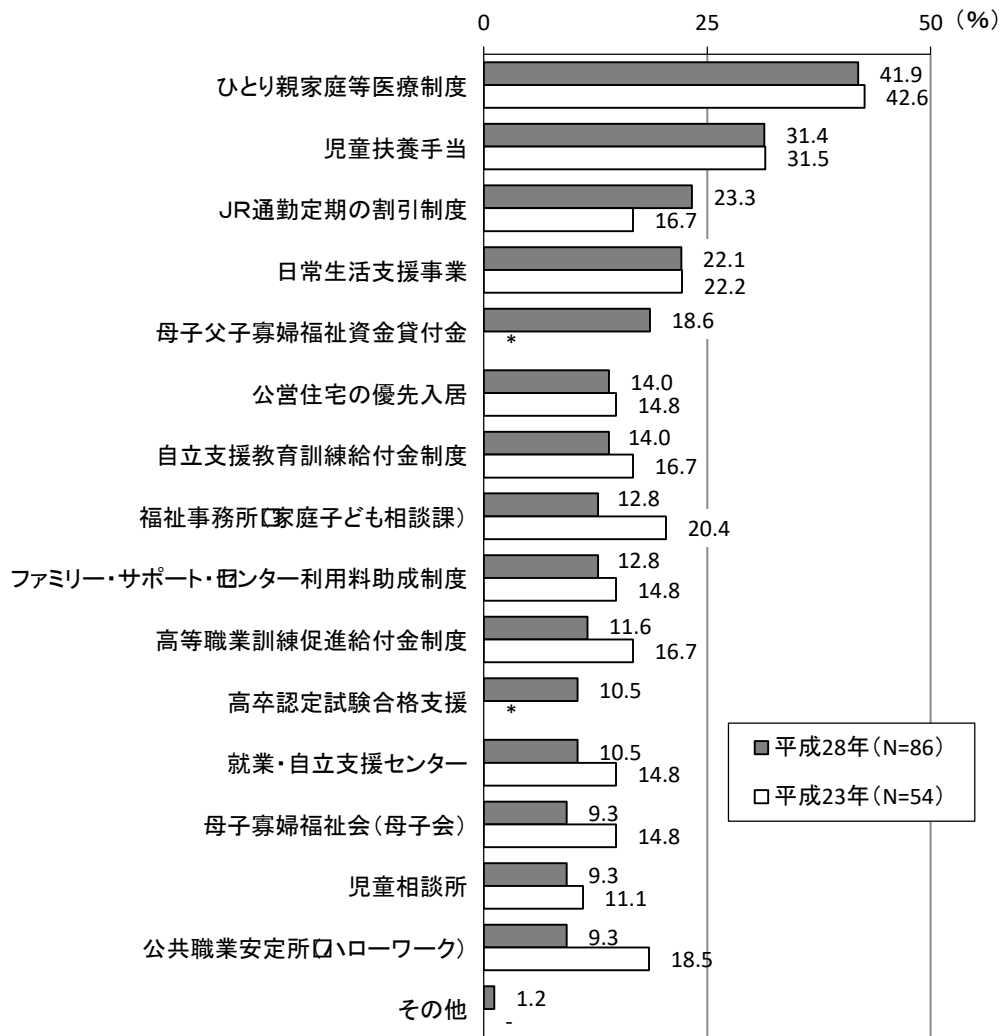
(2) 今後「利用したい」公的機関や制度

問 40 また、今後引き続き、あるいは新たに利用したいと思うものをすべて選んでください。

今後利用したい公的機関や制度としては、「ひとり親家庭医療制度」(41.9%)、「児童扶養手当」(31.4%)「JR通勤定期の割引制度」(23.3%)、「日常生活支援事業」(22.1%)、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(18.6%)などが高くなっている。

前回調査と比べると、「JR通勤定期の割引制度」が増加し、「福祉事務所(家庭子ども相談課)」「公共職業安定所(ハローワーク)」の割合が減少している。

図表Ⅲ-2-167 今後「利用したい」公的機関や制度〔複数回答〕



*は平成23年にはない項目

図表Ⅲ－２－168 今後「利用したい」公的機関や制度〔複数回答〕

(%)

	標本数	福祉事務所 (家庭子ども相談課)	母子寡婦福祉会 (母子会)	児童相談所	公共職業安定所 (ハローワーク)	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等医療制度	公営住宅の優先入居	自立支援教育訓練給付金制度	高等職業訓練促進給付金制度	高卒認定試験合格支援	日常生活支援事業	就業・自立支援センター	ファミリー・サポート・センター利用料助成制度	児童扶養手当	JR通勤定期の割引制度	その他	無回答	
全体	86 100.0	11 12.8	8 9.3	8 9.3	8 9.3	16 18.6	36 41.9	12 14.0	12 14.0	10 11.6	9 10.5	19 22.1	9 10.5	11 12.8	27 31.4	20 23.3	1 1.2	33 38.4	
時系列	平成23年	54	20.4	14.8	11.1	18.5	...	42.6	14.8	16.7	16.7	...	22.2	14.8	14.8	31.5	16.7	-	46.3
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	30.0	20.0	10.0	20.0	40.0	10.0	20.0	30.0	30.0	30.0	20.0	30.0	40.0	40.0	-	30.0	
	40～44歳	28	3.6	3.6	7.1	3.6	14.3	39.3	10.7	7.1	10.7	14.3	10.7	7.1	28.6	10.7	3.6	46.4	
	45～49歳	18	22.2	16.7	5.6	11.1	16.7	33.3	22.2	22.2	16.7	11.1	38.9	11.1	16.7	22.2	33.3	-	44.4
50歳以上	30	10.0	6.7	13.3	10.0	23.3	50.0	13.3	13.3	6.7	3.3	16.7	6.7	10.0	36.7	23.3	-	30.0	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
状態計別の	十分やっっていける	11	-	-	-	9.1	9.1	9.1	-	-	-	-	-	-	9.1	18.2	-	72.7	
	だいたいやっっていける	22	9.1	4.5	13.6	4.5	9.1	59.1	4.5	9.1	9.1	18.2	13.6	4.5	31.8	22.7	-	27.3	
	時々赤字になる	29	13.8	10.3	3.4	6.9	17.2	41.4	6.9	6.9	3.4	24.1	6.9	17.2	37.9	20.7	-	41.4	
	とても足りない	23	21.7	17.4	17.4	17.4	39.1	43.5	34.8	34.8	26.1	34.8	17.4	21.7	34.8	30.4	4.3	26.1	
無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
参考	県(三市を除く)	671	9.5	4.9	4.2	7.7	11.2	19.8	8.5	6.1	7.2	4.2	3.6	7.6	...	26.2	...	0.9	59.6
	北九州市	397	20.2	5.5	6.0	7.1	13.1	21.7	9.1	8.3	...	5.3	7.8	...	22.9	...	0.8	57.4	
	福岡市	561	10.7	...	8.2	7.8	17.3	22.3	10.3	9.1	8.2	5.0	8.6	...	23.5	...	0.9	55.1	
	母子家庭	213	12.2	7.0	1.9	14.6	14.6	29.1	9.4	13.6	8.9	4.7	8.9	8.0	4.7	27.2	28.6	0.9	46.5

※母子家庭では「母子生活支援施設(母子寮)」(1.4%)の項目あり

(3) 行政機関に対する要望

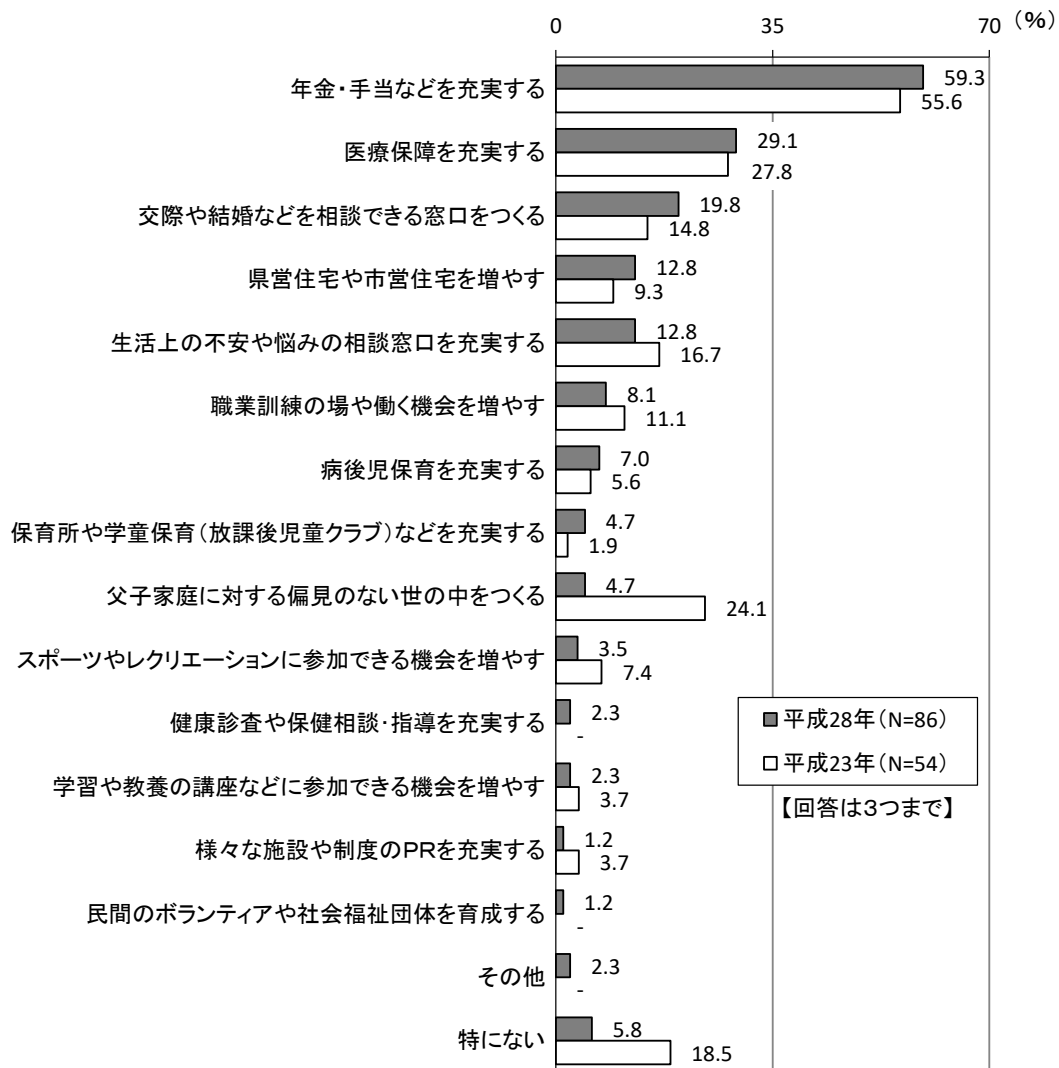
問 41 あなたは、父子家庭に関する国や県・市町村の施策で、特にどのようなことを望んでいますか。(〇印は3つまで)

父子家庭に対する国や県・市の施策で要望したいこととしては、「年金・手当などを充実する」が59.3%で最も高く、次いで「医療保障を充実する」が29.1%、「交際や結婚などを相談できる窓口をつくる」が19.8%、「県営住宅や市営住宅を増やす」「生活上の不安や悩みの相談窓口を充実する」がともに12.8%などとなっている。

前回調査と比べると、「父子家庭に対する偏見のない世の中をつくる」が20ポイント近く減少している。

母子家庭では、年金や医療とともに職業訓練が上位となっていたが、父子家庭では「交際や結婚などを相談できる窓口をつくる」が3位に上がっている。

図表Ⅲ－2－169 行政機関に対する要望〔複数回答〕



図表Ⅲ－２－170 行政機関に対する要望〔複数回答〕

(%)

		標本数	職業訓練の場や働く機会を増やす	県営住宅や市営住宅を増やす	年金・手当などを充実する	健康診査や保健相談・指導を充実する	医療保障を充実する	後育所や児童クラブ（放課実する）など	病後児保育を充実する	生活上の不安や悩みの相談窓口を充実する	学習や教養の講座などに参加できる機会を増やす
全体		86 100.0	7 8.1	11 12.8	51 59.3	2 2.3	25 29.1	4 4.7	6 7.0	11 12.8	2 2.3
時系列	平成23年	54	11.1	9.3	55.6	-	27.8	1.9	5.6	16.7	3.7
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35～39歳	10	10.0	10.0	60.0	10.0	30.0	-	10.0	10.0	-
	40～44歳	28	7.1	3.6	57.1	-	39.3	3.6	7.1	14.3	3.6
	45～49歳	18	11.1	33.3	55.6	-	22.2	11.1	-	22.2	5.6
	50歳以上 無回答	30 -	6.7 -	10.0 -	63.3 -	3.3 -	23.3 -	3.3 -	10.0 -	6.7 -	- -
有仕無事別の	持っている	79	6.3	12.7	60.8	2.5	29.1	5.1	7.6	11.4	2.5
	持っていない	7	28.6	14.3	42.9	-	28.6	-	-	28.6	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参考	県(三市を除く)	671	9.4	13.0	59.8	4.6	29.4	8.9	5.5	7.9	2.7
	北九州市	397	9.8	12.3	57.2	4.3	33.8	10.1	4.3	10.3	2.5
	福岡市	561	8.9	14.3	52.8	5.3	28.3	8.6	2.5	10.5	1.4
	母子家庭	213	18.8	14.6	67.6	3.3	37.1	12.2	14.6	7.0	8.5
		標本数	をシス 増や ンに ツ 参 加 で 可 能 な 機 会	き交 際 や 結 婚 な ど を 相 談 で 可 能 な 機 会	を様 々 な 施 設 や 制 度 の P R	会民 福間 社 の ボ ラ ン テ イ ア や 社	な父 子世 家 庭 に 対 す る 偏 見 の	そ の 他	特 に な い	無 回 答	
全体		86 100.0	3 3.5	17 19.8	1 1.2	1 1.2	4 4.7	2 2.3	5 5.8	9 10.5	
時系列	平成23年	54	7.4	14.8	3.7	-	24.1	-	18.5	5.6	
年齢別	29歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30～34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	35～39歳	10	20.0	20.0	-	-	10.0	-	-	10.0	
	40～44歳	28	3.6	28.6	3.6	-	7.1	3.6	3.6	10.7	
	45～49歳	18	-	11.1	-	5.6	5.6	-	-	16.7	
	50歳以上 無回答	30 -	- -	16.7 -	- -	- -	- -	3.3 -	13.3 -	6.7 -	
有仕無事別の	持っている	79	3.8	20.3	1.3	1.3	5.1	2.5	6.3	10.1	
	持っていない	7	-	14.3	-	-	-	-	-	14.3	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参考	県(三市を除く)	671	2.7	9.8	7.0	0.9	13.0	4.2	11.9	6.0	
	北九州市	397	3.0	12.6	7.3	1.0	6.5	4.3	13.4	5.8	
	福岡市	561	2.7	10.5	8.2	1.6	10.7	6.8	14.1	8.0	
	母子家庭	213	2.3	4.2	7.0	2.8	16.0	2.8	4.7	2.8	

IV 參考資料

使用した調査票

久留米市家庭実態調査（母子）

平成28年10月
久留米市子ども未来部家庭子ども相談課

《ご協力をお願い》

この調査は、母子家庭の方々を対象にしています。この調査は無記名であり、調査結果をこの調査以外の目的に利用することはありません。また、記入を強制するものでもありません。ご多忙中とは思いますが、この調査の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

■ おことわり

調査のご協力をお願いする方は、久留米市住民基本台帳から調査の対象世帯に該当すると思われる方を無作為に抽出しました。

住民基本台帳上の世帯構成から抽出しましたので、実際は調査対象世帯に該当しない方にこの調査票をお送りしている場合があります。その場合は、お手数をおかけしますが、下の□内に×印を記入し同封の返信用封筒（切手不要）でご返送ください。

■ この調査で「母子家庭」とは

夫と死別または離婚し、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

また、次のような方も含まれます。

- ① 夫の生死が明らかでない方。
- ② 夫から遺棄されている方。
- ③ 夫が海外にあるためその扶養を受けることができない方。
- ④ 夫が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方。
- ⑤ 夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方。
- ⑥ 婚姻によらないで母となった方で現に婚姻をしていない方。

■ 調査票の記入について

※ 質問につきましては、平成28年11月1日現在でご回答ください。

※ 各項目で「その他」にお答えいただいた方は、その内容を（ ）内に具体的に記入ください。

※ この調査票は記入が終わりましたら、返信用封筒でご返送ください。
締め切りは11月15日（火）とさせていただきます。

■ お問い合わせ先

この調査で不明の点、ご質問などがありましたら、下記までお問い合わせください。

（調査委託先）〒810-8721 福岡市中央区天神1丁目4番1号
株式会社西日本新聞社 お客さまセンター
「久留米市家庭実態調査」係
(TEL) 092-711-5313

■ 実施主体 久留米市子ども未来部家庭子ども相談課

■ 世帯の状況についておたずねします

問1 あなたの年齢は、次の中のどれにあてはまりますか。（○印は1つ）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 19歳以下 | 5. 35～39歳 | 9. 55～59歳 |
| 2. 20～24歳 | 6. 40～44歳 | 10. 60歳以上 |
| 3. 25～29歳 | 7. 45～49歳 | |
| 4. 30～34歳 | 8. 50～54歳 | |

問2 あなたの世帯の「同居家族数」は、あなたを含め「何人家族」ですか。下の□内に現在の人数をご記入ください。

あなた自身を含めた同居家族数は → □ 人

問3 同居の家族はどなたがおられますか。（○印はいくつでも）

- | | | |
|--------------|----------|---------|
| 1. 20歳未満の子ども | 4. 母 | 7. 兄弟姉妹 |
| 2. 20歳以上の子ども | 5. 義父・義母 | 8. その他 |
| 3. 父 | 6. 祖父・祖母 | () |

問3-1 あなたのお子さん（20歳未満）の生年月を記入し、就学・就労状況のあてはまる番号1つに○印をつけてください。

※就職、進学などで別居しているお子さんも、20歳未満であれば記入してください。

生年月	就学・就労状況		
平成 □□年 □□月生	1. 通園していない乳児・幼児	5. 小学生	9. その他の学生
	2. 認可保育所・園に通園	6. 中学生	10. 仕事をしている子ども
	3. 認可外保育施設に通園	7. 高校生	11. 無職の子ども
	4. 幼稚園に通園	8. 短大生・大学生	12. その他
平成 □□年 □□月生	1. 通園していない乳児・幼児	5. 小学生	9. その他の学生
	2. 認可保育所・園に通園	6. 中学生	10. 仕事をしている子ども
	3. 認可外保育施設に通園	7. 高校生	11. 無職の子ども
	4. 幼稚園に通園	8. 短大生・大学生	12. その他
平成 □□年 □□月生	1. 通園していない乳児・幼児	5. 小学生	9. その他の学生
	2. 認可保育所・園に通園	6. 中学生	10. 仕事をしている子ども
	3. 認可外保育施設に通園	7. 高校生	11. 無職の子ども
	4. 幼稚園に通園	8. 短大生・大学生	12. その他
平成 □□年 □□月生	1. 通園していない乳児・幼児	5. 小学生	9. その他の学生
	2. 認可保育所・園に通園	6. 中学生	10. 仕事をしている子ども
	3. 認可外保育施設に通園	7. 高校生	11. 無職の子ども
	4. 幼稚園に通園	8. 短大生・大学生	12. その他

問4 母子家庭になってから現在まで、何年になりますか。(〇印は1つ)

1. 1年未満	4. 3～4年未満	7. 10～15年未満
2. 1～2年未満	5. 4～5年未満	8. 15年以上
3. 2～3年未満	6. 5～10年未満	

問5 母子家庭になった理由は何ですか。(〇印は1つ)

1. 病死	5. 遺棄
2. 交通事故死	6. 行方不明
3. その他の死別	7. 未婚の母
4. 離婚	8. その他 ()

問5-1 (離婚を母子家庭になった理由と答えた方に) あなたの離別した夫との子どもの養育費の受給の取り決めについておたずねします。

ア. あなたは、離婚の際またはその後、養育費のことで、だれか(どこか)に相談しましたか。(〇印は1つ)

1. 親族	5. 家庭裁判所
2. 知人・隣人	6. その他 ()
3. 市・県の窓口、母子自立支援員	7. 相談していない
4. 弁護士	

イ. 養育費の受給の取り決めの状況について、あてはまるものを選んでください。(〇印は1つ)

1. 文書を交わして取り決めをしている
2. 文書を交わしていないが、取り決めはしている
3. 取り決めをしていない

問5-1-1 (養育費の取り決めをしていないと答えた方に) 養育費の受給の取り決めをしていない理由は何ですか。次の中から最もあてはまるものを選んでください。(〇印は1つ)

1. 自分の収入などで経済的に問題がないから
2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
3. 相手に支払う意思や能力がないから
4. 相手に養育費を請求できるとは思わなかったから
5. 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
6. 取り決めに交渉したが、まとまらなかったから
7. 現在交渉中または今後交渉予定であるから
8. その他 ()

問5-2 (離婚を母子家庭になった理由と答えた方に) あなたの離別した夫からの養育費の受給の状況について、あてはまるものを選んでください。(〇印は1つ)

1. 現在も受けている
2. 受けたことがあるが、現在は受けていない
3. 受けたことがない

問5-2-1 (受けている、または受けたことがあると答えた方に) 養育費の額はどれくらいでしたか。下の [] に金額をご記入ください。

1. 月額 約 [][][][][][][][][][] 円
2. 決まっていない

問5-3 (離婚を母子家庭になった理由と答えた方に) あなたの離別した夫と面会交流の取り決めについて、あてはまるものを選んでください。(〇印は1つ)

※面会交流とは、「離婚又は別居により子どもと離れて暮らしている父母が、定期的な子どもと会うなどの交流をすること」を言います。

1. 文書を交わして取り決めをしている
2. 文書を交わしていないが、取り決めはしている
3. 取り決めをしていない

問5-4 (離婚を母子家庭になった理由と答えた方に) 面会交流の実施状況について、あてはまるものを選んでください。(〇印は1つ)

1. 現在、面会交流を行っている
2. 過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない
3. 面会交流を行ったことがない

問6 あなたは母子家庭になった当時、どんなことでお困りでしたか。(〇印は2つまで)

1. さしあたりの生活費	5. 退職や転職をしなけりばならなかった
2. 子どもの養育・しつけ・教育	6. 近くに身寄りや相談相手がいなかった
3. さしあたり住む住宅	7. その他 ()
4. 適当な仕事なかった	8. 特に困ることはなかった

問7 母子家庭になった当時、児童扶養手当などの母子福祉施策を、どのような方法で知りましたか。(〇印は2つまで)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 市・県の広報 | 6. 友人・知人・近所の人 |
| 2. 市・県の窓口 | 7. 新聞・テレビなど |
| 3. 民生委員・児童委員 | 8. インターネット |
| 4. 実家や親せきの人 | 9. その他 () |
| 5. 離婚した夫やその家族 | 10. 知る手立てがなかった |

問8 母子家庭になった当時、あなたは何か仕事を持っていましたか。(〇印は1つ)

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1. 持っていた | → 問8-1、8-2を答えたあと、次のページの間9へ |
| 2. 持っていなかった | → 次のページの間9へ |

問8-1 (持っていたと答えた方に) あなたの仕事は、次の中のどれにあてはまりますか。(〇印は1つ)

- | | |
|------------|------------|
| 1. 自営業主 | 5. パートタイマー |
| 2. 家族従業者 | 6. 臨時・日雇など |
| 3. 正社員・正職員 | 7. 内職 |
| 4. 派遣・契約社員 | 8. その他 () |

問8-2 (持っていたと答えた方に) あなたは母子家庭になったことを契機として転職又は退職をしましたか。(〇印は1つ)

- | |
|---------------|
| 1. 転職した |
| 2. 退職した |
| 3. 転職・退職していない |

問8-2-1 (転職した又は退職したと答えた方に) 理由のうちあてはまるものを選んでください。(〇印は1つ)

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 勤務先が遠い | 6. 収入が少ない |
| 2. 労働時間が長い | 7. 雇用や身分が安定していない |
| 3. 夜勤や交替勤務がある | 8. 職場の理解が得られない |
| 4. 残業が多い | 9. その他 () |
| 5. 休みが取りにくい | |

問9 現在、あなたは仕事を持っていますか。(〇印は1つ)

- | | |
|-----------|---------------|
| 1. 持っている | → このページの間9-1へ |
| 2. 持っていない | → 7ページの間9-9へ |

■現在、仕事を持っている方におたずねします

問9-1 あなたの仕事は、次の中のどれにあてはまりますか。(〇印は1つ)

- | | |
|------------|------------|
| 1. 自営業主 | 5. パートタイマー |
| 2. 家族従業者 | 6. 臨時・日雇など |
| 3. 正社員・正職員 | 7. 内職 |
| 4. 派遣・契約社員 | 8. その他 () |

問9-2 仕事の内容(職種)は、次の中のどれにあてはまりますか。(〇印は1つ)

- | |
|--|
| 1. 専門的・技術的職業 (医師、看護師、保健師、保育士、教員など) |
| 2. 管理的職業 (会社や団体の役員など) |
| 3. 事務 (一般事務のほか、外勤事務を含む) |
| 4. 販売 (商品の販売、店主、店員、セールスなど) |
| 5. 運輸・通信 (トラック運転手・助手、荷役などの作業員、通信従事者など) |
| 6. 技能的職業 (製造、加工、組立、修理、建設などの従事者など) |
| 7. サービス業 (飲食店、理容・美容店、接客やサービス業従事者、保安など) |
| 8. その他 () |

問9-3 いまの仕事は、主にどんな方法で探しましたか。(〇印は1つ)

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1. 公共職業安定所(ハローワーク)の紹介 | 7. 新聞などの求人広告 |
| 2. 就業・自立支援センター | 8. 企業の募集のチラシ |
| 3. 子育て女性就職支援センター | 9. インターネット |
| 4. 友人・知人の紹介 | 10. その他 () |
| 5. 家族や親せきの紹介 | 11. 探す必要はなかった |
| 6. 学校の紹介 | |

問9-4 あなたは、いまの勤務先に勤めはじめて（自営、農業などの方はいまの仕事をはじめて）何年くらいになりますか。（○印は1つ）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 1年未満 | 6. 5～10年未満 |
| 2. 1～2年未満 | 7. 10～15年未満 |
| 3. 2～3年未満 | 8. 15～20年未満 |
| 4. 3～4年未満 | 9. 20～30年未満 |
| 5. 4～5年未満 | 10. 30年以上 |

問9-5 あなたのふだんの勤務時間（残業を含む）はどのようになっていますか。また、仕事が終わって帰宅するのは何時ごろですか。午前・午後いずれかを○印で囲み、に時刻をご記入ください。日によって時間が異なる場合は、多い時間を記入してください。

ア. 勤務時間	午前・午後	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	から
	午前・午後	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	まで 仕事をして
イ. 帰宅時刻	午前・午後	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	ごろ 帰宅する

問9-6 あなたの仕事による収入は、平均すると1か月に手取りでどのくらいになりますか。賞与（ボーナス）など臨時的に支給されるものは除きます。（○印は1つ）

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 5万円未満 | 4. 15～20万円未満 | 7. 30～40万円未満 |
| 2. 5～10万円未満 | 5. 20～25万円未満 | 8. 40～50万円未満 |
| 3. 10～15万円未満 | 6. 25～30万円未満 | 9. 50万円以上 |

問9-7 あなたは、いまの仕事続ける上で、不安や不満、悩みなどがありますか。（○印は3つまで）

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1. 勤め先が遠い | 8. 雇用や身分が不安定 |
| 2. 労働時間が長い | 9. 昇給・昇進が遅い |
| 3. 夜勤や交替勤務がある | 10. 仕事に向いていない |
| 4. 残業が多い | 11. 仕事がかつい |
| 5. 休みが取りにくい | 12. 職場の人間関係 |
| 6. 収入が少ない | 13. その他（ <input type="text"/> ） |
| 7. 税金が高い | 14. 特にない |

問9-8 あなたは、いまの仕事を手続き後も続けたいと思いますか。（○印は1つ）

- | |
|---------------|
| 1. いまの仕事の続けたい |
| 2. 他の仕事に変わりたい |
| 3. 仕事をやめたい |

■現在、仕事を持っていない方におたずねします

問9-9 あなたが、いま仕事を持っていないのは主にどんな理由からですか。（○印は1つ）

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 1. 働かなくても経済的に困らない | 5. 自分の希望に合った仕事がない |
| 2. 自分が病気・病弱のため | 6. 仕事につく為の技能・技術の習得中 |
| 3. 子どもの世話や育児のため | 7. その他（ <input type="text"/> ） |
| 4. 子ども以外の家族の世話や介護のため | |

問9-10 あなたは今後、仕事を持ちたいと思いますか。（○印は1つ）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. いま仕事を探している | 3. 仕事を持つつもりはない |
| 2. そのうち仕事を持ちたい | 4. いまのところ分からない |

問9-10-1 （仕事を探している、仕事を持ちたいと答えた方に）では、どんな仕事を持ちたいと思いますか。（○印は1つ）

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 1. 自分で商売や事業をしたい | 5. パートとして勤めたい |
| 2. 家族の商売や事業を手伝いたい | 6. 臨時・日雇いとして勤めたい |
| 3. 正社員・正職員として勤めたい | 7. 家庭内で内職をしたい |
| 4. 派遣・契約社員として勤めたい | 8. その他（ <input type="text"/> ） |

問9-10-2 （仕事を探している、仕事を持ちたいと答えた方に）主にどのような方法で仕事を探しますか。（○印は1つ）

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| 1. 公共職業安定所（ハローワーク）の紹介 | 6. 学校の紹介 |
| 2. 就業・自立支援センター | 7. 新聞などの求人広告 |
| 3. 子育て女性就職支援センター | 8. 企業の募集のチラシ |
| 4. 友人・知人の紹介 | 9. インターネット |
| 5. 家族や親せきの紹介 | 10. その他（ <input type="text"/> ） |

◎ここからは全員の方におたずねします

問 10 あなたはいま、どんな資格や技術を持っていますか。そのなかで、現在の仕事に役立っているものはありますか。また、今後新たに取得したい資格や技術はありますか。(○印はそれぞれ3つまで)

	現 状		→	今 後
	持っている 資格や技術	役立っている 資格や技術		取得したい 資格や技術
自動車運転免許	1	1	→	1
原付バイクの運転免許	2	2	→	2
栄養士・調理師など	3	3	→	3
保育士・教員など	4	4	→	4
看護師・保健師など	5	5	→	5
医療事務	6	6	→	6
理容師・美容師など	7	7	→	7
和洋裁・編物・着付など	8	8	→	8
茶道・華道・書道など	9	9	→	9
簿記	10	10	→	10
珠算・速記など	11	11	→	11
パソコン・ワープロ	12	12	→	12
コンピュータ処理技術	13	13	→	13
外国語(会話)	14	14	→	14
ホームヘルパー・介護福祉士	15	15	→	15
その他()	16	16	→	16
特にない	17	17	→	17

問 11 あなたの最終学歴は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

1. 中学校	3. 短大・高専	5. 大学
2. 高校	4. 専門学校	6. 大学院

■住宅についておたずねします

問 12 あなたが、いまの住宅に住みはじめたのはいつ頃からですか。(○印は1つ)

1. 母子家庭になった後から 2. 母子家庭になる前から

問 12-1 (母子家庭になった後、いまの住宅に住んでいる方に) いまの住宅に住む前は、どちらに住んでいましたか。久留米市内、市外のいずれかを選び、市外の場合は都道府県名・市町村名を記入してください。(○印は1つ)

1. 久留米市内
2. 市 外 → () 都・道・府・県 () 市・町・村

問 13 あなたのいまの住居形態は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

1. 自分名義の持ち家	6. 民間借家・アパートなど
2. 家族名義の持ち家	7. 社宅・寮・官舎・公舎
3. 親せきなどの家に同居	8. 母子生活支援施設(母子寮)
4. 県営住宅・市営住宅	9. その他()
5. UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	

問 13-1 (借家と答えた方に) 1か月の家賃はどのくらいですか。管理費・共益費、光熱費などは除きます。(○印は1つ)

1. 1万円未満	6. 3～4万円未満
2. 1万～1万5,000円未満	7. 4～5万円未満
3. 1万5,000～2万円未満	8. 5～7万円未満
4. 2万～2万5,000円未満	9. 7万円以上
5. 2万5,000～3万円未満	10. 支払っていない

問 14 あなたは、いまの住宅に何か不満、悩みなどがありますか。(○印は3つまで)

1. 家がせまい	7. 日当たり、風通しがよくない
2. 家が高い	8. 近所づきあいがよくない
3. 間取りや設備がよくない	9. 子どもの養育環境がよくない
4. 家賃、または住宅ローンが高い	10. 家主とのトラブルがある
5. 生活に不便	11. その他()
6. 通勤・通学に不便	12. 特にない

問 15 あなたは、いまの住宅に住み続けたいと思いますか。(〇印は1つ)

1. 住み続けたい	2. 転居したい	3. どちらともいえない
-----------	----------	--------------

問 15-1 (転居したいと答えた方に) あなたは、公営住宅(県営住宅・市営住宅)への入居を希望しますか。(〇印は1つ)

1. 入居を希望する	2. 入居を希望しない
------------	-------------

■生活実態についておたずねします

問 16 あなたの世帯の生活費は、主に何によってまかなわれていますか。(〇印は1つ)

1. 自分の主な仕事による収入	4. 年金(遺族基礎年金など)
2. 子どもや家族の仕事による収入	5. 慰謝料・養育費など
3. 生活保護	6. その他()

問 17 問 16 の収入以外にはどんな収入がありますか。(〇印はいくつでも)

1. 児童扶養手当	6. 年金(遺族基礎年金など)
2. 自分の仕事による収入	7. 慰謝料・養育費など
3. 自分の副業による収入	8. その他()
4. 子どもや家族の仕事による収入	9. ほかに収入はない
5. 生活保護	

問 18 あなたの世帯全員の1年間の収入(児童扶養手当、年金、養育費等も含めて)は、税込みでどのくらいですか。ただし、生活保護による収入は除きます。(〇印は1つ)

1. 収入はない	5. 200~300万円未満	9. 700~1,000万円未満
2. 100万円未満	6. 300~400万円未満	10. 1,000万円以上
3. 100~150万円未満	7. 400~500万円未満	
4. 150~200万円未満	8. 500~700万円未満	

問 19 あなたの所得に所得税や市町村民税はかかっていますか。(〇印はそれぞれ1つ)

ア. 所得税	1. かかっている	2. かかっていない
イ. 市町村民税	1. かかっている	2. かかっていない

問 20 あなたの家計の状態は、次の中のどれにあてはまりますか。(〇印は1つ)

1. 十分やっているとける	3. 時々赤字になる
2. だいたいやっているとける	4. とても足りない

問 21 あなたにとって、いま現在、不足している費用はありますか。(〇印は3つまで)

1. 日常生活費(食費・衣料費・光熱費など)
2. 就職のための費用(就職のための技能習得、就職準備の費用)
3. 事業の開始、継続のための費用
4. 療養のための費用
5. 子どもの就学、通学のための費用
6. 子どもの結婚のための費用
7. 住宅の増改築、新築などのための費用
8. 住宅の転居のための費用
9. その他()
10. 特にない

■健康状況についておたずねします

問 22 あなたの健康状態は、いかがですか。(〇印は1つ)

1. 健康	3. 病気がち
2. おおむね健康	4. 病気

問 23 もしも、あなたが重い病気にかかったり、入院した場合、あなたの身の回りの世話は、主にどなたがしますか。(〇印は1つ)

1. 子どもや家族	4. 介護人(家庭生活支援員)
2. 実家や親せきの人	5. その他()
3. 友人・知人	6. 世話をしてくれる人がいない

問 24 また、あなたのお子さんが重い病気にかかったり、入院した場合、お子さんの身の回りの世話は、主にどなたがしますか。(〇印は1つ)

1. 自分本人	5. 介護人(家庭生活支援員)
2. 子どもや家族	6. その他()
3. 実家や親せきの人	7. 世話をしてくれる人がいない
4. 友人・知人	

問 25 あなたの医療保険（健康保険証）は、次の中のどれにあてはまりますか。
（○印は1つ）

1. 国民健康保険
2. 社会保険など（会社の健康保険）
3. 社会保険などに加入しているが、一部は医療扶助（生活保護）
4. 医療扶助（生活保護）
5. その他（ ）
6. 加入していない

■ お子さんのことについておたずねします

問 26 あなたは、お子さんとの団らんの時間がどのくらい取れていますか。仕事をしている日、仕事が休みの日それぞれについて、あてはまるものを選んでください。
（○印はそれぞれ1つずつ）

ア. 仕事をしている日	1. 十分取れている 2. まあ取れている	3. あまり取れていない 4. まったく取れていない
イ. 仕事が休みの日	1. 十分取れている 2. まあ取れている	3. あまり取れていない 4. まったく取れていない

問 27 あなたは、お子さんについて何か悩みを持っていますか。（○印は3つまで）

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------|
| 1. 育児 | 6. 結婚 | 11. いじめ |
| 2. しつけ | 7. 病気 | 12. その他（ ） |
| 3. 教育 | 8. 対話 | 13. 特にない |
| 4. 進学 | 9. 友人関係 | |
| 5. 就職 | 10. 非行 | |

問 28-1（小学校入学前のお子さんがある方に）あなたが仕事などで家を空けている時、そのお子さんを主に誰が世話をしていますか。（○印は1つ）

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 1. 認可保育所（保育園） | 7. 実家や親せきの人 |
| 2. 幼稚園 | 8. 友人・知人 |
| 3. 職場の託児所 | 9. その他（ ） |
| 4. 認可外保育所・ベビーホテル | 10. 誰も世話をしていない |
| 5. ファミリー・サポート・センター | 11. 子どもを置いて家を空けることはない |
| 6. 子どもや家族 | |

問 28-2（小学生のお子さんがある方に）学校が終わったあとに、そのお子さんを主に誰が世話をしていますか。（○印は1つ）

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1. 自分本人 | 5. 学童保育（放課後児童クラブ） |
| 2. 子どもや家族 | 6. ファミリー・サポート・センター |
| 3. 実家や親せきの人 | 7. その他（ ） |
| 4. 友人・知人 | 8. 誰も世話をしていない |

問 28-3（小学生・中学生のお子さんがある方に）学校が終わったあとに、子どもがひとり（子どもだけ）になる時間がありますか。（○印は1つ）

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問 28-3-1（はいと答えた方に）子どもがひとり（子どもだけ）になる時間は、1日あたりどれくらいですか。（○印は1つ）

- | | | |
|-----------|---------|----------------|
| 1. 1時間以内 | 3. 約2時間 | 5. 約4時間 |
| 2. 約1.5時間 | 4. 約3時間 | 6. 約5時間またはそれ以上 |

問 28-3-2（はいと答えた方に）子どもがひとり（子どもだけ）になる時間に、利用したい支援がありますか。（○印はいくつでも）

（小学生のお子さんがある方）

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1. 学習スペースの提供 | 5. 食事の提供 |
| 2. 学力向上のための指導 | 6. フリースペースの提供 |
| 3. 自主学習用教材の提供 | 7. 特にない |
| 4. 生活習慣（挨拶、片付け等）の指導 | 8. その他（ ） |

（中学生のお子さんがある方）

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1. 学習スペースの提供 | 6. 食事の提供 |
| 2. 学力向上のための指導 | 7. フリースペースの提供 |
| 3. 受験対策のための学習支援 | 8. 特にない |
| 4. 自主学習用教材の提供 | 9. その他（ ） |
| 5. 生活習慣（挨拶、片付け等）の指導 | |

問 28-4（高校生・短大・大学生、その他の学生のお子さんがある方に）そのお子さんの教育費として利用しているものがありますか。（○印はいくつでも）

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1. 母子父子寡婦福祉資金（修学資金） | 5. 実家や親せきなどからの援助 |
| 2. 公的機関の奨学金 | 6. その他（ ） |
| 3. 民間の奨学金 | 7. 何も利用していない |
| 4. 子ども自身のアルバイトや仕事 | |

問 29 あなたは、お子さんをどこまで進学させようと思いますか。(〇印は1つ)

- | | | |
|----------|---------|---------------|
| 1. 中学校 | 4. 専門学校 | 7. 子どもの意志に任せる |
| 2. 高校 | 5. 大学 | |
| 3. 短大・高専 | 6. 大学院 | |

■生活状況についておたずねします

問 30 あなたのふだんの近所づきあいはいかがですか。(〇印は1つ)

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. お互いに家を行き来する程度 | 3. あいさつをする程度 |
| 2. 会えば立ち話をする程度 | 4. つきあいはない |

問 31 あなたは毎日の生活で、どのようなことに生きがいを感じますか。(〇印は3つまで)

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1. 子どもの成長 | 5. 娯楽 | 9. その他 () |
| 2. 仕事 | 6. 地域活動 | 10. 特にない |
| 3. 趣味・スポーツ | 7. ボランティア活動 | |
| 4. 学習 | 8. 自立した生活 | |

問 32 あなたは、生活の上で、どんな不安や悩みがありますか。(〇印は3つまで)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 生活費 | 9. 家族関係 |
| 2. 事業を続けるための資金 | 10. 実家や親せきとの関係 |
| 3. 借金や負債の返済 | 11. 近所との関係 |
| 4. 仕事 | 12. 母子家庭に対する偏見 |
| 5. 住宅 | 13. 相談相手がいない |
| 6. 家事や身の回りのこと | 14. その他 () |
| 7. 病気や事故 | 15. 特にない |
| 8. 子ども | |

問 33 あなたは何か困った問題が起きた場合、誰に相談していますか。(〇印は3つまで)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 子どもや家族 | 8. 民生・児童委員 |
| 2. 実家や親せきの人 | 9. その他 () |
| 3. 近所の人 | 10. 自分で解決している |
| 4. 友人・知人 | 11. 相談相手がいない |
| 5. 他の母子家庭などの人 | 12. 相談窓口が分からない |
| 6. 就業自立支援センター | 13. 問題が起きたことはない |
| 7. 母子自立支援員・福祉事務所 | |

問 34 あなたの世帯では、炊事、掃除、洗濯などの家事を主に誰がしていますか。(〇印は1つ)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 自分本人 | 4. 祖父・祖母 |
| 2. 子ども | 5. 兄弟姉妹 |
| 3. 父母・義父母 | 6. その他 () |

問 35 ふだん家事をしている人が病気などの時は、代わりに主に誰が家事をしますか。(〇印は1つ)

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. 自分本人 | 5. 兄弟姉妹 |
| 2. 子ども | 6. その他 () |
| 3. 父母・義父母 | 7. 代わりに家事をする人はいない |
| 4. 祖父・祖母 | |

問 36 あなたは今後、どんな家族レクリエーションをしたいと思いますか。(〇印は3つまで)

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1. 映画・演劇鑑賞 | 5. 宿泊旅行(行き先) |
| 2. スポーツ観戦 | 6. その他 () |
| 3. スポーツなどをする | 7. 特にない |
| 4. 遊園地・動物園など日帰りの行楽 | |

問 37 ところであなたは、母子会(母子寡婦福祉会)に加入していますか。(〇印は1つ)

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1. 加入している | 2. 加入していない → 問 37-2 へ |
|-----------|-----------------------|

問 37-1 (加入していると答えた方に) 加入して良かったことはありますか。(〇印は3つまで)

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 知り合いが増えた | 5. 新しい情報がもらえる |
| 2. 相談する相手ができる | 6. その他 () |
| 3. 福祉施策を紹介された | 7. 特にない |
| 4. レクリエーションなどが豊富 | |

問 37-2 (加入していないと答えた方に) 加入していない理由は。(〇印は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 気が進まない | 3. 母子会を知らない |
| 2. 母子会に関心がない | 4. その他 () |

問 37-3 (加入していないと答えた方に) では、今後はいかがですか。(〇印は1つ)

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| 1. 加入したい | 2. 加入したくない | 3. 加入の必要性を感じない |
|----------|------------|----------------|

問 38 あなたには結婚の意思がありますか。(〇印は1つ)

- | | |
|----------|------------|
| 1. 結婚したい | 3. 結婚したくない |
| 2. 復縁したい | 4. 分からない |

■子ども・子育て支援に関する施策・制度についておたずねします

問 39 あなたのお子さんのことで、なにかお困りごとはありますか。(〇印は1つ)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問 39-1 (あると答えた方へ) それは、どのようなお困りごとですか。(〇印は3つまで)

- | |
|---|
| 1. 子どものための生活必需品が不足している
2. 子どもの学力が不足している、進学に不安がある
3. 子どもが病気の時に、病院に連れて行くことができない
4. 子どもに朝食の欠食がある
5. 子どものことで、困ったときに相談できる人がいない
6. その他 () |
|---|

問 39-2 (全員の方へ) あなたのお子さんのために、充実してほしいと思う市の施策を選んでください。(〇印は3つまで)

- | |
|--|
| 1. 就学援助や奨学金などの経済的支援
2. 無料の学習塾などの学習支援
3. 身近な場所で開かれる子ども食堂
4. 夜間、子どもだけで過ごす場合の居場所づくり
5. いじめや不登校への対策
6. 利用しやすい学童保育所
7. 子育ての不安や悩みなどを相談できる窓口の整備
8. その他 () |
|--|

■母子家庭のための福祉施策(公的機関や制度)についておたずねします

※次ページ(P18)「制度の説明」を参照してください。

問 40 あなたは、次のような公的機関や制度を利用したことがありますか。次にあげる公的機関や制度についてそれぞれあてはまるものを1つずつ選んでください。また、今後引き続き、あるいは新たに利用したいと思うものをすべて選んでください。

区分	制度番号	公的機関及び制度	現 状			今 後
			利用したこと がある	知っている が、利用した ことがない	知らない	
公的 機 関	①	福祉事務所(家庭子ども相談課)	1	2	3	1
	②	母子寡婦福祉会(母子会)	1	2	3	→ 2
	③	児童相談所	1	2	3	→ 3
	④	公共職業安定所(ハローワーク)	1	2	3	→ 4
	⑤	母子生活支援施設(母子寮)	1	2	3	→ 5
制 度	⑥	母子父子寡婦福祉資金貸付金	1	2	3	→ 6
	⑦	ひとり親家庭等医療制度	1	2	3	→ 7
	⑧	公営住宅の優先入居	1	2	3	→ 8
	⑨	自立支援教育訓練給付金制度	1	2	3	→ 9
	⑩	高等職業訓練促進給付金制度	1	2	3	→ 10
	⑪	高卒認定試験合格支援	1	2	3	→ 11
	⑫	日常生活支援事業	1	2	3	→ 12
	⑬	就業・自立支援センター	1	2	3	→ 13
	⑭	ファミリー・サポート・センター 利用料助成制度	1	2	3	→ 14
	⑮	児童扶養手当	1	2	3	→ 15
	⑯	J R通勤定期の割引制度	1	2	3	→ 16
		その他 ()	1	2	3	→ 17

「制度の説明」

区分	制度番号	公的機関及び制度	説明
公的機関	①	福祉事務所 (家庭子ども相談課)	社会福祉に関する業務を行っています。母子家庭や父子家庭、寡婦のための制度などを案内しています。
	②	母子寡婦福祉会 (母子会)	ひとり親家庭の方々が親睦と生活の向上を図るために、レクリエーションなど楽しい行事や研修などを行う団体です。
	③	児童相談所	18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、地域住民からの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う公的機関です。
	④	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業相談や職業紹介などの求職手続きや失業等給付や教育訓練給付などを受けるための雇用保険手続きといった求職者向けのサービスを提供する公的機関です。
	⑤	母子生活支援施設 (母子寮)	母子家庭の母と18歳未満の児童を共に保護し、生活、教育、就職等、自立に向けて援助する施設です。
制度	⑥	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するための資金を無利子または低利でお貸しする制度です。
	⑦	ひとり親家庭等医療制度	ひとり親家庭の親及び児童等が病院にかかったときの自己負担額の一部を助成する制度です。
	⑧	公営住宅の優先入居	ひとり親家庭の親が市営住宅や県営住宅を応募する場合、優先して入居できる制度です。
	⑨	自立支援教育訓練給付金制度	ひとり親家庭の親が就職につながる能力開発のために、指定した講座を受講する際に支給される制度です。
	⑩	高等職業訓練促進給付金制度	ひとり親家庭の親が看護師などの就職に有利な資格を取得する際に支給される制度です。
	⑪	高卒認定試験合格支援	ひとり親家庭の親または子が高卒認定試験合格をめざす場合に、対策講座受講費の一部を支給する制度です。
	⑫	日常生活支援事業	ひとり親家庭の親が修学や疾病等により、一時的に生活支援が必要なときに家庭生活支援員を派遣する制度です。
	⑬	就業・自立支援センター	ひとり親家庭の親に、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業サービスを提供する制度です。
	⑭	ファミリー・サポート・センター利用料助成制度	一時的な子育てを助け合う有償ボランティア制度であるファミリー・サポート・センターをひとり親家庭等の親が利用した場合、利用料の一部を助成する制度です。
	⑮	児童扶養手当	ひとり親家庭の親などで18歳までの児童または20歳未満の障害児を養育し、他の公的年金を受けていない場合に支給される制度です。
	⑯	JR通勤定期の割引制度	児童扶養手当を受給中の世帯の方が、JRの列車で通勤する場合、定期券が割引される制度です。

問 41 あなたは、母子家庭に関する国や県・市町村の施策で、特にどのようなことを望んでいますか。(〇印は3つまで)

1. 職業訓練の場や働く機会を増やす
2. 県営住宅や市営住宅を増やす
3. 年金・手当などを充実する
4. 健康診査や保健相談・指導を充実する
5. 医療保障を充実する
6. 保育所や学童保育(放課後児童クラブ)などを充実する
7. 病後児保育を充実する
8. 生活上の不安や悩みの相談窓口を充実する
9. 学習や教養の講座などに参加できる機会を増やす
10. スポーツやレクリエーションに参加できる機会を増やす
11. 交際や結婚などを相談できる窓口をつくる
12. 様々な施設や制度のPRを充実する
13. 民間のボランティアや社会福祉団体を育成する
14. 母子家庭に対する偏見のない世の中をつくる
15. その他()
16. 特になし

■母子福祉行政に関して、あなたがらだん感じていること、ご意見・ご要望などがありましたら、自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

記入内容をお確かめの上、同封の返信用封筒でご返送ください。

久留米市家庭実態調査（父子）

平成28年10月
久留米市子ども未来部家庭子ども相談課

《ご協力をお願い》

この調査は、父子家庭の方々を対象にしています。この調査は無記名であり、調査結果をこの調査以外の目的に利用することはありません。また、記入を強制するものでもありません。ご多忙中とは思いますが、この調査の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

■ おことわり

調査のご協力をお願いする方は、久留米市住民基本台帳から調査の対象世帯に該当すると思われる方を無作為に抽出しました。

住民基本台帳上の世帯構成から抽出しましたので、実際は調査対象世帯に該当しない方にこの調査票をお送りしている場合があります。その場合は、お手数をおかけしますが、下の□内に×印を記入し同封の返信用封筒（切手不要）でご返送ください。

■ この調査で「父子家庭」とは

妻と死別または離婚し、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どものを扶養している家庭をいいます。

また、次のような方も含まれます。

- ① 妻の生死が明らかでない方。
- ② 妻から遺棄されている方。
- ③ 妻が海外にあるためその扶養を受けることができない方。
- ④ 妻が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方。
- ⑤ 妻が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方。
- ⑥ 婚姻によらないで父となった方で現に婚姻をしていない方。

■ 調査票の記入について

※ 質問につきましては、平成28年11月1日現在でご回答ください。

※ 各項目で「その他」にお答えいただいた方は、その内容を（ ）内に具体的に記入ください。

※ この調査票は記入が終わりましたら、返信用封筒でご返送ください。
締め切りは11月15日（火）とさせていただきます。

■ お問い合わせ先

この調査で不明の点、ご質問などがありましたら、下記までお問い合わせください。

（調査委託先）〒810-8721 福岡市中央区天神1丁目4番1号
株式会社西日本新聞社 お客さまセンター
「久留米市家庭実態調査」係
(TEL) 092-711-5313

■ 実施主体 久留米市子ども未来部家庭子ども相談課

■ 世帯の状況についておたずねします

問1 あなたの年齢は、次の中のどれにあてはまりますか。（○印は1つ）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 19歳以下 | 5. 35～39歳 | 9. 55～59歳 |
| 2. 20～24歳 | 6. 40～44歳 | 10. 60歳以上 |
| 3. 25～29歳 | 7. 45～49歳 | |
| 4. 30～34歳 | 8. 50～54歳 | |

問2 あなたの世帯の「同居家族数」は、あなたを含め「何人家族」ですか。下の□に現在の人数をご記入ください。

あなた自身を含めた同居家族数は → □ 人

問3 同居の家族はどなたがおられますか。（○印はいくつでも）

- | | | |
|--------------|----------|---------|
| 1. 20歳未満の子ども | 4. 母 | 7. 兄弟姉妹 |
| 2. 20歳以上の子ども | 5. 義父・義母 | 8. その他 |
| 3. 父 | 6. 祖父・祖母 | () |

問3-1 あなたのお子さん（20歳未満）の生年月を記入し、就学・就労状況のあてはまる番号1つに○印をつけてください。

※就職、進学などで別居しているお子さんも、20歳未満であれば記入してください。

生年月	就学・就労状況		
平成 □□年 □□月生	1. 通園していない乳児・幼児	5. 小学生	9. その他の学生
	2. 認可保育所・園に通園	6. 中学生	10. 仕事をしている子ども
	3. 認可外保育施設に通園	7. 高校生	11. 無職の子ども
	4. 幼稚園に通園	8. 短大生・大学生	12. その他
平成 □□年 □□月生	1. 通園していない乳児・幼児	5. 小学生	9. その他の学生
	2. 認可保育所・園に通園	6. 中学生	10. 仕事をしている子ども
	3. 認可外保育施設に通園	7. 高校生	11. 無職の子ども
	4. 幼稚園に通園	8. 短大生・大学生	12. その他
平成 □□年 □□月生	1. 通園していない乳児・幼児	5. 小学生	9. その他の学生
	2. 認可保育所・園に通園	6. 中学生	10. 仕事をしている子ども
	3. 認可外保育施設に通園	7. 高校生	11. 無職の子ども
	4. 幼稚園に通園	8. 短大生・大学生	12. その他
平成 □□年 □□月生	1. 通園していない乳児・幼児	5. 小学生	9. その他の学生
	2. 認可保育所・園に通園	6. 中学生	10. 仕事をしている子ども
	3. 認可外保育施設に通園	7. 高校生	11. 無職の子ども
	4. 幼稚園に通園	8. 短大生・大学生	12. その他

問7 父子家庭になった当時、父子福祉施策を、どのような方法で知りましたか。(○印は2つまで)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 市・県の広報 | 6. 友人・知人・近所の人 |
| 2. 市・県の窓口 | 7. 新聞・テレビなど |
| 3. 民生委員・児童委員 | 8. インターネット |
| 4. 実家や親せきの人 | 9. その他 () |
| 5. 離婚した妻やその家族 | 10. 知る手立てがなかった |

問8 父子家庭になった当時、あなたは何か仕事を持っていましたか。(○印は1つ)

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 1. <u>持っていた</u> | → 問8-1、8-2を答えたあと、次のページの間9へ |
| 2. 持っていなかった | → 次のページの間9へ |

問8-1 (持っていたと答えた方に) あなたの仕事は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

- | | |
|------------|------------|
| 1. 自営業主 | 5. パートタイマー |
| 2. 家族従業者 | 6. 臨時・日雇など |
| 3. 正社員・正職員 | 7. 内職 |
| 4. 派遣・契約社員 | 8. その他 () |

問8-2 (持っていたと答えた方に) あなたは父子家庭になったことを契機として転職又は退職をしましたか。(○印は1つ)

- | |
|----------------|
| 1. <u>転職した</u> |
| 2. <u>退職した</u> |
| 3. 転職・退職していない |

問8-2-1 (転職した又は退職したと答えた方に) 理由のうちあてはまるものを選んでください。(○印は1つ)

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 勤務先が遠い | 6. 収入が少ない |
| 2. 労働時間が長い | 7. 雇用や身分が安定していない |
| 3. 夜勤や交替勤務がある | 8. 職場の理解が得られない |
| 4. 残業が多い | 9. その他 () |
| 5. 休みが取りにくい | |

問9 現在、あなたは仕事を持っていますか。(○印は1つ)

- | | |
|-----------|---------------|
| 1. 持っている | → このページの間9-1へ |
| 2. 持っていない | → 7ページの間9-9へ |

■現在、仕事を持っている方におたずねします

問9-1 あなたの仕事は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

- | | |
|------------|------------|
| 1. 自営業主 | 5. パートタイマー |
| 2. 家族従業者 | 6. 臨時・日雇など |
| 3. 正社員・正職員 | 7. 内職 |
| 4. 派遣・契約社員 | 8. その他 () |

問9-2 仕事の内容(職種)は、次の中のどれにあてはまりますか。(○印は1つ)

- | |
|--|
| 1. 専門的・技術的職業 (医師、看護師、保健師、保育士、教員など) |
| 2. 管理的職業 (会社や団体の役員など) |
| 3. 事務 (一般事務のほか、外勤事務を含む) |
| 4. 販売 (商品の販売、店主、店員、セールスなど) |
| 5. 運輸・通信 (トラック運転手・助手、荷役などの作業員、通信従事者など) |
| 6. 技能的職業 (製造、加工、組立、修理、建設などの従事者など) |
| 7. サービス業 (飲食店、理容・美容店、接客やサービス業従事者、保安など) |
| 8. その他 () |

問9-3 いまの仕事は、主にどんな方法で探しましたか。(○印は1つ)

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1. 公共職業安定所(ハローワーク)の紹介 | 6. 新聞などの求人広告 |
| 2. 就業・自立支援センター | 7. 企業の募集のチラシ |
| 3. 友人・知人の紹介 | 8. インターネット |
| 4. 家族や親せきの紹介 | 9. その他 () |
| 5. 学校の紹介 | 10. 探す必要はなかった |

問9-4 あなたは、いまの勤務先に勤めはじめて（自営、農業などの方はいまの仕事をはじめて）何年くらいになりますか。（○印は1つ）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 1年未満 | 6. 5～10年未満 |
| 2. 1～2年未満 | 7. 10～15年未満 |
| 3. 2～3年未満 | 8. 15～20年未満 |
| 4. 3～4年未満 | 9. 20～30年未満 |
| 5. 4～5年未満 | 10. 30年以上 |

問9-5 あなたのふだんの勤務時間（残業を含む）はどのようになっていますか。また、仕事が終わって帰宅するのは何時ごろですか。午前・午後いずれかを○印で囲み、 に時刻をご記入ください。日によって時間が異なる場合は、多い時間を記入してください。

ア. 勤務時間	午前・午後	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	から
	午前・午後	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	まで 仕事をして
イ. 帰宅時刻	午前・午後	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	ごろ 帰宅する

問9-6 あなたの仕事による収入は、平均すると1か月に手取りでどのくらいになりますか。賞与（ボーナス）など臨時的に支給されるものは除きます。（○印は1つ）

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 5万円未満 | 4. 15～20万円未満 | 7. 30～40万円未満 |
| 2. 5～10万円未満 | 5. 20～25万円未満 | 8. 40～50万円未満 |
| 3. 10～15万円未満 | 6. 25～30万円未満 | 9. 50万円以上 |

問9-7 あなたは、いまの仕事続ける上で、不安や不満、悩みなどがありますか。（○印は3つまで）

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1. 勤め先が遠い | 8. 雇用や身分が不安定 |
| 2. 労働時間が長い | 9. 昇給・昇進が遅い |
| 3. 夜勤や交替勤務がある | 10. 仕事に向いていない |
| 4. 残業が多い | 11. 仕事がかたい |
| 5. 休みが取りにくい | 12. 職場の人間関係 |
| 6. 収入が少ない | 13. その他（ ） |
| 7. 税金が高い | 14. 特にない |

問9-8 あなたは、いまの仕事を今後も続けたいと思いますか。（○印は1つ）

- | |
|---------------|
| 1. いまの仕事が続けたい |
| 2. 他の仕事に変わりたい |
| 3. 仕事をやめたい |

■現在、仕事を持っていない方におたずねします

問9-9 あなたが、いま仕事を持っていないのは主にどんな理由からですか。（○印は1つ）

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 1. 働かなくても経済的に困らない | 5. 自分の希望に合った仕事がない |
| 2. 自分が病気・病弱のため | 6. 仕事につく為の技能・技術の習得中 |
| 3. 子どもの世話や育児のため | 7. その他（ ） |
| 4. 子ども以外の家族の世話や介護のため | |

問9-10 あなたは今後、仕事を持ちたいと思いますか。（○印は1つ）

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1. <u>いま仕事を探している</u> | 3. 仕事を持つつもりはない |
| 2. <u>そのうち仕事を持ちたい</u> | 4. いまのところ分からない |

問9-10-1 （仕事を探している、仕事を持ちたいと答えた方）には、どんな仕事を持ちたいと思いますか。（○印は1つ）

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 1. 自分で商売や事業をしたい | 5. パートとして勤めたい |
| 2. 家族の商売や事業を手伝いたい | 6. 臨時・日雇いとして勤めたい |
| 3. 正社員・正職員として勤めたい | 7. 家庭内で内職をしたい |
| 4. 派遣・契約社員として勤めたい | 8. その他（ ） |

問9-10-2 （仕事を探している、仕事を持ちたいと答えた方）主にどのような方法で仕事を探しますか。（○印は1つ）

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| 1. 公共職業安定所（ハローワーク）の紹介 | 6. 新聞などの求人広告 |
| 2. 就業・自立支援センター | 7. 企業の募集のチラシ |
| 3. 友人・知人の紹介 | 8. インターネット |
| 4. 家族や親せきの紹介 | 9. その他（ ） |
| 5. 学校の紹介 | |

◎ここからは全員の方におたずねします

問10-1 あなたは、いま資格や技術を持っていますか。もしあれば具体的に記入してください。(〇印は1つ)
自動車運転免許証を含みます。

1. ある → 具体的に記入 ()
2. ない

問10-2 あなたは、今後取りたいと思っている資格や技術がありますか。もしあれば具体的に記入してください。自動車運転免許証を含みます。(〇印は1つ)

1. ある → 具体的に記入 ()
2. ない

問11 あなたの最終学歴は、次の中のどれにあてはまりますか。(〇印は1つ)

1. 中学校	3. 短大・高専	5. 大学
2. 高校	4. 専門学校	6. 大学院

■住宅についておたずねします

問12 あなたが、いまの住宅に住みはじめたのはいつ頃からですか。(〇印は1つ)

1. 父子家庭になった後から
2. 父子家庭になる前から

問12-1 (父子家庭になった後、いまの住宅に住んでいる方に)いまの住宅に住む前は、どちらに住んでいましたか。久留米市内、市外のいずれかを選び、市外の場合は都道府県名・市町村名を記入してください。(〇印は1つ)

1. 久留米市内
2. 市 外 → () 都・道・府・県 () 市・町・村

問13 あなたのいまの住居形態は、次の中のどれにあてはまりますか。(〇印は1つ)

1. 自分名義の持ち家	5. UR (旧公団)・公社の賃貸住宅
2. 家族名義の持ち家	6. 民間借家・アパートなど
3. 親せきなどの家に同居	7. 社宅・寮・官舎・公舎
4. 県営住宅・市営住宅	8. その他 ()

問13-1 (借家と答えた方に)1か月の家賃はどのくらいですか。管理費・共益費、光熱費などは除きます。(〇印は1つ)

1. 1万円未満	6. 3～4万円未満
2. 1万～1万5,000円未満	7. 4～5万円未満
3. 1万5,000～2万円未満	8. 5～7万円未満
4. 2万～2万5,000円未満	9. 7万円以上
5. 2万5,000～3万円未満	10. 支払っていない

問14 あなたは、いまの住宅に何か不満、悩みなどがありますか。(〇印は3つまで)

1. 家がせまい	7. 日当たり、風通しがよくない
2. 家が古い	8. 近所づきあいがよくない
3. 間取りや設備がよくない	9. 子どもの養育環境がよくない
4. 家賃、または住宅ローンが高い	10. 家主とのトラブルがある
5. 生活に不便	11. その他 ()
6. 通勤・通学に不便	12. 特にない

問 15 あなたは、いまの住宅に住み続けたいと思いますか。(〇印は1つ)

1. 住み続けたい	2. 転居したい	3. どちらともいえない
-----------	----------	--------------

問 15-1 (転居したいと答えた方に) あなたは、公営住宅(県営住宅・市営住宅)への入居を希望しますか。(〇印は1つ)

1. 入居を希望する	2. 入居を希望しない
------------	-------------

■生活実態についておたずねします

問 16 あなたの世帯の生活費は、主に何によってまかなわれていますか。(〇印は1つ)

1. 自分の主な仕事による収入	4. 年金(遺族基礎年金など)
2. 子どもや家族の仕事による収入	5. 慰謝料・養育費など
3. 生活保護	6. その他()

問 17 問 16 の収入以外にはどんな収入がありますか。(〇印はいくつでも)

1. 児童扶養手当	6. 年金(遺族基礎年金など)
2. 自分の仕事による収入	7. 慰謝料・養育費など
3. 自分の副業による収入	8. その他()
4. 子どもや家族の仕事による収入	9. ほかに収入はない
5. 生活保護	

問 18 あなたの世帯全員の1年間の収入(児童扶養手当、年金、養育費等も含めて)は、税込みでどのくらいですか。ただし、生活保護による収入は除きます。(〇印は1つ)

1. 収入はない	5. 200~300万円未満	9. 700~1,000万円未満
2. 100万円未満	6. 300~400万円未満	10. 1,000万円以上
3. 100~150万円未満	7. 400~500万円未満	
4. 150~200万円未満	8. 500~700万円未満	

問 19 あなたの所得に所得税や市町村民税はかかっていますか。(〇印はそれぞれ1つ)

ア. 所得税	1. かかっている	2. かかっていない
イ. 市町村民税	1. かかっている	2. かかっていない

問 20 あなたの家計の状態は、次の中のどれにあてはまりますか。(〇印は1つ)

1. 十分やっつけている	3. 時々赤字になる
2. だいたいやっつけている	4. とても足りない

問 21 あなたにとって、いま現在、不足している費用はありますか。(〇印は3つまで)

1. 日常生活費(食費・衣料費・光熱費など)
2. 就職のための費用(就職のための技能習得、就職準備の費用)
3. 事業の開始、継続のための費用
4. 療養のための費用
5. 子どもの就学、通学のための費用
6. 子どもの結婚のための費用
7. 住宅の増改築、新築などのための費用
8. 住宅の転居のための費用
9. その他()
10. 特にない

■健康状況についておたずねします

問 22 あなたの健康状態は、いかがですか。(〇印は1つ)

1. 健康	3. 病気がち
2. おおむね健康	4. 病気

問 23 もしも、あなたが重い病気にかかったり、入院した場合、あなたの身の回りの世話は、主にどなたがしますか。(〇印は1つ)

1. 子どもや家族	4. 介護人(家庭生活支援員)
2. 実家や親せきの人	5. その他()
3. 友人・知人	6. 世話をしてくれる人がいない

問 24 また、あなたのお子さんが重い病気にかかったり、入院した場合、お子さんの身の回りの世話は、主にどなたがしますか。(〇印は1つ)

1. 自分本人	5. 介護人(家庭生活支援員)
2. 子どもや家族	6. その他()
3. 実家や親せきの人	7. 世話をしてくれる人がいない
4. 友人・知人	

問 25 あなたの医療保険（健康保険証）は、次の中のどれにあてはまりますか。
（○印は1つ）

1. 国民健康保険
2. 社会保険など（会社の健康保険）
3. 社会保険などに加入しているが、一部は医療扶助（生活保護）
4. 医療扶助（生活保護）
5. その他（ ）
6. 加入していない

■お子さんのことについておたずねします

問 26 あなたは、お子さんとの団らんの時間がどのくらい取れていますか。仕事をしている日、仕事が休みの日それぞれについて、あてはまるものを選んでください。
（○印はそれぞれ1つずつ）

ア. 仕事をしている日	1. 十分取れている 2. まあ取れている	3. あまり取れていない 4. まったく取れていない
イ. 仕事が休みの日	1. 十分取れている 2. まあ取れている	3. あまり取れていない 4. まったく取れていない

問 27 あなたは、お子さんについて何か悩みを持っていますか。（○印は3つまで）

- | | | |
|--------|---------|---------------------------------|
| 1. 育児 | 6. 結婚 | 11. いじめ |
| 2. しつけ | 7. 病気 | 12. その他（ ） |
| 3. 教育 | 8. 対話 | 13. 特にない |
| 4. 進学 | 9. 友人関係 | |
| 5. 就職 | 10. 非行 | |

問 28-1（小学校入学前のお子さんがある方に）あなたが仕事などで家を空けている時、そのお子さんを主に誰が世話をしていますか。（○印は1つ）

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1. 認可保育所（保育園） | 7. 実家や親せきの人 |
| 2. 幼稚園 | 8. 友人・知人 |
| 3. 職場の託児所 | 9. その他（ ） |
| 4. 認可外保育所・ベビーホテル | 10. 誰も世話をしていない |
| 5. ファミリー・サポート・センター | 11. 子どもを置いて家を空けることはない |
| 6. 子どもや家族 | |

問 28-2（小学生のお子さんがある方に）学校が終わったあとに、そのお子さんを主に誰が世話をしていますか。（○印は1つ）

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1. 自分本人 | 5. 学童保育（放課後児童クラブ） |
| 2. 子どもや家族 | 6. ファミリー・サポート・センター |
| 3. 実家や親せきの人 | 7. その他（ ） |
| 4. 友人・知人 | 8. 誰も世話をしていない |

問 28-3（小学生・中学生のお子さんがある方に）学校が終わったあとに、子どもがひとり（子どもだけ）になる時間がありますか。（○印は1つ）

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問 28-3-1（はいと答えた方に）子どもがひとり（子どもだけ）になる時間は、1日あたりどれくらいですか。（○印は1つ）

- | | | |
|-----------|---------|----------------|
| 1. 1時間以内 | 3. 約2時間 | 5. 約4時間 |
| 2. 約1.5時間 | 4. 約3時間 | 6. 約5時間またはそれ以上 |

問 28-3-2（はいと答えた方に）子どもがひとり（子どもだけ）になる時間に、利用したい支援がありますか。（○印はいくつでも）

（小学生のお子さんがある方）

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| 1. 学習スペースの提供 | 5. 食事の提供 |
| 2. 学力向上のための指導 | 6. フリースペースの提供 |
| 3. 自主学習用教材の提供 | 7. 特にない |
| 4. 生活習慣（挨拶、片付け等）の指導 | 8. その他（ ） |

（中学生のお子さんがある方）

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| 1. 学習スペースの提供 | 6. 食事の提供 |
| 2. 学力向上のための指導 | 7. フリースペースの提供 |
| 3. 受験対策のための学習支援 | 8. 特にない |
| 4. 自主学習用教材の提供 | 9. その他（ ） |
| 5. 生活習慣（挨拶、片付け等）の指導 | |

問 28-4（高校生・短大・大学生、その他の学生のお子さんがある方に）そのお子さんの教育費として利用しているものがありますか。（○印はいくつでも）

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| 1. 母子父子寡婦福祉資金（修学資金） | 5. 実家や親せきなどからの援助 |
| 2. 公的機関の奨学金 | 6. その他（ ） |
| 3. 民間の奨学金 | 7. 何も利用していない |
| 4. 子ども自身のアルバイトや仕事 | |

問 29 あなたは、お子さんをどこまで進学させようと思いますか。(〇印は1つ)

- | | | |
|----------|---------|---------------|
| 1. 中学校 | 4. 専門学校 | 7. 子どもの意志に任せる |
| 2. 高校 | 5. 大学 | |
| 3. 短大・高専 | 6. 大学院 | |

■生活状況についておたずねします

問 30 あなたのふだんの近所づきあいはいかがですか。(〇印は1つ)

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. お互いに家を行き来する程度 | 3. あいさつをする程度 |
| 2. 会えば立ち話をする程度 | 4. つきあいはない |

問 31 あなたは毎日の生活で、どのようなことに生きがいを感じますか。
(〇印は3つまで)

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1. 子どもの成長 | 5. 娯楽 | 9. その他 () |
| 2. 仕事 | 6. 地域活動 | 10. 特にない |
| 3. 趣味・スポーツ | 7. ボランティア活動 | |
| 4. 学習 | 8. 自立した生活 | |

問 32 あなたは、生活の上で、どんな不安や悩みがありますか。(〇印は3つまで)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 生活費 | 9. 家族関係 |
| 2. 事業を続けるための資金 | 10. 実家や親せきとの関係 |
| 3. 借金や負債の返済 | 11. 近所との関係 |
| 4. 仕事 | 12. 父子家庭に対する偏見 |
| 5. 住宅 | 13. 相談相手がない |
| 6. 家事や身の回りのこと | 14. その他 () |
| 7. 病気や事故 | 15. 特にない |
| 8. 子ども | |

問 33 あなたは何か困った問題が起きた場合、誰に相談していますか。(〇印は3つまで)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 子どもや家族 | 8. 民生委員・児童委員 |
| 2. 実家や親せきの人 | 9. その他 () |
| 3. 近所の人 | 10. 自分で解決している |
| 4. 友人・知人 | 11. 相談相手がない |
| 5. 他の父子家庭などの人 | 12. 相談窓口が分からない |
| 6. 就業・自立支援センター | 13. 問題が起きたことはない |
| 7. 父子自立支援員・福祉事務所 | |

問 34 あなたの世帯では、炊事、掃除、洗濯などの家事を主に誰がしていますか。
(〇印は1つ)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 自分本人 | 4. 祖父・祖母 |
| 2. 子ども | 5. 兄弟姉妹 |
| 3. 父母・義父母 | 6. その他 () |

問 35 ふだん家事をしている人が病気などの時は、代わりに主に誰が家事をしますか。
(〇印は1つ)

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. 自分本人 | 5. 兄弟姉妹 |
| 2. 子ども | 6. その他 () |
| 3. 父母・義父母 | 7. 代わりに家事をする人はいない |
| 4. 祖父・祖母 | |

問 36 あなたは今後、どんな家族レクリエーションをしたいと思いますか。
(〇印は3つまで)

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1. 映画・演劇鑑賞 | 5. 宿泊旅行(行き先) |
| 2. スポーツ観戦 | 6. その他 () |
| 3. スポーツなどをする | 7. 特にない |
| 4. 遊園地・動物園など日帰りの行楽 | |

問 37 ところであなたは、母子会(母子寡婦福祉会)に加入していますか。(〇印は1つ)

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1. 加入している | 2. 加入していない → 問 37-2 へ |
|-----------|-----------------------|

問 37-1 (加入していると答えた方に) 加入して良かったことはありますか。
(〇印は3つまで)

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 知り合いが増えた | 5. 新しい情報がもらえる |
| 2. 相談する相手ができる | 6. その他 () |
| 3. 福祉施策を紹介された | 7. 特にない |
| 4. レクリエーションなどが豊富 | |

問 37-2 (加入していないと答えた方に) 加入していない理由は。(〇印は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 気が進まない | 3. 母子会を知らない |
| 2. 母子会に関心がない | 4. その他 () |

問 37-3 (加入していないと答えた方に) では、今後はいかがですか。(〇印は1つ)

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| 1. 加入したい | 2. 加入したくない | 3. 加入の必要性を感じない |
|----------|------------|----------------|

「制度の説明」

区分	制度番号	公的機関及び制度	説明
公的機関	①	福祉事務所 (家庭子ども相談課)	社会福祉に関する業務を行っています。母子家庭や父子家庭、寡婦のための制度などを案内しています。
	②	母子寡婦福祉会 (母子会)	ひとり親家庭の方が親睦と生活の向上を図るために、レクリエーションなど楽しい行事や研修などを行う団体です。
	③	児童相談所	18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、地域住民からの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う公的機関です。
	④	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業相談や職業紹介などの求職手続きや失業等給付や教育訓練給付などを受けるための雇用保険手続きといった求職者向けのサービスを提供する公的機関です。
制度	⑤	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するための資金を無利子または低利でお貸しする制度です。
	⑥	ひとり親家庭等医療制度	ひとり親家庭の親及び児童等が病院にかかったときの自己負担額の一部を助成する制度です。
	⑦	公営住宅の優先入居	ひとり親家庭の親が市営住宅や県営住宅を応募する場合、優先して入居できる制度です。
	⑧	自立支援教育訓練給付金制度	ひとり親家庭の親が就職につながる能力開発のために、指定した講座を受講する際に支給される制度です。
	⑨	高等職業訓練促進給付金制度	ひとり親家庭の親が看護師などの就職に有利な資格を取得する際に支給される制度です。
	⑩	高卒認定試験合格支援	ひとり親家庭の親または子が高卒認定試験合格をめざす場合に、対策講座受講費の一部を支給する制度です。
	⑪	日常生活支援事業	ひとり親家庭の親が修学や疾病等により、一時的に生活支援が必要なときに家庭生活支援員を派遣する制度です。
	⑫	就業・自立支援センター	ひとり親家庭の父や母に、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業サービスを提供する制度です。
	⑬	ファミリー・サポート・センター利用料助成制度	一時的な子育てを助け合う有償ボランティア制度であるファミリー・サポート・センターをひとり親家庭等の親が利用した場合、利用料の一部を助成する制度です。
	⑭	児童扶養手当	ひとり親家庭の親などで18歳までの児童または18歳未満の障害児を養育し、他の公的年金を受けていない場合に支給される制度です。
	⑮	JR 通勤定期の割引制度	児童扶養手当を受給中の世帯の方が、JRの列車で通勤する場合、定期券が割引される制度です。

問 41 あなたは、父子家庭に関する国や県・市町村の施策で、特にどのようなことを望んでいますか。(〇印は3つまで)

1. 職業訓練の場や働く機会を増やす
2. 県営住宅や市営住宅を増やす
3. 年金・手当などを充実する
4. 健康診査や保健相談・指導を充実する
5. 医療保障を充実する
6. 保育所や学童保育(放課後児童クラブ)などを充実する
7. 病後児保育を充実する
8. 生活上の不安や悩みの相談窓口を充実する
9. 学習や教養の講座などに参加できる機会を増やす
10. スポーツやレクリエーションに参加できる機会を増やす
11. 交際や結婚などを相談できる窓口をつくる
12. 様々な施設や制度のPRを充実する
13. 民間のボランティアや社会福祉団体を育成する
14. 母子家庭に対する偏見のない世の中をつくる
15. その他()
16. 特になし

■父子福祉行政に関して、あなたがらだん感じていること、ご意見・ご要望などがありましたら、自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

記入内容をお確かめの上、同封の返信用封筒でご返送ください。

平成 28 年度
久留米市ひとり親家庭実態調査

平成 29 年 3 月発行
久留米市 子ども未来部家庭子ども相談課
〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3
電話 0942-30-9063
F A X 0942-30-9718

